

— 目 次 —

(12月9日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	5
出 席 議 員	7
欠 席 議 員	7
議会事務局職員出席者	7
説明のために出席した者	7
開会、開議宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
議長の諸般の報告	9
市長の行政報告	9
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	16
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告	21
対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告	23
認定第1号	24
認定第2号	26
認定第3号	26
認定第4号	26
認定第5号	26
認定第6号	26
認定第7号	26
認定第8号	26
認定第9号	26
認定第10号	26
認定第11号	26
承認第8号	30
議案第99号	32

議案第100号	48
議案第101号	48
議案第102号	49
議案第103号	49
議案第104号	49
議案第105号	49
議案第106号	49
議案第107号	49
議案第108号	58
議案第109号	58
議案第110号	58
議案第111号	58
議案第112号	63
議案第113号	63
議案第114号	63
議案第115号	68
議案第116号	71
諮問第2号	73
請願第3号	74
陳情第6号	74
散 会	74

(12月10日)

議 事 日 程	75
本日の会議に付した事件	75
出 席 議 員	75
欠 席 議 員	75
議会事務局職員出席者	75
説明のために出席した者	76
開議宣告	76
市政一般質問	77
6番 脇本 啓喜君	77

16番 小川 廣康君	87
11番 上野洋次郎君	98
17番 大部 初幸君	109
2番 小島 徳重君	120
散 会	132

(12月11日)

議 事 日 程	133
本日の会議に付した事件	133
出 席 議 員	133
欠 席 議 員	133
議会事務局職員出席者	133
説明のために出席した者	134
開議宣告	134
市政一般質問	134
13番 小宮 教義君	135
9番 長 信義君	146
1番 春田 新一君	157
15番 大浦 孝司君	168
4番 船越 洋一君	178
散 会	190

(12月12日)

議 事 日 程	191
本日の会議に付した事件	191
出 席 議 員	191
欠 席 議 員	191
議会事務局職員出席者	191
説明のために出席した者	192
開議宣告	192
市政一般質問	192
3番 入江 有紀君	193

10番 波田 政和君	204
散 会	215

(12月19日)

議 事 日 程	217
本日の会議に付した事件	217
出 席 議 員	218
欠 席 議 員	218
議会事務局職員出席者	218
説明のために出席した者	218
開議宣告	219
議案の撤回について	219
議案第99号	220
議案第112号	220
議案第113号	220
請願第3号	230
陳情第6号	230
議案第117号	232
発議第7号	233
発議第8号	235
閉 会	239
署 名	240

対馬市告示第82号

平成26年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年11月28日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成26年12月9日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
淵上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
小宮 教義君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	作元 義文君
山本 輝昭君	堀江 政武君

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○12月9日に応招しなかった議員

初村 久藏君

○12月10日に応招しなかった議員

小田 昭人君

初村 久藏君

○12月11日に応招しなかった議員

小田 昭人君

兵頭 栄君

議事日程(第1号)

平成26年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第8 認定第1号 平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第9 認定第2号 平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第10 認定第3号 平成25年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第11 認定第4号 平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について(継続審査)
- 日程第12 認定第5号 平成25年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について(継続審査)
- 日程第13 認定第6号 平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について(継続審査)
- 日程第14 認定第7号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出
決算の認定について(継続審査)
- 日程第15 認定第8号 平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決
算の認定について(継続審査)
- 日程第16 認定第9号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第17 認定第10号 平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決

算の認定について（継続審査）

- 日程第18 認定第11号 平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第20 議案第99号 平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第100号 平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第101号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第102号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第103号 平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第104号 平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第105号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第106号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第107号 平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第108号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第109号 対馬市総合センター条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第110号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第111号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第112号 観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第113号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第114号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第115号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小茂田地区）
- 日程第37 議案第116号 財産の処分について
- 日程第38 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第39 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
- 日程第40 陳情第6号 国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第8 認定第1号 平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第9 認定第2号 平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第10 認定第3号 平成25年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第11 認定第4号 平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第12 認定第5号 平成25年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第13 認定第6号 平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第14 認定第7号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第15 認定第8号 平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第16 認定第9号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第17 認定第10号 平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)

算の認定について（継続審査）

- 日程第18 認定第11号 平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第20 議案第99号 平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第100号 平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第101号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第102号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第103号 平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第104号 平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第105号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第106号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第107号 平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第108号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第109号 対馬市総合センター条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第110号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第111号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第112号 観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第113号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第114号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第115号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小茂田地区）
- 日程第37 議案第116号 財産の処分について
- 日程第38 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第39 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願

日程第40 陳情第6号 国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

出席議員（20名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員（1名）

14番 初村 久藏君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君

総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開会

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

報告します。初村久藏君より欠席の届け出がっております。

次に、配付しております議案及び予算資料の一部について配付の正誤表のとおり訂正の申し出がっております。上程前であり、議長がこれを許可しておりますので、御了承願います。

ただいまから平成26年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 政武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、長信義君及び波田政和君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（堀江 政武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付いたしております会期日程案のとおり、本日から12月19日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月19日までの11日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（堀江 政武君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から委員派遣に関する調査報告の提出がっておりますので、報告します。

総務文教常任委員会は、大分市、阿蘇市、菊池市を訪問し、小中一貫教育の取り組み及び廃校の活用状況について。

厚生常任委員会は、西海市、天草市を訪問し、特別養護老人ホームの民間移譲の効果及び問題点、学童保育と保育園の連携のあり方について。

産業建設常任委員会は、阿蘇郡高森町、八女郡広川町を訪問し、対馬産あか牛の競り状況及び遊休農地解消のための農業振興等について。

また、議会運営委員会は、筑紫野市、嬉野市、鹿島市、大牟田市を訪問し、議会運営について、それぞれ視察研修を行っております。

詳細につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（堀江 政武君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに、平成26年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席を賜り、衷心より御礼を申し上げます。

まず初めに、先月24日に発生いたしました市指定文化財盗難事件についてですが、2年前の仏像等の盗難事件が解決しない中での事件であり、非常に残念でなりません。

幸いその日のうちに犯人が逮捕され、文化財の流出もありませんでしたが、本市が進めております日韓交流に水を差す事件であり、まことに遺憾であります。

2年前の盗難事件を受け、対馬市では、平成24年に「文化財保存事業費補助金交付要綱」を改正し、防犯機器の設置や修繕に対する補助を80%にかさ上げし防犯対策を強化してまいりました。今後とも文化財所有者との協議を進め適切な処置を講じたいと考えております。

次に、9月定例会以降、今日までの主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、しまづくり戦略本部関連でございます。

対馬市創業支援会議の設置についてであります。10月に、新たな創業・起業における重点的な支援を行うことを目的に、産・学・官・金の11団体による対馬市創業支援会議を設置し、10月16日に第1回対馬市創業支援会議を開催いたしました。

この対馬市創業支援会議の役割は、国から平成26年10月31日に認定をいただいた対馬市創業支援事業計画に基づき、地域資源活用などによる創業事業の将来性や実現性を検討し、国・県・市における補助制度や融資制度への誘導・あっせん・創業後の各種サポートを実施するものであり、取り組みを進める中で雇用の創出と地域資源のさらなる活用を図っていきたいと考えております。

次に、地域の循環システムの主な取り組み経過について報告させていただきます。

まず、「海」の循環システムにつきましては、平成25年度に科学委員会報告書の策定をし、現在、市民向け啓発用の概要版を作成しているところです。今後は概要版により、市民皆様へ海洋環境の保全の必要性などをお知らせしながら、漁業関係者との話し合いのもと、海洋資源の持続的保全に向けた資源管理計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

次に、「森林」の循環システムについてですが、森林施業に係る新たな財源として、企業との間で二酸化炭素排出量の取引を行うJ-V E Rクレジット制度を、平成25年度から導入しております。

今後は、企業との大型取引を進めていく上では、クレジット発行量が少ない状況であり、森林組合と連携しながら、民有林の施業に伴うクレジット発行に向けた仕組みづくりを構築していきたいと考えております。

次に、「国際ビジネス」の循環システムであります。対馬産材の新たな需要を見出していくため、韓国ソウル近郊に、対馬産木材を活用したモデル住宅の展示を進めております。現在、対馬産木材輸出推進協議会に委託し、1月中にはモデル住宅が完成する予定です。

完成後、2月から3月にかけて、モデル住宅の展示を行い、韓国のニーズ調査や需要拡大に向けた対馬産木材のPRを実施していきたいと考えております。

以上が、現在の地域循環システムの主な取り組みでございますが、その他の取り組み状況につ

いては、お手元に配付させていただいております資料をご参照いただければと思います。

また、新しい地域循環システムとして、地域と大学との連携を目指した域学連携の地域循環システムに取り組みたいと考えております。域学連携事業は、新たな価値を創造した産業の創出が大きなテーマであります。地域活動の支援も一つの要素としており、大学と連携しながら、地域活動を促進し、地域人材の育成と地域活力の醸成などを図っていきたいと思います。

次に、対馬市高校魅力化構想懇話会の設置についてであります。

11月に、生徒数の減少などにより存続等が危惧される市内3高校の今後のあり方について協議する対馬市高校魅力化構想懇話会を設置いたしました。今後は、市内3高校の新しい取り組みをまとめた対馬市高校魅力化構想計画を策定し、長崎県などと協議をしながら、市内3高校のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、対馬どぶろく特区の認定についてであります。

11月28日、対馬市初となる構造改革特区として、対馬どぶろく特区の認定を受けております。

これは、対馬市内の民泊農家などで特定酒類の製造・提供が可能となるものであり、観光メニューの付加価値による交流人口の拡大と市内農作物の利活用の推進が期待できるものであります。

今後は、関係者に周知を図りながら、対馬どぶろく特区の活用推進を図っていきたいと思います。

次に、対馬地域新病院、仮称であります。交通アクセス検討委員会における交通アクセス計画についてでございます。

対馬地域新病院交通アクセス検討委員会は、新病院の開設に伴い、利用者の利便性・経済性等を考慮した交通アクセスの構築について検討することを目的に、関係機関で組織されておりますが、このたび検討委員会で、新病院への公共交通アクセスの現状と課題、検討に係る基本方針、具体的な施策等が協議され、計画書の素案を御提出いただきました。

現在、計画書に基づき、市の施策を含めまして関係機関との調整を行っているところです。

主な内容につきましては、厳原地区から新病院までの路線バスの便数は、1日27便を運行予定で、厳原南部・美津島町の方の新病院までの乗り継ぎの利便性とあわせまして、島内北部方面からの縦貫線等も新病院経由とすることで、九州運輸局、長崎県、対馬交通との調整を図っているところです。

運賃体系につきましては、交通費の負担軽減を図るため、回数券、フリーパス券等の導入について、関係機関と協議しながら調整をしております。

また、新病院開設に伴う渡海船の寄港地及び便数の変更、新設します市道グリーンピア・樽ヶ浜線のバス路線導入等、現在、新病院開設に合わせました公共交通の見直しを進めているところ

です。

次に、総務部関連でございます。

庁舎の避難訓練の実施についてであります。

9月定例会の一般質問がございました庁舎の避難訓練につきましては、答弁では11月5日に実施すると説明をしておりましたが、11月20日に日程を変更して約100名の職員により実施をいたしました。

訓練後、消防署の講評では、自衛消防隊はよく訓練され、避難者も真剣に訓練に取り組み、効果的な訓練であったと高評価をいただきました。

なお、反省点としましては、別館まで館内放送が十分に聞こえないとの意見が出されましたので、改善に努めたいと考えております。

また、11月19日に峰行政サービスセンター、11月20日に美津島行政サービスセンター、11月26日に上対馬振興部、12月1日に上県行政サービスセンターが訓練を実施いたしました。中対馬振興部は12月18日実施予定にしております。

今後も、災害等不測の事態において適切に避難誘導できるよう訓練を重ねたいと考えております。

次に、韓国語習得者枠での職員採用についてであります。

韓国の大学等で韓国語を学んだ若者に対し、対馬市に就職する機会を新たに設け、市政のことに貢献できる意欲のある職員を採用し、多様化する韓国との交流に対応していくことを目的として、12月8日から1月5日までの期間で韓国語習得職員の募集をしております。

採用は、平成27年4月1日を予定しており、受験資格は、韓国での留学経験が平成27年3月末現在で通算して4年以上ある方。または、通算して2年以上ある方で、ハングル能力検定試験2級以上の資格を有する方か、韓国語能力試験5級以上の資格を有する方が対象です。

試験は来年1月25日を予定しております。

次に、総合政策部関連でございます。

外来種ツマアカスズメバチの対処状況についてであります。

ツマアカスズメバチの対処状況について御報告いたします。

昨年度は56カ所の営巣が確認され、市で24カ所の営巣除去を行っておりますが、本年度は、6月から営巣の除去を開始し、現在までに89カ所の営巣を確認して59カ所の営巣を市で除去しております。

また、昨年度から国が主体となりツマアカスズメバチの分布状況調査や効率的な防除手法の検討調査が行われており、本年10月から環境省の直轄事業によるツマアカスズメバチの防除及び営巣箇所の探索事業により、対馬市で除去できなかった高所の巣や10月以降新たに発見された

巢の除去が行われております。

また、ツマアカスズメバチを特定外来生物に指定するための手続が環境省において進められており、早ければ本年度中に指定となる見込みとなっております。

市といたしましても、引き続きツマアカスズメバチの営巣情報の収集や初期の営巣除去への対応などツマアカスズメバチの拡散防止に向けて、国・県と連携を図りながら取り組みを進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

よりあい処つしま1周年記念イベントについてでございます。

昨年、11月22日にオープンした、よりあい処つしまが1周年を迎え、11月22日に来賓の方々をお迎えし、記念イベントとして対馬産養殖本マグロ「トロの華」の解体ショーを行いました。

11月20日から22日にかけては、よりあい処つしま隣接の駐車場で対馬物産展も開催し、対馬の物産PRを行いました。

また、店内では、11月20日から29日までの10日間、「トロの華」を使った鉄火丼などの期間限定メニューを提供し、好評をいただきました。

なお、よりあい処つしま御利用のお客様は、毎月2,000人ほどで、11月12日に2万4,000人を達成し、売り上げも順調に推移しており、多くの方に対馬のPRができたのではないかと思います。

今後も旬の食材を使った期間限定メニューの提供などのイベントを行い、対馬食材のPR、物産の販売促進に取り組んでいきたいと思っております。

次に、旧巖原幼稚園跡地についてでございます。

11月6日に文化庁記念物課を訪問し、旧巖原幼稚園跡地の利用について協議要望を行いました。幼稚園跡地につきましては、現在、観光バスの一時乗降場所として利用を行っており、文化庁より来年の3月までは、その利用の承認もいただいております。

今回、来年4月以降についても、引き続き、当分の間、観光バスの一時乗降所として利用していくことについて要望を行ったところであります。

協議の結果、文化庁の主任調査官におかれては、史跡区域外に用地の確保が困難であることを御理解いただき、土地活用のあり方については、今後も十分時間をかけ、将来的方向性を検討していくこととし、それまでの期間は、暫定的に、現在の利用方法を継続していくことで、御理解をいただいたところであります。

今後は、現在取り組んでおります周辺整備計画の策定を含め、文化庁とも十分協議を行いながら、将来的な方向性を打ち出してまいりたいと考えております。

次に、市民生活部関連でございます。

「2014日韓市民ビーチクリーンアップ」についてでございます。10月5日、井口浜海水浴場で「2014日韓市民ビーチクリーンアップ」を実施しました。市民ボランティア約160名と韓国の釜山外国語大学の学生など108名が参加して海岸清掃を行い、木くず、発泡スチロールなど約130立方メートルの漂着ごみを回収しました。

次に、農林水産部関連でございます。

対馬食通祭についてでございますが、この対馬食通祭は、対馬産の農産物や水産物の消費拡大と地産地消を図り、島の食材のよさを確認し、この魅力を一つの誇りとし島全体で共有していこうと昨年より開催しておりますが、本年度は、11月9日から翌年1月25日まで3カ月間開催いたします。島内45店舗が加盟し、旬な魚や農水産物を使った自慢の料理、水産加工品を提供いただいております。

11月23日には、オープニングイベントとして、厳原町漁協荷さばき所付近において、対馬食通祭、対馬産食べつくしイベントを開催しました。

イベントには、漁協から厳原町漁協・阿須湾漁協の2漁協、対馬農協、水産加工業者から4業者、活動団体として、対馬認定農業者連絡協議会、厳原町漁協女性部、食生活改善推進協議会厳原支部に出店いただき、対馬の旬の食材を延べ約1,000人を超える来場者に堪能していただきました。

また、ことしは、市役所の有害鳥獣対策室も出店し、イノシシ・鹿肉を活用した、しし汁、イノシシ肉ソーセージ、鹿肉ソーセージの試食でそれぞれ350食を提供いたしました。試食された皆さまからはおいしいとの評価をいただいたところであります。

次に、長崎県生活研究グループ連絡会県大会 in 国境の島対馬が12月2日から3日の日程で県内の生活研究グループ会員119人が参加し開催をされました。

当生活研究グループは、会員の農業経営及び農村生活の向上を目指し、男女共同参画の推進活動や、郷土料理、農産加工品の伝承の実践、農産物直売所や農産物加工所の企業活動、食育指導を行う担い手女性組織として地域農業の振興と地域活性化に取り組んでいます。

本年度は対馬に県下全員が集い、原木シイタケ、あか牛、対州そば、ニホンミツバチなど、他地区にはない対馬ならではの農林業の実際を学ぶとともに、対馬における地産地消の取り組みや加工活動、また、島外の人材が離島の活性化を行う島おこし協働隊との連携活動等について情報交換が行われました。

次に、中対馬振興部関連でございます。

対馬市市営旅客定期航路船舶建造工事についてであります。

平成26年9月19日に、対馬市市営旅客定期航路船舶建造工事に係る公募型プロポーザル募集公告を実施したところ、10月6日の参加申し込み期日までに1社応募があり、10月28日

には提案者であるヤンマー船用システム株式会社福岡支店のプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。

評価委員会で審査の結果、定められた評価基準を満たしていること、航路改善計画に沿った適した提案であること等から同社を受託者と決定いたしました。新造船は現在、船体の型枠製作中で、平成27年3月31日の完成を予定しております。

なお、市営航路につきましては、観光への利活用も重要なことから、関係部局とも協議を進めていながら、収入増につなげていきたいと考えております。

次に、上対馬振興部関連でございます。

10月26日、三宇田海水浴場で対馬国境花火大会を開催しました。会場を訪れた7,000人を超える観客は、B-1グランプリやステージイベントのほか、直径約500メートルの花火など1時間にわたって三宇田の夜空を彩った1万発の花火を堪能しました。

また、B-1グランプリコーナーでは、4,700食用意した食材が完売する盛況ぶりでした。

なお、この模様は、11月11日に、NHKで45分のドキュメンタリー番組「対馬とプサン海峡を超えた花火大会」として、花火に携わった人々の思いが放映され、再放送がこの12月5日にも放映されたところです。

次に、教育委員会事務局関連でございますが、長崎がんばらんば国体パワーリフティング競技についてでございます。

10月19日、長崎国体のデモンストレーションとしてのスポーツ行事であるパワーリフティング競技大会を対馬高校体育館で開催いたしました。

大会には27名の出場があり、対馬市内からは7名の参加で、そのうち3名は大会会場となった対馬高校生のエントリーでした。

観戦には約350名が訪れましたが、おもてなし事業として、対馬市生活研究グループ連絡会の皆様の御協力により、郷土料理振る舞いコーナーが設置され、準備されたろくべえ200食が完食となり、本市として、45年ぶりの長崎国体の一端を担うことができたものと思っております。

以上、9月定例会以降の主な事項について、申し上げます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、専決処分の承認1件、平成26年度一般会計補正予算など9件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定3件、あらたに生じた土地の確認及び区域変更1件、財産処分について1件、諮問1件など、合わせて20件の案件について、御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思っておりますので、何とぞ、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会期中に追加議案として、仮称ではございますが、上対馬・上県学校給食共同調理場新築工事に係る財産取得契約の締結についての1議案を上程することとしております。あわせて御審議くださいますようお願いいたします。

以上、開会にあたっての挨拶といたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第5、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 対馬市議会議長、堀江政武様、厚生常任委員会委員長、脇本啓喜、厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成26年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査内容と、その概要を同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、10月24日16時より平成25年度特別会計決算の審査に引き続き開催しました。今回の審査項目は、以下の2項目で、それぞれ各担当部長及び課長より説明を受けた後に、質疑応答を行いました。

1番、対馬いづはら病院跡利用の進捗状況について。

担当部説明の概要。

①池友会との協議について。

現在、6回の協議を行い、回復期病床50床、一般病床10床、外来診療を実施することで合意している。事業運営者は、議会において社会医療法人財団池友会と報告したが、同会は社会医療法人であり県外での事業制約があるため、グループ内の一般社団法人巨樹の会が事業運営者になるということで協議を進めている。跡利用の介護施設等についても前向きに検討するとの話をいただいている。

②県との協議について。

病床問題についての協議を行い、平成18年厚労省通知による特例的な取り扱いで折衝を進めている。池友会との大筋合意発表後、県等との協議を行い、跡利用病院問題については市・県・病院企業団の三者で協議を行うこととなり、10月28日に、病床問題、新病院と跡利用病院との連携等について1回目の協議を行う予定であり、来年2月に開催される県の医療審議会において審議いただけるよう進めているところである。

③介護施設整備等について。

福祉部、保健部においては、跡利用施設の形態、介護保険事業計画への掲載等について協議した結果、特別養護老人ホーム定員50名を予定しており、9月末の県ヒアリングにおいても提案済みである。多床式か、ユニット型（個室）とかの形態については検討が必要である。

質疑応答の概要。

①池友会との協議について。

質問、建物の所有権移転の流れはどうか。

答弁、企業団との詳細協議をまだしていない状況です。

質問、設立予定日はいつごろになるのか。

答弁、早期設立を目指すが、現在のところは不明。

質問、合計60床の病院となれば、新病院の経営を圧迫するのではないか。

答弁、跡利用地の病院機能は新病院の経営を圧迫しないように、新病院の病院機能を補完する機能を予定しており、心配はないと思われる。

質問、回復期リハビリテーション病床は、原則2カ月間の入院が限度とされている。新型老健は終身入所が可能であり、かつ介護保険の適用となり、入所者の負担も軽減され、理学療法士等の医療従事者確保において新病院との競合も多少なりとも回避できる。病院に拘泥せず、有床診療所19床以下とし、新型老健とのケアミックスとする検討は行ったか。

答弁、そのような検討は行っていない。

②県との協議について。

質問、そもそも新病院建設を決定した当初、跡利用は介護施設のみを予定していた。病院企業団が納得する形で跡利用を行なわなければ、お互い運営がうまくいかないのではないか。病院企業団は、各地区の独立採算を基本としている。新病院の経営が悪化すれば、上対馬病院の診療所化の検討も避けられない。議会でも、ケアミックス型の設立について決議したところではあるが、市民全体の医療・介護を守る観点からも、医療機関の規模等については十分検討する必要があるのではないか。

答弁、県や企業団と協議を行い、現在の計画に沿って、進めていきたい。

質問、最大の課題である基準病床数問題をクリアできる見通しはあるのか。

答弁、県も厚労省特例で協議することで了承している。基本的に病院企業団との合意が必要であり、引き続き県と協力し、クリアできるよう努める。

③介護施設整備等について。

質問、理事者が検討している内容の開示がなく、方向性を決定してからの報告ばかりである。さまざまな組み合わせを議会や市民に提示し、選択の余地を残した状況での説明をする機会を設けるべきである。先日、西海市が市民病院及び介護施設を民間に一括移譲したケースを視察した。

西海市は、当該施設職員や住民等に都合70回以上の説明会や意見交換会を丁寧に実施している。対馬市の進め方はあまりにも独善的ではないか。

答弁、今後は市民に対する丁寧な説明に努める。

質問、特別養護老人ホーム定員50名を併設予定とのことだが、それによって市民の介護保険料はどの程度増加するのか。

答弁、今後、試算し公表する。

質問、先日の新聞報道では、特別養護老人ホームの事業者に対する介護報酬が削減されるとのことだが、今後も介護報酬の削減も予想される。介護施設を特養単独で実施して安定経営は可能なのか。介護サービス付き高齢者住宅（サ高住）は、入居前の住所である自治体が入居者の保険負担をするように今年度制度改正がなされた。この制度を活用し、市の財政負担を軽減しながら在宅医療の普及にもつなげられる可能性があると思われる。介護施設の形態についても再検討する必要があるのではないか。

答弁、ことしの1月末現在、介護施設待機者は名寄後326名もいらっしゃる。今後必要となる介護施設の形態を考慮し、方針を決定したところであるが、さらに調査研究を行いたい。

2番、熔融スラグのリサイクルに係る補助金制度の対応について。

10月1日付の長崎新聞等に掲載された熔融スラグのリサイクルに係る補助金制度の対応についての会計検査院からの指摘に関する記事について、担当部より説明を求めました。

担当部説明の概要。

対馬クリーンセンターの焼却施設において発生する焼却灰は、熔融スラグ化した後、再生利用を促進することとして、補助金を交付されることとなっている。今回の事例は、熔融スラグを再利用せず、埋め立て処分していたとの指摘である。熔融スラグは、一般的に、道路舗装用のアスファルト資材として再利用されており、当該施設では、年間約300トンの熔融スラグが生成されています。平成17年度から3年間は再利用実績があったが、今回の調査対象期間、平成21年度から25年度中の5年間は、平成25年度に3.62トンだけを舗装用資材として再利用し、残りは最終処分場に埋め立て処分している。再利用が普及しない理由を舗装業者からの聞き取りを行うなどの調査を行った結果、熔融スラグの保管場所、保管方法、アスファルトプラントのメンテナンスに費用と時間を要するなどの問題があり、また、需給バランスがとれておらず、使い勝手が悪いとの回答を得た。

今回、特にペナルティ等を課せられることはないようであるが、熔融スラグの再利用普及に関して、関係部局と協議するなど対応に努めたい。

委員からは、今回の指摘は、自治体というよりは環境省に向けた指摘の意味合いが強いようだが、再指摘を受けないように努めることとの意見があった。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 委員長にお尋ねいたします。これは2ページですね。失礼、3ページか、ごめんなさい。

上のほうに、合計60床の病院となれば、新病院との経営圧迫がという指摘をされております。その中で、跡利用の病院機能は新病院の経営を圧迫しないようにというふうな文言になっております。

そこで、私もちょっと、このことの文書は、二、三日前の段階で見えておらなかったんですが、リハビリテーション病床等について、新病院がどれくらいの規模を考えておるかということなんですが、聞いたところによりますと、50床ほど、それを計画しておるといふふうに私は把握しております。そうすれば、この文書は十分保健部の部長さんの角度ですか、課長さんですか、把握されて発言したのかなというふうなことを少し疑問に思いますが、委員長は、そのことは御存じだったでしょうか。

それともう一つ、2月に県の医療審議会、企業団の含む、企業長は3月にあるというふうなことで私報告を受けております。

それと、この、委員長に私は託したいわけですが、新病院の運営をする中で、看護師の確保がまだいまだに達しておらないと。募集が。新たに60床を展開する中で、島外島内含めてこの看護師の確保をどうされるのかというふうな方向について、委員会としても追求をしていただきたい。あるいは詰めていただきたい。それをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 3点ほど質問がありました。お答えいたします。

新病院も回復期リハビリテーション病床を約50床程度考えているということについてですが、委員会のほうでは、そういうことを聞いておりません。ですから、この新病院とそれから跡利用病院の病院機能を保管する機能として心配はないということ、そのまま鵜呑みにするというか、いう形で、とっておりました。きょう初めて、そういう新病院のほうにも回復期リハビリテーション病床が準備され、50床も準備されようとしていることを伺いましたので、委員会のほうでも、その辺、もう一度、理事者側にお尋ねしたいと思います。

それから、県の審議会のほうが3月ではないかという質問がありましたが、このことについても、理事者側のほうから2月だということをお聞きしておりましたので、そこを、日程を3月であるということについてはお聞きしておりません。

3つ目、看護師の確保がまだできてないということについて、委員会のほうでも調査するよう

にというような御意見がありました。この件につきましても、前回の議会と議会の間に、3病院と当委員会との意見交換会というのを持たせていただきました。その際にも、その件につきましては、十分に確保できるよう努めてほしいというふうに要望をしていたところでもあります。今現在、どれほど進んでるかについては、把握しておりませんが、そちらのほうも情報を集めてみたいとは思っています。

以上、質問3項目については審議をしておりませんので、この程度の答弁しかできません。

以上です。

○議長（堀江 政武君） よろしゅうございますか。

○議員（15番 大浦 孝司君） はい。

○議長（堀江 政武君） ほかに。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 資料4ページのところです、特別養護老人ホームの定員を50名を建設予定のことだということで、今委員長から報告がありましたけれども、この定員50名ということについて、この規模についての根拠と申しますか、そういうことについて、担当部署からの何か説明があったかどうか、それをお尋ねをしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） そのことにつきましては、その2つ下の質問について答えてあるとおり、ことしの1月末現在、介護施設待機者が名寄後326名いると。現状から考えて適当な定員がこのぐらいなんだというふうな説明があったところです。現状だけではなく、将来をも含めてということでありましたが、答弁としては、そういう答弁でありました。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今、委員長から説明があったように、待機者が326名というか、それから、今まででもいろいろ本会議なり、あるいは委員会等でも待機者が多いということが何回にもわたって指摘があつてはるわけですが、行政への要望ということになりますけども、委員長報告にもあつたように、こういう定数を決定するとか、いろんな施設の形態を決定するといふときに、委員長の報告に、要望の中にあつたように、やはり、形態にしても、数にしても、十分市民なり、あるいは、今審議会等もされて検討されているように聞いておりますけども、そういう中で十分実態を把握していただいて、決定していただくように、要望といひますか、私なりの感想を述べておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに。18番、兵頭栄君。

○議員（18番 兵頭 栄君） ちょっと1点だけお尋ねをします。

佐賀の歯科診療所、あそこは休院になってから、もう8カ月ですか、その間、委員会としては何らかの検討されたことがあるかどうか、その1点をお尋ねします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） その件につきましては、今回の所管事務調査の対象とはしておりませんが、後から報告する特別会計決算の際に、そういう質問は出ました。ですから、この際にあった答弁ではありませんが、回答してよろしいのであれば、議長のお許しがあれば、答弁しますが、どうします。

○議長（堀江 政武君） 了解して、してあることがあれば。

○議員（6番 脇本 啓喜君） よろしいですか。はい。

特別会計の決算の際に、佐賀歯科診療所の今後の対応についての質問はありました。その中で、理事者側からの答弁によりますと、それほどたくさんの、診療所として続けていくに足りる患者数が確保できていないということで、そういうことで、歯医者さんの撤退されるような形になったということ聞いております。その答弁に対しても、質問者のほうも、内容について了承したというような経緯がございました。

以上です。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか。

○議員（18番 兵頭 栄君） はい、いいです。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

休憩します。再開は11時10分から。

午前10時56分休憩

午前11時08分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第6. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第6、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会の調査状況を会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報

告いたします。

本委員会は、平成26年10月29日午後3時30分より対馬市役所豊玉庁舎3階小会議室において、委員全員出席、堀江議長にも同席いただき、第8回特別委員会を開催いたしました。

調査内容につきましては、特定国境離島保全・振興特別措置法、仮称であります。の早期制定に関する陳情についてを議題とし、協議いたしましたので、その概要について、報告いたします。

特定国境離島保全・振興特別措置法（仮称）にかかわる陳情につきましては、9月議会の折にも報告を行ってまいりました、県内離島3市における合同陳情にかかわる日程調整が行われました。

また、新たに、新上五島町・小値賀町についても、国境離島に関する特別委員会の設置がなされたことから、県内3市2町の議長・特別委員長連名での要望書を提出することになりました。

日程につきましては、第33回離島振興市町村議会議長会全国大会の日程に合わせ、11月12日に設定され、当委員会として委員長を派遣することで決定されましたので、その概要について報告いたします。

日時、平成26年11月12日から13日、場所、衆議院議員谷川弥一事務所、出席者、対馬市、堀江政武議長、長信義委員長、壱岐市、町田正一議長、市山和幸副委員長、五島市、荒尾正登議長、林睦浩委員長、新上五島町、中山正和議長、小値賀町、立石隆教議長、近藤育雄委員長、谷川弥一衆議院議員（自民党離島振興対策特別委員長）、各3市事務局。

11月12日における陳情概要につきましては、谷川代議士事務所に3市2町の議長及び特別委員長9名が集合した後、谷川代議士にも同行いただき、午後3時20分より菅義偉内閣官房長官への陳情後、国土交通省本東国土政策局長、館大臣官房審議官、吉田離島振興課長への陳情を行いました。翌日13日は午前9時30分から、領土に関する特命委員会の額賀福志郎代議士にも陳情を行い、今回の3市2町議長・特別委員会委員長による陳情活動を終了いたしました。

今回の陳情につきましては、県内離島3市2町での初めての合同陳情であったこと、また、特定国境離島保全・振興特別措置法（仮称）の法案提出が11月末、閉会の臨時国会で見送りになったことに対する、次期通常国会での法案提出・可決に向けての行動ができたことは有意義な陳情活動であったと思います。

今回の一連の要望活動を行う中で、国境離島新法制定については、県内離島のみならず、関係市町村を含めた全国的な運動が重要であると改めて認識したところです。ことし5月に壱岐市・五島市を特別委員会で訪問し、そのあらわれが県内関係3市2町での特別委員会の設置となり、さらに今回の連名での陳情と、また、一つ国境離島新法の成立に向け大きく前進したものと思います。

今後につきましては、3市2町それぞれの特別委員会をまとめるような、県下の組織体制を構築するため、来年早々に関係者で協議することとしております。

最後に、今回の陳情・要望活動において、日程調整・行動計画等多大な御尽力をいただきました谷川代議士並びに五島市議会に対し、心よりお礼を申し上げます。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

日程第7. 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第7、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を行います。

教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 対馬市教育委員会の点検・評価報告書（平成25年度事業分）について、御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行うこととなっております。

学識経験を有するものの知見の活用を図るため、今回は女性委員を含めた3人の委員さんからの御所見をいただき、その結果に関する報告書を作成いたしました。

なお、報告書は、議会に提出するとともに公表しなければならないこととなっております。

点検・評価報告書の1ページに自己点検評価について、2ページから5ページに学識経験者の所見として評価できる点、改善を要する点を、6ページ以降に教育委員会の活動及び管理執行事務、教育委員会事務局の執行事務、教育委員会から教育長に委任されてる事務の項目別の活動内容等及び点検・評価コメントを記載しております。

教育委員会といたしまして、今回の委員の所見を尊重し、課題や改善点を整理し、今後の取り組みの方向性を再考していきたいと考えております。

市民に信頼される教育行政を推進するため、対馬市総合計画後期基本計画に掲げる「地域が連携して支える教育・文化の充実した人とまち」の実現に向け、今後とも取り組んでいく所存でございます。

以上で、教育委員会の点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 報告書ありがとうございました。それで、今、部長のほうから報告について概要がとれますか、説明があったところなんですけど、きょうお手元、けさ、議場に

来ましたら配付があっておりましたけれども、質疑応答しようにも内容に目を通す時間ございません。それで、一応、議会に上げていただくならば、前もって何日間か前にいただければ、私どもも目を通して、そしてまた、評価すべきところは評価し、そしてまた、お尋ねしたり、あるいは要望したりすることが出せるんですけれども、即この場で見ても、これだけの、かなりの内容のものでありますから、いろいろ重要な内容といえますか、課題も含まれておりますので、今後は前もって資料配付をお願いしたいということを要望いたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 後ほど、どういうことになるかで、教育委員会と協議をすることと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、9月定例会において、閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成25年度の各会計の決算認定については、審査報告書の提出がっております。

日程第8. 認定第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第8、認定第1号、平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成26年度第3回対馬市定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に閉会中の継続審査として付託されました、認定第1号平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。同規則第110条の規定により報告します。

以下、審査の概要について報告します。

当委員会は、平成26年10月29、30及び31日の3日間にわたり、対馬市議場において、市長、代表監査委員をはじめ、各担当部長、課長などの出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

平成25年度の一般会計、歳入総額は、353億8,348万4,650円で、前年度より9.0%の増であります。これは、国の経済対策などによる普通建設事業費に係る国・県補助金、合併特例債、海岸漂流漂着物対策に係る県補助金、新病院建設や燃油高騰対策などに係る過疎対

策事業債の増が主な要因であります。

また、歳出総額は346億4,694万4,940円で、前年度より8.9%の増になっております。これは、普通建設事業債、新病院建設に係る県病院企業団への負担金、海岸漂流漂着物対策事業費の増加などが主な要因であります。

歳入の構成比率は、自主財源が占める割合は13.8%で、前年度より0.2ポイント低下、歳出の構成比率で、義務的経費の占める割合は45.7%で前年度より5.1ポイント低下しているものの、依然として自主財源に乏しい硬直した財政構造となっています。

本市の経済情勢は先行き不透明であり、市税など一般財源の確保に厳しい状況が続くものと予測されます。

本年度、平成26年度より地方交付税が段階的な縮減期間に突入している状況にあり、今後、目標数値を着実に達成することにより、将来に向けて自立し安定した財政基盤の確立が図られることを望みます。

審査の過程でさまざまな意見がありました。その主なものを申し上げます。

アリラン祭、国境マラソン、ちんぐ音楽祭の対馬三大イベントはもとより、対馬市発足後に縮小、あるいは中止となった祭りなどの行事に関して、その問題点などを精査し、今後の展開について検討を図ること。

振興部、行政サービスセンターにおいて、住民サービスに直結した組織体制の見直しを図り、担当を明確にし、住民サービスの向上に努めること。

各種事業の実施結果報告については、その事業効果についても検証し、その後の事業展開に活かすこと。

市民が住みやすいしまづくりのために、執行部と議会との対話を深めていただきたいなどの意見がありました。

また、決算委員会とは直接関係ありませんが、議会本会議で指摘した事項に対する回答について、その後の処理状況の報告を求める要望もあっております。

市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望などを十分考慮され、全ての市民が安心安全で快適に暮らせるにぎわいのあるまちづくりの推進に向けて、後年度の予算編成や今後の行財政運営に活かされるよう強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

これから討論採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決を行います。認定第1号に対する委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

日程第16. 認定第9号

日程第17. 認定第10号

日程第18. 認定第11号

○議長（堀江 政武君） 日程第9、認定第2号、平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、認定第11号、平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの10件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の審査の経過と結果を報告をさせていただきます。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました認定第8号平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

歳入決算額3,559万7,084円のうち、1款事業収入196万6,040円、2款国庫支出金2,067万7,649円、3款県支出金449万9,857円と4款繰入金で753万5,752円が主な歳入であります。

歳出は、1款総務費が2,625万487円、2款施設費で924万6,597円であります。

慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程で、意見、要望が出されましたので申し添えます。

新船の運航については、来年5月の新病院開院を目途に運航時間等の変更も含め取り組んでありますが、周遊観光としての利用促進を図るためには、観光物産協会や旅行会社との連携が必要であります。このことについては毎年要望してまいりましたが、周遊観光としての利用は年々減少傾向にあります。抜本的な取り組みについて精査されるよう強く要望し、審査報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 対馬市議会議長、堀江政武様、厚生常任委員会委員長、脇本啓喜。委員会審査報告書。

本委員会に閉会中の継続審査として付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

審査の経過。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての都合6議案です。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

以下、認定第2号から順に、主に質疑が集中した点を報告します。

認定第2号平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、まず、診療所の医師報酬の多寡についての質問がありました。平成26年度からは企業団医師の給与に準じ、年齢等を勘案した報酬に改定しているとの答弁がありました。

認定第3号平成25年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、国民健康保険税の厳しい収納状況の報告がなされました。

昨年委員会から提案があった徴収嘱託員雇用の増強を検討するなど、厳しい景気状況にあるが、未収保険料の徴収の強化に努めていることが報告されました。

次に、ジェネリック処方薬の浸透状況について質問があり、平成25年度末には50%を超える普及を達成したとの答弁がありました。委員からは、今後もさらなる普及に努めるよう指摘がなされました。

認定第4号平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、特に質疑はありませんでした。

認定第5号平成25年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、昨年委員からも賛成を得ていた介護認定調査員報酬の増額を実施し、調査員の質の充実を図った旨の説明がありました。

なお、当該特別会計に係る不正受給が発覚し、既に返還されている件について質疑がありましたが、当該決算年度において、適正に処理した旨の答弁がありました。

認定第6号平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、在宅介護支援の一環として紙おむつを常時使用し、介護を必要とする世帯に対する補助制度に関し、周知を図るよう指摘がなされました。

認定第7号平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、特に質疑はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第7号までの特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審議し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） それでは、産業建設常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件、認定第9号平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

認定第9号平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額11億966万3,648円、歳出決算額は10億8,908万7,022円で、歳入歳出差し引き残額は、2,057万6,626円であります。

翌年度繰越額9,569万8,000円は、仁田地区統合簡易水道整備事業及び難知地区簡易水道整備事業の繰り越しであります。

認定第11号平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出は、水道事業収益2億8,210万8,950円、水道事業費用2億6,329万2,389円で、当年度純利益は税抜きで、1,119万6,901円であります。

資本的収入及び支出については、資本的収入1億4,351万8,752円、資本的支出2億5,017万774円で、翌年度繰越額8,282万1,000円は、久和簡易水道基幹改良事業

の繰り越しであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億665万2,022円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額754万1,531円、過年度分損益勘定留保資金9,911万491円で補填しております。

この両会計の水道使用料滞納額は、簡易水道事業特別会計で2,324万8,940円、水道事業会計で1,844万8,720円であります。

また、両会計の不納欠損額は、簡易水道事業特別会計で496万5,450円、水道事業会計で292万9,210円であります。収納対策として、美津島、豊玉、峰に嘱託職員を1名ずつ配置し、また給水停止の措置をとるなどして、徴収率の向上に努力しているところですが、使用者負担の公平を期するためにも、未収金の解消に向けた対策について、今後なお一層検討願います。

認定第10号平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,083万351円、歳出決算額2,223万128円で、歳入歳出差し引き残額は860万223円であります。対象件数89件のうち加入件数は59件、対前年度比1件増で、加入率は66.29%で依然と低く、自宅改造費に経費がかかるため、家の新改築に合わせて加入するという状況で、また独居老人においては経済的にも難しい面があり、加入件数の増加については時間がかかるという状況であります。本決算時における未償還残高は2億3,469万7,571円で、最終償還は平成46年3月であります。

以上、本委員会に付託されました、認定第9号、認定第10号、認定第11号の3議案は慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号から認定第11号までの10件に対する討論を一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。10件に対する委員長の報告は、いずれも認定とするものです。

お諮りします。認定第2号平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成25年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成25年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定についての10件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。したがって、認定第2号から第11号までの10件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第19. 承認第8号

○議長（堀江 政武君） 日程第19、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました承認第8号専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を説明いたします。

本件は、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を去る11月21日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、去る12月2日に公示されました衆議院議員総選挙に係る事務の執行予算でございます。

衆議院の解散を受け、選挙の執行予算を議会に提案するいとまがなかったために専決処分をさせていただきます。

予算の内容につきましては、予算書の1ページに記載のとおりでございます。

平成26年度対馬市一般会計補正予算(第4号)でございますが、補正の規模は4,710万円の追加でございます。補正後の歳入歳出予算の総額を353億5,140万円とするものでございます。

第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を2ページからの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、予算書6ページの事項別明細書歳入歳出のとおりでございます。

歳入につきましては、補正額4,710万円の全額を県支出金で賄っております。歳出につきましては、予算書7ページに記載いたします衆議院議員総選挙に係るそれぞれの経費を予算化するものでございます。

以上でございます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。承認第8号に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は原案とおり承認されました。

昼食休憩とします。再開は1時からとします。

午前11時53分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長(堀江 政武君) 再開します。

日程第20. 議案第99号

○議長（堀江 政武君） 日程第20、議案第99号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第99号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、地方バス路線維持費補助金の予算化、比田勝認定こども園建設事業費の追加、文化財盗難等防止のため、防犯設備設置費補助金の追加及び地方債の繰り上げ償還の実施などが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出の補正の総額を3億8,850万円と定め、予算の総額にそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357億3,990万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけて記載いたします「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、比田勝港国際ターミナル建設に伴い、その経費の総額及び年割額の変更を、予算書6ページ、7ページに記載いたします「第2表継続費補正」によるものでございます。

第3条、債務負担行為の補正でございますが、一般廃棄物積替業務の委託事業に伴います債務負担行為を同じ予算書6ページ、7ページに記載いたします「第3表債務負担行為補正」により追加するものでございます。

第4条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更を同じく6ページ、7ページに記載いたします「第4表地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を66億5,770万円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出予算補正の内容につきまして、その主なものを御説明申し上げます。予算書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は普通交付税4億6,797万9,000円追加をいたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、漁港施設災害、道路災害の復旧負担金といたしまして3,440万円、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございますが、予算書は14ページになります。保育緊急確保事業補助金としまして3,755万4,000円、4目農

林水産業費国庫補助金、6目土木費国庫補助金の減につきましては、本年3月の定例会の折に説明いたしましたところでございますが、国の経済対策といたしまして、平成25年度補正予算（第7号）に前倒して予算化したものでございまして、今回減額調整するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金でございますが、1目総務費県補助金、地籍調査事業補助金につきましては、入札結果による減、2目民生費県補助金は、他の国費、県費補助への振り替えに伴うものでございまして、安心こども基金事業補助金を減額し、保育緊急確保事業補助金を計上、4目農林水産業費県補助金の減につきましては、それぞれ事業内容の変更により補正を行うものでございます。

予算書は16ページをお願いいたします。

3節水産業費補助金、漁港整備事業補助金の減につきましては、先ほどの国庫補助金と同様前倒しの予算措置にかわるものでございます。

16款財産収入、2項財産売払収入でございますが、国道拡幅工事に伴います市有地売り払いといたしまして、3カ所の売り払い収入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金につきましては、公債費の繰り上げ償還の充当財源としまして、減債基金より5億円、しま共通地域通貨発行事業の充当財源としまして、過疎地域自立促進特別事業基金より4,290万充当追加をいたしております。

20款諸収入、5項雑入でございますが、長崎県鳥獣被害防止対策推進協議会から交付されます鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金2,560万円の追加、不納付源泉徴収所得税相当返還金としまして4,302万5,000円など、合わせまして9,015万8,000円追加をいたしております。

予算書は18ページをお願いいたします。21款市債でございますが、それぞれに係る事業の変更などにより、市債の追加並びに減額をいたしております。

続きまして、歳出でございます。

なお、歳出につきましては、別途参考資料をお配りをいたしておりますので、あわせてごらんください。

それでは、予算書の20ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費でございますが、1目一般管理費1,727万6,000円の減につきましては、人件費の調整のほか、韓国語の語学習得のため、1年間韓国の釜慶大学校へ職員を派遣し研修をさせる韓国語語学研修事業といたしまして、研修負担金、研修旅費を合わせまして110万5,000円予算化をいたしております。

参考資料の1ページの上段のほうに概略は御説明いたしております。

予算書の22ページをお願いいたします。

3目財政管理費4,290万円の追加でございますが、しま共通地域通貨発行业業にかかわる充当財源といたしまして、市債を発行し、基金へ積み立てるものでございます。

5目財産管理費は、庁舎並びに公共施設等の修繕料、集会施設等の改修工事費など、1,367万1,000円を追加をいたしております。

7目企画費1億6,032万3,000円の追加でございますが、予算書の24ページになります。

参考資料のほうは1ページの中段、それから下段のほうに記載をいたしてございますけども、CATVネットワーク施設更新計画策定業務委託料といたしまして、928万8,000円、地方バス路線維持費補助金としまして、1億2,525万5,000円計上いたしております。

11目諸費でございますが、さきに説明いたしました源泉徴収漏れに係る不納付源泉徴収所得税4,302万5,000円、不納付加算税及び延滞税359万6,000円を償還金利息及び割引料に計上いたしております。

なお、この不納付源泉徴収取得税4,302万5,000円につきましては、市が一時立替えて納付するものでございまして、その後個人事業主から返還されますので、歳入の諸収入に返還金として同額を計上いたしております。

予算書の28ページをお願いいたします。

3目地籍調査費につきましては、入札結果により減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、予算書は30ページになります。

19節負担金補助及び交付金に社会福祉協議会補助金415万6,000円追加、精神障害者地域活動支援センター運営費補助金、270万8,000円追加、5目老人福祉費は、20節扶助費、養護老人ホーム入所措置費、464万8,000円及び高齢者生活支援給付392万1,000円の追加などでございます。予算書の32ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、27年4月に本格スタートいたします子ども子育て支援制度への円滑な移行を図るために、小規模保育事業等研修会開催経費といたしまして、予算化をいたしております。参考資料の2ページの上段のほうに概略は説明させております。

2目児童福祉施設費につきましては、予算書の34ページでございますが、参考資料のほうは2ページの中段のほうを御参照ください。

比田勝認定こども園建設事業につきまして、園舎の構造を木造平屋建てへの変更、それから建築単価改正の影響などによりまして、工事請負費、建物補償費など、教育費に計上いたします予算と合わせまして、2億3,091万6,000円、今回増額をするものでございます。

予算書の36ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、19節に水道事業負担金、158万円を追加、並びに特別会計への繰出金などでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費につきましては、予算書の38ページになります。

海岸漂着物地域対策推進事業費の委託料から事業費への予算の組み替えでございます。

2目塵芥処理費、3目し尿処理費につきましては、施設の電気料金値上げに伴います光熱水費の追加が主なものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費でございしますが、1目農業委員会費は農地台帳システム改修委託料145万8,000円、予算書の40ページをお願いいたします。

3目農業振興費1,162万7,000円の追加は、8節農地中間管理事業の機構集積協力金といたしまして460万円、19節の負担金補助及び交付金といたしまして、中山間地域等直接支払推進事業補助金443万2,000円の追加などでございます。

4目畜産業費につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用いたしまして、実施をします対馬和牛COWCOW支援事業委託料に569万9,000円。参考資料の2ページ、下段のほうに概略は説明いたしております。

肉用牛共同飼育事業補助金163万9,000円の追加、2項林業費でございしますが、予算書のほうは42ページになります。

2目林業振興費4,841万4,000円の追加は、参考資料の3ページの上段、中段のほうに示しております林地残材の効果的利用のための搬出に係る行程調査事業といたしまして245万3,000円、久原及び志多浦地区の自然災害防止工事に905万円、また小茂田及び瀬地区の多目的コミュニティー施設建設事業に係る事業費としまして、建築単価改正の影響などにより不足する工事請負費1,480万円、同施設の備品費331万4,000円などが主なものでございます。

予算書の44ページをお願いします。

3項水産業費でございしますが、4目漁港建設費は、歳入のところで説明いたしましたとおり、国の経済対策といたしまして、平成25年度補正第7号に前倒しをして予算化したものでございまして、今回減額調整するものでございます。

予算書の46ページをお願いいたします。7款商工費、2目商工振興費につきましては、しま共通地域通貨発行事業委託料4,282万8,000円の追加、3目観光費につきましては、観光施設の修繕料維持補修工事の追加でございます。

予算書の48ページをお願いいたします。また、ツマアカスズメバチ対策用公用車の購入といたしまして、自賠責保険料等含め290万8,000円を計上いたしております。参考資料

3ページの下段のほうに説明をいたしております。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費は、市道の維持補修工事など合わせまして1,349万2,000円の追加、3目道路新設改良費につきましては、予算書の50ページでございますが、漁港建設費同様、平成25年度補正予算第7号に前倒しをして予算化したものでございます。

4目橋りょう費は、工事費から委託料への組み替えなどによる減でございます。

予算書の52ページをお願いいたします。

3目河川改良費は、急傾斜地崩壊対策事業負担金、海岸自然災害事業負担金などの追加でございます。

4項港湾費、2目港湾建設費の4,580万円の追加につきましては、比田勝港国際ターミナル建設工事におきまして建設単価改正の影響などにより、工事費の増嵩によるものでございます。参考資料の4ページの上段に示してございます。

5項都市計画費につきましては、人件費の調整及び交付金事業の事業費の組み替えなどによるものでございます。

予算書の54ページをお願いいたします。6項住宅費、1目住宅管理費につきましては、公営住宅の修繕料など326万1,000円の追加。2目住宅建設費は、国の経済対策として平成25年度補正の第7号に前倒しをして予算化したものでございます。

9款消防費、1目常備消防費は人件費の調整、並びに燃料費修繕料等の追加でございます。

予算書の56ページをお願いいたします。2目非常備消防費は、燃料費、光熱水費などの追加、4目防災対策費につきましては、防災会議開催のための委員の報酬、費用弁償などでございます。

10款教育費につきましてでございますが、予算書の58ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費は、学校施設の機械器具の修繕、施設改修工事などのために1,123万4,000円の追加、2目教育振興費は、来年度から塩浦小学校の豊玉小学校への統合に伴いますスクールバス車庫建設事業に委託料及び工事請負費を合わせまして599万7,000円予算化をいたしております。参考資料の4ページの中ほどに概略を説明いたしております。

3項中学校費でございますが、小学校費同様、学校施設の修繕、設備品の整備など、407万8,000円追加をいたしております。

4項幼稚園費は8節報償費のほうに介助員謝礼100万円の追加を含めまして、518万2,000円の減、予算書の60ページをお願いいたします。

2目幼稚園建設費は比田勝認定こども園建設事業の教育費負担分といたしまして9,437万8,000円予算化をいたしております。

5項社会教育費でございますが、2目公民館費につきましては、施設修繕料の追加、予算書は62ページになります。3目文化財保護費は、文化財盗難等防止のための防犯設備設置の補助金としまして、406万8,000円の追加、参考資料4ページの下段のほうに示してございます。

及び文化財関連施設改修事業補助金、237万6,000円を予算化いたしております。

6項保健体育費は、体育施設、学校給食施設の修繕料など334万5,000円を追加をいたしております。

11款災害復旧費でございますが、参考資料は5ページのほうにあります。漁港施設災害復旧事業費に尾浦漁港災害復旧工事といたしまして1,026万9,000円、予算書のほうは64ページをお願いします。道路災害復旧費に市道五根緒道路災害復旧工事3,319万円計上いたしております。

12款公債費でございますが、財政運営の健全化を図るため、27年3月の償還時に合わせまして繰り上げ償還を5億円実施しようとするものでございます。

なお、充当財源は減債基金のほうからの繰り入れを予定をいたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、参考資料のほうの1ページ目の1項目め、韓国語語学研修事業ということですが、きょう、市長の行政報告の中でありました件と重なるものなのかどうか。私、これ最初、韓国語語学研修事業と書いてありましたので、現在、既存の職員を1年間韓国のほうに派遣して勉強させてくるというふうに捉えてたんですが、きょう市長の行政報告の中で、韓国語履修者枠の職員採用というのが出てきてますので、これとの兼ね合いというか、このことを言ってるのか、それとも最初言ったように、既存の職員を韓国に派遣して勉強させてくるのか、ということがちょっとわかりかねますので、別のことであるのかどうかお聞かせください。

それから、3ページ、このツマアカズメバチ対策車購入事業ということですが、これ、財源内訳をみると、一般財源のみなんです。これは、対馬でこのツマアカズメバチは食いとめない、日本の国自体が困るんであろうと考えられるんですが、国・県補助等は全くない、交付税措置があるのかもしれませんが、一般財源のみということになってはいますが、これは、国・県のほうの補助等は依頼というか、かけ合いとか、そういうことはやられたのでしょうか、その辺をお聞かせください。

それから、予算書のほうの47ページ、商工振興費の中で、しま共通地域通貨発行业務委託料追加というのがありますが、これは、25年度決算のときにも、お話をしたんですが、そのとき

に答弁いただいてませんので、担当者から。市の指定管理とか直営の企業等の加盟はどのようになってるのか。その後、もう1カ月以上たちましたが、市の指定管理とか、それから直営企業にこのしまとく通貨を使える加盟店になるように促したのかどうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 協本議員のお尋ねのまず第1点目でございます。韓国語の語学研修についてということでございまして、それにつきましては、お手元の参考資料のほうにも記載をしておりますとおり、事業概要及び目的のところ、職員を韓国釜慶大学校に平成27年3月より1年間語学研修に派遣するというでございまして、この研修は、既存の中堅職員を1年間韓国のほうの大学に語学研修に派遣いたしまして、日常会話的な韓国語が習得をお願いしたいと。と申しますのが、今現在、本市の方には日常会話的な韓国語を堪能できる職員は数名、2名ないし3名程度は職員おるわけでございますけども、どうしても韓国との交流並びに韓国からの観光客を今日のように大勢迎え入れるという、そういう中におきまして、もう少し日常会話的な、直接に韓国の皆様とお話ができる、そういう職員も必要だという思いの中で、この研修事業を計画いたしました。

一方、冒頭、市長のほうが行政報告のほうで申されました韓国の留学生を対象とした職員を採用しますということにつきましては、折しも時は同じになったようなことでございませけれども、従前から島内の国際交流コース、要するに対馬高校の国際交流コースをある意味支援をすると、そのような思いの中で、韓国のほうに留学をし、韓国語の語学が堪能であると、ある一定以上の韓国語を習得した、そういう職員を将来的にも計画的に確保してまいりたいというような思いでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ツマアカスズメバチの対策車の件について、お答えいたしますが、結論といたしまして、補助制度は今のところございません。現在も国のほうが10月から直轄事業で営巣の除去を行っていただいておりますけども、市のほうも初期対応、早期の対応が必要ということで、購入に踏み切った次第であります。

それと、2点目のしまとく通貨につきまして、直営の、市の直営の企業、市の指定管理者にしている市の施設について、加盟店になるように促したのかというような御質問ですけども、基本的に、現在対馬市のしまとく通貨の加盟店が219、島内にございます。販売所が10カ所ございますけども、基本的に、しまとく通貨の事業につきましては、商工会へ委託をしております、加盟店につきましては、基本的に商工会の会員ということになっております。10月29日の決

算委員会で御質問受けましたけども、市の公的施設につきましては、その後、加盟店については、促していないというのが実態でございます。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず1点目の韓国語語学研修事業と、それから新規の韓国語履修者枠での採用というのは別々の事業だというのが今わかりました。

まず、韓国語研修事業についてなんですが、アウトソーシング、ほかからそういう人を採用してきた方が早いんじゃないですか。この新規職員採用についても、どのくらいの年代の人を想定してるのか、新卒者のみをとろうとしてるのかどうなのか、その辺を教えてください。

ツマアカスズメバチについてですが、確かに早急にやらなきゃいけないことではあります、国のほうにもっと働きかけて、こういう予算は、対馬市も困りますが、対馬で食いとめないといけないという状況ははっきりしてるわけですから、国・県に行って、予算をもらうということにも取り組んでいただきたいと思います。

それから、しまとく通貨の件についてなんですが、これ、決算委員会のときに私は言ったと思うんですが、確かに対馬市の場合は、商工会に委託して、ほかのところではやっていただけないくらい手厚い事業というか、ほかのところは月に1回、10日に1回しか換金できないところ、週に1回対馬市の商工会のほうで換金してくれるなど、やって来て、対馬市商工会の会員のみを加盟店にするという形でも私は構わないと思うんですが、そのことについて、2年前にも商工会の会長と話をして、公的などところについては、商工会に必ずしも入らなくとも、加盟店として入ってもらいましょうと、結構ですよという話をいただいているという話を前回もしたと思うんです。2年前にそういうことで、佐須奈のあがたの里等はなっています。やはりしまとく通貨を使うことで、たくさんのお客さんが入ってきやすくなるんですね。団体のお客さん等が、もう御存じだと思うんですが、このしまとく通貨を対馬市で使ってもらうことで、景気の浮揚にもつなげようということなんです、まず隼より始めよ、対馬市のそういう販売を行っているところでも使えるように、進めていくのが当然のことだと思いますので、もう一度検討をお願いします。今のことについて、答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいまのお尋ねの中で、アウトソーシングという方法もあるんじゃないかというようなお尋ねもございました。確かに、考え方的には、その考えもあるのかなという思いはいたします。ただ、先ほどの私の方からの答弁の中で、中堅職員を今回対象とした語学研修をというような思いでございます。なぜ中堅職員かと申しますと、やはりどうしても韓国の方とのさまざまな事業を進めていく中における交渉におきましては、当然のことながら、市のほうのある意味、市のほうの行政の仕組みなりを十二分に理解をした上で、交渉に当たっ

ていくということが当然基礎であるんじゃないだろうか、今現在でも国際交流員はジェットのほうの事業のほうで招聘をいたしておりますけれども、なかなかやはり私どもの思いというのがストレートに伝わらないという部分もあるんじゃないのかなということで、今回、中堅職員をそのような交渉能力のあるような語学を習得することによって、自らの行動で、当然これは市のほうの意向を踏まえた上での行動でございますけれども、そのようなことができるということで考えております。

それから、後段のほうで、新卒者を対象としてるのかというようなお尋ねがございました。今回の韓国枠の採用につきましては、上限を27歳ということに捉えております。したがって、大学のほう、ストレートに行きますと22歳で卒業でございます。そして既に今までの留学の中で、卒業されて、一般社会等へ、十分活躍されてらっしゃる方もおろうかと思えます。そういう方たちも対象とする中において、27歳まで、今回募集をするということでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 先ほど、議員さんからあがたの里の例を御紹介いただきましたので、至急精査をいたしまして、再検討していきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 職員採用の件についてなんですが、これは、私ども、前から対馬市に必要な職員、職種というのはどういうものなのかっていうことを市長自ら市民に伝えることで、そういうことを勉強して残ろう、都会に出て勉強して帰ってこようというような人を、優秀な人を確保したらどうですかかっていうことを以前から、私は申し上げてたところです。今回、27歳までというふうに限ってらっしゃるようですが、新卒の方の採用も必要でしょう。アウトソーシングという言葉を使ったのは、結局外から呼んできて仕事をしてもらうということですが、現在市役所の職員をずっとやってきた人ではなくて、一般の企業、商社等でそういう能力がある人が来てもらうほうがよっぽど即戦力となるんじゃないですか。その辺も含めて、採用のあり方っていうのをぜひ検討していただければと。今までこういう採用ほとんどしてこなかったこと自体が遅い取り組みであったと思えます。しかし、これからこういう形でしっかりとこういう職員を採用していこうということについては、評価できると思えますので、ぜひその年齢等もよく考慮に入れて、即戦力となるような人がいれば、そういう人でもよろしいんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに、7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 脇本議員の質問の関連なんですが、1点目は、もう1点あるんですけども、先ほどの韓国語の語学研修事業ということで、先ほどの脇本さんとちょっと考えが違

うんですが、今回、100万円ということで、一般財源のほうからでございますが、非常にいい政策だと私は評価をしておりますが、ただ、少し残念なのが、これだけ国が国策として掲げている外国人の観光客、これがここまで対馬市に、日本であれば1億人以上人口がいる中の2,000万とかそこらなんですけども、対馬市の場合には3万人しかいないんです。20万人越えようとしてる。こういったある意味模範的なこの地で、先進地というか、そういう場であるにもかかわらず国と県が何もしてくれないというのは非常に残念なことでありますけども、そういった要望した上で、何もしてくれなくて、市長の心意気で100万円を今回予算組んだのか、そのところを1点お伺いします。

もう1点なんですけども、農林水産業費になるんですが、これちょっと予算外で申しわけないんですが、ただ、今度の1月1日から、来年から始まる分の水産業の政策になるので、ぜひ質問をさせていただきたいんですが、実はマグロの漁獲制限について、先ほど高屋副市長とちょっと懇談をさせていただいたんですが、ちょっと時間もなくて、また納得もできませんでしたので、あと漁業者のほう、あと各組合、それと、マグロ協会とか、いろんな状況が錯綜をしております、どこがイニシアチブ、合意形成を図りながら、この1月1日を迎えていくのかなというのが非常にわからないところで、ちょっと整理する意味でも質問させていただきたいんですが、質問の1点目は、1月1日から実は対馬市、1艘当たり50キロとか60キロと言われているわけですが、大体5キロとして、10本とったら終わりなんですよ。それは、漁協単位で制限していくのか、それとも1艘単位で、はいあなたはとったからおしまいですよとか、どういうふうにしていくのかなと、もうあと1カ月後なんですけども、そこら辺と、あともう1点が、特に農業でそうなんです、国策、いわゆる国策からの流れで国が決めて、それをぱっとおろすときには、特に米の減反とか、そういう分で、国策であれば、やっぱり、それなりの補助をバックボーンにして政策が進めていってるのが農業政策でありますけども、ここマグロにつきましては、漁業共済があるからいいじゃないかという、そういうことを、どなたが言ってるかわかりませんよ。漁業者のマグロ協会の説明の中では、そういうふうには答えられているという話を聞いておりますが、実際、漁業共済のほうの制度といたしましては、5中3です。いわゆる5年のうち3年の真ん中をとって、その平均が漁獲かどれだけ落ちるかというので、計算されるわけなんですけども、その5中3、だから1年目落ち込んだとしても、次の年には出ないというのがこの政策でありまして、一番上と一番下は差引くわけですから、いわゆる漁師によっては、1年間の水揚げの3分の1、例えば1,500万円の水揚げを上げる方につきましては、約500万円水揚げが落ちまして、1,000万円、特にマグロ漁が得意な漁師の人にとっては、半分ぐらいです。1,500万ぐらいあれば、750万円、それぐらい落ち込むわけなんですけれども、先ほど申しました1年後、漁業共済、そこら辺では、補填できないわけです。750万円水揚げ落ちようが、500万円水揚げ

落ちようが、一銭たりともそこで補填できないのに、どうしてそれであるからいいじゃないかという論理が私も通じないわけですが、そこでなんですけども、農業政策であれば、そういうふうに減反とかあれば、何らかの対策をとってくれるのに、ここ水産業にとっては知りませんよってというのは、ちょっと理にかなわないことだと思うんですが、そのところどういうふうに、市として、また県として国に要望して、それでもこのかなわないことで漁業者に説明がされてるのか、それとも、全く国から落ちてきたものをそのまま伝えまして、市とか県は知りませんよという態勢なのか、そのところを御説明お願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） まず1点目、語学研修事業に伴いますところの国・県への支援と申しますか、相談はというお話でございました。基本的に職員の人材育成という面から捉えますと、どうしても国・県等からの補助は難しいのではなかろうかなという思いがいたしております。この事業につきましても、今年度限りという事業では決してございません。ただ、来年度以降も毎年毎年続けていくのかと申しますと、まだそのようなところまでは想定はいたしておりませんが、先ほどから申し上げますとおり、韓国枠での職員の採用、そこら辺と絡みながら、絡み合いながら、この既存の職員をどの程度の割合で送っていくのかという継続的な部分も想定をいたしておりますものですから、黒田議員のお尋ねにつきましては、そのような方法論としてできないものかどうかという部分については、また部内のほうでも十二分に研究はしてみたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 先ほどのマグロの件につきましてですが、ヨコワの漁獲量ということで、基準年が2002年から3年間ということで、1,261トンと、これの8割ということで、808トンということに規定をされておりますが、先ほど議員御指摘の部分については、ちょっと、共済があるからという指導があったということですが、指導といいますか、答弁があったということですが、その部分についてはちょっと私のほうでは把握はしておりません。ただ、現段階では、そこまでの詳しいデータは、私の方持っていませんので、御容赦願いたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 済いません。資料持ってないとか、そういう段階なんでしょうか。1月1日から、1月1日じゃないですね、正月休みありますから、4日から初漁始まりまして、もう始まっているんですよ。そこは市長、よろしいんでしょうか。そういう御答弁で。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このマグロの幼魚の漁獲制限については、いろいろと論議が国レベルでされてきた経緯はニュース等でも見てまいりました。そして、最終的に皆様もよく御存じの宮原さんが頭になって、外国との交渉しながら漁獲量を定めてこられたというのが、この経緯だというふうに思っております。

そして、ここにつきましては、その後につきましては、その漁獲量と当然国レベルの全漁連とか、さまざまな団体との話し合いがなされた結果、このあたりの数値に落ち着いたものと、私は理解しておりましたが、先ほどの黒田議員の質問内容を聞いて、そういうふうな物事の決め方をされてる案件なんだろうかというふうにちょっと疑問に感じた次第です。国の物事の進め方として、外交と言ってしまうとそれまでなのかもしれませんが、今おっしゃられた内容というのは、漁獲共済の問題は、別としましても、そういう物事の進め方と、そして国策としてそれを押しつけてくる部分についての考え方というのは、国に対してきちんとたす必要があるかと思っております。しかしこれにつきましても、市だけではなくて、当然ながら島内にあります漁協の皆様方の御意見というものをしっかりと踏まえて、私のほうも動き出しはしないといけない、日にちは、1月1日から発効するんだよという話でございました。そういう舞台裏という、決まるまでの経過というのは、私どもには全く知らされていない中でこれは進んでおりますので、時間はございませんけれども、この会期中にでも東京に行く機会があれば、水産庁のほうにも動き出しはしたいと思いますが、先ほど言いますように、個人ではなかなか話にはなりませんので、組合長会、そちらとの連携というものが当然必要な案件だというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） わかりました。私個人といたしましては、今回国際的な制限ということで、実際に大西洋におきましては、約10年間ぐらい制限されてきて、7割以上回復というか、上がったということで、また再度とれるようになってきてるわけですから、今回、こちらのほうで制限するということにつきましては、いたし方ないんであろうと思うんですが、そのかわり、何とか市長も要望等、しっかり頑張っていくということですので、ただ、漁業者、また組合、組合によりましては、イカ釣り主体のところは知りませんよという、そういうスタンスでありますし、多分漁協をまとめて、会長が1本でっていうのは非常に難しいであろうと思いますので、どこがどうイニシアチブをとっていくかというのは、私もはっきりわかりませんが、少なからず補助金というか、補填という部分は、行政に頼らざるを得ない部分がありますので、そのところは、今から、早急に合意形成を進めていただくようお願いをしておきます。それと、全く1月1日からの運用であるにもかかわらず、全く、先ほどの部長の答弁によりますと、全くないという雰囲気がありますので、ぜひ、これも委員会のほうで、委員会するまでには何とか情

報を集めていただいて、議論のテーブルに乗せていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 3点確認、それから質問したいと思います。

まず、1点目は、脇本議員、それから黒田議員の質問に出ましたように参考資料1ページの韓国語の語学研修の件でございます。かなりお2方の質問で煮詰まったところが出てきたんですが、私1点気になるのが、観光交流分野をはじめ、通訳なしで韓国人に対応できる職員の育成ということで、それで研修の期間が1年間ということでここに提案されておりますけども、このいわゆる派遣する職員が韓国語にある程度素養があって派遣するのか、全くずぶの状態から派遣するのか、そのあたりによって1年間で、（発言する者あり）そうですか。そういうことから、一応そのあたりを踏まえてまた総務委員会でも質問したいと思います。1点目はそれで一応、私も疑念、少し気になるところがあるということです。

それから2点目は、今黒田議員が指摘されたマグロ漁の規制の件です。このことについては、私も黒田議員と全く同感、そしてマグロ漁関係の方からもそういう声を日頃聞いております。聞いておりますので、そのことについては、いわゆる1本釣り、幼魚の釣りだけの規制で、今いろいろ漁民が困るんじゃないかという指摘があったんですが、このことをもっと大きく捉えると、いわゆる巻き網との関連、それからいわゆる西海岸の制限区域、三海里とかの規制があるわけですが、その拡張とかを求める要望をずっと従来から漁業関係者からなされておると聞いておりますが、このことでやはり漁協、あるいはマグロ漁のしてある組合をつくってある方々の要望、そういう方々も独自に水産庁関係にも要望されたとも聞いております。それで、さっきの黒田議員の質疑の中で出てきましたように、市も一体になって、やはりそういう働きかけをしていく必要があるんじゃないか。そして、いわゆる海洋保護区の設定、このことについても今、来年度をめどに設定をしていくということですが、そういう大きな枠の中のこと、国際的なこともありますけども、やはり対馬市としては、このことも踏まえながらこの海洋保護区の設定についても、その中に何らか検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

それから3点目については、参考資料の2ページの小規模保育事業等の研修会の開催についてです。こういう形で研修会が設定されたということは、大変いいことだと思っております。それで、その事業研修会を行うということは、その前提としていわゆる新制度を対馬市でも取り入れようということがあるんだろうと思いますが、先般の議会では、国の予算等の関係もあって、先行き見えないという、今のところまだ実施時期は確定してないということですが、実施の時期についての見通しがある程度立ててあるのか。

それから、今現在小規模保育事業等を実施する場合に、そういうふうな希望してあるいわゆる事業者といえますか、そういう方が把握ができてくるかどうか、そのことについて、だから1点目の点については委員会で取り上げるということですから、2点目、3点目のことについて、御答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） マグロの件につきましては、先ほど黒田議員の答弁に対して、市長のほうが生じたように、対馬市としましても漁業関係者と一体となって水産庁等に働きをかけていきたいというふうに考えております。

また、海洋保護区の設定につきましても、対馬の漁業組合長会の中でもいろんな論議があります。それとともに海区調整委員会との調整も必要でございます。ということで、今後海洋保護区の設定、管理漁業の推進ということで、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） それでは、小島議員の2点目の質問に答えさせていただきます。

この予算の小規模保育事業の研修についてでございますが、これは、前回新制度については御説明をしたところではございますが、その一環としまして、今後、市内、まずは1カ所で保育補助者の基礎研修から始めてみたいと思っております。その基礎研修の講師を来ていただく費用でございます。これからそういった補助者の方々を養成しながら、また来年度は大きくしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず1点目のマグロ漁のことは、いわゆる大きな枠組みというのが、国際的なこと、国の中のまたいわゆる業種といえますか、漁業形態によって、複雑な絡み合いがあるかと思えますけども、今までやっぱり漁協任せ、それから、マグロ漁の指定の方々の独自の動きということだったんですけども、先ほども答弁もあったように、ぜひ市も一体となって、いわゆる一本釣り漁師、あるいはそれにかかわる養殖業種、そういうことが対馬の大きな産業になってるわけですから、その取り組みを強化していただきたいというふうに思います。

それから、保育事業の件は、いわゆる保育士の養成をするための研修会だということはそれでわかったんですが、事業展開そのものが、先が見えてるかどうかということをお尋ねしたかったんですが、そのことは全くまだ今見えない状況ですか。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） 新制度については、国は予算としては社会保障制度から予算をとい

うことでしたが、消費税の云々はどうなるかわかりませんが、一応国のほうは、予算づけは行って進めていくということでございますので、我々のほうも、それに沿って新制度のほうは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 保育事業については、やはり実態として、今やはり厳原、美津島地区でのいわゆる保育状況というのが、必ずしも保護者の実態、要望に沿ったところで場所、それから、等で、やはり窮屈な思いをしながら地元の地区にはなかなか思うようにいかないから、他の地区まで送り迎えしながら行ってるというケースの実態も聞いておりますので、親の要望に沿えるような対馬の保育状況をつくり出していただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに。19番、作元義文君。

○議員（19番 作元 義文君） 黒田議員と小島議員の関連なんですけども、今聞いておりますと、うちの方のマグロの幼魚の件について、あまり何もはなされていない状況ですから、これは私もよく聞いてるんですけども（「マイク」と呼ぶ者あり）非常に国のほうとしても難しい問題なんです。それで、2,000トン、2,000トンという枠が決められてるんですが、漁業者の意見と組合長会の意見と、非常に食い違いがある。ここら辺を市のほうも1回その中に入って組合長会と、そして漁業者の意見とよく調整をして、水産庁のほうに話を持っていくというようなことにしないと、その中身をよく聞いてみてください。そしてこれは多分国の方策だから、難しいとは思いますが、このヨコワの稚魚を釣る人たち、そしてまたマグロ縄もそうなんですけども、非常に厳しい時代になってくると思います。だから、漁業者は1年間何もせんでいいから、巻き網もやめさせろと言うかもしれんし、これは国との折衝になってくると思いますけども、非常に難しいと思う。でも、対馬の漁民と、そして組合長会の意見をよく聞いて、水産庁と話を折衝していただきたい。市長が今そういう答弁をいたしましたので、つけ加えてお願いをしておきますけども、非常に厳しい状況に今の西側、特に西側の水産業界の人たちにはそういう厳しい状況にありますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですか。

○議員（19番 作元 義文君） 答弁はいいです。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 43ページ、小茂田地区等、地区のコミュニティー施設の備品購入のことなんですけども、この備品がまず何なのか教えてください。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 費目は農林水産業費でございますけども、建物そのものがコミュニティー施設ということで、地区の集会施設絡むという、その中で、この備品等につきましては、私ども総務のほうは地区のほうと整備をしておるという関係上、私のほうから内容等について御説明いたします。

まずどういった備品を導入をするのかということでございます。その前に、この必要とする理由、それらを先に御説明を申し上げたほうがよろしいのかなという気はいたします。

このコミュニティーそのものは、まず、地域づくり計画に基づきまして、それぞれ小茂田、瀬ともに地域のコミュニティーの醸成が必要に、大事だということで、既存の公民館、もしくは集会施設等が築後非常に経ちまして、老朽化して大変だという、そういう中で、地域マネージャーを主といたしまして、地区住民とのさまざまな協議を重ねる中において、このコミュニティー施設を中心としたところのコミュニティーの醸成を図って行きたいと。

ちなみに、例えば調理実習等の学習会を定期的にするとか、それから例えばAEDのそういう講習会とか、それから特に小茂田にいたしましても、瀬につきましても若者、若い世代が比較的残っておるといような地区でございまして、特に若い奥さんとか、そういうのを中心にしながら、定期的にそういう研修会、それから地区に残るさまざまな地区の行事を後世のほうに残していきたいといようなことも考えてらっしゃると。ですから、そういう研修会とか講習会の折には、当然さまざまなビデオ等の映像とか、例えば学習会に出しましても、そのような資料の映像とか、そういったもろもろも非常に使う機会もあるといようなお話でもございました。そういう中で、だいたい瀬、小茂田ともに類似の品でございすけども、台数の違いはございすけども、おおむね調理実習等に使用いたします調理台とか、それからテーブルとか、冷蔵庫、電子レンジ、そういった類のものでございます。

それから、講習会とか研修会とかの折に、どうしてもそういう資料とかなんかの説明という意味合いの中で、テレビのモニターもございす。先ほど申しますとおり、台数の多寡はございすけども、大体両地区ともにそのような内容の備品を導入しようとするものでございす。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今の説明で、確かにコミュニティー施設を使って地域づくりをやるということの説明で、テレビも設置するということで、私はちょっと調べたところ、テレビを設置しますということを聞きまして、そうするとふと考えたのが、今まで私たちにある程度生活館、そういうところは多分地区で皆さん買ってたと思うわけです。テレビ等は。今回、入れるということを少し聞きましたので、そうすると、今あるそういう施設もそういうことで、そこを中心として、地域再生を図っていきたいという、そういう趣旨であれば、各集落、そういう生活

館もテレビを入れてもらえるという考えでよろしいですか。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま上野議員がお話のとおり、それぞれの集落にあります従来型の公民館、生活館等々によりまして、旧町時代にそれぞれ旧町の考え方の中で、それぞれ地区のほうで導入をされてらっしゃる地区もございます。それから旧町時代に、それぞれの旧町のほうで配備をされてある町もあるというようにも伺っております。

今回、この小茂田と瀬にそのような備品を配備をするということにつきましては、まずそのもとになっております地域づくり計画、この地域づくり計画で整備をしたそのコミュニティーセンターがどのような利用計画をされていくのか、そこに尽きるんじゃないかなと思います。

したがって、今後もこのような計画は多分にいろいろと出てくるんじゃないかなと。そういう出てきたときにおきまして、それぞれのコミュニティー施設の利用の計画の具体性、そこら辺を見せていただきながら、判断をしていくということになろうかなと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 私も絶対テレビなんかいらんというわけじゃないわけです。やっぱり必要な品は必要で、今説明があったとおりでいいです。それが、やり方としてはいろいろあるでしょう。しかし今の生活館を大切な、やっぱり地区では大切なそういう施設ですので、各地区からそういう計画、要望があれば、今後とも予算をとおす以上は、前向きに検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は2時25分からとします。

午後2時11分休憩

午後2時25分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第21. 議案第100号

日程第22. 議案第101号

日程第23. 議案第102号

日程第24. 議案第103号

日程第25. 議案第104号

日程第26. 議案第105号

日程第27. 議案第106号

日程第28. 議案第107号

○議長（堀江 政武君） 日程第21、議案第100号、平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）から、日程第28、議案第107号、平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま、一括議題となりました議案のうち、議案第100号から議案第104号の5件につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明申し上げます。

議案第100号平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は人事異動によります人件費の減額、豆酩診療所改修のための追加が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ605万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,864万4,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

8ページ9ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。4款繰入金1項他会計繰入金は一般会計からの繰入金を605万1,000円減額しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費は1節報酬から4節共済費までは人事異動に伴う補正であります。8節報償費は通勤手当の変更により4万5,000円の追加、12節役務費は豊玉診療所の生化学検査手数料96万円の追加であります。15節工事請負費は豆酩診療所の主に床を改修するた

め、114万3,000円を追加しております。18節備品購入費は豊玉診療所待合室のテレビが故障しており、修理不能のため、購入費として15万6,000円を追加しております。

続きまして、議案第101号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。今回の補正予算は、9月の第3回定例会におきまして御承認いただきました高額療養費貸付基金の基金額の変更及び国庫支出金の返還金が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正予算は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,080万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,829万9,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税は1億8,540万5,000円を減額しております。4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金は2,464万9,000円の追加であります。これは現年度分の療養給付費の調整、また、25年度療養給付費の実績による交付金額の確定によるものであります。10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、職員給与費として227万4,000円を追加しております。2項基金繰入金は国民健康保険特別会計の財政調整基金から3,492万2,000円を繰り入れております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

また、2目高額療養費貸付金繰入金は、9月の第3回定例会におきまして御承認いただきました対馬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部改正によりまして同基金の額を300万円に変更しましたので、財政調整基金に積み立てるため1,050万円を繰り入れております。

11款繰越金は平成25年度からの繰越金により1億5,386万9,000円を追加しております。

次に歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は3目医療費適正化特別対策事業の1節報酬を80万円追加しております。2項徴税費は過誤納還付金及び還付加算金として30万円を追加しております。2款保

険給付費、3款後期高齢者支援金等は財源内訳の変更を行っております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

9款基金積立金は、先ほど御説明いたしました高額療養費貸付基金からの繰り入れ金額を財政調整基金に積み立てるため、1,050万円を追加しております。11款諸支出金は1項償還金及び還付加算金3目償還金に平成25年度国民健康保険等の療養費給付費等の実績により国からの交付金額が確定しましたので、国庫支出金返納金として2,920万9,000円を追加しております。

続きまして、議案第102号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は人事異動に伴います人件費の補正が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,924万円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款繰入金1項一般会計繰入金は事務費繰入金として183万4,000円を追加しております。6款繰越金は前年度からの繰り越し分を127万8,000円追加しております。7款諸収入、5款雑入は15万3,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は1目一般管理費に263万5,000円を追加しております。これは人事異動による人件費の調整であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料納付金として63万円追加するものであります。

続きまして、議案第103号、平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、介護給付費準備基金積立金の追加と平成25年度介護保険事業費の精算による国費等への返還金の追加が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,829万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,731万1,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであるとします。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は全年度精算返還金への充当のため104万7,000円を減額しております。2目地域支援事業支援交付金は平成25年度分の地域支援事業支援交付金額の決定により221万6,000円を追加しております。7款繰入金1項他会計繰入金は1目一般会計繰入金857万5,000円を減額しております。1節その他の一般会計繰入金は651万4,000円の減額、2節職員給与等繰入金は人事異動により人件費206万1,000円の減額であります。8款繰越金は前年度からの繰越金として8,570万3,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は24万9,000円を追加しております。これは、人事異動に伴う人件費の補正であります。2款保険給付費は財源内訳の変更、4款基金積立金は介護給付費準備基金に6,911万6,000円を追加しております。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金として85万6,000円の追加、2目償還金は前年度の国費県費の返還金として807万6,000円を追加しております。

続きまして、議案第104号、平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、9月の第3回定例会におきまして御承認いただきました介護保険地域支援事業基金の積立金及び人事異動による人件費の補正であります。

1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,549万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,007万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものとなります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、2款繰越金は前年度からの繰り越し分として2,549万円を追加しております。4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は介護保険地域支援事業基金の利子分として1,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は人事異動に伴う人件費として172万7,000円を減額しております。3款基金積立金は介護保険地域支援事業基金として2,721万8,000円を補正しております。

以上、議案第100号から議案第104号までの保健部が所管する5つの特別会計の提案理由の説明を終わります。また、特別会計補正予算書の最終ページに補正予算給与費明細書を添付しております。御審議の上御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま、一括上程となりました議案のうち、議案第105号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の追加や施設の補修、修繕に伴う増額が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

平成26年度、対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ789万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,681万5,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を789万2,000円増額をしております。

歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

1款民生費1項1目施設管理費では、職員の人件費の追加、また11節需用費は特養ひとつばたごの補修及び非常照明の修繕料の追加でございます。18節備品購入費は特養浅茅の丘の老朽

化しております厨房食器棚を取りかえるための購入費用90万円を計上いたしております。

以上、議案第105号の補正予算の内容について説明をさせていただきました。

御審議の上御決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第106号、議案第107号の2件は水道局所管の議案でございますので続けて御説明申し上げます。

まず、議案第106号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、人事異動に伴う職員給与などの人件費及び光熱水費、工事請負費の追加に伴う増額補正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,061万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,780万1,000円と定めるものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

補正予算の内容について歳入から御説明申し上げます。

予算書8ページ、9ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金296万7,000円の増額補正は高料金対策費及び建設費の追加による増額でございます。2項簡易水道繰入金1目簡易水道基金繰入金321万5,000円は簡易水道基金繰入金の追加でございます。8款諸収入1項1目雑入442万8,000円の増額補正は消費税の還付による増でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費45万6,000円の増額補正は職員の人員配置に伴う職員手当の追加補正が主なものでございます。2目施設管理費615万4,000円の増額補正は嘱託員報酬の追加、電気使用量の増による光熱水費の増によるものが主なものでございます。2項1目水道建設費1目水道建設費400万円の増は委託事業の不用額の減と簡易水道整備工事の追加、仁田地区統合簡易水道整備工事の追加による増によるものでございます。

以上が、議案第106号の概要でございます。

続きまして、議案第107号、平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の追加補正予算につきましては、職員の人員配置、施設の修繕料、簡易水道施設整備に伴う用地費の増による追加補正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）は次のとおり定めるものであります。

第2条平成26年度対馬市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を第1款水道事業費用第1項営業費用を377万1,000円増額し、第1款水道事業費用の総額を3億4,869万7,000円に補正するものであります。

第3条予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,601万9,000円は当年度分消費税資本的収支調整額997万7,000円、過年度分損益勘定留保資金7,611万2,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を第1款資本的収入第3項負担金を158万円増額し、第1款資本的収入額の総額を1億8,398万6,000円とし、第1款資本的支出第1項建設改良費を216万円増額し、第1款資本的支出の総額を2億7,000万5,000円に補正するものでございます。

第4条予算第8条中、職員給与費7,464万1,000円を7,641万2,000円に改めるものであります。

補正予算の内容について、御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目排水及び給水費376万2,000円の増額補正は人事異動に伴う職員給与等の増と19節修繕料の増額が主なものでございます。2目総係費の9,000円の増額補正は人事異動に伴う職員給与等の増によるものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金の158万円の増額補正は建設改良負担金として一般会計負担金の増によるものでございます。

資本的支出でございますが、第1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費の216万円の増額補正は内院簡易水道基幹改良事業の浄水場及び排水地の用地取得に係る用地費の増によるものでございます。

以上、議案第106号、議案第107号の補正予算の概要について説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

まず、保健部関係議案第100号から第104号までの5件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第105号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、水道局関係議案第106号及び第107号の2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております8件は委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

8件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第100号、平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第101号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第102号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第103号、平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第104号、平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり決定されました。

議案第105号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第106号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第107号、平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第108号

日程第30. 議案第109号

日程第31. 議案第110号

日程第32. 議案第111号

○議長（堀江 政武君） 日程第29、議案第108号、対馬市税条例の一部を改正する条例から日程第32、議案第111号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第108号、対馬市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

今回の条例改正は、離島振興対策実施地域に指定されている対馬市において策定した産業の振興に関する計画が計画基準を満たし、租税特別措置法施行令による適用対象地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣より指定されたことにより、地方税法第6条公益等による課税免除及び不均一課税、及び離島振興法第19条税制上の措置等、並びに第20条地方税の課税免除

または不均一課税に伴う措置の規定により、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は製造業、旅館業及び情報サービス業等の個人や法人が事業の用に供する設備、機械、装置、建物、付属設備、構築物を新設または増築したものについて租税特別措置法の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋に係る敷地である土地に対し課する固定資産税は、新たに課すこととなった年度分以降3年間に限り課税免除することができることを規定するものであります。

なお、附則で施行期日を指定開始日の平成26年6月1日以降に新設、増設された設備について適用することといたしております。参考資料として配付いたしております一部改正条例、新旧対照表の1ページを御参照くださるようお願いいたします。

以上で、議案第108号について、提案理由と内容の説明を終わります。

御審議の上御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第109号、対馬市総合センター条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

峰町佐賀にあります本市消防本部中部支所峰出張所は施設の狭隘化に加え老朽化が著しいため、対馬市中地区開発総合センター内の集会室を改修し移転することとなったため、今回、別表対馬市中地区開発総合センター内集会室を削るため、条例の一部改正をお願いするものであります。

議案集5ページをお開きください。

対馬市総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表対馬市中対馬開発総合センターの部、集会室の項を削る。附則として、この条例は交付の日から施行することとしております。なお、参考として、一部改正条例新旧対照表の2ページに現行と改正案を記載していますので、あわせてごらんいただければ幸い致します。

今回の改正の趣旨を御理解いただき御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま議題となりました議案第110号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

議案集の7ページをお開きください。

新旧対照表は3ページから4ページをごらんください。

本条例は障害者乳幼児、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対して医療費の一部を給付することにより福祉の増進を図ることを目的といたしております。

国において、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法へと法律名が改称され、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充が図られました。また、あわせて児童扶養手当法施行令の一部改正も行われ、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置が講じられました。

市では、これらの改正を受け提案させていただいております条例の条項の字句の改正や追加等の一部改正を行い、ひとり親家庭の支援の充実を図っていかうとするものであります。なお、附則で施行日を交付の日からといたしております。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議の上御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括提案されました議案のうち、議案第111号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明いたします。

議案書は9ページでございます。

今回の条例の一部改正は国の産科医療保障制度の見直しとあわせて出産育児一時金の金額を見直すため、国民健康保険法及び同施行令が改正されることから所要の改正をしようとするものであります。

主なものは、第6条第1項中の子出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改正するものです。出産育児一時金はこの金額に保険者が定める金額を加算することができ、総額は42万円に据え置かれております。

なお、健康保険法施行令第36条において、産科医療保障制度に加入する場合に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとする規定自体は見直さず、規則において、その基準額を3万円から1万6,000円に改めることになりました。

なお、条例表現の統一を図るため、目次中の「対馬市」を「市」に改めるほか、第1条、第8条及び第10条を同様の改正を行っております。附則において、施行期日を平成27年1月1日とし、施行日前に出産した場合は、なお、従前の例によるとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第111号の提案理由の説明を終わります。御審議の上御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから4件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第108号、対馬市税条例の一部を改正する条例なんですが、

これに関しましては上位法令が変更ということで、それに伴う変更ということですが、これは今現在、対馬市における観光、そういうことに関して有意義な条例ですので、この条例の改正の趣旨等、わかりやすく市民にお知らせするのも重要かと思えます。

上位法令が変わったとはいえ、その示す意義を御説明願います。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 協本議員の質問にお答えをしたいと思います。

平成25年度に税制改正がありまして、従来から離島地域には国税という特別償却の制度が設けられておりました。

今回、市が計画を策定し、大臣の認定を受けたことにより、その特別償却が割増償却ができる。それに付随して、地方税についても変更があり、固定資産税の減免をできるっていうことになっております。

固定資産の投資額がいままで個人的なものにすれば2,700万の投資が必要だったわけですが、今回の改正で500万円以上、投資があれば対象になると。そういった申請書を担当部署のほうに出していただいて、適合っていうことで承認がもらえれば税の対象、国税それから地方税の対象になるということになっております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今から採決をするところですが、かなり低い金額の500万円という投資によってでも恩恵が受けられるような形になるということですので、採決されたあかつきには速やかに今のだけでは市民もよくわからないと思いますので、市報、それからケーブルテレビ等を使ってこの条例に資する経済活動がすぐにでも起こるように努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁は。

○議員（6番 脇本 啓喜君） いいです。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております4件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから4件について各案ごとに討論、採決を行います。

議案第108号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、対馬市総合センター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第33. 議案第112号

日程第34. 議案第113号

日程第35. 議案第114号

○議長（堀江 政武君） 日程第33、議案第112号、観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定についてから、日程第35、議案第114号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題になりました議案のうち議案第112号、観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書は11ページでございます。

本施設は来年3月の竣工を目指し、現在建設中ではありますが、管理運営につきまして、一般社団法人対馬観光物産協会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

指定管理者の選定につきましては、外部委員を交えた対馬市指定管理者選定委員会におきまして審査がなされ、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に基づき、まず、公募によらない候補者としての選定について、続きまして、選定基準を満たしているかどうかについて審査をいただきました。

その結果、一般社団法人対馬観光物産協会が公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に基づく、公共的団体と位置づけることができること、また、観光物産協会の事業内容が国内外の観光客の誘致促進、島の特産品の全国PR、販売促進に関する事業等であり、観光事業と物産関連事業が一体的に事業展開がなされており、長年、市の観光行政及び物産関連事業を補完してきたこと、さらに経験と実績面、管理運営の能力面等におきまして、選定基準を満たすとの判断をいただき、指定管理者候補として選定をいただきました。指定管理期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年を予定いたしております。

以上が提案理由でございます。御審議の上御決定いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 議案第113号及び議案第114号につきましては、農林水産部に係る議案でございますので、続けて御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

では、まず、議案第113号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本施設の管理運営につきまして、平成22年4月1日より匠運営協議会を指定管理者として委託し管理運営してきておりますが、平成27年3月31日をもって契約期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理の指定手続き等に関する条例の規定に基づき、公募を行ったところ、匠運営協議会、1団体のみの申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補匠運営協議会代表者、井田幹男氏を指定管理者として指定したく地方自治法第244の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補の選定に当たっては、同条例施行規則の規定に基づき、対馬市指定管理者選定委員会により、申請書の内容について審査及び候補者出席のもと、ヒアリングを実施いたしました。

選定方法及び基準に沿って、公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ現在の指定管理者としての実績、今後の事業計画並びに収支計画、経営能力、及び管理能力などを総合的に判断し、匠運営協議会を指定管理者候補として選定いたしました。管理委託料は年193万4,000円を予定いたしております。

なお、指定管理期間は平成27年4月1日より平成32年3月31日までの5年間を予定しております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第114号、対馬ふるさと伝承館の指定管理の指定について、御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

対馬ふるさと伝承館の管理運営につきましては、平成22年4月1日より有限会社上野食品を指定管理者として委託し管理運営してきておりますが、平成27年3月31日をもって契約期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定手続き等に関する条例の規定に基づき公募を行ったところ、1団体からの申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補、株式会社樹、代表取締役平山満和氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補の選定に当たっては、同条例施行規則の規定に基づき、対馬市指定管理者選定委員会により申請書の内容について審査及び候補者出席のもとヒアリングを実施いたしました。

選定方法及び基準に沿って、公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の実施により、現在の会社の経営状況及びその実績、指定管理者として今後の事業計画並びに収支計画、経営能力及び管理能力などを総合的に判断し、株式会社樹を指定管理者候補とし

て選定いたしました。管理委託料は0円としております。

なお、指定管理期間は平成27年4月1日より平成32年3月31日までの5年間で予定しております。

以上、簡単でございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 112号についてお尋ねをいたします。

25年度、26年度の観光物産協会に対して、市のとられたことについて、1点お尋ねをいたします。

まず、当初の予定では、福岡事務所というふうな場所の下に、そういう施設をつくったわけですが、11階の貸事務所をその後、予定せずに、この拠点施設に事務所を構えるという方針であったそうですが、非常に手狭なために、1階の貸事務所の中に借用するという事になったと聞いております。

そこまではいいんですが、25年度の11月オープン後、この1階の（発言する者あり）なんですか。（発言する者あり）。いやいや、違うんです。この、いわゆる施設の借り上げ料の支出を観光物産協会のほうから支出するように求められたと。当初、そういうようなことではなかったが、これは適切な支出であるかどうかお聞きしたいと思います。

それと、26年度も、その後、継続して、観光物産協会が1階の事務所の借り上げをそのまま支出するというふうな予算化というふうになっております。これ、私も会員でございますので、適切かどうか、個人的にはおかしいんじゃないかと思っておりますが、まず担当部長の見解、あるいは市長、もしあれば、お尋ねに対して答えを聞きたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 福岡のよりあい処つしまの家賃の件でお尋ねですが、大浦議員さん御指摘のとおり、去年の11月、開設当初でございます、福岡事務所はよりあい処つしまの一角に入居予定でありました。

ところが、入居スペースを観光物産協会が情報発信スペースとして使用することになったため、新たにそれまでのビルの1室を、現在でいえば、1階の奥の部屋になりますが、新たにそれまでのビルの1室を借り上げる必要が出てまいりました。

したがって、観光物産協会が占有したスペースの代替措置として、市が新たに借りあげた現在の部屋の家賃の21万円を協会と協議の上、協会が負担することになったと聞いております。

なお、福岡事務所の入っている部屋の一部をよりあい処の倉庫、そして更衣室として使用しております。

家賃の21万円相当の根拠につきましては、よりあい処つしまの中で福岡事務所が入居予定であった6.5坪、ここの家賃の評価っていうのが坪当たり3万5,000円でございます、6.5坪を掛けますと約21万。現在、福岡事務所が入っておりますビルの奥の1室につきましては家賃が坪当たり1万円ということで、それが現在21坪ございまして21万と。同等の21万円相当ということでございまして、よりあい処に福岡事務所が入居予定であったスペースの代替措置ということでございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私の聞いた範囲では、当初の方針はそういうふうなことではなかったような、観光物産協会の受けとめがございました。

それで、1階の施設に市の委託職員と観光物産協会の職員2名ずつおられるんでしょ。せいぜい、その割合があってもいんじゃないかなというふうな思いがするんですが、部長、その辺、再度、尋ねまして。

そこは市の嘱託職員が2名おられるんでしょ。1階のフロアに。（発言する者あり）いやいやそれは、関連してやりよるわけですから。それが不明瞭であるというような意見もございまして、それをお尋ねしているわけです。

だから、新しい契約を指定管理する前に、そのことをはっきりした方がいいという意味ですから。何かございますか。（発言する者あり）

○議長（堀江 政武君） その前にそちらをというふうな意見ですけど。

これは、産業建設常任委員会に付託をしますので、詳しくはそちらのほうでやっていただければと思いますが。どうですか。

○議員（15番 大浦 孝司君） それでも結構です。

○議長（堀江 政武君） 休憩します。

午後3時30分休憩

午後3時34分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

大浦議員ら産建の委員長にただしてほしいということ、言ってほしいということですので。

15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 非常に、観光物産協会の見方として慎重に取り扱ってほしいような御意見も聞いておりますので、関連して、委員会のときに、その経過について詳しく調べて

ほしい、報告してほしいと思いますが、産建委員長によろしくお願いいたします。いいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） その件は終わりたいと思います。

7番 黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 1点だけお伺いいたします。

15ページ、114号のふるさと伝承館の分なんですけど、指定管理者となる団体の分では先ほどお伺いしましたが、お名前を聞きまして、現在、別の分で、非常に経営能力のある方だと思っておりますので、非常に安心しておりますけれども。

指定管理は0円ということでお伺いをいたしましたけども、逆に心配しているわけなんですけど、心配しているというより申しわけないなと思うのが、0円というのは非常にありがたいんですけども、最低かかる管理費というのはやっぱり最低かかるものがあると思うんですけども、例えば、浄化槽の管理料とか。

水道光熱費についてはどうかと思うんですけども、最低限度かかる分も含めて0円なのかということをお伺いいたします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ふるさと伝承館、体験であい塾、両方共について、要は電気等の消防関係の管理費、浄化槽の管理費等につきましては、基本的なものは、市が直接行っているということで。実質、管理費につきましては、市が直接払って、中の清掃等の部分につきましては指定管理者が行うということにしております。

また、指定管理者の候補者のほうから、補助金に頼れば経営が弱くなると、だから自分は補助金なしでやりたいと。そのことについても自信があるということで提案がっております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番 黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） はっきりしていただきたいことがあるんですけど、営業に対してのガス、これを一番よく使うと思うんですけど、これについても市が負担ということなんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ガスと光熱費については自己負担と。指定管理者負担ということなんです。

基本的な消防、浄化槽の点検等につきましてはのみ、市で直接管理をするということにしております。

○議長（堀江 政武君） 7番 黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） よくわかりました。

雇用とかもいっぱい使ってくださるだろうし、安心しておりますので、よくわかりました。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第112号から議案第114までの3件は配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は3時50分からとします。

午後3時39分休憩

午後3時49分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

あらかじめ申し上げます。本日の会議は議事の都合によって延長します。

日程第36. 議案第115号

○議長（堀江 政武君） 日程第36、議案第115号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小茂田地区）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） ただいま議案となりました議案第115号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小茂田地区）につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いします。

本議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条の第1項の規定により、字の区域を変更するため議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施行しました小茂田港改修事業に伴い、港湾施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに土地であることを確認すると共に、この区域を厳原町小茂田字斎藤原に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては添付しております議案書18ページの1図、19、20ページの図面の太線で囲って表示している部分でございますが、厳原町小茂田字斎藤原731の4、732の第2、745の2、752の第2、753の第2及び760の第2地先、並びに751及び752の第2に隣接する道路地先、並びに751及び756の第2に隣接する水路地先で、面積6,475.51平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） この手続について訂正前、訂正後が同じなんですけど。

この21ページを見てください。どちらが本当なんですか。訂正後、訂正前も同じなんですよ。埋め立て場所。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） 訂正前は小茂田字斎藤原の斎の字が訂正後は小茂田字斎藤原の齋の字が違っておりますために……。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） この土地に関連してお尋ねしたいんですけど、この土地の使用についてお尋ねします。市が管理をするのですか、ここは。

それと、もう1つ。このような埋立地を埋め立てたために、新たに生じた土地に市の許可もなく、構築物をしてあった場合、判明した場合は、市はどのような方針で処理をされますかということ、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） この港湾は、県管理の港湾でありますので、県で管理をしております。県が全て許可を……。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ああそうですか、この場所。

関連でお尋ねしたいんですけど、こういう埋立地の場合、こういう埋立地の場合で、市が管理している場合に、市が管理している土地に構築物を建ててあった場合、無許可で。そういう場合は、市はどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県ばかりじゃなくて、市の部分も確かにあるかと思います。そういうケースがあった場合、いま、こちらで小茂田港湾のケースが出ておりますが、このように竣工認可というものの手続きを早急にとって、そして物事を判断をしていくということになるかと思えます。

そのときに、境界等の確定ということが、まず、先に出てくるのではないかと考えております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 現在、市の管理しているところに構築物を建ててある業者がおるんです。その業者のことで、私、市に六、七回行ったんですけど。そしたら、明らかに市の埋立地に構築物を無断で、平成15年に建ててあるんです。

だから、その場合は、市の許可もなく建ててあるんですが、これからどんなふうにされるおつもりでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、御指摘ありましたような件について、実を申しますと、今回、この小茂田港湾のような形で、竣工認可まで漕ぎつけている市の埋め立ての部分が過去において放置されたまま来ておるところが100件以上、実はございます。それらを解消すべく、この二、三年、私、竣工認可の委託料を議会の皆様の御理解をいただきながら予算を計上させてもらっております。

今、言いましたように百何十件という数がございます。1件、1件、これをきちんと竣工を認可とっていく作業を、まず、しっかりとやって、今、おっしゃられたような、もし案件がありましたならば、それらは条例、法律並びに県の指導等を仰ぎながら粛々とやっていかなければいけない案件だろうと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 私が今、見つけた土地が、市は個人には貸していませんという土地なんです。それで、名前は言いませんけど、個人には貸してないと、市の土地に、平成15年からもう建ってます。それをみんな、部落の人や何か聞いたし、写真も撮ってきてます。

それで、市役所にも6回ぐらい行きました。だから、市役所も何回も調べに行ってやっていますので、そういう不正な建物は市としてから、個人に貸せないというところなんですから、個人の建物ですから、早急に何か方法を考えてください。お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同じ答弁になろうかと思いますが、過去、古い時代の埋め立てでございまして、当時のハイウォーターとの関係とかいろんなことをきちんと精査をしていく中で、今回の小茂田のような竣工認可の図面をつくり上げて確定をまずしていかなくは、軽々に私どももそういうことはできないというふうな思いで二、三年前から委託料を計上をさせていただいているということでございます。どうかその点、物事はぼちぼち進めてはおりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） 簡単に、その辺で切ってもらうようにお願いします。

○議員（3番 入江 有紀君） 済いません。早急に、そういうのはしていただかないと、みんな漁民の方たちが借りたいところなのに、無断でそういうことをしてあるので、早急に調べて、市

役所にも言ってますので、お願いします。以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議案第115号に対する討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第37. 議案第116号

○議長（堀江 政武君） 日程第37、議案第116号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま議題となりました議案第116号、財産の処分についての提案理由を御説明申し上げます。

議案集の23ページをお願いいたします。

現在、対馬市が運営しています上県町佐須奈にございます特別養護老人ホーム日吉の里の民営移譲につきましては、全員協議会等で御説明してきたところではありますが、公募により対馬市にかわって運営していただく熱意のある社会福祉法人を募集しました。

10月末の締め切りまでに対馬市内で高齢者施設を運営している3つの社会福祉法人から申請があり、その申請内容を資格審査委員会にかけ審査した結果、十分に応募資格があると判断し、3法人による競争入札を実施しました。

入札の結果、落札者を決定しましたので、財産処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

落札決定に至るまでの主な経過であります。平成26年9月18日、運営法人の公募を開始

し、10月9日には現地説明会を開催、そして10月31日に公募を締め切りました。その後、11月12日に資格審査委員会を開催し、同20日に入札を実施しました。3法人による入札を実施した結果、社会福祉法人あすか福祉会、理事長、素花源之氏が消費税相当額を含めた4億115円で落札をされました。去る11月25日に同氏を相手方とした仮契約を締結しております。ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。施設の構造は鉄筋コンクリート造り、床面積は2,117.53平米でございます。また、建物の引き渡し期日を平成27年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 議案第116号の日吉の里の4億のことについて、委員会でも詳しく聞いていないので、この場でお答えしたいんですが、普通、計上を評価益、評価損ということで、減価償却して実際に売却価格が評価から上がってきたのか下がってきたのかというのが非常に普通の企業では大切なことなんですけども。

実勢価格は幾らだったんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） このたびの入札に際しまして、不動産の処分に関し、適正な価格を評定するため、不動産鑑定評価額を決定しました。

不動産鑑定評価を行いまして、その価格が1億5,934万円と出ましたので、それを入札の最低価格として表記し、入札を行っております。

○議員（7番 黒田 昭雄君） わかりました。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第116号に対する討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第38. 諮問第2号

○議長（堀江 政武君） 日程第38、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります薄本利夫氏の任期が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を再び委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。薄本氏は平成24年4月から人権擁護委員として御活躍されており、現在、1期目でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第2号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。

お諮りします。本件は、薄本利夫氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は薄本利夫氏を適任とすることに決定しました。

日程第39. 請願第3号

日程第40. 陳情第6号

○議長（堀江 政武君） 日程第39、請願第3号、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願及び日程第40、陳情第6号、国に対し消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書の提出を求める陳情書の2件を一括議題とします。

この2件は、配付の議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（堀江 政武君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。明日は10時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時09分散会

平成26年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成26年12月10日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成26年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	9番 長 信義君
10番 波田 政和君	11番 上野洋次郎君
12番 齋藤 久光君	13番 小宮 教義君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(2名)

8番 小田 昭人君	14番 初村 久藏君
-----------	------------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日 亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

報告します。小田昭人君、初村久藏君より欠席の届け出があつております。また、船越洋一君より遅刻の申し出があつております。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は5人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） おはようございます。6番議員、会派新政会の脇本啓喜です。

今回は、公共施設マネジメントについてと、対馬いづはら病院跡利用についての2項目について質問します。

1番、公共施設マネジメントについて。

(1) 公有財産の把握状況について、公会計改革に伴う複式会計移行には、公有財産の詳細な把握が求められます。合併後10年を過ぎたのですから、普通財産はある程度総務部で一括把握していることと思いますが、行政財産についても各担当部署に任せではなく総務部で一括把握しているのでしょうか。

(2) 公共施設の今後の方向性について、老朽化したインフラ、公共施設の更新あるいは撤去するための財源は確保されておらず、昨今、これらは地方財政の時限爆弾とも呼ばれています。

この2点については、説明が多岐にわたりますので、後ほど具体的に再質問いたします。壇上での答弁は割愛して結構です。

2番、対馬いづはら病院跡利用について。

(1) ケアミックス型の形態、規模（定員、従事者数）等について、長崎県病院企業団対馬地域病院（仮称）が来年5月17日に開院することを受け、対馬いづはら病院跡を医療施設と介護施設の複合（ケアミックス型）施設に転用する計画が進められています。さきの9月定例市議会において、一般病床10床、回復期リハビリテーション病床50床の合計60床も有する病院及び介護施設を予定しているとの行政報告がなされました。合計60床もの病院となれば、新病院と機能分担するとはいえ、新病院の経営圧迫が懸念されます。

その後、第6期介護保険事業計画策定に向けた審議会では、介護施設は50名定員の特別養護老人ホームを予定していることが報告されています。10月の所管事務調査の際、保健部より、ことし1月末現在、介護施設待機者は名寄せ後326名もおり、今後必要となる介護施設の形態を考慮し方針を決定したとの説明がありました。現在必要だからといって規模を決定すると、将来は過剰となり、次世代に過大な負担を強いることになりかねません。将来を見据えた規模として適当と判断した根拠について答弁を求めます。

2、市民や議会への公開説明会（意見交換会）の開催について、理事者が検討している内容の開示がなく、方向性を決定してからの報告ばかりです。さまざまな組み合わせを議会や市民に提示し、選択の余地を残した状況での説明をする機会を設けるべきです。

先日、西海市が市民病院及び介護施設を民間に一括移譲したケースを視察しました。西海市は、当該施設職員や住民等に都合60回以上もの説明会や意見交換会を丁寧に実施しています。対馬市の進め方はあまりにも独善的だと思います。

今後、市民や議会への公開説明会や意見交換会の開催予定について答弁を求めます。

回復期リハビリテーション病床は、原則2カ月の入院が限度とされています。新型老健は看取り加算も設けられていることからわかるように終身入所が可能であり、かつ介護保険の適用となり、入所者の負担も医療施設より軽減され、理学療法士等の医療従事者確保において新病院との競合も多少なりとも回避できます。

10月の所管事務調査で指摘した以降、病院に拘泥せず、有床診療所（19床以下）とし、新型老健とのケアミックスとする検討は行ったのか答弁を求めます。

さらに、県病院企業団は、各地区の独立採算を基本としています。新病院の経営が悪化すれば、上対馬病院の診療所化の検討も避けられません。議会でも、ケアミックス型の設立について決議したところではありますが、市民全体の医療・介護体制を守る観点からも、医療機関の規模やケアミックスの形態等については、十分検討する必要があるのではないかと思います。

また、先日の新聞報道では、特別養護老人ホームの事業者に対する介護報酬が削減されることですが、今後も介護報酬の削減も予想されます。介護施設を特養単独で実施して安定経営は可能なのでしょうか。定員50名の特養新施設によって市民の介護保険料はどの程度増加するのか、答弁を求めます。

ところで、介護サービス付き高齢者住宅（サ高住）は、入居前の住所である自治体が入居者の保険負担をするように今年度制度改正がなされました。この制度を活用し、市の財政負担を軽減しながら在宅医療の普及にもつなげられる可能性があると思われます。サ高住の併設を含めた介護施設の形態についても再検討する必要があるのではないかと思います。市長の見解を求めます。

最後に、最大の課題である基本病床数問題をクリアできる見通しはできたのでしょうか、進捗状況について答弁を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 協本議員の質問にお答えしたいと思います。

今、質問趣意書みたいなるものが届きましておりますので、これに基づいて、順番に答えていきたいと思えます。

まず1点目の公有財産の把握状況でございますが、これにつきましては、総務部で一括把握しているのかということがございました。これについては、今、協本議員がおっしゃられたように、それぞれの行政財産をそれぞれの部署で管理を把握をしているのが現実でございます。

そういう中、この公会計に改革が今後進んでいくわけですが、今、総務省のほうから、総務省のほうもこのマニュアル等をつくっている最中でございますし、恐らく年が替わって1月ごろに資産評価とか固定資産台帳整備の要するに作成マニュアルを示してくるというふうにも聞いております。これらの統一的な基準というものによって、財務書類を作成していくことになろうかと思っております。27年度から29年度までの3カ年間で整備をするよう、全ての地方自治体に要請がされるというふうに聞いております。

本市としましては、当然ながら、この国の要請、スケジュールに基づき、29年度までに整備完了することを目標に取り組んでいきたいというふうに思っております。

現在、資産評価、固定資産台帳整備についての理解を深め、また、全庁的な取り組みとなるため、推進体制、整備スケジュールの検討などを行っているところであります。

次に2点目のいづはら病院跡利用の問題についての御質問がございました。それらについて答えさせていただきます。

将来を見据えた規模として適当と判断した、しているのかというふうなことがございました。これについては、一般病床10床、回復期リハビリテーション病床が50床という、その60床の組み立てということに対しての部分だと思っております。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それらにつきましては、先ほど脇本議員もおっしゃられましたように、議会のほうの決議、そして巖原町の4地区の区長会長さんらの要望、請願での一つの方向性というのが出されております。そこには病床という数は明確には出されていません。当然、もうここで何度となく話してきておりますが、その基準病床数、医療計画との兼ね合いが当然ありますので、明確には、そこについては言及はしませんというふうなただし書きというか、注釈がたしかあったというふうにも思っております。

そういう中、市の市民の患者さんです。患者さん、入院患者さん、この数というのがどれだけ島外に行っているかということと国保のほうで調べ上げをし、社保のほうの推計等を出す中で、やはり月に91名の方が島外に入院をされている。確かに高度医療を受けなくてはいけないという観点においての部分も含まれておるのも承知しております。さらには、この中で、高度医療を仮に手術等を受けられた後、今度はリハビリテーション等が必要な方たちの数というの、病床から拾い出しをしたりしております。

そういう中で、私どもは私どもで数値というものを調べもしてみました。今回、発表させていただいております法人の方たちも、当然ながらこの対馬の医療需要といえますか、それらのことも研究はされたはずなんです。

そういう中で、回復期における部分が手薄になっている。そして、在宅に帰ってもらうという

今の大きな方向性の中、それらが今対馬に医療体制として求められているのではないかというふうな方向性を出されたとは思っております。それは、こちらが見ている患者さんの数とか、回復期を向こうで御利用されている方たちの数とかいうものから、そこはお互いが共通点があったのではないかというふうにも思っております。

そういう意味において、先ほど触れましたが、在宅に最終的には戻っていただく、全ての方がそうなるとは決して申しませんが、極力在宅に戻っていただける環境というものをつくるということが、これからの対馬の大切な部分だと思っております。

また、片やその終末期医療の分とは逆に、予防医学の部分も大切な視点もあろうかと思えます。そういうことをトータルに考えていって、医療体制を整えていくということ、これからは私どもは考えなくてはいけないと思っております。

そういう方向性の中において、この規模というのが法人のほうもつくり出されたものと思っておりますし、私どももその方向性というのは、対馬の実情に合っているのではないかというふうに思っておるところであります。

さらに、病院に関連するところでの西海市のお話が出ております。60回以上の説明会というのがありますが、この西海市のケースと今回のケースは若干違うところがあると思っております。60回の中には、市立病院という観点から、そこにお勤めの職員さんへの説明とか、いろいろな問題がそこには当然あります。それらが二、三十回、たしか含まれてたというふうにも思っております。何も回数がどうのこうのという問題ではありませんけども、今後、市民、議会への公開的な説明会、意見交換会の開催予定はあるのかというふうに御質問がございました。

今、長崎県のほうと、この病床の数の問題、そして病院企業団との間では統合病院と新しいこの60床の回復期を中心とした60床の病院との連携をどうしていくのかということで協議を進めております。

そういうことが、ある程度整った段階において、再度、この問題については皆様方に説明はさせていただきますいなと思っております。

それと、病院に拘泥せず、有床診療所とし、新型老健とのケアミックスとする検討は行ったかというお話がございました。

確かに、新型老健というのが、療養病床を持っている病院が、経過措置として新型老健に移ることは、国のほうが認めておるところであります。ただし、その報酬関係が2割ほど削減をされるということで、この新型老健が国の思ってたように進まないという世の中の実態もございます。

このお話を法人と、この新型老健ではありませんけども、跡利用の話をする段階において、この対馬の医療の需要とか、老健という考え方でいけば、介護の問題、これらを当然話すわけですけども、そういう中での対馬においては、リハビリテーション、回復期の部分を進めていく、ま

た、あわせて介護施設等の問題については、別立てで考えていくというふうなことを、私どもも法人のほうも考えているところであります。

次に、御質問がありました、現在、介護施設等の方向性として、要介護3から5の方がたしか166名、1月末の調査では、ニーズ調査ではあったと思っております。この方たちをどのように待機者を救っていけばいいのか。166名という全てをつくるなんていうのはとても難しい話でございますけども、療養病床を、回復期の問題とか、それから特養を3分の1程度の設定をしていく必要があるだろうということで、今、特養のお話をさせていただいております。定員50名の特養新設、これは特養50名をふやす、ふやさないではなくても、既に介護の需要はどんどん今後10年、20年と高まっていくわけですが、この50名だけにこだわっていきますと、年額にして7,300円ほどの増額にはなっていくだろうというふうに、こちらの試算は出ておるところであります。

また、それにあわせて、サ高住の併設を含めた介護施設の形態ということの再検討する必要があるのではないかという御指摘がございました。これにつきましても、経営をするほうの問題があらうかと思っておりますし、また、島外の方を受け入れることによって、私どもの介護保険では当然何も上がるものではありませんけども、雇用が生まれるというふうなことは当然だと思っております。

ただし、先ほど申しますように、待機者が相当数対馬の中にもいらっしゃいますので、まずもって私どもはそちらを考え、また、法人のほうがサ高住という考え方で、島外の人に物事を組み立てていくというふうなことをしていく中で、経営を考えていくことは、当然ながら可能だろうと思っておりますけども、介護保険計画との当然兼ね合いもあらうかと思っております。それらと整合をとっていきたいと思っております。

そして、最後に基本病床数問題をクリアできる見通しはできたのかというお話がございます。これにつきましては、県のほうと職員のほうも詰めております。単純にはいく話ではないというふうに思っております。まだまだ細部を詰めなくてはいけないことがございますし、また、統合病院の経営を今までもされておった病院企業団との調整ということも当然ございます。これらとの三者協議をしながら、また、片や新たな法人との協定の詰め等も進めているというふうなことでございます。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、公共マネジメントについてですが、やはり現段階では行政財産等については各担当部署のほうの把握の域からまだ出ていないと、今、取り急ぎ本部で一括管理できるような体制を整えようとしているという答弁でしたので、3月の当初予算の作成する際にぜひ検討いただきたい点を述べます。時間の都合上、そして今すぐの質問ですから、予算特

別委員会等の際に詳細な答弁を求めます。

まず第1に、現在の固定資産台帳の整備の進捗状況の説明を求めたいと思います。

第2に、現在建設中、予定のものも含めて公共施設のあり方についての方向性をスケジュールも含めて説明を求めます。

戦後一貫して、社会資本の形成、福祉等のサービス拡充が図られてきましたが、人口減少、緊縮財政という状況下において多くの老朽化したインフラ、公共施設の更新あるいは撤去を伴うに当たっては、単なる縮小・縮減ではなく、いわゆる縮充を図らなければなりません。

対馬市は、新たな総合計画の策定に着手していますが、従来型の総合計画は拡充を基本とするもので、縮充を基本に進めていくには不向きどころか足かせになりかねません。10年スパンの総合計画は、今や現職のマニフェストづくりの足しになる程度の価値しかないとも言われています。総合計画策定に多額の予算をつぎ込むのであれば、固定資産台帳の早期整備費用に回し、縮充に向けた計画を実行しながら、今すぐにでも始めるべきだと思います。

縮充に向けた課題はさまざまありますが、財源の確保と住民の合意を得ることが中心の課題だと言われています。総務省は今年度から施行された除却債の活用を呼びかけていますが、交付税措置が担保されるかどうか不明な状況であり、軽々には活用すべきではないと思われます。もう一方の住民合意を得るためには、現在の対馬市のように情報開示がおこなわれている状況では極めておぼつかないと感じています。

第3に、法定点検業務の契約の現状と、今後の施設の保守管理費用削減に向けた取り組みについて、市長の見解をそのときに求めます。

香川県まんのう町は、200以上もある法定点検業務契約を一括して民間に委託することで、経費を2割以上も削減しています。また、最近はメンテナンス費用が適正であるかどうかを試算する部署が多くプラントメーカーで設置されています。設置メーカーの言い値となりかねないメンテナンス費用の削減にも積極的に取り組む必要があると思います。

第4に、指定管理契約業者をはじめとする契約先との責任分担の明確化への取り組みについて、市長の見解をそのときに求めます。

公共施設における費用負担の明確化、特に事故責任分担の明確化は喫緊の課題です。昨今は、自治体への賠償責任にとどまらず、保守点検担当職員にまで、直接刑事責任が課せられる判例が多くなっています。職員の身分を守る上でも、早急に取り組む必要があると思います。

第5に、学校施設等に避難所を設置する取り組みについて、市長の見解をこのとき求めます。

地震や津波はもちろん、この数年、異常気象が常態化し、毎年のように大規模災害が起こる可能性が高くなっています。新たな避難所設置は財政上厳しいことを鑑みれば、学校施設等を災害時の避難所として活用できるように洋式トイレやシャワー、更衣室等の設備を整備する必要があります。

と思われます。学校施設にはセキュリティにも配慮する必要性から、年々閉鎖空間化している状況ですが、山形県の小学校に町立図書館を併設した例もあります。施設の有効活用の観点から、セキュリティに十分配慮し、学校施設を避難所としての機能を充実させる必要があるかと思いません。

このことについては、3月の定例会、予算特別委員会等でお聞きしますので、よろしくお聞きします。

さて、先ほどのいづはら病院跡利用についての答弁についてなんですが、まず、このケアミックス型が将来を見つめた規模として適当と判断した根拠についての答弁がありました。国保、社保データ等からはかり出したんだという形でしたが、この回復期リハビリ病床というのは、50名というのはネット等を調べてみますと、10万人規模の大きさ、定員、病床数というふうに書いてありました。対馬市の場合は3万人、通常3倍以上の病床数になるんじゃないかというふうに考えられます。

それから、このケアミックス型の形態についてなんですが、昨日、厚生委員長、常任委員会の報告のときに、大浦議員のほうから質問がありました。指摘がありました。新病院も回復期リハビリ病床を準備しようとしているのではないかということでしたが、企業団の担当者のほうに聞きましたところ、回復期リハビリ病床は考えていないということでした。そのかわり、地域包括ケアに係る病床を50床程度、後からつくりたいと、その現在準備している222床の中でつくりたいというふうな話でした。

もう一つ、私が提案したこの新型老健についてなんですが、この3つの施設のベッドの役割というか、原則どういうふうに、役割なのかということについて、やはり市民等にもお知らせして、その中から、市としては回復期リハビリ病床が一番適当なんだということをお知らせする必要はないですか。なかなか原則こうであって、そこから少し外れる部分まで許されるということもあるかもしれませんが、原則どういうものなんだということはしっかりとお伝えすべきだと思います。

このことについて、先ほど、新型老健については、診療報酬が2割ほど低く——有床診療所化して新型老健にすることで、診療報酬が2割程度低くなると。国の思うようにこの新型老健も普及してないんだということでしたが、今回、西海市のほうでは、やはり新型老健を取り入れてます。取り入れた理由についてお聞きしてます。その内容はこうでした。現在の市立病院を診療所化することで、入院の点数は低くなりますが、訪問診療や訪問看護等の在宅医療の充実が図りやすくなる。何よりも、在宅医療支援拠点とすることで、最大の課題である基準病床数を今回対馬市もクリアできると思うんです。例外規定として、この在宅医療支援拠点とすることで、基準病床数を上回る病床をつくってもいいという規定がありますので、この辺をよく考えてください。

なお、社会福祉法人等が医療機関を運営する際には、事業者みずからが基金を設立して、「生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業」（第2種社会福祉事業）を実施することが義務づけられていますが、今お願いしようとしている巨樹の会にはその体力は十分備わっていると思われま。政治は10か0かではなくて、最悪のシナリオにも備える責任があると私は思います。厳原地区に最低でも19床の病床を残す手立てを整えておくべきだと思います。第6次介護保険計画に在宅医療支援拠点整備を盛り込む準備も同時並行的に行う考え方はないか、再度答弁を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 在宅医療のお話ありがとうございました。私が聞いた話ですが、先ほどおっしゃられております西海の新型老健の中において、在宅医療というのは、基本的に認められてないと思います。入所者に限っての、入所者といいますか、患者さんに限っての在宅老健という、新型老健という考え方だと思います。

だから、私のちょっと以前聞いた話とは、若干違うなと思って、今思ってたんですが、在宅医療、訪問医療というお話がされておられましたので、そういうふう感じております。

19床の有床診療所という、要するにゼロなのか、極端に言ったら60なのかという選択にならないように、有床診療であれば、基準病床という、基本病床ですか、ということ、医療計画の範疇から外れるから、そういう手立ても打っておくべきではないかというふうなお話でした。このことについては、13番議員のほうからも、以前からそのような方向性というのも提案をいただいているところでございます。当然、そのことは、こちらとしては頭の中にはありますが、少なくとも法人のほうで10、50のこの組み合わせで物事を組み立てていくほうが、今の対馬の医療需要にかなっているというふうな方向性を出されておられますので、当然ながら、私どもが思っている待機者の問題とか、いろんなことを踏まえた中で、また、待機者等、島外への入院患者の問題、帰ってこれない問題等々を考えたときに、今、県と進めておりますことで、話を進めていきたいと思っております。

しかし、冒頭言いましたように、今、脇本議員が言われたような有床診療所化ということも、当然ながら方法としてはあるということも頭の片隅には当然入れております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） この介護計画をつくらなければ、この在宅医療支援拠点というのは設けることができないというふうになっておりますので、十分そのいつになるか、この跡利用の施設がいつにできるかということはわかりませんが、同時並行的に頭の片隅というだけでなく、もう少し一歩踏み込んで準備を整えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど新型老健は、新型老健に入った人だけだという形、話がありましたが、私が

言いたいのは、病院機能を削減することで、在宅医療に費用と時間を割くことが可能になってくる。それで、在宅医療支援拠点の中に訪問医療、訪問介護ステーション等を設けるという余裕も出てくるでしょうということを言いたかったので、私のちょっと言葉足らずだったかもしれません。新型老健がそういう在宅医療、在宅看護を直接提供するという意味ではございません。

それから、もう一つ、ちょっともとに戻りますが、先ほど市民や議会への公開説明会や意見交換会の開催予定についてお聞きしました。確かに、西海市の場合は、市民病院と特別養護老人ホーム、それから養護老人ホーム、この3つもの施設を一括して民間に移譲するという一方で、もうすばらしく丁寧な説明会等がっております。

ただ、それに比べて、対馬市は何回やられたんですか。回数だけが問題ではありません。やはり、自分が進めようとしている施策について、市民に理解して納得していただいて進めたほうがいいんじゃないんですか。それが、市長が一番最初に選挙に出たときの市民協働ということを実践していくことになるんじゃないでしょうか。今からでも遅くはありません。先ほど言った3つの施設の機能等も市民は、私も勉強してやっとうわかりました。お伝えしてないところだと思えます。今、どういうふうな形で進めようとしているのか、ぜひ説明会、それから意見交換会等を実施していただくようお願いしたいと思います。

それから、跡利用医療施設と新病院の競合については、患者の取り合いというよりも、医療従事者の確保で競合が懸念されると私は思います。巨樹の会が跡利用を施設を運営する際、当初は自前で本土から看護師をはじめとする医療従事者を連れてこられるでしょう。本土からわざわざ対馬に派遣するには、企業団病院の職員よりも好待遇となるでしょう。しかし、医療従事者は地元で確保することがこの業界の常識です。そうなれば、地元対馬出身の新卒医療従事者は特に跡利用施設への就職を希望するでしょう。

現在、企業団の奨学金制度利用をお勧めしても、私の子は対馬に帰ってこらせんでいいけん、そういうとは受けんでもいいと、その利用も頭打ちの状況です。それは、対馬での生活に魅力を感じられないからではないでしょうか。その責任の一端は私たち政治家にもあると私は思います。それでも、市長は企業団に医療従事者の確保は自前で行ってくださいと従来の姿勢を続けられますか。この件に関して、市長の見解を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 意見交換会の実施のまずお話がございました。途中経過でこの話というのが、ある程度進まないとい県とも協議が全くできない部分がございます。そちらを進めていきたいと思っておりますし、この方向性というケアミックスということ、そして、統合することによって不足します63床未満の確保をどこに設定するかという問題については、市民の方たちには当然数字というのは示しはまだしておりませんでしたけども、当然、これは私どもが示す部分で

はなくて、経営をやっていく法人が決めていく部分もございます。その内数ですね。その方向は出しましたが、また、県との協議、企業団との調整ということもございます。しかるべき段階において、今やっていることについては、市民の63床未満における組み立てというのは、このことをずっと言い続けておりましたので、御了承はいただけるものと思っておりますけれども、細部にわたる統合病院の組み立て、そして新しい病院が方向性が固まった段階において、そのすみ分けとか、市民の皆様の使い勝手とかいうことは、説明はすることは当然やっていかなくてははいけないというふうに改めて感じております。

次の、特に看護師の不足を生じていくんではないかという話がありました。片や、これは私の次の世代の若い看護師さんたち、福岡で勤めていた看護師さんなんかも、逆に今の統合病院、新たな統合病院のことを聞いて、やはり対馬で生活をしたいということで、向こうをやめてこちらに帰ってきている女の子たちも、私も聞いております。今の既存の方以外にも、そういう方たちは、当然、向こうにもたくさんいらっしゃるわけでもございまして、そういう人たちがどんどん帰ってきてもらえる。先ほどの患者の話ではありませんけれども、私どもの県という、医療費が向こうに払うのではなくて、やはり地元の中で6割しかまだ使われてない。その率をどう上げていくかという意味においては、地元の人たちがどんどん採用されていくように、こちらも発信をしていかなくてははいけないというふうに思っております。

病院企業団のほうとも話を進める中で、やはり医療従事者の確保というのに企業団は、企業団自身は苦慮することになるかもしれんというお話は企業長のほうからも率直な御意見は聞いております。何もそれを私どもは放置をしておくというふうな思いもありません。当然、統合病院が対馬の基幹病院でございますので、そのあたりのことについては、一緒になって取り組んでいかなくてははいけない問題ですし、この問題がずっとこの一、二年といいますか、論議を、この場でもずっとされてきています。私、このことで、改めて感じているんですが、私と今、協本議員とこの問題について話すわけですが、国のほうというのは、1つの大きな方向性だけぽんと出して、そして先ほどの新型老健ではないですけど、方向を出しても、それが実体に全く合わないことで、なかなか進んでいかない。その方向性はよかれと思ってやってあるけれども、それを期間を何年も延長を、猶予期間を延長するというふうなやり方を今、国のほうはやっておられます。ほんとで、地方のほうの医療体制のことから始まった話かなという、この問題は。逆に、全てを平均化して、統計的に物事を組み立てていった結果、今、それぞれの地方において、こういう問題が出てきているんじゃないかというふうなことを考えております。どうかして、そのあたりの部分をしっかりと国のほうに伝えていかないと、私どもの末端自治体における医療、福祉とか教育とか、そういう問題というのが崩壊しかねんというふうな大変な危機感を私はずっと感じておるところです。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今、市長の最後の御指摘はそのとおりだと私も思います。ぜひ末端自治体のほうから、現実はどうなんだということをもっともっと国県のほうに上げていただきたいというふうに要望いたします。

それから、市民への周知についても図っていききたいという答弁がありました。それから、昨日、大浦議員の指摘があって、初めて一般病床の内訳を知ったという状況になってるようです。やはり、そういうことがないよう、企業団病院と市役所のほう、担当のほうは、内容についてなるべく調整を、お話をする機会をたくさんつくるようにしていただきたいと思います。

それから、最後に先ほどの縮充の問題について1つ、ことしケーブルテレビを見ていまして感心したことがありましたのでお伝えいたします。職員のさらなる削減を行わざるを得ない中、縮減を図っていくためには市民と、特に認定NPO等の育成を図らなければならないと思っています。ことしの夏の島おこし実践塾で講演した島おこし協力隊がみずからの座右の銘を語っていました。これを知るものはこれを好むものにしかず。これを好むものはこれを楽しむものにしかず。まさにそのとおりだと思います。市の職員が担当者としてやる。それもいいことかもしれません。それ以上に、やはりこのことを一生懸命やりたいんだという人たちの団体です。そういうところにこれから支援をもっとしていかなければいけないというふうに思っています。ふるさと納税のプレミアムをつけたらどうだという話がありますが、私はむしろこの認定NPO法人にも寄附をした方々には税制優遇もあります。この認定NPO法人に寄附をした方々に、このようなプレミアムをつける、そういう検討もしていったらどうかというふうに私は思います。最後のは提案です。答弁があればいただきます。

以上です。要りません、答弁。

○議長（堀江 政武君） これで脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） どうも改めましておはようございます。私は、自由民主党、公明党の議員で組む会派新政会の小川廣康でございます。また、この慌ただしい師走を迎えました。年を重ねるごとに1年間早く感じるのは私だけなのでしょうか。

さて、私は9月の定例会の一般質問の冒頭に、第2次安倍改造内閣に対し、そこまで来ている仮称国境離島新法の制定に向けて、市長に地元の国会議員の先生方と連携を密にし、最大限の努力をお願いをいたしました。しかし、衆議院は解散し、今、選挙戦の真ただ中でございます。今回の選挙は、極めて短期の選挙戦でございますが、ひとつ、私はこの投票率の低下が非常に心配をいたしております。そこで、選挙管理委員会のほうに、さらなる14日の投票日に向けて、さらなる投票率の向上に努められるよう、ここでお願いを申しておきたいと思っております。

この国境離島新法も、昨日、長特別委員長の報告にありましたけど、今、そこまで来ているような報告がございました。この国境離島新法は、言うまでもなく、私たち国境に住む島々の人間をいかに減らさないで、交流人口をふやしていくかという目的もあろうかと思っております。どうか、このそこまで来ているこの国境離島新法が継続して国会の場で審議され、来年の通常国会で成立ができるような方向にぜひ持って行っていただきたい。そのためには、多くの市民がこの選挙に参加し、確かな判断のもとで与えられた1票を投じていただきたいということをまず冒頭お願いをしておきたいと思っております。

さて、9月のこの定例会からいろんなことが起こりました。またまた、仏像の盗難事件。国際交流を是とする一人の議員として、非常に悲しい事件でありましたが、これもきのうの市長の行政報告の中で触れられておりました。この件についても同僚議員が通告をいたしておりますので、これ以上は申し上げません。もう一つ私にとって寂しい出来事が、銀幕のスターでございました高倉健さんの訃報でございます。その数日後、ネット等で拝見しましたところ、高倉健さんの遺言の中に、「自分が死んだら、これを世の中に出してくれないか」という遺言を添えて、1曲の幻の新曲「対馬酒唄」というのがネット上で見受けることができました。この歌がどういうものか、私も知るところではございませんが、一ファンとして、ぜひ1度聞いてみたいものであります。対馬市として、何らかの形でこれが世に出るような観光協会等との連携をとりながら、できないものかなと思うのは私一人ではないと思っております。この件についても通告をいたしておりませんので、この件でとどめたいと思っております。

さて、今回はまた通告をいたしております2点について、市長の考え方を伺いたいと思っておりますが、まず、1点目の肉用牛の振興についてであります。この件はちょうど2年前の24年の第4回定例会で質問させていただき、市長の考えを聞かせていただきながら、課題等を議論いたしました。その中で、対馬家畜市場を再開するためには、年間300頭の上場が必要と考えられるので、そのためにはここ3カ年の間に繁殖牛を500頭ぐらいまで増頭できるよう、関係機関、農家とともに頑張っていかなければならないと、力強く答弁をされております。私は、この期限とか、対馬家畜市場の再開にこだわるものでは決してございません。そして、この対馬市の、今まで財部市政の畜産に対する支援策というのは、私は非常に評価をいたしておりますが、しかし、

なかなかこの増頭に結びつかない現状を非常に心配をいたしております。

その中で65歳以上が65%を占める飼育農家の現実を踏まえながら、粗飼料対策、このことについても2年前質問をさせていただきました。それを含め、今後、さらにどのような施策で増頭を図ろうと考えておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

今、頭数の推移を見てみますと、対馬市はここ二、三年、現状維持で推移しておりますが、他産地はかなりの頭数的には減少をいたしております。聞くところによりますと、対馬農協さんのほうにも、どうして対馬はこういう現状が維持できるのかというふうな、逆に問い合わせが来ているような状況でございますので、私はこの施策については非常に評価を、先ほど言いましたように評価をしておりますが、何でふえないのか、この件についても後もって再質問の中でいろいろ課題等を提示しながら議論をしてまいりたいと思います。

次に2点目ですが、この若年層の島外流出、また、特に高校新卒者の島内での就労が思うようにいかない現実を見ますときに、将来の産業基盤を維持することが非常に危惧されます。特に農林水産業、建設業の後継者、若年層がなかなかその業界に就労の場がない。

そういうことで、特に県内の実業高校、農業高校、水産高校、あるいは工業高校、いわゆる実業高校に進学する生徒への卒業後は島内に帰ってくるという条件のもとで、何らかの支援策ができないのか、この点についても市長の考えをお伺いをしたいと思います。後もってまた再質問をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小川議員の質問にお答えさせていただきます。

冒頭、国境離島の私ども対馬が求めています国境離島の特別措置法というものについて、衆議院が解散をしたこと、また、臨時国会において、この法律が上程まで至らなかったことについて、大変残念に思っております。しかし、このことに関しましては、さまざまなことが関係をし、上程に至らなかったというお話を谷川先生、自民党の離島振興特別対策委員長であります谷川先生からの説明を聞くにつけ、この臨時国会はいたし方なかったのかなというふうにも思っております。

また、市議会の長特別委員長ほか5つの自治体において、特別委員会が立ち上がって、共同で動き始めるということによって、この特措法については近づいていくものというふうに思っております。

実は、9月末に安倍総理大臣の奥様が対馬にお見えになりました。その2カ月前に奥様と兵庫県で会う機会がありまして、対馬にということでお話をさせていただきましたら、2カ月後、9月末にお越しでしたが、そのとき、私も総理大臣と電話でやりとりをする時間をいただきまして、総理大臣のほうからも、当然、9月末のお話でございますので、今回の臨時国会においては

上程をすることができなかつた。もろもろの事情でできなかつたということは明確におっしゃってありました。ただし、年が明けて、通常国会において上程ができ、可決ができるように頑張っていきたいというふうなお話もいただいたところでした。

皆様方の動きというのがそういう一国の総理大臣の方向性、言葉にまで通じてきたというふうに思っております。そういう意味においては、皆様方の今までの取り組みに感謝を申し上げる次第でございます。

高倉健のお話がありました。対馬酒唄というのは、確かにネットで出てまして、ところが、私、歌詞をちょっと見たいなと思っても、歌詞を見つけ出すことがどうしてもできません。まだ表に出てない楽曲のようにあります。その内容等を見させて、歌詞ですか。歌詞の内容等を見てから、私どもの方向性というのはきちんと決めていかなくてはいけないことだろうというふうにも思っていて、高倉健さんの訃報の情報には接した、感じたところであります。

では、通告に従いまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

1点目の肉用牛のお話がありました。これにつきましては、もう私自身が地力というものが農業においてどれほど必要なものか、地力に乏しい対馬において、地力を増進させることというのは、当然、牛との問題というのが永遠の課題だろうというふうに私は捉えております。

そういう意味において、平成15年372頭いました牛が、繁殖牛が24年でまたさらに減っておるといような、23年で減っておるといような状況でございます。24年から3カ年の計画ということで、みんなで牛をふやそうやプランというのを立ち上げ、牛の増頭と申しますか、導入、それから市場の問題、閉鎖という問題がございましたので、肉用牛の出荷、輸送の補助などを組み立て、3年後に500頭を超える数にしたいというふうな思いですずっと動きました。

さまざまなこの問題については、助成事業を組み立て、やってきたつもりでございます。導入に係る助成、それから1戸の農家で多頭飼いをさせていただき助成、それから受胎率を向上させなくてはいけないという問題、これらの対策。そして、共同飼育を進めていこうじゃないかということで、それらの助成。放牧という形態での助成、これらをずっと取り組んではきました。

しかしながら、このプランで3年経過後、ことしの4月1日現在で飼育農家が23年には64戸で292頭というふうな状況でございましたが、さらに26年4月1日現在で51戸274頭と、計画当初より減少をしてしまいました。この原因というのは、計画当初、当時はやはり繁殖障害牛や老齢牛等の生産効率の悪い牛が多く、繁殖牛の更新というものを図ってきたため、46頭を導入をしても、なかなか増頭にはつながりませんでした。

しかしながら、新規参入者が3戸及び増築した生産者が4戸の繁殖牛増頭目標が48頭となっており、一定の成果が見られ、今後、大いに期待するものであります。また、子牛の市場価格が高値安定をしております。多頭飼育農家、10頭以上を飼っていただくような農家が9戸から

12戸にふえたことと、新規参入者が3戸あって、徐々にではありますが、増頭の兆しというものができてきたと思われます。このような中、繁殖牛の増頭が達成できない理由として、先ほど小川議員がおっしゃられました60歳以上の方たちの離農という問題。そして、さらには後継者不足。また、生き物を飼うという観点から、休みがなく、病院や、また冠婚葬祭等に支障を来す。また、新規参入には牛舎を建築しなくてはいけない、機械器具購入等、多額の資金が必要であります。また、飼料畑等の農地の確保というものも大きなこれらが原因となっております。

今後の振興策としまして、みんなで牛をふやそうやプランの成果が見られますので、事業の継続と新たな対策として、牛をやはり数人のグループで保有し、飼育をしていく牛の共同飼いというものができないか、検討をしているところでございます。

先ほど申しましたいろんな支障を来す部分、これらをクリアにしていくのが共同飼いなんだろうというふうに思いますし、また、共同による飼料作物の作付によりまして、耕作放棄地の解消とか堆肥の供給、また、共同作業による地域コミュニティの醸成などの効果が考えられます。

また、肉用牛振興のためには、畜産ヘルパーの育成が急務と考え、JAが事業主体となりまして、平成27年、来年の2月から28年1月まで、緊急雇用創出事業によって5名のヘルパー育成を予定をさせていただいております。修了後にはJAが計画しております畜産繁殖センターにて繁殖牛の飼育や畜産農家のヘルパーとしての活動を予定をされております。

さらにJAがことし8月より受胎率向上対策として、南阿蘇市場で育成牛を購入し、当地で受胎させ、妊娠月例5カ月の安定期を過ぎた後、対馬に移動させる預託制度を始めております。

冒頭言いましたように、農業の基本は土づくりでありますし、農地に堆肥を供給し、農産物の生産性と品質を高め、農業所得向上に寄与する肉用牛の振興というものは最も重要であり、根幹部分であるというふうに位置づけをしております。

今後もこの問題に関しましては、県やJA、生産者と十分な協議を行い、指導や助言、助成策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の若年層の島外流出に歯どめがかからない現状における将来の産業基盤を維持することが、このままでは危うい。よって、農林水産業、畜産、建設業の後継者育成という観点から、県外の実業高校へ進学する生徒さんへの支援策というもののお話がありました。

この青少年の育成事業というものに関しましては、本市には子ども夢づくり基金がございます。事業項目は種々ございますが、御賛同の関連項目としましては、就学支援及び体験学習活動になるかと存じます。

まず、就学支援でございますが、高校生を対象とした進学、就職、韓国語検定受験等への支援としてより、島外の高等学校在学者については今のところ対象外というふうにしております。

次に、体験学習活動でございますが、対馬市の将来を担う青少年を育成するため、地域や企業

との協働による各分野の体験活動や研修に対しての補助金も準備をしているところでございますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思います。

県内の中学校及び高等学校での取り組みとしまして、キャリア教育が行われております。これは、子供たちが将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためのものでございます。若者の対馬への定住化に向けての支援は必要と考えております。しかし、島外への高校への進学で生徒が流出している状況ではありますが、3高等学校の維持存続に向けた取り組みを検討しているところでございます。また、支援は均等にあるべきであるため、実業高校など特定の学校への進学のための支援はいかなるものかというふうに思慮しております。

それと、子ども夢づくり基金の活用が子供たちの島への思いを募らせ、定住のための将来設計の動機づけとなることを願っております。

さらに、若者の定住、移住を推し進めるため、魅力ある雇用の創出、地域資源を生かした雇用創出を図るため、市の重点施策であります創業支援及び新産業育成応援施策において、6次産業化推進支援事業、地域経済循環創出事業、フレッシュ担い手育成事業、漁業後継者育成事業等を展開しております。

なお、民間企業への就業支援策といたしまして、島外の実業高校、大学へ進学されて、卒業後に地元対馬で就業される場合において、人件費の一部を支援する制度を今後研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） それでは、ちょっと肉用牛のほうから再質問をさせていただきます。

今、市長は答弁の中で、今年度、来年の2月から対馬和牛COWCOW支援事業、きのう補正で提案されました560万9,000円、この委託先が対馬農協さんになっておりますが、この目的を見ますと、後継者及び新規就農者の育成を図りますと、そういうことで、この緊急雇用対策でやるわけですが、この中でやはり今一番ネックになっております、先ほど市長も答弁でありました、特に高齢者、65歳以上の飼育農家の方々が65%を占めるわけですが、この方々が牛を、牛飼いをやめると、また極端に頭数が減るということになろうかと思えます。私は、前回も言いました。例えば、一番ネックは何なのかというのは、やっぱりまず第一に粗飼料の確保が非常に難しい、耕地面積が少ないから難しいということ。そして、今市長も言われました生き物ですから、365日家をあけることが難しくなる。だから、少し1週間ぐらいのちょっと入院があったときには、もうそれを機会に離農するという今までのパターンだろうと思えます。しかし、

1回やめると、なかなかまた新たにやるということが非常に難しい。私はそこで、せつかくこういう緊急雇用対策で農協さんのほうに委託するならば、昔シイタケでありました農園隊、俗にヘルパー制度、ヘルパーするにしても、やはりある程度の知識と技術を持っていないとできない仕事ですので、それをこの緊急雇用対策で1年間なら1年間、現地で研修をさせたり、島外研修させたりして、あとは農協さんのほうでヘルパーとして雇用していただく、そういう方法もあるかと思います。そうすることによって、高齢者の飼育に対する労力の軽減にも一つはつながるでしょう。そのための今回の補正だろうと私は理解をしております。

なかなかこの新規就農ということになりますと、非常にいろんな課題が出てまいります。牛舎の問題もそうでしょうし、今、いろんな補助事業を見てみますと、やはり今、対馬市のほうは、ある程度の援助といたしますか、いろんなメニューを組み立てておられます。やろうと思えばできるはずですが、なぜできないのか、やはりここを私は1つ1つ課題解決していかないと、いろんな予算をつけてやっても増頭に結びつかない。

私はまず言いたいのは、いろんな農家を聞き取りもいたしましたし、農協さんのほうからもいろんな助言をいただきましたけど、まずはやっぱりここは繁殖牛の産地ですから、粗飼料の確保がいかにするのか、1年分。前は、私は水稻の作付面積のことを言いました。佐須のあの広大な農地が今半分の耕作面積になっております。おのずと粗飼料であるわらの生産が減る。ですから、原点に返って、水稻作が減ってくると、牛はおのずとそれに比例して減ってくる、私はこういうことにつながろうと思います。そこにある粗飼料をいかに利用するのか。ですから、年間の各農家の粗飼料の使用料をある程度農協さんあたりに把握してもらって、そこで機械利用組合と連携をする。私が値段を調べましたら、機械利用組合のわらの単価は非常に安く供給できてるようでございます。今、一部、その供給体系が整ってないために、島外から農協さんのほうは購入されておりますが、半値で、半値以下で機械利用組合さんのほうは供給ができています。

そうしますと、機械利用組合さんのほうも粗飼料をそこで供給することによって幾らかの収益が上がるということになります。同じ島内で市長のモットーであります循環ができる。私はそのように思います。

しかし、なぜそれができないのかといたしますと、ストックヤードがないということ。農家にもない、1年分ストックをする保管場所といたしますか、農協さんもあいにく持たない。もちろん、畜産農家も二、三頭飼いは小さな牛舎ですから、1年分そこで保管するようなスペースがない。もちろん多頭飼育の人はそうなります。

私はそこで、もし機械利用組合さんが今後作付面積をふやしていく、私はこの前、前回要望いたしましたけど、そういう協業体等をつくって、限られた水田の中で自給率がやっぱり60%ぐ

らいまでには持っていかないと、いけないんじゃないかということを前回の一般質問で提案いたしました。

ですから、おのずと水稻作がふえるように努力もしなきゃいけないですが、今、一番困っているのが、ハーベスターの利用によってわらの生産がそこで生まれれないのが一つのネックなんです。コンバインですか。コンバインの普及によって。

ですから、今、機械利用組合さんのほうは、やっぱりわらが生産されておりますので、私はここで1年間、全島の必要な利用量はここで賄えるだけのわらを生産してもらって、保管場所はどうするのか。私は、今回、総務文教常任委員会に属しておりますが、特に学校の廃校がかなりあります。遊んでいる体育館等もかなり見受けられますが、これらをうまく利用できないのかなど、活用してない体育館です。地区で活用しているところは結構ですが、もう今既に活用していない体育館と、そして屋内運動場といいますか、そういうのが農協さんとの契約の中でできないのかなど。そうすれば、ある程度粗飼料の確保、わらの確保ができれば、この問題は1つは解決ができるんじゃないかと。

ヘルパーの問題、そして粗飼料の確保の問題、この点について、まず、その問題が解決できれば、1つは解決できるんじゃないか。もちろん保管場所から農家までの仕事は、それはJAさんがやるでしょうし、その点の考え方はいかなんでしょう。そこらあたり、担当部署等で検討されたことはないのかどうか、私の持論ですが、市長が初耳ならば、担当部長に振ってもらっても結構ですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この肉用牛の本当でふやしていこうとしたときのいろんな今障害といいますか、越えなくてはいけない問題ということの御指摘がありました。

稲わらのみならず、イタリアンライグラスだソルゴーだという名の本当、作付をしていくなから、粗飼料を確保していくということがすごく大事なにもかかわらず、牛が減っていくといいますか、稲作が減っていく関係で牛を飼う人たちがやめざるを得ないという状況はつくらないようにしていかななくてはいけないと思っています。

そういう中、今、ストックヤードの話がございましたけども、この牛、ストックヤードのみならず、牛を飼っていこうということと、農業を組み立てていこうということに関しまして、特に、ある意味集落営農的な発想の中で組み立てなくてはいけないことであります。

今、小川議員がおっしゃられました佐須農業機械利用組合の区域においては、ライスセンターの更新のこともございますが、それのみならず、全体のことをどのように組み立てていくか、また、佐須坂トンネルが来年中に開通できるかもしれない。そうすると、消費者とのつながりをどうつくっていくか、消費者と農地とのつながりを、集落営農というのをどう結びつけていけばよ

いのかということ、今、佐須地区の方々は考えておられます。協議をずっとされておられます。

そういう中に、当然牛の問題は入っております。この集落営農とか牛とか野菜、米、全てと、そして遊休農地を減らしていく問題とか、シイタケの問題、いろんなことを今、東京のほうのある総合研究所のほうがお手伝いをしようというふうなことでお話をいただいております。

今おっしゃられたストックヤードがないからという部分、集落によって、そこでの牛の最大といますか、目標頭数とか、そこから今度は粗飼料を隣の地域に回すようなことも含め、ストックヤードがどれだけ要するのかとかいうことになったときに、公共施設の遊休化しているやつをどのように使っていけるのだろうか。今、御提案がございました。当然、いろんな施設が思い浮かぶわけですが、それらが、今おっしゃられたこととどのように活用できるかを、当然ながら担当部のほう、そして遊休化している施設を管理している担当部のほうなんかと一緒に、この問題については取り組んでいきたいというふうに思います。御提案ありがとうございます。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） それについては検討をしていただきたいと思います。

ですから、そういう65歳以上の飼育農家のネックはそこにあるかと思います。ヘルパーの問題、粗飼料を牛舎まで供給するという体制がとれれば、65歳になろうが、70歳になろうが、二、三頭は飼えるんじゃないかなというふうに思います。そうしないと、新たに今度その集落で新規に集落内で牛を飼うということになると、非常にまたいろんなハードルが、地区の同意といいましょうか、出てきましょうし、せつかくやりたくてもなかなかできないことあるかと思いますが、まず、今、二、三頭飼いをしている方々を、どうあと5年か6年か、長く、長めに飼育ができる体制をとるかということを検討していただきたいと思います。

それから、さっき市長の答弁の中で、集団で飼うと。俗にいう協業体組織をつくって、共同で飼育管理をしていくという方法が今提示されました。私はこれも非常にいい方向だなと思っております。私が思い起こしますと、例えば、今、例を出したら申しわけないですが、例えば内山地区、私が農協在職中、あそこは非常に牛の産地で、ああいう盆地の中で牛が田や畑、放牧地で草を食ってたという光景を今思い出しますが、今、あそこはもう牛舎がかなり空き家といますか、牛がない状態なんです。ですから、そこを協業体組織あたりで、もう少し、私は前回、水稲作のことで現役、OB、引退された方々が水稲でもやるんじゃないかという、牛にしたってそうだろうと思います。ある程度条件が整えば、まだまだ60歳、65歳からはまだまだ現役世代ですので、そういう新規、新たにといいますか、復活も含めた新規、こういう方々が三、四人集まれば、10頭か20頭の規模は、内山のああいう平野、盆地、粗飼料の資源は耕地、農地はありますし、牛舎もちょっと手を加えればできるんじゃないかなというふうな気がいたしております。

す。まだ現地確認してないから、私も何とも言えませんが、そこらあたりをうまく利用して、できるところから集团的飼育農家といいますか、協業体組織を構築して、そこでやっていくと。そこがうまくいけば、私はほかの地区にも波及してくるんじゃないかなと思っております。

今、私が補助事業のメニューを見ましたら、非常に手厚いと私は感じております。

ですから、今、このときにやらないと、なかなか増頭には結びつかないんじゃないかなと。

市長が言われますように、畜産は農の基本ですから、循環、農地から牛の粗飼料を与えて、そのふん尿が農地に帰る。これがまさしく循環ですので、そういうことについて、ぜひ私は内山地区とは限りませんが、そういう協業体組織というものを早目につくり上げていただきたいなど。できるならば次年度くらいからでも、市長の言う、検討するというのは何年かかるかわかりませんが、できたら早目にこれは手を打たないと、せっかく毎年毎年こういう手厚い予算を組んでいきながら、実行性がないと言いますか、増頭に結びつかないとか、非常に歯がゆい思いをしています。

今回の506万にしたって5名2月から緊急雇用対策で後継者を育成するというところでうたわれておりますが、ですから、緊急雇用対策は1年間ですので、この後どうするのか、その研修させたり、島外視察にやったりしたこの職員を、職員といいますか、後、どう活用するのか、私はそういうほうに、その分野に向けていっていただきたい。それはもちろん農協さんとの連携をとらなきゃいけないと思います。市役所は1年間の緊急雇用委託で農協さんに委託しますが、農協さんがそこで後でまたフォローしてもらわないと、研修した意味がないと思いますので、その点についてもひとつお願いをしときたいと思います。

もう時間がございませんので、それで終わりたいと思いますが、私は先ほど、いつも感じるんですが、私が質問するとき、ある程度私はデータの的にそろえて質問していますので、以降は数字等々は結構でございますので、頭数とか、過去の頭数とか、時間がありませんので、その点について、よろしく願いしときたいと思います。今やるべきなんです、市長。今。減ってしまっから、1回やめてしまうと、なかなかもとに戻りません。私もそういう経験がございますので、1回やめてしまうと、なかなか農には戻りませんので、よろしく願いしときたいと思います。

それから、2点目の実業高校への支援策、今、先ほど公平性の観点から、非常に難しいんじゃないかというふうな答弁でありましたが、私が先ほど言いました心配しますのは、例えば農業にしたって、後継者育成の観点からと、そして、あるいは指導者的立場の観点から、農林水はそうなんですが、そういう観点から、そういう実業高校に就学した県内の公立高校等に就学した生徒に、何らかのひもつきの援助ができないのかなと。その人たちを島内に卒業後はある程度の成績で卒業すれば、呼び戻すという方法、それにはもちろん農協さん、漁協さんとの協議も必要でしょう。もちろん農協さんにしても、漁協さんにしても、それ市だけに援助させるわけにはいきませんの

で、応分のやはり持ち出し分は出すべきじゃないかと、私は個人で考えます。

そういう意味での、市が全面的な援助じゃなくて、市が一部ひもつきで補助しながら、卒業後は対馬に帰ってくる体制ができないのか。そういうことを言ってるわけでございます。

ちょっと調べて、教育委員会のほうにちょっとお願いして調べさせていただきましたけど、今、25年度になりますが、24年度卒業、去年の卒業生が工業高校に、県内の公立高校に10名、今、進学しております。ことし、25年度が12名、23年度はちょっとわかりませんでしたので、今、在校生の数はわかりませんが、今の2年生、3年生だけでも、工業高校等に22名、県内の在学しているということになります。水産高校、今、長崎水産高校、今、長崎海洋高校になっておりますが、悲しいかな、ここは今、去年4名進学しただけのようでございます。またまた悲しいかな、私の愛する母校、諫早農高、農業高校には数字が見つかりません。それだけ、今、農業に対する意欲というのがないのかなと、非常に悲しい数字を教育委員会からいただきました。ですから、例えば工業にしたってそうだろうと。今、建設業界、非常に今、仕事量は多くて活気にあふれていますが、あと10年後を見たときに、果たして技術者の人材が確保できるのかなというふうな、ひとつちょっとそれも気になりますし、農協さんのほうにもちょっとお尋ねしましたら、なかなか将来の、市役所も一緒ですが、10年後の幹部職員といえますか、そういうふうな確保が非常に難しいというふうなことが言われております。

ですから、これ市長、そういう関係機関、農協、漁協、森林組合も林業、建設業界、この話題について、1回私は議論してみる必要もあるんじゃないかなと、人材育成といえますか、将来のために。その点についてはいかがですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど答弁させていただきました就学支援ということではなくて、できれば新たに雇用に対してする支援をしていくほうを研究をしていくことによって、その制度ができ上がれば、逆に実業高校、また、農とか水に、農林水に関しましては、結構件数的なものがまだ私は不足していると思いますけども、制度としてはあると思っています。その点、それ以外の産業における部分が手薄だと思っております、今ある制度の横並びを考えますと、雇用奨励とかいう形をとったほうが、それぞれの産業にとってはいいんじゃないかというふうな思いを持っておるものですから、先ほどのような答弁をさせていただいた次第です。

最後のほうに、関係の機関の方々とお話をしたらいいんじゃないかということがありました。異業種間の協議会というのも立ち上げて、20名の方たちが入ったの会議というのも開いております。それらの中に組み立てる方向性とかいうものを投げかけていくということは、一向に問題ないと思っております。皆さんと論議をしながら、どこが最も制度として作り込みやすいのかとか、公平性があるのかとかいうことを論議しながらやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 何らかの、私の今回の目的は、何らかの形で島外に就学した子供たちが対馬に帰ってくる、そういう方法がないのかということで質問させていただきました。もちろんこれはそういう関係団体、農林水、建設、ほかにも商工もあるでしょう。ですから、その雇用の確保、これがまず前提になるでしょうし、農林水にすれば、後継者の育成という観点もあるでしょうし、その点がありましたので、今回、こういう質問をさせていただきましたので、そういう若者が対馬に魅力を感じて帰ってくる。そして、雇用の場が確保できる、そういう環境づくりをぜひ構築をしていただきたいと思います。

そして、畜産についても、私は今やればできると思っておりますので、特に新規参入がしやすいような仕組みをぜひ構築をしていただきたいと思います。

それから、選挙管理委員会に再度お願いをしておきます。来る14日、投票率アップのために、残された日、全力で啓蒙活動に行ってくださいように、重ねてお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、小川廣康君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。午後は1時から再開します。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 新政会の上野でございます。通告いたしております4点について一般質問いたします。

まず1点目、仏像窃盗事件についてであります。

先月、11月24日、対馬市指定有形文化財梅林寺の誕生仏及び大般若経の窃盗事件が発生し、厳原町の国際ターミナルで、韓国籍の男5人が逮捕され、かろうじて国外流出をとめることができました。仏像窃盗事件は、今回だけではありません。平成24年10月8日に海神神社の国指定重要文化財銅像如来立像及び観音寺の県指定有形文化財観世音菩薩坐像の仏像2体が盗難に遭い、翌年、平成25年1月29日に韓国において発見され、韓国人の窃盗グループが逮捕されましたが、盗難から2年が経過した現在においても、2体の仏像は返還されていない状況であります。

このような折、またしても今回のような窃盗事件が起きました。まず、市長の、この事件に対しての見解を質したいと思います。

次に、このような事件を踏まえ、今後、文化財の管理体制及び防犯体制を市としてどのように考えておられるかを、説明を求めます。

次に、警察力の増強であります。本年度は韓国からの観光客は20万を軽く超える状況だと聞いております。今後、市としても観光客を30万、あるいは40万とふやす考えでおりますときに、私は市民の治安を考えると、不安を感じる時があります。現在の警察職員の定数が適正なのか、私は疑問を感じてるところでございます。

そういう中で、市として警察職員の増員が必要であり、県に要望する考えはないのか、答弁を求めます。

次に2点目、水産振興についてであります。

本年度も漁業用燃油高騰対策事業及び輸送コスト助成事業は、本年も行っているところでございますが、多くの漁業者の方々から、来年度もこの事業を継続してほしいという声が多数私のほうに伺っております。

そういう中で、来年の予算編成も進んでいる中、市長は来年度もこの事業を継続していくのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、この漁業用燃油高騰対策事業のうち、1億5,000万のうち約7,500万円、省エネルギー推進事業支援のほうに回すということでございましたが、実績も確定したと思いますので、その実績報告を求めます。

次に、3点目、対馬いづはら病院跡利用についてであります。

9月定例会において、社会医療法人財団池友会と、いづはら病院跡に新たな病院を整備すると大筋で合意に達したとの報告でございました。その後、詰めの協議及びそのほかの関係機関との協議がなされたのかを報告を求めます。

午前中、同僚議員の質問にもありましたけれども、もう少し詳しく各団体とどのようなお話がなされたのかを、報告をお願い申し上げます。

最後に4点目でありますけれども、峰歯科診療所についてであります。

現在、峰歯科診療所は4月から休院状態ですが、今後の利用計画はどのように考えているのか答弁を求めます。

以上4点、お願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 上野議員の御質問に答えさせていただきます。

1点目の仏像盗難の問題でございます。答弁者につきましては、市長、教育委員長となっております。

りますが、私のほうからまとめて回答をさせていただきたいと思います。

行政報告で述べましたとおり、11月24日にそのような盗難事件が起きました。事件の当日に犯人も、そして被害に遭った文化財も警察当局に押収していただくということであったわけですが、この事件を受けて、私の見解というお話でございます。2年前の仏像等の盗難事件がいまだ解決をされていない中、また、さきのアジア太平洋協力会議において、日韓両国首脳が会話をし、そして、少しずつではありますが、両国の関係改善が図られてきている兆しが見えてきたこの時期に、このような事件が発生したことは非常に残念で、かつ遺憾に思っているところであります。

2年前の事件に関しましては、まだ私どもの文化財は対馬には戻ってきていないことは皆様御承知のとおりであります。日中韓、文化大臣の会合に先立って、下村文部科学大臣から韓国の文化体育観光大臣に、対馬市から盗まれた仏像の返還を要請した旨、報道により、私どもも承知をしているところです。

しかし、まだ返ってきておりません。今回の盗難事件を受けまして、私ども対馬市が任命をさせていただいております国際諮問大使、ソウル在住の鄭永鎬先生でございますが、この先生は、事件が報じられたときから、テレビ、それから新聞等の取材に対して、何と恥かしいことかというふうにはまず言ったと、私のほうには報告がありました。また、以前の返してない文化財を早急に返すことが先じゃないかと、それさえもまだしてない中で、このような事件が起こったのは恥かしいということを、語気を強めて、私は言いました。そして、新聞等にもそれは出るはずですよ。そして、テレビにもそういう論調でずっとしております。対馬の皆さんの思いというのを十分にわかっております。そういうことで、しっかりソウルのほうではものを言っていきますという報告も、当日、国際諮問大使との間で報告を生で聞いたところであります。

たびたび起きましたこのような盗難事件、この問題について、やはり文化財の管理及び防犯対策をどうしていけばよいかということで、私ども2年前の段階から、この対策というのを当然打ってきたところであります。

しかし、文化財の管理につきましては、第一義的には所有者であったり、管理者が責任を負うというのが第一であろうと思います。ただ、文化財という、私ども市民、そして国民共有の財産でありまして、私どもの今の時代のみならず、後世に伝えていくべき地域の宝でありますので、地域が一体となって管理に努めていくことが大切だと考えております。市としても、管理について必要な協力を行っていきたいと思います。

さきの県の定例記者会見において、中村知事が、今回の事件に関し、地域住民の理解を前提にしながらも、仏像の公的施設での保管について言及をされておられます。現在、県と市で進めております博物館構想を見据えての御意見だというふうに私は理解をしておりますが、この博物館

に一部そのような機能を持たせることも、1つの考えであろうというふうに思っております。

今後の防犯対策につきましては、2年前の盗難事件を受けて、年度途中ではありましたが、文化財保存事業費補助金交付要綱を改正をし、所有者が防犯設備を整備、補修する際の市補助率を50%から80%にかさ上げをしたところでもあります。これにより、平成24年度に3件、25年度に3件、計6件の申請があり、補助金を交付をしたところでもあります。また、今年度につきましても、1件、現在、申請に向け準備を進めていただいているほか、今回の事件を受け、本定例会における一般会計補正予算案に、市文化財保護審議会の意見や担当課での検討により対策は必要と判断された箇所についての防犯設備整備対策補助金を追加計上いたしております。

所有者の皆様のさまざまな事情により、防犯対策が思うように進められていない状況もありますが、制度活用の周知に努めるよう、担当課には指示をしたところでもあります。

今後におきましても、文化財の重要性や防犯対策の必要性について理解を求め、必要な支援を行っていくことにあわせ、国県にも協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

また、3点目の外国人観光客が増加の一途である中での今後の警察職員の増員の必要性というもの、また、これに対して要望はする考えはというお話がございました。

このことにつきましては、観光客が大幅にふえる、そして、ふやそうとしているのは、国策として今やろうと、国はされております。ビジットジャパンという大きな考えの中で、2020年までに外国人観光客を2,000万人に持っていこうとされておられます。当然ながら、それに伴って治安体制の強化ということも考えていただかねばならない問題だと思っております。

そういう意味において、このことをきちんと、もう既に国のほうも考えてあるのかもしれませんが、倍増しようというふうな考えでございますので、そのあたりを十分に確かめながら、国に対してビジットジャパンの影の部分をもどのように考えていくのかということをはきちんと伝えていきたいというふうに思います。

次に、2点目の25年度から始めております漁業用燃油高騰対策事業についてであります。これについて、来年度も継続して行く、当然必要があるんじゃないかという御趣旨で、私の来年度の方向性というのを聞かれたものと思っております。

このことにつきましては、当然ながら、必要だというふうにも思ってますし、この25年度の段階において、漁協の組合長さん方と、それと谷川先生はじめ、金子先生と一緒に農林水産大臣にこの問題についての要望をさせていただきました。そのとき、国のほうも3カ年はやっていきたいというふうなお話を大臣もされた部分もあります。どうか、この期間において、省エネ機器の問題にしても、継続して省エネに努めることも必要だと思っておりますし、その間、燃油の問題についても、引き続き私どもは取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

また、輸送コストの問題につきましても、これにつきましては特に島内消費ということをどの

ようにふやしていくかということをおもは考へておられます。それも含め、島外への輸送コストを助成をしていこうというふうには踏み込んだものでございます。この島内への地産地消等も幾らかでもふえていくことをおもは考へながら、この問題についてはやっけていきたいと思っております。

特に、省エネ機器の問題について、実績報告ということで質問がございました。これにつきましては、今年度から28年度までの事業ということで組み立てておられますし、この事業におきましても、漁業経営セーフティネット加入というのを条件とされておられます。

そして、組合員、準組合員の皆様に対して、漁業用エンジンであれば、本体金額の42.5%が国費で10%が県費、さらに市のほうから10%を上乗せをしております。

LED集魚灯については、国県の補助率は同じでございますが、市の補助金を20%を上乗せをして行っているところでございます。

今年度の状況でございますけれども、1グループが漁業従事者5名以上で構成された10のグループであり、漁業用エンジンの載せかえの申請があつておられます。件数としましては船内機で65件、船外機で36件、合計の101件であります。そのうちの75件が事業を完了しております。

申請事業費でございますが、5億8,618万6,000円、うち国費が2億3,000万円、約です。そして、市の補助額が5,400万円ぐらいというふうな申請額となっております。また、LEDの集魚灯等の省エネ機器の申請はございませんでした。

次に、対馬いづはら病院跡利用についての御質問がありました。9月定例会の行政報告以降、どのような協議をどれほどやっけているんだというふうな御質問かと思ひます。

この問題につきましては、社会医療法人財団池友会というふうには報告をさせていただきました。この池友会というのはたくさん法人を抱えておるわけですが、池友会自身が社会医療法人として福岡県外に進出する際には制限を受けるということがありまして、福岡県外に進出につきましては、同グループ内の一般社団法人巨樹の会で行っているということですので、実際の運営は巨樹の会で行うこととなりましたが、この協定等の協議の際の窓口は池友会で行っていただいているところでありまして、池友会との協議には、当然ながら巨樹の会も同席をし、9月以降は本協定に向けて、建物等の貸与の問題とか、医療体制の具体的項目について協議を9月以降は3回行つておられます。

また、跡利用に関しましては、県の医療審議会に審議をお願いすることとなります。そこで審議されるよう、県及び病院企業団と協議を行つているところでありまして、これにつきましては、9月以降4回の協議を重ねているところでありまして、

ただいま続けておられる県及び病院企業団との協議において、医療審議会に提出できる意見の統一

を図っているところであります。

次に、4点目の峰歯科診療所の休院の問題でございます。今後の利用計画というものについてはどのように考えているのかということでございますが、この診療所につきましては、15年前から御手洗歯科医師に運営をしていただいておりますが、患者が急激に減少をし、非常に不安であるとの報告が御手洗医師よりありまして、退任願というものが昨年11月に提出をされた次第であります。この峰歯科診療所の閉院または今後の対応策について、御手洗医師とともに、福岡からの出張診療など、閉院に向けて何かソフトランニングをできないかと、何とか検討をいたしました。県等の許認可の制限もあり、残念ながら、本年3月での閉院となった次第であります。

峰地区の患者の皆様は、仁田、豊玉地区への歯科医院に通院している状況があり、閉院になられても、通院に対する拒否感というものはないのではないかと考えておりました。

また、新たな歯科医師を招聘し、運営、再開してはというお考えをお持ちでしょうけども、もともと運営が厳しいことを理由に閉院することとなった状況がありますので、そのような赤字運営の歯科診療所の運営をしていただきたいとの募集はいかがなものかと考えております。

佐賀地区の皆様においては、通院等に不便を感じられることとは存じますが、以上のような理由により決定いたしましたので、何とぞ御理解いただきたいと考えております。まだ使用できる医療器具もありますので、ほかの歯科医院に医療器具の故障等があったときのストックとして、今、保管しておるといふふうなことでございます。建物についても利用計画は、現段階においてはありませんが、地区のほうでほかでの御要望があれば検討させていただきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） まず、仏像窃盗事件のほうから再度質問いたします。

先ほど、市長から大変残念で遺憾であるということの見解を伺いました。私個人は、残念、遺憾では済む問題ではなかろうかと、私は怒りを感じております。そして、多くの市民の方々も私と同じような怒りを感じていると聞いております。

確かに、この事件、ほんの一握りの人間ですけども、大変このような事件が起きて、残念でたまりません。

それはそれとして、今後の対応を検討していかなければならないときに、防犯対策として50を80%にかさ上げをするという話を伺いました。

私は、その80%、20%負担を、その保管、いろいろ管理していただいている人に20%も出させるという考えが、私は市長、少しわからんです、そこが。この問題のやっぱり始まりは、市としてやっぱり多くの観光客を呼ぶということ。今から30万、40万人とふやす中で、今こ

ういう事件が起きてきたわけです。全く今まで管理していた人は、そのような個人負担ですのような施設も要らない。要る必要もなかった、そういう状況が、今後、今出てきたわけです。それで20%もその方々に負担させるのか。私はおかしいと思います。

市長、今、現在、対馬市としても名目は今、国際ターミナル使用料ですか、1人200円いただいております。昨年の実績で約3,600万ぐらい、3,700万ぐらいあるわけなんですけど、これはこれとして、当然このような施設に充てる費用だと私は考えております。私は、今後、新たに100円でも出していただいて、このような文化財の管理、あるいは史跡等の整備、あるいは各議員が言われますトイレの設備、そういうものに対して、目的に対してプラス100円出していただいて、このような財産管理や、あるいは防犯体制に使用してはどうかと思うわけですけど、まずそこのところを市長、考えをお尋ねいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、新たな提案ということで、港湾施設使用料のお話がありました。確かに、出国の際に200円、港湾施設使用料ということで頂戴をしております。これについては、25年ベースでいきますと18万人の方がお見えですので、ざっくり言って3,660万円だったと思います。歳入が、これはあります。このうち、人件費とか物件費等々が当然発生をするわけですが、残りの部分については、ある意味、財政調整基金、もしくは一財への振替をしながらやってるところであります。また、公債費にも充当を、この問題は施設使用料という性質上、しております。

今おっしゃられた部分について、港湾施設使用料の財源振替の中で、別のものに持っていけるのかという大きな財政上の制約というのも、私はちょっと今よぎるところです。また、それについて細かく調べたわけではありませんが。

もう一点につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、2年前にこの補助金の交付要綱を改正をして、50%から市の持ち出しを残りの補助残の80%、仮に市の部分が——県指定文化財とかいう形であるならば、90%までの補助率になって10%の持ち出しが個人に、個人といえますか、所有者に出てくるというものでございます。

既に6件、この制度の中で物事を組み立てて、もうやってきている部分もあります。そこの調整ということが大変難しいだろうなというふうなことも感じますし、実は、この問題について、県議会のほうの何という委員会だったか忘れましたが、市のほうに大挙してお見えになって、視察、研修といえますか、ありました。このときの意見の交換の中で、24年度において、このような補助金を50%から80%にかさ上げをして、市としては対応をしておるところですというふうな説明を県議の皆様にしたところですが、それに対しましては、私は県議の皆様は、逆にそんなに出しているのかというふうな声が出ました。そこの部分というのは、財政上の問題

として、決して個人財産とは申しません。国民、市民共有の財産という思いは当然ありますが、個人の財産形成という部分と税の投入という部分の難しさがそこには存在をしているから、そういうふうな県議の皆様の声が出たんだろうなというふうにも思っております。

港湾施設使用料の財源振替という御提案がありました。その問題については、財源振替ができるのかということも研究は早急にしたいと思えます。

一番すんなりいくというのは、恐らく観光税というふうなことが最もすんなりいくやり方だろうと思っています。そうすると、新たな税を組み立てる、目的税として組み立てる。もしくは一もしくはじゃありません。申しわけありません。その税を組み立てた場合、それをどのような形で徴収の仕方をするのかというふうなことも研究を早急にしないといけないのかなというふうに、今のお話を聞きながら、思ったところであります。

いずれにしても、急増するこの観光客に対して、いろんな部分において、いろんな形の税の投入というのが必要になってくると思っております。そういうのに対応するための手法というのは考えていく必要性は十分に感じておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 市長が言われたとおり、私の言いたいところはそこなんです。

目的税化をして、名前が観光税かどうかわかりませんが、その分はちゃんといただいて、やっぱりそういう、このような財源を投入していただきたいと思えます。できたら、やっぱり来年度の4月1日からできるような方向で、私は持っていつてもらいたいと思えます。

次に、警察職員の増強なんですけども、これ私北警察署のほうに伺いまして、お話をさせていただきました。すると、職員の数がやはり市になったとき、なったときから平成17年度から数は減つとるわけです。今、北警察署だけでも5名ぐらいの、その当時からいったらもう減員になっております。それは当然、そのときのやっぱり人口減、あるいは県のほうもいろんなことを考えられて、そういうことになったと思えますけども、県のほうにしても、言うように、観光客がこのように増加するとは考えていない状況であったと思えます。さきほどの市長の答弁でも、かなりの前向きな発言がありました。1つは、私はこの問題も国境離島新法の中で、1つはやっぱり自衛隊増強、あるいは海上保安部の増強はあります。そういうことを今、要望しているところなんですけども、なかなかそこの中に警察力の増強はなかなか多分私の知る範囲では、なかなかそこのところまではうたってなかったと思えますけども、そういうところも含めてやっぱり治安はこれは、かなり心配しておりますので、その新法の兼ね合いもありますので、そこももう一度市長考えて、その状況のところを考えてみたらどうでしょうか。どうですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この問題、警察職員の問題については、私も勉強不足ではありますけれ

ども、少なくとも国のほうがコントロールをしている問題だと思っておりますし、そして、その部分については、交付税が県に流れ込んできながらの組み立てをされているというふうに思っております。基本はですね。

私どもが、今言われた国境離島の特別措置法に絡んで、治安の維持、もしくは強化に向けての項目というのは、まさに私のみならず、議会の特別委員会のほうでもその論議をあわせていただければというふうにも思います。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 次に、水産振興についてですけども、はっきり先ほどの市長答弁では、はっきりその方向性がちょっとようわからんとですけども、この2つの事業は来年度も必ずやりますという方向で、認識でいいんですか。ちょっと先ほどの答弁で、はっきりしないと。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけありません。私の表現がまずかったのかもしれませんが、市としての思いというのと、国の今の思いというのは、私は一緒だろうと思っておりますし、この問題については、国にもお願いをして、国も3年間はやっていきたいというふうな方向性を林、当時の農水大臣はおっしゃられたところであります。私どもは、自分らが要望した案件でもありますし、国もこれを組み立てていただいた経緯がございます。それについては、きちんと私どもはやっていこうと思っております。

また、国のほうには、国がつくっていただいたこの制度を、私どもは逆に活用させていただいて、この3カ年で国が制度をなくす可能性があるという思いで、省エネ機器のこの事業というのも、しっかりとこの3カ年、今年度入れて、3カ年の間に組み立てをしていきたいというふうに思っておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） わかりました。そのうち、今話しに出ました省エネ機器の推進事業ですけども、今、内訳を聞いたら、船内機が65艘、船外機が36艘ということです。これが多いのか少ないかといえば、私は船内機の65艘は、65機はかなり少ないと考えております。

今回、私がこの省エネ機器推進事業の実績報告をしてもらったわけは、漁業者の方々から、実際この事業をする上では、それは国が考えとるからいい事業だと言うけれども、実際、やっぱり自主財源の要るわけです、かなり大きな財源が要るわけです。まずやりたくてもやれない人もいるでしょう。それが1つ。

そしてもう一つは、エンジンを小さくしたら、例えばイカ釣りやったら、もうこれはイカ釣り漁業はできないという考えもあるわけです。そういう中で、漁業者から一言議会で意見は言って

くださいという話が、このことなんです。

ことし、油を5円補助しました。もしこれがなかったら10円補助でよかったわけです。この事業をやるよりも、リッター10円、市が単独でやってくれたほうがいいんじゃないかという声も議会で一言言ってくださいと、そういう話を伺いました。しかし、国の流れとして、3カ年このような事業をやるということですから、もうそれはそれとして、この事業を着実に進めていただきたいとは思いますが、なかなか私は来年、再来年、なかなかやっぱり漁業者の方々のえらい中では、なかなか、進めばいいですけど、なかなか難しいところもあると考えております。この問題はこれで結構です。

次に、病院跡地の利用についてでありますけれども、池友会と3回、企業団、県と4回、かなり交渉をやりよるなという気持ちで、私もほっとしているところでもありますけれども、私も企業団議員の一人として、今回、まず言いたいのは、午前中、協本議員からも話がありましたように、市長も先ほど話がありました。やっぱり企業団としては、やっぱり病院、職員のことがまず一番心配なわけです。このことは、市長も先ほど企業長から聞いておりますという話でした。

市長、新病院がもう5月中旬、6月にはもう変わるわけなんですけど、このいつはら病院跡地の開院ですけども、時期的に何月かということは、なかなか市長もそれは答弁しにくいと思えますけれども、大体、開院時期は、市長なりには何月ごろやりたいという気持ちがあるんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この開院の次の跡利用施設の開院時期の問題でございますが、これにつきましては、当然のことながら、病院企業団、そして県とのことが最終結論を見出し、そして県の医療審議会というものの方向性が認めていただかなくてはいけない。また、最終的には厚労省の国のほうの問題も当然ございます。これらの問題で、今、この時期からということは、私も明確にここで申し上げるということは難しゅうございます。

と申しますのは、病院だけであれば、この問題はいいんですけども、ケアミックスという考え方でいっております。今の対馬の医療需要とか、介護需要とか、そのあたりのことを踏まえたときのケアミックスというふうに組み立てておりますので、それを同時に開かなくてはいけないということを、大変難しいことは難しいんです。しかし、病院の1つ1つクリアしていかななくてはいけないということがありまして、今、この場でいついつということは大変難しゅうございます。

また、介護施設等ということになりますと、県のほうの許認可といいますか、公募とかいろんな問題が、介護保険計画に基づいての施設の公募等があるかと思えます。それらの今度は期間等も要する問題もそこには内在をしておりますので、どうかその点、今、この場で期限を、いつを予定をしているのかということについて、明解なる答えを言えないということで御容赦いただければと思っております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今市長が言われるように、なかなか開院の時期は難しい、設定するのは難しいと思うわけですが、私が一番心配しているのが、5月、6月に開院した後、市長もわかっているとおり、もう病床数を考えたら、もうすぐ満杯になると思うわけです。そういう中で、やっぱり早くこのいづはら跡地の病院を開院しないと、私が一番心配しているのは、本当、救急患者も入れない状況が来るんじゃないかなろうかということが一番心配しとるとです。まず、そういうふうにならないように、全力を傾けて、なるべく早く、早い時期に開院するという気持ちでやってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

それと最後ですが、峰の歯科診療所に関しましては、私は初めて聞きました、閉院ということは。私は担当部長のほうからは、休院という状態で聞いておりましたので、もうそれは閉院しているのかと、私はきょう初めて聞きました。

委員会の中でも、私も部長とこの峰歯科の問題はどうするのかという話をさせてもらったときに、部長から聞いた話の中では、確かに患者も少ないと、そういう話を聞いておりましたが、その後、私がちょっと地域のほうに回りますと、地区の方々は、まだ閉院なんだろうと。また新たに開院するから、今、私は黙ってますよと、そういう声も聞きます。

それと、難しい話ですが、前の、前歯科医さんとはなかなか難しい、ちょっとつき合いもあったと。お医者様が変われば、またふえるんじゃないかという話も伺っております。もうそういう中で、あと1分しかありませんけども、市長としては、もう峰歯科の診療は、もう一度お尋ねいたします。閉院ということですね。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明にお願いします。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この峰歯科診療所については、私、峰歯科診療所が閉じられるといいですか、御手洗歯医者さんが閉じられるまでの閉院までの経過ということで、閉院という言葉を使いました。冒頭、この休院状態ということの中での御手洗先生の閉院ということですので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。いいですか。これで上野洋次郎君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は2時からといたします。

午後1時51分休憩

午後1時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） こんにちは。17番、新政会の大部と言います。今回も教育長、また学生時代に習った校訓を、「清く正しく美しく」をモットーに頑張りますので、市長、よろしくをお願いします。

始まる前に、市長、平成25年9月の定例会で養殖ヒジキに補助金の要望を一般質問させていただきましたが、早速市長の御判断で補助金をつくっていただいた結果、見事、鴨居瀬地区のヒジキ養殖部会が平成26年度ながさき水産業大賞における長崎県漁業協同組合連合会長賞を受賞されたそうです。代表者が私のところに来て、市長さんにくれぐれもよろしくとお伝えくださいということでした。

このヒジキですけども、先ほど上野君も言ってましたけど、対馬の今の現況というのは、本当に漁民は冷え切ってますよ。燃油高騰で大型船はイカ釣りにも行けない。イカ釣りに行ってもイカ漁は不漁で、また、ことしはヨコワ漁も不漁なんです。本当にことしの今の現況を市長もよく御存じのように、本当にヒジキっている感じです、あっ、いや、冷え切っている感じです。

そういう中で、このヒジキは、高齢者になってもやれるやないですか。今、12漁協で4,582名の組合員がおりますけども、その中の60歳以上が70%なんです。そういう中、このヒジキ養殖はある程度高齢者でもやれるというのと、また私たちみたいに魚の養殖と違って、資本金が少なくて済む、設備投資が、ということで、いいヒジキ養殖業者は200万から300万の水揚げがされたそうです、ことし。

ということになったら、経費が組合の手数料を入れても10%あれば済むそうですので、手残りが結構あるやないですか。そして先ほど言ったように、高齢者ができるということ、それから11月に種づけしても、もう4月、5月に約半年間でお金になりますのでね。こういう鴨居瀬地区みたいな地区がたくさんふえることによって、やっぱり対馬発展のためになると思いますので、これからもこの養殖ヒジキに対する補助のほうを、市長、くれぐれもよろしくお願ひしときます。

それと、また地元大船越地区の長年の夢でもありました大船越地内循環線道路も、27メートルの長さが未舗装道路でしたが、せんだっての入札で西部道路舗装さんが落札されたとお聞きをし、地元民、またすぐ丘の上に大船越のへき地保育所がありますので、関係者の方、父兄の方たちは非常に喜んでおられます。本当にありがとうございました。

それでは、通告書に従い、3点一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の防犯灯の要望ですが、来春5月に向けて長崎県対馬病院が開院しますが、国道からその病院に行くまでには立派な歩道はありますが、国道から伝承館の駐車場までの歩道には防犯灯が全く設置されてありません。当然、病院が開院すれば、お見舞いに行かれる方、家族の方、友人、親族の方たちが夜遅くても通る歩道です。また、海辺にある公園等、グラウンドに歩

きに來てる方もたくさんおられます。防犯灯があれば、今でもグリーンピア公園まで歩きたいけれど、あまりにも国道からは暗過ぎて怖いからですねって言われる言葉はよくお聞きします。対馬唯一の総合病院も開院することですから、早急に歩道に防犯灯の設置をして安全対策ができないかをお尋ねします。

それと、浜辺にある公園とグラウンドに行くまでの歩道にも防犯灯がありませんから、防犯灯の設置の要望をいたします。

また、その公園とグラウンドの照明ですが、なぜ一定の時刻に点灯をし、消灯をしないか不思議に思います。点灯時刻は、夏と冬に分ければ、自動タイマーで簡単にできるはずですよ。

せんだって、11月16日日曜日でしたが、私も確認に行きましたところ、6時30分になっても点灯してない状態です。もうこの時間は真っ暗です。このことも利用されてる市民は関心がありますから、詳細に御説明をお願いいたします。

また、地元大船越の大船越橋の付近ですが、豊玉方向に向かって国道382号を下り、大船越橋のすぐ手前左に部落内に入る道路がありますが、その場所から橋を渡り、突き当たりのカーブまでには防犯灯がなく、クラブ活動等で遅くなった子供たちが非常に不安がっております。ましてや車の数も多く、橋を渡るときなどは、橋はトラック等が通過すると大きく揺れるし、怖い思いがします。この場所に防犯灯の設置ができないか、お尋ねをいたします。

2点目、マグロの内臓の処理機の設置について。

今、対馬の基幹産業の一つとして脚光を浴びているのがマグロ養殖です。対馬島内で、4漁協組合で22社の養殖業者が水揚げ向上に日々努力され、頑張っておられます。今からはお正月に向け、出荷に大忙しになりますが、そのマグロの内臓等残骸の処理に非常に困っている状況であります。

国の方針も、今までの30キログラムサイズから50キログラムサイズで出荷するようにとの指導がっております。そうなれば余計に内臓処理は倍の大きさになるから量的にはふえます。その処理に巖原町安神地区にあります対馬クリーンセンターを利用していましたが、何分にも遠距離地区であり、道路事情も幅が狭い上にカーブ等が多く、トラックで搬送中にも何回も激突の危険な目に遭ったそうです。その上に組合の職員と生産者が一緒に安神まで同乗し、下手をすればどちらの時間とも利用できず、1日をつぶすこともあるそうです。

そのような中、大船越支所の元焼却施設を利用し、バイオ菌で分解し処理をしてしまう機械で実験をしてみました。3カ月間ですが、物の見事に半日も過ぎれば残骸のかけらもなく、処理をできました。

対馬クリーンセンターだけでは一度に処理できず、搬入日は各組合で指定されており、その間はマグロの内臓はドラム缶等に入れ保管しておりますが、夏場の気温の高い時期は、1日も過ぎ

れば腐敗が激しく、臭くて近寄れない状態です。

現在、対馬市も美津島町の根緒で建設が計画されている生ごみを堆肥にする処理施設ですが、現在のマグロの内臓の量を処理するのは不可能だと思われます。せめて生産者の多い尾崎支所に西海漁協、それから残りの漁協組合にこのバイオ菌で処理する機械は導入できないかをお尋ねいたします。

3点目、これはもう私にとっては再三、市になる前からの要望で、昨年もしましたが、美津島町女護島の防波堤のかさ上げと防風ネットの設置についてであります。

昨年、25年9月定例会に続き再質問ですが、北風、北東の風が強いときは、この地区の漁民は船のところに行くまでも波をかぶります。また、住民は海上から吹き上げる海風にごみ等が飛び回り、大変困っております。かさ上げと防風ネットの設置はできないかをお尋ねいたします。よろしく願います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大部議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

イカが、ヨコワが不漁だというお話がありました。ヨコワの件につきましては、先日も黒田議員のほうからこの問題について関連する御質問がございました。

そういう中、60%以上の方が70歳を超えている組合の状況というのは、将来が危ぶまれるわけですが、なかなかヒジキ養殖のような短期間勝負と言ったらおかしゅうございますけども、そういうものでやっている鴨居瀬の皆さんが受賞されたというのは、大変喜ばしいことだと思っております。

どうかして、その一定の年齢になられても、そういうふうな形で漁業にかかわっていただけるようなことで人生をずっと送っていかれるというようなことを、私ども行政としてはいろんな形で考えていかないといけないんだろうなと思っております。

また、大船越の地区内線の問題がありました。これについては、1カ月ほど前ですか、私もちょっと気になって現場を通ったんですけども、当然、今の時点では終わってないわけですが、そういうところまでこぎ着けられたことをうれしく思っておりますし、地区の皆様にも今まで時間がかかったことをお許しをいただかんばいかなと思っております。また、お力添えをいただきました大部議員にも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

では、通告にありました件について答弁をさせていただきます。

防犯灯の設置、それから公園内の外灯の照明の問題等々がございました。この防犯灯の問題につきましては、各地区から要望はたくさんいただいております。市道は私ども市の担当者と区長さんとの間で要望箇所の現地確認を行いながら、各振興部、行政サービスセンター単位で優先順位をつけ、計画的に設置を行っております。その中で緊急性の問われる箇所につきましては、補

正予算等で対応をしております。

今回、大部議員からいただいたこの件でございますが、今後、同様に市の担当者と区長さんとの間で現地確認を行い、先ほど述べたとおり、計画的に設置を検討していきたいと思っております。

また、大船越の橋の問題が出されました。これについては、御存じのように、国道であります。また、国道から新病院までの道路というのは県道であります。長崎県の長期総合計画の主要事業の中で防犯灯、街路灯の整備という項目がございます。県市共同で国県の管理する道路の防犯灯の整備を進めております。つきましては、今回御質問のそれぞれの箇所につきましては、次年度以降の道路照明灯整備実施計画に掲げて、設置に向けて検討をしていきたいというふうに考えます。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、国県市道と違う部分で、公園内の外灯の照明時間の問題がございました。この外灯というのは、竹敷港湾内の樽ヶ浜地区に県が設置をし、市が管理委託しているグリーピア海浜公園内にある21基外灯が設置をされております。この外灯のうち、山側2灯と海側2灯、それから階段のところの2灯は、暗くなると点灯し、朝に消灯をしておりますが、ほかの15灯はタイマーにより夕方ごろ点灯し、午後9時ごろに消灯を行いますが、この時間が不規則なことが原因であるものと理解しております。

本件につきましては、9月上旬に本公園の利用者より、港湾担当に外灯の点灯がおかしい旨の連絡があり、確認を数日間しておりましたが、同時刻についていたり、ついていなかったり、不規則であることが確認されたため、振興局管理課に不具合の報告を行い、9月18日に振興局の港湾担当と現地立ち会いを行いましたところ、不具合と階段付近の外灯1基の外灯が切れているなど確認がされた次第です。

本公園は、県より委託をされておりますが、施設の不具合等は振興局が行うこととなっておりますので、振興局港湾漁港班が業者に不具合の原因が予想されるタイマー等の確認を依頼しました結果、異常ない旨の連絡がありましたので、経過観察をしておりましたが、不具合は解消されておりましたので、タイマーと電球の交換を業者に依頼するとの連絡を受けております。交換に関しましては、現在見積もりを徴収しており、施工につきましては年内に完了予定であります。

市といたしましても、振興局と連絡を密にとりながら、作動が正常になるまでは適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、マグロの残渣の処理の問題が御提案がございました。このマグロ養殖につきましては、現在4つの漁業協同組合で行われており、平成25年度は1,103トンの生産量となっております。現在、マグロの内臓の処理は、安神のクリーンセンターで処理をしておりますが、マグロの内臓等の処理については、1日の処理能力に施設のにも限界があり、各漁協との協議により搬

入する曜日を決めて搬入量の調整を行っている状況にあります。

市としましては、資源循環型社会を目指している中で、マグロの内臓を有効に活用するために幾つもの手法を考えていかねばならないと思っております。

そういう中、堆肥化の問題、バイオマス発電等への利用はできないかを検討しているところでございます。また現在、生ごみによる堆肥化を目指し、生ごみ処理機を建設中でございますが、堆肥化のためには、マグロの内臓量も必要であると思われれます。そのほか、魚粉の原料として、県内の加工施設に輸送する方法や、魚の餌の原料として韓国業者への輸出等も検討をしている状況でございます。さまざまなこの残渣の使い方ということを考えていかねばならないと思っております。

今後、関係漁協及びマグロ養殖協議会などとも協議を行い、資源の循環のための堆肥化に向けた取り組みを含め、ほかの処理方法など模索しながら検討をしていく大きな問題であろうというふうに考えております。

次に、女護島地区の防波堤のかさ上げと防風フェンスの要望につきましては、昨年、第3回定例会で御質問をいただき、市としても防波堤改良の必要性を痛切に感じており、県振興局に対し要望してきたところであります。

現在、当漁港は、岸壁の老朽化によるエプロン舗装の改修及び車どめの設置を行っております。平成27年度につきましても、引き続き老朽化した岸壁の改修をする予定と聞いております。

市としましては、暴風時における住民皆様の苦労は十分理解をし、必要性を感じておりますので、今年度も防波堤改良の要望書を提出しているところでございます。

現在、振興局と協議しておりますが、ほかの漁港の事業、県の予算など、厳しい状況の中で前向きに検討していただいております。

しかし、女護島地区の防波堤のかさ上げと防風フェンスの設置のみでは、補助事業として採択条件に該当しないということもあり、池ノ浦地区の浮き桟橋の屋根及び防波堤の延伸とかさ上げ等を含め、地元の要望を取り入れ、平成29年度からの次期整備計画に盛り込む作業をしているというふうに聞いております。

今後におきましては、一日も早く防波堤のかさ上げ、防風フェンスの設置ができるようお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 今、市長のほうから防犯灯の件でお聞きしました。私も実際にあそこ何回行ったんで、昼も現地に行ってみますと、本当に国道から一つもないんですね、伝承館の駐車場まで防犯灯が。そして、伝承館から湯多里ランドのほうは、ある程度、結構近目

に防犯灯はついているんですよ。伝承館から湯多里ランドのほうに行くほうですよ。わかりますよね、パークゴルフとかあるほうですよ。今度は反対に公園のほうに行くほう、対馬の杜ができとるやないですか。その別れ道から対馬の杜を越える公園のどこまでが防犯灯というんですか、外灯じゃない、防犯灯でしょう、あれ、は1個もないんですよ、実際に。

それと、市長もさっき言われましたように、これは県にあつたら県の指定管理か何かに入っているんですか、指定管理者か何かおるんですか、あの公園の明かりにつけては。（発言する者あり）はい、お願いします。（発言する者あり）はい。えっ、県か何かに、県でしょう、あれ。

（「県から委託」と呼ぶ者あり）県から委託。委託管理者がおるんですよ。誰か決まった人はおるんですか。おります。おるんですか。（発言する者あり）いや、なぜそれを聞くかと言いますとね、グラウンドの中を歩いたり、走ったり、いろいろお互いに健康のためにしてるやないですか、浜の公園内。それで、歩いてる最中やろうが走ってる最中やろうが、その担当課は誰かは知りませんが、その人が来たら勝手に電源を切って落として帰りたいんですよ。それで、ある人はあんまりやないですかって言うて、文句はそりゃ言いますよね、私たちでも言いたくなるんですけど。8時に消したり、早いときはそんな時間に消して帰られたりしてるんですよ、実際に。

だから、そういうことが何で起こるかなと思った、ああいう公園の中ですよ。一定の時間に点灯して、何人も人間が行かなくても、さっき市長言ったように、完全に機械化しとけば、9時から9時、10時なら10時に消灯するようにすれば、そこを利用する人も考えて、10時に切れるんだから、それまでに帰ろうとかできるんですけど、それができてないんですよ、市長。そのところは今後きちっとできるんですよ。お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど答弁させていただきましたが、タイマーと電球も悪いところがあったようにありますが、そういう不具合があったということでございますので、それについては見積もりを徴収し施工する、年内完了で今進めているところであります。

先ほどのおっしゃられた部分につきましては、私どもが受けて、受けているというとおかしいですが、受託している部分について、その管理がきちんと行き届かないがために市民の間の中でいろんなあつれきを呼んでいるのかなと、それはこちらの管理がまずいということでもありますので、大変申しわけないことをしてるなというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） わかりました。そしたら、これは早急に年内に解決ということですが。

まず、国道から伝承館の駐車場までの外灯というんですか、防犯灯になるんですかね、あれ市

道ですから、市道の歩道には大体、国道からですよ。（「県道、県」と呼ぶ者あり）県ですか。県道になってるわけか。そしたら、その歩道には防犯灯というのは、病院が5月オープンするやないですか、それまでには設置はできるかできないか。市長、市民はそれをお聞きしたいというのが結構あるんですけど、どういう状況ですか、教えてください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しましたように、道路照明等の整備実施計画というものに掲げて県のほうも実施をしていかなくてはいけないというふうなことになるようにありますので、今年度中に物事が済むかという、今、私のほうでここで、県のする事業でありますので、約束というのは全くできない状況でございますが、少なくとも5月17日に開院することは間違いないわけでございますし、そこに、あそこ電柱が実はありますけども、歩道側じゃなくて、山側にあれは電柱があるんですよ。それで、その電柱への共架ということで、街路灯、車道を照らすことだけになって、歩道を照らすということにはならないわけですね、全く逆になりますので。できれば本当はどちらも照らすような形の場所だったらいいがなという思いであそこは通ったことがあります、今、明快な回答は私のほうからはできませんが、県のほうに対しましては、この問題について、このようなお話が市民の皆様を含め、上がってきているというふうなことを、県のほうには当然ながら伝えていく案件だと思っております。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） ぜひその方向で前向きに早目にこれ解決してほしいんですよ。やはり私が言ったように、病院ができれば、どうしても見舞いに行ったり、いろんな方たちがあそこ歩道を通るわけですから、遅くなってでもですね。そういうことで、市長、できるだけ早目にそういう解決をできるように要望しときます。

それから、この防犯灯は、大船越のほう、この橋のところですけども、ここもさっき言ったように、幅はないんですよ、見られたとおりに。そして、橋だけのところが70センチぐらいしかないんですよ、歩道、あれ後からつくったんですよ、埋め込みでですね。だから、やっぱり車道というんですか、そういう関係で70センチあるかないかの橋の歩道です、橋の長さだけですね。それから橋を渡れば1メートルぐらいの歩道があるんですけど、正直言って、これもあまりテレビでライブですからあまり言いたくないんですけども、やっぱり変質者というのは、そういうところをわざと好んですれ違いをしたがるし、正直、うちの地区でもそういうことがありましたのでね、これは強く要望をしていきたいと思えます。

それというのが、子どもたちが今クラブ活動で結構遅く帰ってるんですよ。私もそこで何回かすれ違うことがあるんですけど、やっぱり女の中学生にもなれば体も大きいから。そういうことでやっぱり父兄のほうからもこの件が出ておりますので、ぜひともよろしく願いしときます。

これ教育長、よそを向かんで、こちらを向いとってから、ぜひ協力してやってください。

それと、この防犯灯は、私も今5時から健康のために大船越小中学校の下を歩いているんですよ、中学校の。昔の、旧通学路です。両方に木があって、夏も日は当たらないし、川があって、本当に歩くときには最高のところなんです、そこに防犯灯が4カ所ついてるんですよ、大船越の小学校の入り口の下ですよ、昔の通学路ですね。そこから中学校の上りたてのところまでに4カ所あるんですが、木が遮って防犯灯になってないんですよ、明かりがですね。あその山は本戸の山ですから、僕は美津島の活性化センター、今何かな、呼び方が変わってるけど、連絡もして、あの防犯灯は、街路灯の周辺は木を切ってくださいとお願いはしたことはあるんです。歩きながら、途中で時々、僕は5時から歩くから、5時半過ぎたら、やっぱり女の子たちとか、生徒が帰ってくるんですけど、結構あそこ両サイド木が茂ってるから暗いんですよ。

だから、防犯灯があっても、その枝木で明かりを遮っているところがありますのでね、そういうことは逐次こういう要望があれば早速対応してもらわんと、もう何カ月かかりますよ、私、これ言うてから。1カ所は、大船越のところで僕も歩いとるときに明かりがLEDになってついてないところがあったもんですから、おかしいな、LEDがすぐこんなに消えるわけないなと思って、活性化センターさんに言ったら、調べてもらったら電線が切れとって、すぐこりゃ1カ所は修理してもらいました。1カ所は、また北村真珠さんの通りですけど、やっぱり木が遮ったもんですから、言ったら、ここはすぐやっぱり人通りも多い関係か、切ってもらって、今明かりは出てるんですけども、今、肝心な小学校、中学校の下、生徒さんたちはたくさんはそりゃ歩いてませんけど、結構暗いです。教育長もわかると思いますけど、茂った中に4メートルか5メートルの道路があって、それを通学路に今まで使ってたんですけども、ぜひそういう防犯灯の役目ができるような体制を市長、指示してください。そうしないと、明かりだけつけて、電気だけ使って無駄ですよ。これもくれぐれもひとつお願いをしときます。

それから、2点目のマグロの要望ですけども、さっき市長が言われましたように、今度、根緒にできるやないですか。あそこも今度バイオみたいなもんでしょう、根緒にできるやつですね。私たちが、今、大船越の焼却施設を撤去してもらって、このバイオ菌の機械をして調査していった中で、ちょうど対馬市合併する前、今の現西海漁協の組合長なんか、美津島町のときですから、大分の保戸島にこの機械を見に行っていたことがあるんですよ。大分の保戸島言うたら、島ですから、1,000人ぐらいの、その当時、今何人おるかわかりませんが、1,000人ぐらいの島です。そこに今、私たちが持ってきてる機械、バイオで処理する、生ごみを処理する機械ですけども、毎日生ごみをそこに集荷があって、ベルトコンベアが10メートルぐらいあるんですよ、その機械に落ちるまでに。そのベルトコンベアの両サイドに地元の老人会が毎日来られて、このバイオ菌ですから、当然プラスチック、木類、生ごみ以外は処理しませんので、地元の老人会の方がそ

れを処理していくと。それで、その老人会の方は、大分市のほうから幾ら補助があつてますかわかりませんが、市のほうからの補助も出てるということでした。その老人会の方たちの話を聞いた中で、お金よりも自分たちは、みんながそこに毎日集まっているような会話ができることが、まず楽しみの一つ、健康のためになりますよということをお聞きした、今のバイオ菌で処理する機械なんです、市長。

実際に尾崎からと西海漁協からと持ってきた中で、正直、尾崎からやっていたんですけど、ドラム缶に何日も置いたやつを、もう臭くてたまらんやつを持ってきたんですよ、当初。それで地元大船越の漁民からも文句が出て、尾崎のほうは断ったんです、もう持ってきてくれるなど。西海漁協さんに依頼をかけたら、西海漁協の組合長は、いや、ぜひやらしてくれということで、西海漁協さんは内臓処理をしたやつをそのまま持ってきてくれますから、この機械を大船越に設置するまでは安神に行っていたんですよ、組合の職員さんと生産者1人が、交替制らしいんですけど、乗って行って安神の処理に持っていきました。今、ことはヨコワの漁が不漁ですからあれですけど、漁のあるときなんか、社長みずからがマグロの処理機に安神まで持っていったら、もう本当どっちもつかん時間ですよ、もう沖にも出られない、そういう非常に困る状態やったとこの機械があつたので助かったということをお聞きをし、私のほうにも連絡がありました。そして、また市のほうにも要望書が出てるでしょう、美津島漁協と西海漁協から。ちょっと内容を簡潔に読ませていただきます。

要望書。財部市長様、能成様ですけどね。養殖クロマグロ出荷時残渣処理施設の整備について、美津島町漁業協同組合。平成11年にクロマグロ養殖がスタートをし、試行錯誤で取り組んできましたが、現在では13経営体で470トン余りの生産量となり、県内だけでなく、全国的にも有数のクロマグロ養殖産地にまで成長を見せております。中を省きます。

このような状況の中、現在は養殖クロマグロ出荷時に発生する内臓等の残渣につきましては、安神の対馬クリーンセンターに持ち込んで処理していただいているところですが、内臓の量は魚体重の10%以上にもなり、大量発生することから、出荷時期が集中するとクリーンセンターの処理能力を超えるため、現況では地区ごとに搬入日を指定されており、それまでは地元保管する必要がある上、養殖場（尾崎、大船越、犬吠、鴨居瀬）、これは美津島ですから、遠く離れた安神までみずから搬入しなければならず、それに要する時間や経費が厳しい状況下では養殖経営の負担増となります。根緒で建設が計画されてる生ごみ処理施設と同様の生物分解による処理施設が大船越で試用、試験ですね、されており、その性能は十分とお聞きしておりますが、生産者や漁協で整備するには財政的にも困難であることから、養殖クロマグロ生産者が安心して安価に残渣処理できる体制整備を対馬市で確立していただきますことを要望いたします。美津島町漁業協同組合代表理事、組合長小島博實。同様のやつが西海漁協からも同じ内容で、西海漁協組合長黒

岩美俊様の公印で上がってきております。

だから、そういう中で残渣にすごく困っているわけですから、市長、先ほど市長もいろんな考えがおありのようですが、ぜひとも、今忙しいのは、22経営の中でほとんどがもうあれなんですよ、尾崎地区ですよ。22社のうちの尾崎が12社、西海が7社おりますのでね、この地区だけでも早目にこういう処理、処理というんですか、こういうのができるような設置をお願いをしたいんですよ。このバイオ菌のやつは、考え方によったら、野菜とか果物のかすですね、僕らもスーパーしとったから、そのとき、これずっと前に小さいやつを据えたことあるんですけど、店舗に出すには、どうしても外の傷んだ葉とか、そういうのをむしって出すですよ、きれいな形で。そういうのをこのバイオの中に入れることによって、果物の腐れたやつやろうが、そういう傷んだやつを入れることによってバイオ菌が元気をますます増すんですよ。

だから、うまい具合の提携をすれば、スーパーで生ごみを今、大型スーパーなんかはかなりの量が出ます。私たちもしてたからわかりますけど。うまいことに連携してやれば、スーパーさんも生ごみをよそに持っていかずに、ここに持っていけば、バイオ菌は強くなるし、両方がメリットの固まりとなると思うんですよ。そういう形がとれる機械ですので、これを設置しなさいとは言いませんけども、何らかの形で早くしてやらんと、実際に、さっき言ったように、ドラム缶に、わかるやないですか、何日も置いとったらどんな形になるか、腐敗してふたがあいてからこぼれたりしたんですよ、うちのところに持ってきたとき。そういうクレームもありますのでね、市長。また根緒のことも僕らも重々わかりつつも、うちの漁協、西海漁協さんもこういう形ですので、もう1回市長の考えをお聞きしたいんです。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどから説明がずっとありますように、このマグロの問題につきましては、長崎県が恐らくことですかね、全国で養殖マグロは第1位に尾数ではなるんではないかというふうに思います。そのうちの約半分近くを対馬が出しているというふうな状況です。

この大量に育てられるマグロの残渣という問題について、私ども安生のクリーンセンターに全てを投入していくということは、大変クリーンセンター自体にも負荷がかかるというふうに思っております。

そういう中、先ほどお話が出ております生ごみとのまぜることによって堆肥の成分を安定化していくというふうなことを考えていきたいという思いを持っております。

しかし、このマグロの、先ほど言いますように、長崎県の半数近くを生み出すマグロのこの量ですから、その生ごみ堆肥化施設で全て処理しようとは到底思っておりません。全てを全量処理できる量とは思いません。

それで、そういう中、先ほど言いますように、バイオガスの問題、メタンガスをつくり出して

の問題、そして先ほど申しあげましたように、魚粉としての問題、使い方、さらに魚の餌としての使い方、原料としてですね、いうふうな多岐にわたる使い方を今模索をしておるところであります。それぐらい多岐にわたってやらないと処理ができない問題であると。マグロの残渣だけの問題ではなくて、これはさばかれるいろんな魚の残渣全ての問題にこれはかかわることでもありますので、それらをきちんとした処理をしていくために、いろんな出口をつくっていくというふうな中に、今おっしゃられたやり方というのも一つの手法としてあると思っております。

この一つじゃないといけないということは、到底こちらも思っておりませんし、それで処理できるとも思っておりません。いろんなものを組み合わせながら、逆に無駄のないやり方をしていく必要がこれからあるんだろうと思っておりますので、十分に検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） ぜひ市長、今の前向き検討の実現ができますことを要望します。

それと、3点目の女護島地区ですけど、これ市長もよく御存じのとおり、すごい地区で、風が吹けば住民の高台の家のほうまで発泡スチロールなんか吹き上げるところなんです。市長、これ昨年の私の市長の答弁に、今おっしゃられた女護島地区の防波堤が、通告書を見たとき、ああ、まだ上がってなかったかなというのが第1の感想でした、大変申しわけなく思います。あの状態をそのまま放置したら、本当その背後に住んである方たちの意見も以前聞いたこともありまして、できれば県のほうに今の状況というのを再度伝え、早期に着手していただけるような、そして地区の方々のお話等も聞いていただくようにしたいと思います。どうも申しわけございませんというのが、昨年の市長の答弁書なんです。これに基づいて地元の人たちは期待を持てますのでね、できるだけ早く、これ29年にいろんな予算編成もあるでしょうけど、本当に一日も早い何らかの形で、僕らが予算をつくるわけやないから、頼むほうやから、簡単に頼みはして、中身が難しいということは重々わかるんですけども、これは正直、私が対馬市になる前から、防風ネットの長さもはかってもらったりしてきたことなんです。もう月日がかかり過ぎますのでね、29年度ということも出てましたけど。もう来年、せめて27年にはかさ上げぐらいできましたとか、その次は防風ネットができましたとかいうような、そういう順序を追ったような、地元住民が非常に困ってるわけですから、ないと思いますよ、対馬は今探しても、ああいう潮風をまともにかぶるところは。市長、そこんともよく理解をされて、前向きに進んでもらいたいと思います。どうですか、市長、その心意気は、もう1回お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど答弁させていただきましたように、防風ネット、また防波堤のかさ上げのみでは補助事業としての採択要件にならないということで、池ノ浦地区との形の合体といたしますか、計画の、それを県のほうは考えておりますので、大変申しわけございませんけども、

単独事業でこれをしていくというふうなことにはならない状況、県も大変な状況がございますので、御理解をいただきたいと思っておりますし、県のほうもこのことを全くしないなんていう考えではございません。どうかしてそういう池ノ浦との兼ね合いを見つけながらまずやっていきたいという思いは持っておりますので、理解をしていただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） ありがとうございます。3つの一般質問をさせていただきましたが、防犯灯につきましても、すぐ年内に対処ができるということ、それから歩道につきましても、いろいろ外灯、防犯灯をつけていただくという市長の答弁でありますし、またマグロの内臓処理機につきましても前向き検討ということ、そして3点目の女護島地区のかさ上げ、防風ネットにしても、そういうふうで時間はかかるけども、やるということですので、本当に聞いている方は喜んでと思います。ありがとうございます。

○議長（堀江 政武君） これで、大部初幸君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は3時5分からとします。

午後2時49分休憩

午後3時02分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 会派つしまの小島徳重でございます。本日最後の質問者になりました。市長をはじめ、大変お疲れかと思いますが、師走の対馬に元気が出るような御答弁を期待して、通告に従いお尋ねをいたします。

1項目め、総合教育会議についてお尋ねします。

市教行法を改正する法律が本年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなっています。

今回の改正は、教育委員会制度を抜本的に見直し、教育行政の責任体制の明確化、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等、大改革を行うものであります。

対馬市においても、文科省、県教委の通知・指導に基づき、新制度の円滑な運営のために、関係する規定の整備や組織編成の諸準備がなされているものと考えます。総合教育会議の準備状況についてお尋ねをいたします。

2項目め、ふるさと納税についてお尋ねします。

9月定例会において、対馬市のふるさと納税制度を拡充するため、特典制度を導入する考えは

ないかと提言したところ、対馬市は現行制度を継続し、特典制度は導入しない旨の答弁がありました。

市議会一般質問での質疑応答を有線テレビで視聴された市民の皆様から、なぜ対馬市は特典制度を導入しないのだろうか、不思議でたまらないなどとの声が数多く寄せられました。市民の声を要約すると、財源不足に苦しんでいる対馬市こそ、全国に誇れる特産品が豊富な対馬こそ、また若者を育て上げ、島外に大勢送り出してきた対馬こそ、ふるさと納税の特典制度を大いに活用すべきであるとの声です。市民の声、全国、県下の情勢を踏まえて、対馬市でも特典制度を取り入れていただくよう、改めて市長に質問をしたいと思います。

3項目め、人口減少対策についてお尋ねします。

9月定例会で、人口減少対策の担当部署は総合政策部の政策企画課であるとの答弁がなされました。政策企画課では人口減少対策についてどのような施策を行っているか、お尋ねをします。

4項目め、女護島地区の防波堤の改良についてお尋ねします。

女護島地区の防波堤のかさ上げ、防風ネット設置については、これまでも地区から要望が出され、市議会においても大部議員がこれまで熱心に取り組んでこられました。また、本日も、先ほど質問をされました。地区住民として、私どもも感謝を申し上げているところですが、先ほど市長の答弁の中で、以外のことで私のほうから2点のみお尋ねをしたいと思います。

昨年9月議会の大部議員の一般質問の折、地区からは平成20年度、22年度にも要望が出されているという答弁がなされていますが、その地区からの要望の取り扱いについて、県のほうにはどのような形で要望が届けられたか。

それから、2点目は、同じく昨年の答弁の中で、地区の住民の声も聞いてみたいという市長答弁がなされております。地区の住民の要望等について、市長そのものじゃなくて結構ですが、関係部署等で現地あるいは現地でもなくてもよろしいでしょうけども、地区の住民の声を聞かれたことがあるかどうか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

以上、4項目について、簡潔で明瞭な答弁をお願いをいたします。あとはまた答弁によって一問一答でお尋ねをしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小島徳重議員の質問に答えたいと思います。

1点目の総合教育会議についてであります。23年10月に滋賀県大津で起きましたいじめ自殺問題、それを発端としまして、教育委員会の対応が問題視され、大きくマスコミに報道されました。

翌年にはこの事件が誘引となっていじめ防止対策推進法が国会で可決され、本市では、対馬市いじめ防止基本方針を26年1月に策定し、各学校においても学校いじめ防止基本方針を定めて

おります。

このような社会的背景を受け、地方公共団体の長と教育委員会との連携を強化をしていくことを目的に、地方教育行政法の改正が行われ、本年6月20日に公布され、来年4月1日から施行されることとなりました。

お尋ねの総合教育会議の概要でございますが、地方公共団体の長と教育委員会により構成をされ、地方公共団体の長が招集することを基本としており、教育委員会から協議する必要があるときは、総合教育会議の招集を求めることができることとされております。

お尋ねの設置に向けての準備でございますが、想定されるものとしては、教育長の給与条例の改正、教育委員会の委員の定数条例の制定、総合教育会議の運営規則の制定、さらに大綱の策定でございます。

この1、2、3項目の部分につきましては、教育長の任期が28年4月までございますので、平成27年度中に所要の改正を行いたいと考えております。

現在、第2次対馬市総合計画を策定中でございますので、総合教育会議を開催し、教育委員会と十分な協議を行いながら、本市の教育大綱を策定してまいりたいと考えておるところであります。

次に、2点目のふるさと納税のことでございますが、このことにつきましては、明らかに見解の相違があるかと思っております。財源不足を補うためのふるさと納税の使い方というのは、そのほうがいいんじゃないかと市民の方がおっしゃられたというふうに言われました。そのことと今の税という形を崩してしまうやり方というのは、本当で正しいのかということを私は9月の議会で申し上げたつもりでございます。

確かに貧しい、財政的に苦しい対馬市ではありますが、物を引きかえに今進んでいるふるさと納税のこのやり方というのは、総務省も指摘をしておりますように、良識ある対応をしていくべきだというふうなコメントも出されてます。そして8月末でしたか、9月の初めでしたか、当時の総務大臣が言われた、そして地方創生・石破大臣のほうも、この問題については一定の規制をかけていくようなコメントも出ております。

やはり私は、前回の答弁のときも申し上げましたが、この制度が始まったときからこの問題についての危惧を抱いて、庁舎内での協議の中でこのやり方というのは好ましくないというふうに自分自身はずっと思っておりました。

そういう中、対馬市にふるさと納税、寄附金をしていただく方というのも、去年はともかく、おとしとの比較なんかをしますと、明らかに件数的には倍増しております。何も私どもはお返しはしておりません。職員の誠実な対応と、そして、ふるさと納税の使った後の支出の報告を皆様に出させていただいておるところであります。しかし、2桁のまだ件数ではございますが、件

数としては、しかし、一昨年に比べると倍増しているような状況であります。

そういう中、心あるといえますか、対馬市をいろいろ思っていたかく、対馬出身者だけではない方たちからも御寄附をいただいておりますところでございますが、今回、その方から届いておる80歳のおばあちゃんです、名前は言えませんが、その方からのちょっと手紙をここで読まさせていただきますればと思います。よろしいですか。

前略。過日は御当地対馬の美しい絵はがき及びふるさと税の使用内容書、それが実績報告書の意味でございますが、等の詳しい報告書をお送りくださいます、まことにありがとうございます。

私は、30過ぎの、80歳過ぎということでしょうが、老婆、見ず知らずの御当地、体力的にもお伺いすることはできません。わずかばかりの貧者の一灯、貧しい者の一つの灯ですね、貧者の一灯のつもりで、ある方よりのお勧めで寄附をいたしました。

今後は、大事な税金をお使いいただきましての御報告書はこれ限りにしていただきたくお願い申し上げます。まことに失礼とは十分御承知いたしておりますが、私の思いをくんでいただければ、これに過ぐるはございません。

今後はなしに、この方に紹介した人のことなんですが、この紹介者のほうも同様の考えで、今後はなしにしてほしいとのことであります。あと対馬市のさらなる発展を心から望んでおりますという、5月6日に書かれたおばあちゃんの、これがお手紙でございます。

このような形の寄附っていうのをいただいております。そして毎年のように、それこそ何の見返りもない中で、対馬というところに対しての思いを持って御寄附をいただいておりますことを考えると、そしてまた、ふるさと納税という本来の趣旨ということ十分に私どもは考えていかねばならないのかなというふうに、このお手紙を読ませていただいて改めて感じたところでございます。済みません、答弁にはならないかと思いますが、今のは。

3点目でございます。人口減少対策についてでございますが、もう御存じのように、日本創成会議がこの問題について発表して、日本全国に大きな警鐘を鳴らし、全ての自治体が震え上がったというのが事実だろうと思っております。

本市においても、創成会議の見込みでは、2040年に人口が1万4,000人台と推計をされております。また、消滅可能性都市というのが896自治体発表されておりますが、これに属します。これは20歳から39歳の若年女性人口の減少が5割を超える自治体を消滅可能性都市というふうに日本創成会議ではくくっております。

2010年に2,792人いた若年女性が2040年には691人になって、マイナス75.2%の減と、県下でも上位といえますか、高い率、4位に一応しております。大変厳しい推計となっております。

また、県下21市町において5割を切っているのは、長崎市近郊、佐世保市近郊を含む8自治体のみであり、1自治体または地方だけで解決できる問題ではありません。

このような状況の中、国において、地方が成長する活力を呼び戻し、人口減少を克服するため、まち・ひと・しごと創生本部が9月に設置をされ、11月までに3回の会合が行われており、長期ビジョン及び総合戦略についての議論が交わされております。

これを受け、県においても、10月末に県市町「まち・ひと・しごと創生対策連携会議」が設置をされ、第1回目の会議が開催され、また年明けの1月末に2回目の会議が開催をされる予定です。

本連携会議において、各市町の状況を把握しながら、平成27年度末を目標に、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定を行っていくこととしております。

そういう中、対馬市の取り組み状況としましては、政策企画課を総合担当窓口として、現在、対馬市人口対策本部の立ち上げに向け各種準備を進めており、12月中に組織化を行うこととしております。

また、対策本部の開催準備事項として、本市におけるこれまでの人口動態の状況に関する年齢別特徴などの検証作業をはじめ、人口、産業等に係る各種データの整備を行っているところであります。

今後、若年女性の流出をいかに食い止め、出生率の維持、向上を図っていくか、新規就業機会における流出を最小限にどう食い止めるか、基幹産業である水産業の後継者、新規参入者への就業支援と関連する環境整備、現在の支援制度等の維持拡大をどう図っていくか。同様に、農業、林業においても厳しいハンディーの中、どう維持拡大を図っていくか。また、民間企業者への安定した環境づくり、新規就業者に対する支援について。島に専門学校、大学がない中で卒業者をいかに呼び戻すか。さらに、交流人口拡大のための環境整備、国内観光客の誘致等、多くの課題が山積しております。

このような状況の中での課題解決のため、平成27年度からの具体的施策の実現のため、対馬市振興実施計画における重点主要施策として、定住及び交流人口拡大や子育て環境の充実等で構成する人口減少対策関連施策をはじめ、創業に係る支援の充実や農林水産分野における後継者育成事業等で構成する創業支援及び新産業育成対応施策、地域づくり支援事業や過疎地有償バス運行事業の実現等で構成する地域コミュニティ醸成施策、地域と大学の連携強化や産・学・官・金の連携による新規創業支援等を柱とした域学連携施策等を最重要施策と位置づけ、強力で推進していくこととしております。

また、現在策定を進めております第2次対馬市総合計画においても、各地域のニーズ、課題等の実情を把握した計画とすることとしており、市の現状を把握した上で、今後の主要施策、計画

との整合性を図るとともに、市内各種関係団体、各関係部署と連携を図りながら、平成27年度末までに対馬市人口ビジョン、対馬市版総合戦略を策定することとしております。

最後に、今後予想される国の地方創生に係る支援体制の新交付金の活用につきまして、5年間で1兆円、各年度2,000億円の交付額が予定をされております。さきの臨時国会において、まち・ひと・しごと創生法案が可決成立しました。年明けの通常国会において、その関連法案が提出される予定であります。

本市におきましても、新交付金制度において、各省庁の対応等の資料収集に当たっております。既存事業への財源の充当、新たな事業提案等準備を進めているところでございます。

今後も、国県の動向を注視し、国境離島である対馬独自の施策展開を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

4点目の女護島地区の防波堤のかさ上げ、また防風ネットのこの問題でございます。

これにつきましては、先ほど大部議員と重複しますので、基本的な方向性というのは全く同じでございます。

あとどういふふうな動きをしたのかというふうな御質問があったかと思えます。

いついつという今、期日は思い出しはできませんけども、こちら県のほうの問題がございますので、そちらのほうには日ごろからいろんな協議をしておりますし、また当然ながら、県に県施策への要望等もさせていただいておるところでございます。そういう中での対応をさせていただいております。

もう一つ（「地元の声」と呼ぶ者あり）地元の声っておっしゃいましたね。地元の声と申しますと、その場では全く、行ってから聞く機会はつくれませんでした。ただし、その出身の方の話というのは、別の地区で聞いたことは当然あります。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、1点目から行きたいと思いますが、総合教育会議につきましては、27年度中に計画を策定するというようなことの御答弁のようにありましたけども、次年度4月1日から動き出すわけです。そして、いわゆる総合教育会議が動き出して大綱が決まる、その大綱に基づいて教育委員会は振興計画あるいは教育方針を定めていくわけですから、次年度4月1日から素早く動くためには、今の段階で、いわゆる法的な総合教育会議が発足する前に、いわゆる準備の段階で既にその会議を動かさなきゃいけないかと思えます。もう既に自治体によっては、そういうような動きになっています。そうしないと今回の法改正の意味がないわけで、教育委員会が方針を定めるためには、その前の大綱は示さなければいけないし、教育会議が動かさなきゃいけないということで私は尋ねたんですよ。

それで、昨日の教育委員会の、いわゆる評価の報告を見ましても、教育長と市長の間の連携、

協議は行われてるけども、教育委員会と市長との、いわゆる協議は24年も25年も開かれてないと、こういう現状、これは対馬だけじゃないんだろうと思いますが、そういう中で今回の法改正があったわけですから、ぜひ早急に、いわゆる準備会議を立ち上げていただいて、27年度の早い時期からこの法の趣旨が活かされることを期待をしてるわけです。そのことについて、そしてあわせて、この総合教育会議を動かすためには、事務局は当然必要になってきます。事務局はどの部署が担当するか、この2点だけお答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 4月1日の時点において大綱がまずできてないといけないとは、私どもも向こうのほうから通知があつてゐるわけではございません。

4月1日が替わってから早い時期にこの会議を私のほうが招集をして、そして内規を決め、管理運営規則を決めたりしていく必要があります。そして、今言われた大綱等の問題、このあたりを協議をしていくというふうに私のほうも聞いております。

準備会議の招集については、準備会議というものですから、任意の会議ですから、問題はないんですが、私が招集していいものなのかどうなのか、私はこの任意のことについては、法的な分野についてはですよ、現時点においては4月1日以降でいいんだろうと。そして教育長の任期の問題もございますので、それがまだ先でございますので、大綱のほうを先に決めていく必要のことだと思っております。

じっくりと、今から4月1日まで時間がございますので、この問題について、教育委員会のほうと4月1日以降の大綱のつくり込み、管理運営規則のつくり込み等々について話し合いはしていかなくてはいけないと、改めて思っているところであります。（「担当部署についてはいかが」と呼ぶ者あり）担当部署については、これは私の勉強不足なのかもしれませんが、教育委員会の事務局のほうにお願いを、私のほうは指示をしたいなと思いますが、法律でどのようになっているか、私は読み込みをまだしておりません。先生のほうがされておるでしょうから、教えていただければ助かります。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 私が今回あえて取り上げたのは、今、市長言われたように、4月1日を待ったら全ておくらせてしまうんですね。法整備とか組織編成は、既にこの準備、ことしのうちに、今からでも遅いぐらいだと思いますよ。準備していただかないといけないと思います。

それから、担当部署は教育委員会ということを言われましたけども、法の趣旨、文科省の通知では、原則として市長部局が担当するということになっておりますよ。そのあたりはぜひ教育長ともよく研修といいますか、読み込みをしていただいて、その文科省の通知に沿った運営をしていただきたいということを要望しておきます。

それから、教育長にお尋ねをしたいんですけども、関連で。そうすると、市長部局が大綱を示されます。大綱を示したら、今度は教育委員会は、その協議の段階では、教育振興計画を出さなきゃいけないですね。教育振興計画について昨年できていますかと言ったら、今準備中ですということですが、本年度、今の時点でできているかどうかの確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 基本計画ができていくかという（「振興計画です」と呼ぶ者あり）振興計画ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）これは今、27年度までの前期の計画があります、対馬市には。28年度以降が後期になりますので、5年間、そのことに向けて今準備をしているところです。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 振興計画については、昨年の段階でないとされたんですが、できてから後でまた見せてください。このことはもうこれでおきたいと思いますが、早急な御準備をお願いしたいということを重ねてお願いをしておきます。

それから、女護島地区のことにつきましては、大部議員が詳しく触れていただきましたので、私のほうからは現状だけを一応、現場には行ってないということですから、お知らせをしておきます。

ここに、これは私が撮った素人写真ですから、それもコピーをしたからよくわかりにくいところがあるかと思いますが。これが、いわゆる防波堤の遠景です。防波堤と言うより岸壁に近いですね。防波堤としての機能の高さがないですね。そして、これが近くで撮ったら、もう満潮時には、大部議員もよくおっしゃったように、高さがないと、これぐらいしか高さが余裕はないんですよ。だから、ちょっとしけたら、こういう状況。

そして、もう一つ、防波堤としての機能とともに、防風ネットを何回も今まで言われたというのは、このように、これは住民センターですがね、住民センターの屋根を見てください。全部これはまだできて10年ちょっとですけどね、白けてしまっているのは、これは塩害です。もちろん近接の民家の屋根も、瓦ぶきは目立ちませんが、いわゆる今風の屋根は白けている。これはみんな、いわゆる塩害がひどいからですね。これは北風だけじゃなくて、南風も同じようにやってきました。

だから、こういう地区の要望があったら、やっぱり現場で見ていただくことが一番大事だということだけを指摘をしておきたいと思っております。

そして、市長答弁の中にもありましたように、池ノ浦地区の全体的な、いわゆる港湾の計画というのがあるということですよ。このことについて、平成20年度と22年度に女護島地区か

ら要望が上がったんだけど、私、振興局に行って確認をしました、11月の初旬に。そうしますと、25年度のことについては、振興局は、市長答弁があったように、承っておると。けど、20年と22年のことは、自分、今の担当ですよ、今の担当の方は、自分はよくまだ把握してないから調べてみますということでした。それで、私は、わざわざ市との協議といえますか、市からの振興局への連絡がうまくいっているかどうかということについてのお尋ねをしたところです。そういうことで、このことについては、もう大部議員が言われましたし、市長答弁もありましたから、十分漁協のほうの要望、それから地区の要望、実は11月30日に女護島の区長と、それから小島、三浦、美津島漁協長が会って地区の要望を聞いてありますので、女護島地区がまた要望書を出すと言ってありますので、そのあたり、ぜひ今度は現場での状況も見ながら勘案して、計画を県にお願いをしてください。

以上、このことについてはもう答弁は要りません。

それから、次にふるさと納税の件ですけども、この件、私に取り上げたのは、市長の答弁を聞いた後、先ほど言いましたように、市民の多くの声を聞いたから、またあえて取り上げさせてもらったんですが、市長が言われた、いわゆる善意の心ある方のお返しも要りませんよという、このこういうふうな寄附そのものはとてもありがたいし、私はそのことを否定するつもりはありません。

ところが、市長言われたように、税の根幹にかかわったりとか、この制度に疑問があるんだというお考えというのをこの前も聞いたんですがね、そのことについては、ふるさと納税制度が導入されるときに総務省が、いわゆる会議を開きました。そのときの中で、メリット・デメリット、いろいろ議論されているんですよ。そのときのメリット・デメリットをもとにふるさと納税はスタートしてるんですよ。2006年から2007年にかけて。そのときに地方の声としては、西川福井県知事や佐賀県、辞職されましたけども、佐賀県知事だったこの方々が中心になって、いわゆる地方と中央の格差是正のためにふるさと納税の寄附という形ですね、俗にふるさと納税と言ってますが、寄附の制度を動かそうとして始まったわけです。

だから、市長がおっしゃっていることは、もうこれは払拭していただかなきゃいけないわけです。そして、その上で現在の国の動きも、ふるさと納税制度に寄附をつけることについては、一定の制限、自制は必要ですけども、ふるさと納税制度はすばらしいことですよという言い方をしているんですよ。今からちょっと一文を示します。これです。読んでみますよ。

「地方創生、個性を生かす。鳥取大山の水の恵みを生かした地ビールは、全国にリピーターを広げ、売り上げを伸ばしています。ふるさと納税が御縁となった、ふるさと納税してくれた人たちに地元が誇る名産品をプレゼントする、自治体の工夫を凝らした努力がふるさと名物を全国の人たちに知ってもらおう大きなきっかけになりました」という一文があります。

市長、このことを目にされたことはありますか。ないですか。これは、私は新聞紙上で見たんですが、安倍首相の9月29日の臨時国会における所信表明の演説ですよ。いいですか。首相、総理大臣がそう言ってるわけです。そして、その後段はこうなっています。「ふるさと名物を全国の人に知ってもらい、そして、そのことが、ふるさと名物を全国の人気商品へと押し上げる支援をさらに強化したい」と、こう言ってます。そういう、いわゆるやる気のある自治体には、今言う、創生事業で国はバックアップして補助金も出しますよとか、人も出しますよというのが、今の国の考え方です。このことを市長、どうお考えですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、この問題について、今、安倍首相のほうがそのような所信表明を臨時国会の初日ですかね、9月29日と言いますと、恐らくされたんでしょう。私は当然聞いておりませんが。ただし、この問題は都会から地方のほうに流れるものという一方通行ではないということも十分に理解をされておいたほうがよろしいかと思えます。

これは極端に言えば、東京を大都会の代表に挙げますと、東京のほうの税収が落ちていくわけですよ、ある意味。それが東京のほうの逆のことをやったときに、どのように金が流れていく。そしたら、それぞれの地方税というののバランスというのは本当に狂ってしまうんですよ。私はそこをこのやり方でやったら間違いが起こるといふうに。首相が言ってるからいいじゃないかって今、議員さんはある意味おっしゃられましたけど、私はその考え方を押し進めていったときに、今、国が持っている国税、地方税とか、さまざまな税の形が崩れていく。それを産品で物事をつないでいったときに、自分たちが潤う、自分たちの産品がわかかってもらうことに使うということが本当で正しいのか。経済、そして税と人の心っていうのを、ここに産品を絡ませたときに全てが崩れていく危険性を私は持っております。

そういう意味において、私も実は飛行機の中で、出張中に、対馬から福岡に行く間、お隣に座られた鹿見の方でしたけども、その方から以前、大分前ですけども、こういうやり方をしないんですかという話を隣で質問を受けました。それでこの話、税の話、税の体系の話とかいうことをずっとさせていただきました。最後にその方がおっしゃっていただいたのは、よくわかったと、そういうことがそういう意味なんだと、ふるさと納税、ふるさと寄附金というのの趣旨は。だから、わかったよと言って一緒に福岡の空港に降りましたけども。

多くの方たちが今のそのような、安倍首相を否定するとか、そういう意味では決してありませんけども、税というものを大きく間違っはいけない。地方創生という一つの方向の中で、都会の人たちが地方に対して思いを持ってくださいということの流れがそこにあると思ってます。それで産品で物事をつなげて、それが、だってそうしたら、東京の購買というのは落ち込む、税も落ち込む、本当にそのやり方が正しいのかということをおもは再度考え直しをしないといけな

いと思っておりますし、NPOの寄附税制とかいうことも、このことには以前から、平成10年から始まったNPO法の問題から絡んでくる問題もございます。そういうところでのこの寄附という事で始まったというふうに私自身は理解をしております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 市長、今、市長がおっしゃったことを、私、最初に言ったでしょう、税のあり方そのものは、ふるさと寄附制度が始まったときに、それは総務省もそれを踏まえたと上で発足させたわけですよ。そして、この制度を運用している中で特産品が、いわゆる動くようになった。これは寄附をいただいたほうが何かのお返しをしたいという気持ちを持つのも、これ人間の当然のことですよ、ですよ。だから、そここのところのあやが、今はもう完全にふるさと納税制度は物流の一環に組み込まれて、組み込まれたというか、それで動いています。そして、またその特産品を売ることによって、特産品が全国に知れることによって、私たちの対馬がまた知ってもらえるという、そういう側面も持つようになってきているわけです。だから、全国が展開しているわけです。

長崎県も、県も始めました。本年度は特典をつけますと、11の物の中から選択してお返しをしますから、選択してください。選択をしない、お返しが要らないという人は辞退される人もおるでしょう。国もそういう方針でやっている、県もお返しをするようになった。県もお返しをしたり、やめたりもしましたよ。けど、本年度からやっぱり全国的な動静の中でやっているわけです。

だから、こここのところで一つね、いわゆるこれは前新藤総務大臣が言ったことですよ。いわゆるここで過熱したお返しは考えなきゃいけない。しかし、一方でやっぱりお返しをする、そういう気持ちもまた大事にして育てなきゃいけないじゃないかということ、市長が言われた8月29日の後段にはありますよ。そして、高市、また現在の大臣も同じような論調で言っていますよ。いいですか。また、秩序を守って各地のお考えの中で、節度を守ってもらわなきゃいけないけど、すばらしい制度だからまた動かしていきましょうということを新大臣の会見でもまた言いましたよ。

それで、対馬市だけが今このままの状態で行くと、そういう、いわゆる全国のお返し制度の中で乗りおくれしてしまうということで、私もたくさんの人に意見をいただきました。その現状をお知らせしたいと思います。

私は、ふるさと納税制度、対馬はお返してをしてないですが、お返しは不要、今のままで不要ですか、必要ですかということをお聞きしました。それで、これは赤丸は対馬の中に住んである方です。40人聞きました。全員、必要じゃないでしょうか。この青は島外の方です。10人聞くつもりだったけど、もう8人同じ意見だったので、私も電話代がもったいないからもうやめました、8人。50人聞くつもりでした。全員、必要じゃないでしょうか、やりましょうという意見

です。それで、その意見をちょっと読んでみますよ。市民からそのときに私が直接面談を街角でしたり、あるいは電話で聞いた人の声ですよ。

他の市が特典制度を活用しているのに、対馬市は何しちよっちゃろうかと、関東在住者の方、もったいないなど。特典制度を使えば、金も入ってくるし、特産品も売れるし、ぜひやってもらいたい、これは40代の女性の方です。ふるさと納税で水産加工品等を大いにPRして対馬の金回りをよくしてほしい、これは50歳代の男性の方です。それから、対馬市は金がないと言うのに、何で遠慮しちよっちゃろうかと、これは70歳代の女性の方。それから、対馬市長は、東京の市長なのか、対馬の市長なのかかわからないと、これは30代の女性の方、これはこの前の東京を引き合いに出された今と同じ考えですね。それから、ちょっと耳が痛いかわかりませんがね、財部市長の説明は納得がいかない、ふるさと納税の話だけでなく、かみ合わない話が多いという、これは70代の80に近い女性の方です。もう一つ、財部市長の話は、評論家のように、ふるさと納税についても、対馬市民の気持ちとかけ離れているんじゃないでしょうかと、これは60代の男性の方です。

市長、私は、これは市長個人ね、財部能成さんが自分の考えでふるさと納税をしないというお考えでいいんですけどね、財部市長、3万余の市民の、いわゆる責任者ですよ。1万9,000人の働く人々が汗を流して頑張っています。その人たちの足場をきちんと整備してやる。それから、1万人を超えるお年寄りをおんぶしているわけですよ。4,000人余りの子供たちを抱っこしているんですよ。その市長としては、やっぱり考え方をもう少し柔軟に持って、ぜひこのことを検討して取り上げましょうよ。もう長崎県でも、4自治体がやってなかったが、松浦が10月から始めました。松浦は10月から始めて、1カ月で1,000万ですよ。諫早も時津も今議会上がったから検討中ですよ。そういうことを踏まえて、最後に島民にも、ああ、やっぱり市長は頑張ろうという気持ちを起こさせてくれるという、そういう御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この問題についての市民の御意見を数々今発表していただきました。市民の意見、それが全てではないとも私は思っております。私自身の考えも当然あります。

高市総務大臣の話がありました。1月19日に、彼女が総務大臣になるのかどうか、私はわかりませんが、1月19日に総務大臣と会う機会が私にはあります。改めてこの問題について、総務省の今までの見解ということをおはきちんと問いただしたいと思っております。（「いいですか。最後に1点」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明にお願いします。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 総務省の見解は、あの記者会見、それから昨年全国の自治体の調査に基づいた総務省の指導も、私みたいな情報を持たない人間でも見れますからね、十分見ら

てください。そして、全体、庁内でよく検討されて、やはり市民の声を受けとめましょうよ。私は市長に、いわゆる応援するつもりで言ってるつもりですよ。そして、きのうも財政問題で苦しいということをいっぱい1時間もかけて全員協議会をやったじゃないですか。そういうことも解消できるんじゃないですか。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） あすは、定刻より本日に引き続き市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時53分散会

平成26年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成26年12月11日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成26年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	9番 長 信義君
10番 波田 政和君	11番 上野洋次郎君
12番 齋藤 久光君	13番 小宮 教義君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(2名)

8番 小田 昭人君	18番 兵頭 栄君
-----------	-----------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根ノ 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。小田昭人君、兵頭栄君より欠席の届け出があっております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は5人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） おはようございます。市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております。13番議員の小宮教義でございます。今日は、私がトップバッター、目元パッチリのようにございますので、私の持ち時間はわずか50分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

アメリカに、この世界の国債の格付をする会社がござひます。ムーディーズという会社でござひます。この会社は、今月の1日に日本の国債の格付をいたしました。4段階から1段下げて5段階に下がったわけですね。Aの位置になったわけですね。これは、お隣の韓国、そして中国、それよりも日本の国債の信用性が落ちたわけですね。ランクでいうと、19番までこの日本の信用が落ちたようでございます。この原因が、消費税の増税の見送り、これによって日本の財政赤字の削減達成が見込めなくなったというのが、主な原因のようでございます。

この日本は借金が1,000兆円ですよ。GDPの比率でいうと、比率といひますか、それで計算しますと、GDPの2倍以上の借金をしておるんですよ。このGDPの比率からいうと、先進国では最悪の最悪の最悪です。やはり、今回の消費増税、これはやっぱり法律に基づいてしなければいけぬ。そして、低額所得者を考慮した軽減税率の導入によって私は実施すべきだったと思ひます。ちょっと話変わりますけれども、日本の国内、今は衆議院選挙の真ただ中でござひます。今月の14日、日曜日でございますが、投票日を迎えます。私どものこの3区からは谷川前代議員が立候補をされておられます。今回は、ぜひ最高の得点で当選をしていただひて、そして私どもこの対馬の抱える大きいテーマ、国境離島新法の成立に御尽力を賜りたいと思ひます。

この谷川前代議員の座右の銘がござひますが、打成一片。

○議長（堀江 政武君） 小宮議員、ちょっと休憩します。

午前10時04分休憩

.....
午前10時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

○議員（13番 小宮 教義君） 打成一片という言葉がござひます。目的に向かつて突進していただきたいと思ひます。

対馬の話になりますけれども、前回から一般質問もござひますが、仏像がまたもや盗まれました。韓国の方によってですね。もう2回目になるわけでございますが、やはり日本国も韓国政府に対して、このようなことが再び起きないように措置の徹底を、やかましゅう言ひていただきた

いと思います。

この仏像でございますが、美津島の梅林寺の仏像、誕生仏といいますが、これはゴータマ・シッタールタ、お釈迦様の誕生仏、誕生したときのお姿だそうでございます。これが、お釈迦様は生まれてすぐに四方を7歩ずつ歩いて、そしてこの仏像の形、こうですかね、右手は上を指して、左手は天を指しているそうです。これは、宇宙を意味するんだそうですよ。宇宙を、下と上。そして、お釈迦様がそのとき言われた言葉は「天上天下唯我独尊」、この天上天下というのは宇宙ということですから、宇宙の中で私が一番えらいんだと言われたそうでございますが、きのうの話の中でふるさと納税の話も出てまいりました。この天上天下唯我独尊、この言葉は市長のために用意された言葉ではなかろうかと思いますが、いかがでありますでしょうか。

では、通告しておりました2点についてお尋ねいたします。

まず、第1点の市の指定金融機関について。

これは、今までずっと十八銀行がこの指定銀行に指定をされておられました。ほかにも親和銀行がございます。私もほかの、ほかと申しますか、この長崎県下の状況をお聞きすると、主な銀行で交代制で年度を決めてしてあるところもあるそうでございますが、そのような対応ができないかという点が1点ですね。

そして、2点目はいづはら病院跡地の問題でございますが、9月の定例議会の冒頭に市長が和白病院と合意に達したという報道がなされました。特に、厳原市民の方はもう本当両手を挙げるといいますが、もう大変な喜びでございますよ。そのような病院がいつできるかということの質問でございましたが、これについては同様な質問を2名の方がされましたので、基本的な内容は理解できました。壇上での答弁は必要ございませんけれども、詳細については後でこの席から直接質問をさせていただきます。

よって、壇上の答弁は1番の分だけでお願いをしたいと思います。

以上。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。小宮議員の質問に答えさせていただきます。

市の指定金融機関についてということで、この今まで十八銀行だけが指定金融機関であったけれども、島内には親和銀行さんもある。県内にこの銀行を交代させているケースもあるが、どのように考えているのかという御趣旨の質問だったと思っております。この指定金融機関の問題につきましては、地方自治体は地方自治法第235条第2項の規定によって、議会の議決を経て一つの金融機関を指定することとされております。

本市におきましては、合併の折、地域と結びつきの強い、十八銀行を指定金融機関に指定をし、現在に至っております。指定金融機関を選定する基準は、幾つかございますが、最も重要なこと

は市民の皆さんの利便性を考慮することではないかと思っております。また、指定金融機関は指定代理金融機関、それから収納代理金融機関の交付金の出納事務を総括するという立場で、重い責任を持っていることから、それなりの規模、経営の健全性、また公金取り扱いの実績、事務の正確性、こういったものが必要であるというふうに考えております。

現在、対馬市の指定金融機関は冒頭言いましたように十八銀行さんでございます。代理金融機関は親和銀行、収納代理金融機関は郵貯銀行、長崎県信用漁業共同組合連合会、さらに市内の9つの漁協及び対馬農業協同組合となっております。

長崎県内13市の指定金融機関の現状につきましては、長崎市など6団体が十八銀行を、佐世保市など5団体が親和銀行を指定金融機関として指定をし、諫早及び南島原市の2団体においては十八銀行と親和銀行との交代制としているところでございます。

銀行の再編、また破産処理時の預金保険機構が直接預金者に支払う、以前もよく聞いたと思いますが、ペイオフの問題など金融機関を取り巻く環境の変化に伴い、対馬市といたしましても市民の皆様の利便性を最重点に考慮する中で、この指定金融機関問題を考えていく必要があると思っております。

現在、十八銀行は対馬島内に4店舗ございます。対馬支店、比田勝支店、豊玉支店、美津島出張所の4店舗でございます。上対馬、豊玉の両会計課分室での現金の入金、払い出し、納付書払い込みは比田勝支店、豊玉支店で行っているところです。

仮に、親和銀行が指定金融機関となった場合、市内に1店舗しかないことにより、伝票、現金の移動など親和銀行の負担、経費の増となり、ひいては市民サービスの低下につながらないかと危惧されるところです。また、交代制を導入するにあたっては、納入通知書等の印刷経費など少なからず行政経費が発生することも予想されます。

競争原理の導入も考えていかねばならないというところは認識をしているところでございますが、御提言の趣旨というのもわかります。十八銀行は市内に4店舗展開をしていること、合併前の旧6町の指定金融機関としての実績があり、これまでの実績による信頼関係が構築されていることなどにより、交代制の導入については現段階においては考えておりません。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） では、現段階においては考えていないという、検討すらしめないということなんでしょうけれども、皆さんの記憶にも新しいと思うんですが、3年ぐらい前でしたか、3年か4年ぐらい前に十八銀行が上県支店を閉じたときがございまして。あのときに、地域の方、そして市長のほうもかなりお願いしたと思うんですが、なくなった後のATMの設置についてお願いをしたわけです。

私も議会で十八以外にほかに銀行はあるじゃないかという話をしましたが、それでもなかなかうんと言わなかった。そして、最後しぶしぶATMをつけたわけですが、先ほど市長が言われるように、市民の利便性を図る。この基本的なことに十八銀行は揺れているじゃないかと。指定機関としての資格が全くもってないんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられた個別の事象だけを捉えての判断というわけにはまいらないというのが、この問題だろうというふうに私は解釈をしております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 銀行と市民の利便性を図るということであれば、銀行はたくさんあったほうがいいですよ。以前は西日本シティもあって3つぐらい大きいのがありましたけども、今はこの2つの銀行だけです。これがたくさんあったほうが利便性が高まるんですね、市民の。仮に1個になるということであれば、独占企業的なものになるわけですね。それで、この今ある銀行を何らかの形で、2つの銀行を残すという形で、何らかの形で市のほうで支援をするということではできないんでしょうかね。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 直接的な支援ということは、不可能なことであろうというふうに思っておりますが、私どもも縁故債の問題等がございます。それらのことについて一定のこちらも考えをしていなければいけないというふうな考えも持ち合わせております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） そうですよ。縁故債がございますが、今十八から借りているお金が平成25年の決算ですけども143億円、利息だけでも約1億円払っています。親和銀行が32億円利息が約2,000万円、約借入金にしても111億円の差がございます。もし、市が縁故債関係で支援ができるということであれば、ここに縁故債ですからやはり入札をするんですよ。借り入れる金額に対して利率によって入札するわけですが、ここに入札の資料がございます。

近年の分からいきますと平成24年がありますが、これは十八、親和が同じ利率ですよ、借入れ金額16億円、そして決定が十八銀行、土木の業者の方は入札で同じ金額ならばくじを引いたりするんですよ、それが基本的なルールですが、これどういうわけか同じ利率でも十八銀行、16億円ですね。そして次が24年の5月ですけども同じく、同じ利率の入札で一緒です。これまた12億円は十八銀行、この同じ利率でも十八銀行に行くわけですよ。

そして、近年行われた分が、これが非常におもしろいんですが、同じ利率で入札が行われて、十八さんが20億円、そして親和さんが9億円、かなりの差があるわけですよ。それで、市が

もし支援できるとすればこういうふうな不公平な入札ではなくて、例えば第一に同じ利率が出たときにはくじを引かせるとか、そしてこのように同じ利率のときに、先ほど言いましたように十八が20億円、親和が9億円というこういう大きい差をつけるんじゃないかと、同じ率で、過疎債ですから、同じ利率なんですから、大きく差をつけるんじゃないかと、同じ按分でということも一つの銀行を残すというふうなことにもつながるじゃないですか。こういう支援ができるんじゃないですかね。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、建設業の入札と比較をされてのお話がありました。そちらの入札というのは一般競争入札であったり、指名競争入札、そういう類いのものにつきましてはくじということが地方自治法の施行令において明文化をされております。ただし、この問題につきましてはくじということでの明文化がされておられません。そういう意味においてそういうことも、今おっしゃられたことも当てはまらない部分もあろうかと思えます。

同等と、同じ率だからということですかね。

○議員（13番 小宮 教義君） 同じ率だから。

○市長（財部 能成君） はいはい。わかりました。同じ率、小数点3位まで同じ率に続くということ、ここ数年ですね。私は、そこのほうが問題なんじゃないかというふうに問題視を、私自身はそこに着目を逆にしているつもりです。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 私は、市のほうとしても信用できれば、さっき言ったようにこういう入札の結果が実際なんですから、いろいろな法的な問題があるかもしれないが、しかしさっき言ったようにあまりにも十八のほうが高額が高いんじゃないかと。こういう大きい差があるわけですから、だから今後その差を半分を持っていくように、半分ぐらいできるように、それは市のほうでできるわけですから、その辺のところを検討してみたらどうですかということをおっしゃる。わかりました。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけございません。そういう意味において、それぞれの銀行の経営の状況とかいうのも、私どもも考えていかなくてはいけないと思っています。半期ごとに決算報告に役員の方と支店長さんがそれぞれお見えです。そういう状況を聞きながら、こちらも考えていきたいと思っておりますし、以前から、ビッグバンの時代からありましたそのB I S規制等がありますね、そういう問題というのが今会社の信用度、今冒頭ムーディーズの話をされましたけれども、銀行におけるB I Sの問題等々も斟酌しながら、私どもも考えていかなくてはいけない。

当然、先ほど向こうで答弁させていただきましたが、銀行の再編というのはやはり今でもあり

ます。また、いつペイオフの問題が起こるかわからない。そういう中で、どこにどのような形で本場で預けていくか、またはしくは起債を受けてもらうかということは十分に考えて市民の皆様以後で不合理が起こらないような形を、私どもは常に考えていくことが求められているというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） そういうのはいろいろあるんでしょうけども、私が言わんとするところはするように差があるんだから、縮めるように検討をするのか、検討するんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 既に24年度までの起債、特に起債に関しましては指定金融機関のほうにお願いをしてきたところでございます。先ほど言いましたような銀行業界の環境ということも考え、25年度の部分につきましてはその割合というものをやはり変えていかざるを得ないということで、組み立てをしておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） その割合を変えていかざるを得ないということであれば、やはり均等になるように、2つの銀行が残れるようにさらに検討をお願いしたいと思います。

時間がございませんけれども、病院の問題でございますが、和白に決まる前に今までは地域医療協会と申しますか、そちらのほうでの協議だと、個々にしていただくというお話を以前からし、担当の方も対馬に何回かおいでいただいておりますが、以前の、和白に決まったんですが、以前の地域医療協会、こちらのほうはどうなったんですかね、話は。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 地域医療振興協会の理事長さんのほうには、この9月の発表をする前に私のほうから直接連絡をさせていただきまして、今までのかかわっていただきました御礼と、そしてこういうふうな方向で結論を見出したところなんですということでの報告をさせていただいたところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） じゃあ、以前のやつは今回のものについては対応できなかったということでもいいんですね。

次、今病院が出ておりますけども、この新病院に与える影響についてお尋ねしますが、きのうの一般質問の中で今回のやつは回復期病床が50と一般病床が10だと。その50についての根拠は何かということをお脇本議員のほうから質問があっておりましたが、それについては月に約91人の人が島外に入院をしておることが一つの根拠だという話をされました。

91人というのは、市長も答弁したようにこれは高度医療を受けるために行かれる方がほとん

どなんです。高度医療、ということは2カ月、3カ月それ以上にわたって入院をするような状況が一般的です。だから、この91人と言われる根拠はまずもってこの回復期病床については成り立たないと理解しておるんですが、どうでしょうか。それが一つ。

それと、この島内、島内において回復期病床に対する対象者がいかほどおるのか、それについてもお尋ねします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、50が成り立たないというふうなお話がありました。私どもが、池友会もしくは巨樹の会ですね、こちらとの話をしている中では島外に入院をされている方が630名、年間いらっしゃいまして、それからリハビリテーション等回復期の対象者というのが304人、年間いらっしゃると。これは、島外の分を拾い出しをした部分でございます。そういうふうに報告を向こうのほうからも聞いております。

これらの方を仮にもう、小宮議員はよく御存じですが、病状によって回復期の病棟の場合の入院日数はそれぞれ限度が違う、180日とか60日とかいろんな差がありますが、仮に短いほうの60日で設定をしていった場合、どれだけ病床がいるのかということになりますと、島外の人、島外に行っている人だけを考えても55床いるということです。

それと、後段におっしゃられた島内の方たちのリハつきの入院と申しますか、それが必要な方たちはやはり似た数字ですけども、300人を超える、300たしか9人いらっしゃると私どもは聞いております。この309人の方が先ほど言いました同じ60日という一番短い期間で入院をされた場合、どれだけベッド数があるかといった場合、これがやはり56.4床、年間必要とするというふうなことになります。56.4と55は全く島内と島外の必要とする人たちの数ですから違う数です。

そういう意味において、島外の方たちが全て高度医療と。確かに、高度医療でされる方、それから今拾い出しをした304っていう数字につきましては、高度医療を受けた後のリハの部分が必要として入院が必要な方の数字を拾い出しをしたものであります。だから、高度医療の段階、第1の部分の済んでの、急性期が済んでの段階の人を拾い出した数字で、私どもは物事の組み立てをしていただいているというふうに理解をしております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 島外にリハビリ対象者としては300人ほどおると申すよね。それ、基本的には今、回復期というのは今の計画は島外の方を基本ということになるわけですよね。それはどうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 島外に流出をしている方が4割、これはリハのことではなく通常の部分

で4割いらっしやると。これをどのように、島内にとどめるか、島内でどれだけ完結できるか。確かに高度医療の部分について、この島内で最初の段階から完結をしていくというのは不可能なことだと思っております。しかし、2次的な部分における、その回復期の問題について今の222床のベッドでその回復期というのは病院企業団のほうも組み立てをされておりました。

そういう意味において、この回復期の部分は島内の一部の方たちも、そして島外の方たちがどうかしてこの親族がいる島の中で回復期を迎える。高度は向こうであっても回復期をこちらで、60日なり長ければ100何十日という期間を過ごすということを設定をして、この50床という組み立てになっておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ということは、島内の方も含めるということですよ。基本的には、でも、それによって新しくできるこのいつはら新病院、いつはらじゃなくて、新しい病院ですね、ここは市長も御案内のとおり一般病床は222ですよ。その中において、このリハビリとか亜急性期っていうんですかね、この分が予定としては20、そして法の改正によってそれがなくなって、きのう話がありました、地域包括ケアというふうになるんですよ。それで、地域包括ケアの分がそれを20をなくした分と全体的に50床を今度新しい病院は考えておるわけですよ。そうすると、病院の経営自体にもかなり大きい影響を及ぼすんじゃないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この私が発表をさせていただいた段階において、地域包括ケアの問題については、ことしの、月は明確ではありませんが、たしか6月か7月かぐらいだったと思いますが、そのころに病院のほうがい出された話であります。病院もいたし方ない部分があると思います。国の方向性がそのあたりからまた五月雨式に出てくるものですから、その方向性を徐々に変えていくということで、私どもはその前の段階の対馬の医療需要、そして亜急性期はなくなる、そして急性期とか、そこで物事を組み立てていく、222というふうに理解を私どもはしております。

そういう中、先ほど申しましたように、島外に流出をされている回復期で向こうお過ごしになってある方たちを、この島内に呼び戻すことが私どもの国保の金が外に逃げないとかいろんな問題、そして安心して医療が受けられるとか、そちらを組み立てていくということになるろうかと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この病院企業団の経営等もございますけども、平成25年の決算では1億3,000万円の赤字なんです。報告ございましたけども。

今回、63床減りますけども、その減ることによって交付税関係が約8,450万円減ります。63床なくすことによって。そして、和白病院が来て外来もするという事ですから、医療収入についてはいつはら病院を見ると収入は30億円、そのうちの10億円が外来ですよ。外来のほとんどの方はとは言わないけれども、ある程度の方は和白病院がくればそこに行くようになります。そうすると、それが一番いいんですけどね、市民にとっては。でも、その10億円のうちの半分ぐらいは来ると思いますよ。6億円の病院の収入減になると思います。そうすると、かなり赤字が膨らんでくるんですが、そのような状態でもいいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 交付税のお話がありました。普通交付税、それから特別交付税にそれぞれこの病床数の削減によっての影響というのは当然出てくると思っております。ただし、平成33年度までですかね。この普通交付税の分については、公立病院の病床数の減ということのクリアを受けて、私は普通交付税の4,000数百万ですか、これについては続けていただけるものと思っております。

また、少なくともこの問題につきましては、13番議員が今そのようにおっしゃいますけども、昨年12月18日、皆様方の決議を受け、そしていつはら病院跡に、適切な言葉かどうかわかりませんが統合病院、統合病院の支援的役割として病院機能を併設した介護施設の整備を求めていくというふうな決議をいただいたところでもあります。それらの方向性の中で、統合病院の支援的機能という部分、そこについては向こうから入ってくる意思を表明していただいております法人も基幹病院はあくまでも統合病院であり、そしてそこを保管する形で自分たちの組み立てはやっていきたいという意思是きちんと私どもには伝えていただいているところでもあります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） では、ほかの点でお尋ねしますけども、前回の9月の定例議会のときに入江議員の質問について何点かお尋ねしますが、入江議員の質問に対して病院企業団は直接的には、というのは冒頭に和白病院が来るんだという説明をした後ですからね、この一般質問というのは。だから、人間で言えば物事が起きた後は素直な気持ちになりますから、そのほうで捉えるほうが本心があるかと思うんですが、その後の分ですからね。

企業団病院は、直接的にはこの医療法30条の特例の問題には直接的には関係ないと思うというふうな発言をしておるんですね。合意した後にですよ。直接的には関係ないという話だけれども、きのうの一般質問もそうですけども、病院企業団とは同意をしなければいけないという話をしておりますよね。非常に話が食い違うんですが、どちらのほうがいいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 少なくとも病院企業団とこの問題について、法人を入れる入れないにつ

いてのことに关しまして、法的な問題というのは全くありませんし、病院が、病院企業団が示しました方向性というのが以前出たわけですね。それと、私どもの市民の思いは違う方向にありますので、病院企業団にその方向性を進めることについての話は直接的には必要ないのではないか。ただし、基準病床の医療法の特例で物事をやるにあたって、こういう形で法人がこういうふうな補完的なことをやろうとする、そのときの連携をどうしていくかということについての連携のための協議と同意というのはいただかないといけないというふうに、私は理解はしております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この特例措置は、病院との連携が主になるんですよ。これという、この30条とは全く関係がないんだという話をしてあるけれども、実際は病院の同意がなければ前に進まないじゃないですか。そういった意味で間違った発言をしておるならば、間違った発言をしておると思いますよ。陳謝なり、必要があるんじゃないですか。それはいい。

そして、この計画ですけれども、委員長の報告にもございましたが、この来年の2月に医療審議会があるそうですよ。そこで審議をするように、間に合うように今打ち合わせをしておるということですが、この問題については昨年12月に市長のほうに県に行かれたときに6項目に及ぶ指摘事項、打ち合わせ事項の提示があったと思いますが、その辺の整理はどのようにされておるのか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 昨日もこの場で答弁させていただきましたが、県との打ち合わせを随時行っておるということでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 昨年12月に示した県の事項の中で、6項目ございますが、この6項目の中の2と4、その根拠関係、それについての整備はどうなっているんですか。そういうところを片付かなければ、2月までには医療審議会に資料を上げることができないんじゃないですか。基本としては、この2月に審議会に資料が上がらなければ物事は成就できないわけですが、リミットとしては2月と、来年の2月でこの問題は解決するというふうな理解でよろしいですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、県との協議を事務方のほうも鋭意努力をしてくれておりますし、汗を流してくれております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 先ほど言った6項目の中の大きい4点、5点、この整理ができなければ県も国のほうに協議ができないんですよ。その辺の整理はできておるのかということ

すよ。それがなければ県に協議できんじゃないですか、国に。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 国または県の医療審議会に、話を上げていくための協議をずっと今職員
のほうはやっておるという話でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 県の協議を始めたのはごく最近ですよ。私が県のほう、そして
企業団の確認をしたけども、10月の16日まではこの打ち合わせは1回もなかったんだという
話が出ていますよ。1年前に提示されたものが、やがて1年になるんだけど、その6項目に
ついての協議がなされていないじゃないですか。

2月に医療審議会があるけれども、そこに上げることができなくなれば病院は、問題はそれで
決定をすると、資料が上がらないんだから、1年前のやつが。そういう考えでよろしいんですか。
そこで、病院を誘致するか誘致しないかを決めるんじゃないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 12月にこちらに県のほうが示されたものが、協議が遅いじゃないかと
いう話であります。当然ながら冒頭言いましたように、統合病院と連携する病院のあり方とか
いうこともきちんと私どもも考えながら、そして入ってくる法人の方向性というのも斟酌しなが
らやっていかなくてはいけない問題であります。私ども、市が独自でこれは動けるような項目で
はないというふうに、私どもは考えておりました。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） それはそうですよ。市が単独にできたりしたら医療法なんか要
りませんよ。私がこの特例については提案させていただきましたけれども、この特例の中には業
務の提携というのがあるんですよ。だから、基本的に間違っているのは、さきに和白を決めるん
じゃなくて、企業団と県とで連携のあり方、病床のあり方をまず検討して、そしてこういう病床
が必要だというこちらの中において、じゃあこの病院にどうかと、いや違うと、当初の地域医療
協会のほうがいいんじゃないかという選択をするのが常識なんですよ。先にそれをしなければ、
和白病院の合意も何も関係ないじゃないですか。医療審議会に上がって、そこで認めてもらわ
ないわけですから。物事の進め方が全く違う。だから、さっき言ったように1年前の県の指
摘事項が作成されないんですよ。そうなんですよ。

だから、結果的には来年2月が医療審議会の特定に関する審議がございます。そこに書類を上
げなければできないわけですから、もし上げることができないならば和白病院のことはなしとい
うふうな考えでいいんじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明にお願いします。答弁ありますか。

- 議員（13番 小宮 教義君） 答弁を求めます。2月をどうするのか、基準にするのか。
- 議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。
- 市長（財部 能成君） 先ほどから何度も申し上げておりますが、県との協議というのが今の私どもの当面汗をかかなくてはいけないことだということで、職員も私もそちらの方向で動いているというふうに御理解をいただければと思います。
- 議員（13番 小宮 教義君） 最後いいですか。
- 議長（堀江 政武君） 簡明に簡単をお願いします。
- 議員（13番 小宮 教義君） 要するに、来年2月が医療審議会のこの特定に関する審議がございます。これは医療計画の変更ではございませんから、この特例が適合しているかどうかを医療審議会が図るんですよ。だから、来年の2月にその書類がそろって提出できなければ、この問題はなしという方でよろしいですね。
- 議長（堀江 政武君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。
- 議員（13番 小宮 教義君） 最後にある。
- 議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。
- 市長（財部 能成君） そのなしでいいですねでは、市民の皆様のお気持ちと、そして皆様方の決議されたことが成就できないというふうに私は考えております。
- 議長（堀江 政武君） もう時間ですので。
- 議員（13番 小宮 教義君） 市民が一番来てほしいんですよ。しかし、先が見えないことをだらだらやるよりも、もし和音が来るならば診療所だけでもいいじゃないですか。診療だけでもオープンできるように方向性を変えるべきだと言っているんですよ。
- 以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 9番議員、新政会の長信義でございます。私は、さきに通告をしておりました大きくは2点について質問をしたいと思いますが、1点目の質問につきましては、先日、同僚の11番議員から質問があつておりますので、極力重複は避けたいと思いますが、

一部どうしても昨日の市長の答弁の中で再確認の意味も含めましてお尋ねをしておきたいことがありますので、重複の部分はお許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、まず第1点目の韓国人による再度の仏像盗難事件についての市長の見解をお尋ねをいたします。

2012年10月に発生した県指定有形文化財と国指定の重要文化財2体の盗難事件において、現在まで返還が実現しない中、今回再び盗難事件が発生をいたしました。返還要請が行われているさなかの事件であり、島民の韓国人に対する感情も一段と厳しいものとなっております。今後の防止対策並びに管理体制について、市長の考え方を伺いをいたします。

この問題につきましては、数点質問をさせていただきますので御答弁をお願いをいたします。

まず、1点目は文化財が保存されている地域の中でも過疎化、高齢化また住職がほかの寺との兼務をされているなど、不在の地域も多くあります。地区の住民だけでは重要な文化財は管理できないという声をよく耳にいたします。盗難被害を防ぐための防犯設備設置費用の一部改正で50%から80%に補助率を変えたというふうな説明もあっておりますが、たび重なる盗難事件に対しどのように対処をしようと考えておられるかお尋ねをいたします。

また、あわせて当初予算と今回の12月補正が出ておりますが、どの程度の設置を考えているのか、昨日の説明の中では24年度で3体、25年度3体、そして26年度は現在までの申請が1件——済みません。3体じゃなくて3件ですね。現在までの申請が1件だというふうな説明だったと思います。予算は当初予算で約210万円、補正で今回400万円が提案をされております。

設置箇所につきましては、答弁は要りません。これは、一部秘密にしなければならない部分もあるかと思っておりますので、設置の場所については答弁は要りませんが、設置を何箇所される予定なのか。また、この今回の補正で上がっております400万円は既に設置の箇所が決定をされているのかもあわせてお尋ねをいたします。

次に、昨日の11番議員の質問の中で、市長の一部答弁がありましたけども、下村文部科学大臣は11月29日、日中韓文化担当大臣会合の出席のため来日をされております韓国の金鍾徳文化体育観光大臣と横浜市内で会談をされた折、2012年に対馬市から盗まれた仏像2体の返還を改めて要請をされております。それは、長年信仰の対象として大切に保存されてきたものであるということを訴えられております。また、下村大臣は昨年訪韓をされた、やはりこの日中韓文化担当大臣の会合の折にもその旨を話されたというふうに聞いております。

しかしながら、一番問題はこの下村大臣の返還要請に対し、韓国の金鍾徳文化体育観光大臣は、その問題だけでなく日本側が韓国から不法に搬出した文化財も議論しなければならないというふうに話されております。これは、このことは今現在2012年に盗難事件にあった物財2体は現

在韓国政府のほうで管理保管をされておるといふふうに思いますが、この韓国の担当大臣がこのような発言をされるということは、韓国政府の考え方ではないのだろうかといふふうな気もいたします。

韓国は、常に統治時代などに朝鮮半島から日本に渡った文化財の返還などについてはいろんなことを言ってきております。したがって、この件についても市長の考え方をお伺いをしたいといふふうに思います。

それから、3点目ですけれども、今現在12月定例県議会が始まっております。この県議会の前の中村知事が11月27日定例記者会見で、この韓国人による相次いで盗まれた事件についてコメントをされております。このことについても、先日少し市長が触れられたような気がします。

箇条書き的に申し上げますと、しっかりした対策を講じる必要がある。寺社への管理はやはり限界が感じられる。地域住民の了解を前提に公的な資料機関なり、きちんとお預かりできる体制を築くといふふうに述べられております。

その中で、やはり公的な資料館ということになりますと、当然今計画中であります厳原町に新たに建設予定の博物館構想の中に、保管の機能もあわせて整備するということが前提で話されたんではなかろうかなといふふうに思いますが、少しきのうの市長の11番議員の答弁を聞いておりますと触れられましたが、今後やはりこの件につきましては県と前向きな協議をする必要があると。

当然これは文化財そのものがそれぞれの地域の、関係地域の信仰の対象であるということを理解する中で、やはりこのような事件が相次いで起こるといふことになると、一括して管理保管を行うと。いわば寄託をお願いをします。そのかわりその地域には相応のレプリカなりの対応も考えるといふふうなことで、関係所有者あるいは管理者関係地区の住民などと前向きな話を進めていかなければならないといふふうに思いますが、この件についてお尋ねをいたします。

また、同じようにこの12月定例県議会の坂本智徳議員の一般質問につきましても、この質問の内容は対馬市の盗難仏像が韓国から返還されない中で、再び盗難事件が起きたことに対する対策を尋ねてあります。池松教育長は、防犯対策を強化してきたが限界を感じると。各地の文化財を資料館に寄託してもらって一括して管理する方法もあるが、住民の信仰の対象でもあるので難しい面もあると。市と協議をし、あるいは警察とも連携しながら再発防止に取り組みたいといふふうな答弁をなされております。これはまさに知事と同じ答弁であります。このように、教育長、知事、やはり県側はその様な考え方を持っておられますので、ぜひこの件についても前向きな検討をお願いをいたします。

次に、今回のこの再度の窃盗事件を受けまして、少し視点を変えまして、今朝鮮通信使をユネスコ記憶遺産登録に向けて動きがっております。この記憶遺産登録に向けましては日韓関係の

冷え込みや、この仏像盗難問題のユネスコの条約違反という矛盾から、両国の申請ではなくNP
O法人朝鮮通信使緑地連絡協議会と釜山文化財団が民間レベルで歩調をあわせて、日韓共同で登
録申請に向けて取り組みが行われておりますが、今回のこの再度の仏像盗難事件に対し、このユ
ネスコ記憶遺産登録に向けて影響はないものか、市長の見解をお伺いをいたします。

また、来年は日韓国交正常化50周年の記念の年でもあります。同じように、この仏像の盗難
問題に対し影響はないか、市長のお考えをお伺いをいたします。

最後に、この問題、先日も少し触れられましたが、対馬市の国際交流諮問大使を今鄭永鎬、姜
南周両先生にお願いをしております。鄭永鎬先生の件につきましては、鄭永鎬先生との話の一部
を答弁でお話をいただきましたが、もう少し諮問大使でもあられますこの韓国側の両先生のどの
ようなお願いをし、どのような話し合いを進めているのかをお伺いをいたします。

次に、2点目ですけれども、エボラ出血熱に対する対馬市の対応についてお伺いをいたします。

世界保健機関WHOは、11月29日までにエボラ出血熱の感染が深刻な西アフリカのリベリ
ア、シエラレオネ、ギニアの3カ国での感染者、これは疑い例も含まれますが、この数字は日々変
わりますので定かではありませんが、1万6,169人に達し、うち死者が6,928人に上った
と発表されております。感染者数が増加している中で、年間18万人を超える韓国人観光客が来
島している対馬市において、国県など関係機関とどのような協議がされ、対策を講じておられる
のかお伺いをいたします。

この件につきましては、今現在まだ島のほうで感染者が発生をしておるわけではありませ
んで、深く突っ込むつもりはありません。ただ、今県のほうでもあるいは検疫所のほうでもエボ
ラ出血熱疑い患者が発生した場合の、これは県ですけれども長崎県の対応フォローだとか、ある
いはエボラ出血に関する連絡会議等も設置をされ、既に対応されておるといふふうに伺って
おります。

しかしながら、今この対馬には、特にソウルからですけれども航空機での入国が
あっております。そしてまた、船では厳原港及び比田勝港の入港が3隻により行われてい
るという状況であります。そしてまた、厳原港及び比田勝港には貨物船も入港して
おります。貨物船が入港した場合は、エボラ出血熱が発生をしている国を寄航して入
港した場合の対応が必要になってくるんだろうといふふうに思っております。

このことにつきましては、冒頭申しましたように今現在どうだということではあり
ませんので、市民に向けて今関係機関とどのような対策をとり、対応しておるとい
うことを明確にお示しをしていただきたいと思いますというふうに思います。

あとの分につきましては、また一問一答でお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 長議員の質問に答えさせていただきます。

第1点目の仏像盗難事件についてでございました。昨日、上野議員の質問もこれについてはございました。防犯対策ということで、2年前の盗難事件それが韓国本土に行っていたということで、大変な憤りを感じたわけですが、さらに今回、まだその品物が要請をすれど返ってきていない中で、私どもの気持ちというのを逆なでするような事件だったというふうに私は思っております。

片や、この49.5キロという距離の中で、私どもは交流を密にやっていくことを島の方向性に据えておるわけですし、その限りなく多くの方たちがそういう気持ちでいる中で、ほんの一握りの方がこういうことに事件を起こされるということに大変悲しい思いをしております。今後のこの防止対策につきましては、昨日の上野議員の質問に答えたとおりであります。島民の共有の財産であるという視点に立って、観点に立って2年前交付要綱を改正をして対応をしております。

今回、事件が11月24日でしたか、それを受けまして急遽今回の12月の定例会に出す補正予算の中に追加をさせていただいたところでもあります。その今回の補正で上げている件数については24年、そして以降予算化しております、所有者の皆さんに防犯体制の強化をお願いをしてきて、件数としてはお願いはして、何件とこうふうにきたわけですが、まだ残りの部分がありました。ことしについては、1件が話がついてしていくことで進めておった矢先の事件であります。残りの部分について、今回急遽補正計上をさせていただいたところでもあります。細かな件数については、担当の教育部長のほうから件数については答えさせたいと思います。どうかお許しいただければと思います。

これに関しまして、11月の翌日25日ですか、翌日の、前日の夜から連絡はとっていたんですが、知事のほうとも話をさせていただきました。そして、翌日の朝、電話がかかってきてこういう問題に、また再度こういうことが起こったことに対して、どのような対応を県としてという話をさせていただいたところでもあります。

その後、11月27日だったと思いますが、知事のほうの記者会見においてたびたびこのようなことが起こることを考えると、一元管理というふうなことも考えなくてはいけない。また、池松教育長の議会での答弁のお話でございました。その知事とお話の中でも、当然所有者の問題、お気持ちということをどのようにしていけばよいかということに十分心を、気持ちを砕いていかないといけないということで意見の一致を見たところでもあります。

いずれにしても、一元管理イコール博物館と、博物館建設というふうには相ならない部分もあろうかと思いますが、今記者会見の中でも知事が申し上げられたのが、対馬市のほうと博物館建設について事務方で今協議を進めている段階であると。今、この場で博物館ということで発表にはまだ細部が詰められてない部分があるからという話もありました。私どもであれば、

その博物館建設というこれだけの文化財がたくさんある島でございますので、どうかして博物館の建設にもこぎつけたいと思っておりますが、今の文化財の盗難という問題にも毅然として向かっていかなくはけませんし、その後の管理のあり方というのもしっかり博物館建設にあわせ考えていきたいと思っております。

この問題についての、ソウルと釜山にお住まいの私どもの国際諮問大使への市の依頼といえますか、どういう働きかけをというふうなお話だったと思います。これについては、24日、25日ですか、ちょっと日付は定かではありませんが、当日でないことは確かです。私もちょっと出張の移動で、飛行機の中だったものですからできなかったということもありますが、お二人の大使の特にこの文化財に造詣の深いソウルの鄭永鎬先生のほうに、私のほうは次なる動きをしていただきたいという思いで電話をこちらのほうからさせていただきました。

そうしますと、鄭永鎬先生のほうはもう既に財部さん、申しわけないと。こういうことがまた起こったと。しかし、もう既に自分としてはこういう動きをしましたと。マスコミ、テレビ、新聞、そして文化財庁ですか、そちらのほうにもきちんとした動きは自分自身はもう動いたよというふうなお話があったものですから、私は逆にそういう御依頼をしようと思っておりましたけども、先にそちらの答えが返ってきたところでもあります。これからもそういう対馬市の考え方というのは、十分に自分はわかっている。だから、しっかりとやっていきますというふうなお話をいただいたところでもあります。

ずっと、この仏像の盗難問題についての韓国側の大臣の下村大臣の投げかけに対しての向こうからの今度はお話、日本へ流出した文化財の問題についてどう思うかというお話がありました。実を申しますと、二、三年前でしたか、朝鮮隆王朝の王朝儀軌でしたか、李朝王朝儀軌でしたか、日本のほうから返還をしたことがございました。私はそのときに長崎県の文化財担当の課を通じて外務省のほうにお願いをしたことは、私どもの宗家文書が韓国のほうにそれなりにある。この宗家文書については、東大、慶応とか、いろんなところ数箇所に分かれておるわけですが、当然一番多いのは対馬ですけども、そういうこととの交換ということをしつかりと長崎県として国として言ってほしいという話を、実はそのときさせていただいた経緯も今思い出したところがございます。

ユネスコの一定のルールというのもある中で、何ゆえこのような過去において流出した文化財の調査という提案があるのが、私には腑に落ちない部分がございます。それと、ユネスコのお話もございました。記憶遺産、また来年50周年を迎える日韓のこの問題に対して、この盗難事件がどういふ影響を及ぼすのかというお話もございました。これについては全くわかりませんが、少なくともこのような事件が起こることで、多くの方たちの気持ちというのがなえたり後退したりするわけでございますので、それぞれのといいますか、特に韓国政府のほうにおかれてはこの

ようなことが二度と起こらないような、政府としての対応をしていただきたいというふうな思いでいっぱいあります。

次に、2点目でございますが、エボラ出血熱に対する対馬市の対応についてお答えさせていただきます。

このエボラ出血熱については、もうニュース等で市民の皆様は十分に御存じな部分がありますが、過去においても1970年以降、中央アフリカ諸国でしばしば流行が確認をされております。今回、西アフリカでの流行が確認をされたのは初めてだということでもあります。

また、感染経路についてはエボラウイルスに感染し症状が出ている患者の血液とか分泌物、それから吐物等の体液等に汚染された注射針などの物質に触れた際に、ウイルスが傷口や粘膜から侵入することで感染をするものであります。症状のない患者からは感染をしませんし、インフルエンザのような空気感染ということもありません。また、西アフリカの流行地ではエボラウイルスに感染したコウモリ、大コウモリとか猿などの野生生物の死体や生肉などに直接接触した人が感染したことで、エボラウイルスが自然界から人間社会に持ち込まれているというふうに言われております。

厚生省検疫所が、この問題については一週間ごとに更新をし、公表をしております。WHO世界保健機関の発表状況では、12月4日の発表によりますと11月30日現在での患者数は1万7,145人、死者数は6,070人となって、死亡率といいますか、致死率というのは72%に及ぶものです。また、入院患者は60%はギニア、シエラレオネ、リベリアの3カ国で占めております。

3カ国以外でも西アフリカの状況ですが、ナイジェリア、セネガルでも感染死亡例がありましたが、10月19日、20日にそれぞれ終息が宣言をされております。そして、マリという国が現在死亡者数6名を含む8名の感染者の報告がっております。西アフリカ以外ではスペインで1名の患者、医療従事者の方でしたけども、がございました。ウイルスが陰性となり、今回終息が宣言をされました。また、アメリカ合衆国では死亡者1名を含む4名の感染がありましたが、3名もウイルスが陰性となり退院をされております。また、アジアでの感染報告はあっておりません。予防としてワクチンが存在をしておりませんし、また特別な治療法もないため、発熱とか嘔吐とか下痢などへの対処療法しか今現在はないということです。

次に、対馬市における対応でございますが、この問題について長崎県が10月24日付の厚生省結核感染症課長通知に基づいて行政機関、医療機関における基本的な対応を示すマニュアルを11月29日付で作成をしております。以下、水際である検疫所での業務から患者を医療機関に搬送するまでの要点を説明をさせていただきます。

まず、検疫所での対応の問題ですが、仮に韓国からの旅行者が増加しているこの対馬において

は、まず国内への感染者の入り込みを防止することが第一であり、万一発生した場合も、蔓延防止のために関係機関が連携し、迅速かつ的確な対応が重要であります。

まず、入り込みの防止であります。検疫所での対策強化が上げられます。このことについては、本年11月20日付で厚生労働省検疫業務管理室より、韓国からの客船に対して厳原港及び比田勝港での入国者の中にエボラ出血熱発生国から乗り継ぎ等の乗客を発見、確認するよう支持が出され、これにより検疫所は11月の22日より厳原、比田勝港旅客ターミナルでサーモグラフィによる体温測定を始めました。

また、流行国滞在者の把握等は船内において旅行代理店等が実施し、その報告書を提出してもらい、報告により過去21日以内の滞在が確認された場合は、対象者に21日間、1日2回の健康状態の確認をしていただき、その状況を検疫所に報告していただくようになっております。エボラ出血熱では、市内の医療機関を受診することはありませんので、現状では対馬市が直接かわることはありません。

市の役割としては、日ごろより疾患についての正しい知識の啓発、特に感染経路等については繰り返し市民の皆様にお伝えをし、風評被害を起こさないことにならうかと存じます。このことにつきましては、12月の市報に掲載を予定しております。また、検疫、消防、警察、医師会、本市等の関係機関で構成される保健所の感染症対策協議会が12月25日に開催をされ、可能な限りの対策についての協議、情報交換、調整等が図られる予定であります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 短い50分の中ですから、もうあまり時間がなくなりましたが、エボラ熱につきましては12月の広報でも掲載をするということでもありますし、かなり詳しく説明をいただきましたのでこの分につきましては一応これで終わりたいと思います。

先ほどの質問をいたしました日中韓の担当大臣の会合の折に話が出ました金鍾徳大臣との件につきましては、やはり私はただ単に一大臣が話をされたのか、要は両国が協議する機関の設置というのを今あらためてそのような提案がされよということですから、今現在2体の仏像は韓国政府が管理保管をされておるといふふうに思いますが、やはり韓国のほうの政府関係者がそのような話をされるということになりますと、非常に危惧するものもあります。したがって、やはりここはもうこれ以上は言いませんけれども、やはり市長も東京に行かれた折には、また文科省あたりにも寄られて真意を確かめるなり、あるいはまたこの件をしっかりと念頭に置いておっていただきたいというふうに思います。

それから、今現在、これは教育委員会が出されました26年度版の教育要覧によりますと、島内の文化財は国指定の文化財が2体、これは仏像だけを言っています。それから、県指定の仏像

関係が9体、それから市の指定が25体、これ私が計算間違えたかわかりませんが、そのような数字になろうかというふうに思います。これは経典などはもちろん除きます。

その中で、お寺で管理をされておるものが15体、これは市の分の25体を言っています。寺で管理をされているのが15体、神社が2体、歴史民族資料館が1体、地区のほうで管理をされておるものが5体、個人が2体と合わせまして25体になろうかというふうに思いますが、問題は先ほどの質問の中でも話をしましたように、この保管されている地区の中でも特に巖原の中のあるお寺では、県指定の文化財が一つのお寺に3体あるというお寺もあります。一度被害に遭いますと大変な被害に遭ってしまうということになります。

今回の場合も、小船越の梅林寺の誕生仏の件でも、これはたまたま住職がやはり発見が早かったということで、国外に出る前に水際で防止ができたというふうなことがあります。こういうことが、これはもう私は考えてみるとこれはまれなことではないかと、特に寺だとか神社とかいうのは人里離れた場所にあるというのが大体多いんじゃないかなというふうに思います。そうすると、その関係地区の住民の目もなかなか行き届かない。そしてなおかつ先ほど申しましたように、地域でもやはり過疎化だ、高齢化だあるいは人口減少だ、住職も不在だというふうな中で、非常に管理は難しいんじゃないかと。

そういった中で、市長が補助率を50%から80%に引き上げましたと言われましても、それは国県市指定の文化財でそれぞれ幾らか負担割合が出てくると思いますので、若干変わるとは思いますけども、いずれにしても10%から20%のその所有者、管理者、いわゆる関係地域の負担が出てくるんじゃないかと。市長は今現在、ことしはもう恐らく20万人と超すであろうという韓国人観光客の流れですが、やはり国際交流だとか、あるいはその地域の経済発展のためにはこれは必要なことだということはいくつもわかります。しかし、あまり適当な言葉ではないかわかりませんが、島民全体がこれを大歓迎しておるというふうにも見えない部分があります。

やはり一部の事業者は潤ってもなかなかそれが全体にどうなのかという部分もありますし、なおかつ市民サイドから見ますとそんなに歓迎をされておるのかなという気もします。ましてや、ある意味交流人口の拡大ということで、交流人口をふやそうとしている一方、その文化財にかかわる関係する地域に対しては、やはり負担を求めるといふのはいかなものかと。確かにそれは税金等の問題がありますので、所有も個人の所有者があり、あるいは管理者があり、いろいろなケースがありますので、なかなかそれを全額投入というのはいかなる面もあるかというふうには思いますが、やはりまた反面それを文化財を管理保存をしていただいている関係者に負担を求めると。

これはわずか10%、わずか20%といってもその関係する方々は、やはり負担は決して少なくはないと。だからやはりこのあたりも、先日11番議員が話をされましたように、やはり少し

根本的に例えば港湾施設の使用料の問題も話をされましたし、そういったことも含めて財源充当が充てる方法がないのか、そのあたりはこれはぜひやはり検討していただければならないというふうに思います。

そして、やはり今回のこの再度の盗難事件を見まして、1回目の2体の仏像が流出をした折には、非常にこの所有権を主張してあったような気がいたします。しかし、今回はこれは記事の一部ですからどうかと思いますけども、やはり対馬は宝の山だと。いわゆる文化財がたくさん島の中にあるんだということです。韓国に持ち込めば愛好家には高値で売れるということで、一部では仏像1体がやはりこの日本円から韓国になりますと5倍から10倍の高値で売れるということになりますと、やはりこういった事件は今後も終息をすることなく当然考えられる。中には韓国でやはりこの窃盗団、窃盗グループは韓国内でもやはりそのような事例もあるやの記事もありました。そういったことで、今後また市長が目標にされております交流人口を20万から30万、40万というふうにふやしていけばいろんな事件が発生することも考えられます。

そういった面につきまして、あまり時間ありませんので、もう総括的に市長の見解をお伺いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 長議員さんの質問の中で、26年度の今回の補正406万8,000円を追加計上させていただいております。当初に、210万1,000円計上しておりましたので、この今回の補正が通れば616万9,000円ということになりますけども、26年度1件もう申請の手続を今進めております。そのほかに8件、全体で9件の防犯設備を対策するというところで進めているところです。

この箇所につきましては、市の文化財保護審議会、そして担当職員等々が現地を赴いて、ここが必要だということで今回計上をさせていただいているところでございます。

それと、2年前の盗難を受けまして、平成25年度に対馬市文化財保護ネットワーク関係者連絡会議というのも開いてこれが今、年1回程度ですけどもやはり十分に連絡調整をしながら、年1回とは言わずやはりこの文化財の保護に対しては取り組んでいきたいなと思っています。

それと、このネットワークの中に、今後ですけども郵便局等も入れてもらって、配達の中で見回りをしたらどうかというのも今後の検討として加えているところでございます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この仏像に関しまして、仏像盗難の問題に関しまして、市民感情もいろいろとあるというふうな先ほどお話がございました。物事を進めていこうとしたら、いろんな意見があろうかとは思いますが、この対馬における未来を見据えたとき、やはりこの隣国と

のおつき合いというのは当然ながらしていかななくてははいけません。そういうとき、今新聞報道なんでしょうか、宝の島だと。容疑者の弁なんでしょうけども、宝の島だというふうに、逆に犯罪をこちらのほうが助長していくようなことでもいけないと、そういうふうな感情をさらに悪くしてしまうということも考えていかななくてはいけないのかなと思っております。

仏像の問題につきましては、確かに何十件という仏像、いろんな仏様がいっぱい、それぞれの地域にございます。そして、無人といいますか、無住のお寺というのもこういう人口減少が激しくなり経営、経営といいますか、和尚様もそこに住むことが不可能になっていっているということが、以前よりも拍車をかけて進んでいるわけでございます。それらを十分に今言われた御意見を等々を勘案をして、物事の今後の防犯のあり方というのを組み立てていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） あまり時間がありませんが、教育委員会、大体説明でわかりましたが、今無人の寺が大体30ぐらい、寺社、寺とはいいません。寺社でしょうけども30ぐらいあろうかというふうな数字を伺っておりますが、やはりそこにもこういった文化財、重要な文化財というのは保管してあるんでしょうか。無人の分、それはどうですか。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 無人のお寺にも文化財として保管されているのはあります。ですから、無人の場合であれば結局そこが被害にあったときに地区の人たちにいち早く連絡がとれるような体制づくりとか、先ほど言いましたように定期的に郵便局関係の協力を求めながら見回りをするというのも、今後の検討材料ということで考えております。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 無人の寺にも文化財があるという説明ですから、やはり先ほども言いましたように、寺、神社というのは人里離れたところのあるっていうのが大体一般的です。なおかつ、関係地区もそれぞれの理由によって非常に管理が難しいという面もあります。ぜひこの補助を上手に活用していただいて、そしてやはり関係する地区が安心をしていただけるように、これは先ほどの博物館の中にとというのはこれは今後の問題ですから、当面の問題としてどうするのかということは、やはり防犯設備の充実をしなければならないというふうに思いますので、審議会等のいろんな問題もあろうと思っておりますけども、やはり早期に解決をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけども、市長が今定例会の行政報告の中で、文化財所有者との協議を進め適切な措置を講じてまいりたいというふうに申しておりますので、ぜひやはり関係地区は信仰の象徴でありますので、いろいろ持ち出すというのには課題があろうかというふうに思いますけども、

関係地区が安心をしていただける方法というのもまた模索をしていかなければならない。それは、一つはやはり一括管理の問題も当然視野に入れておかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、今後そのあたりを十分、県関係、地区関係者と協議をしていただきたいというふうに思います。

時間になりましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、長信義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩といたします。午後は1時から再開します。

午前11時54分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 皆さんこんにちは。清風会、1番議員の春田新一でございます。

市政一般質問に入る前に私の下手な歌を聞いていただきたいというふうに思います。これ私がつくったものですから対馬に合うかどうかというのもわかりませんが、世の中はこう変わるというところで、田舎はまちの都市化から人の都市化へというふうになるんじゃないかなというふうに思います。

また、イベントなどで大勢の観客が集まっていました観客から、今から先は顧客へと変わるんじゃないかというふうに思います。また、学校では行く自由から行かない自由へと進むんじゃないかなというふうにも思います。犯罪は、動機犯から気分犯へというふうに気分で犯罪を起こすというような時代になるんじゃないかなというふうに思います。それから、これが大事なんですが、人間関係は縦横の社会から斜めの社会へと変わるんじゃないか。隣近所のつき合いも経て、斜めへと変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

世の中、何が1番変わるかといいますと、我々人間ではなかるかというふうに思います。受信型から発信型へ今までいろんなことを話しながら発信を、受信をしてましたが、今度はただただ発信をするのみになるんじゃないかというふうな、いうふうになるとこう思っております。

また、これもちょっと大事なことなんですが、日本の道徳は恥文化から無恥文化へと変わっていくんじゃないか、文化というものが日本では道徳というのが日本の文化でありましたがこれが薄れて、無恥、なくなるんじゃないかというようなことを考えられます。

先ほどから質問がっております盗難事件もそうだろうというふうに思います。我々、道徳を学校で勉強したときには、人の物をとったらいけないというのが、この道徳で学んだというふうになっております。これが、自然ととっていかれるということは、これは無恥文化ということに

つながっていくんじゃないかというふうに思います。

それから、これも大事なんですが、地域おこしは伝統の継承から、伝統の想像へと変わっていくんじゃないか。いろいろな地域での行事が今まで起こされておりましたが、これも人口減少、少子高齢化のためにつながりがなくなって、思うだけの伝統になっていくんじゃないかというふうに思います。

その中で1番最後ですが、集団の時代から個の時代へと、大きく集団ができて、今までは集団で物事がされとったのが、個々の時代へ個人の時代が変わっていくんじゃないかというふうに思って、この歌の中に質問の中に出てくるというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、今回4項目の市政一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。これは、再質問になりますが、比田勝認定こども園の進捗状況ということで、この園の建設につきましては、今年度いっぱい入札の予定であるということもお聞きしております。園については、それいいんですが、ひとつ私が間違っておりますが、県道じゃなくて国道、国道から中央橋というところを通過して今度新しくできるこども園までの道路整備、中央橋も含めた道路整備というのはどのようになっているかお尋ねをいたします。

それから、もう園建設が始まったわけですからこれももう遅いですが、園建設にあたり、教育委員会、こども未来課の担当部署では、今ある旧園の今ある園との現園との先生方とのすり合わせ、打ち合わせ、足を運んで現園まで行かれたのか。それで設計がされたのかということをお尋ねいたします。

それから、これはこども園が開園をしてからのことではありますが、開園後の旧園のあり方、跡利用ということで比田勝幼稚園につきましては、非常に老朽化をしております、木造でも古い建物であります。それとまた、土地の借地がありますので、当然もう更地に返されるんだろうというふうに思いますが、あとの残りをどのような跡利用をされるのかということで、お尋ねをいたします。

2項目めですが、島おこし協働隊についてということで、この島おこし協働隊、23年度から事業が総務省の事業で行われております。この事業の3年間の経過についてお尋ねをいたします。

また2点目で、その経過を踏まえて、さらなる事業をどのように展開されるのか、ジャンプをされるのかということをお尋ねいたします。

3項目めでございます。市道、佐保田線の道路改良についてということで、これは豊玉町でございますが、私のほうで質問をさせていただきます。

皆さん御存じのように、卯麦から佐保まではハトロキトンネルが開通しまして、県道も改良がだいぶ進んでおります。佐保のこの入り口、県道から佐保とのくびれと言いますか、入り込みが

標識もなく、また縦断勾配がついて入り込みがしにくい、そういうような状況で結びつけというものをきちんとしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思って質問をさせていただきます。

また、皆さんも御存じのように、もう佐保から志多浦の中間、海岸付近に今度新しく中部クリーンセンターというのが建設をされました。ここまでの佐保からここまでの道路の、非常に狭い、集落の中は特に狭いで、クリーンセンターですから衛生車が運搬をするわけですが、非常に離合ができないような状況のところもあります。

また、この集落を過ぎた頂上には、縦断、横断の非常に険しい道路というようなところも見受けられ、路肩も弱く非常に走りづらいというふうに私は捉えております。

また、田からクリーンセンターまで、田から小綱小学校までは、ある程度トンネルもできて改良も進んでおりますが、県国道から他の集落の一部が、まだ未改良のままでございます。県との絡み、そういうものもあって進んでないというふうには思いますが、そこら辺の事業がどのくらいで落ち着くのかということも、お尋ねをいたします。

4項目めです。交通安全協会についてということで、これは、交通安全協会は任意団体でございます。もともとは、下県地区交通安全協会、上県地区交通安全協会として設立を先輩方がされたんじゃないかろうかというふうに思います。

今は、南地区交通安全協会、北は北地区交通安全協会ということで、警察署に1つずつの交通安全協会が設置をされております。南地区交通安全協会の歴史を振り返りますと57年間ということで、設立をして57年間続いているわけでありまして。

その中で、支部の団体が5団体ということで、5団体は各町5団体ということで、あとは地域における支部は集落の中でいっぱいあるということでございます。

北地区につきましても、昭和44年に設立をされて現在まで43年間、これは北地区は16支部ということで、各地域の支部が団体となっております。

そういうことで、この2つの協会をどうしても補助金で賄いますので大変難しいということで、合併はどうでしょうかという話の中で、やはり市民あるいは免許所有者の利便性を図るために82キロという距離の中を、どうしてできるのかというようないろんな問題の中で、やはり合併は避けたほうがいいんじゃないかというような意見も出されているようにあります。

そこら辺について、行政の考え方をお尋ねをいたします。

以上4項目、ちょっと多いんですが、答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 春田議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の認定こども園にかかる国道から園までの道路の整備計画について、春田議員のおっし

やられるように、本体のほうについては物事が進もうとしております。こういう中、そこに至るまでの道路の問題でございますが、この比田勝の中央橋の老朽化によりまして、橋梁整備やさらに国道から橋を渡ってからの市道の拡幅要望っていうものが上がっていますので、安全性、利便性を図る必要から、その整備の必要性については十分に認識をしているところでございます。

しかしながら橋梁整備の実施については、架設する2級河川比田勝川が県の管理河川でございますが、県の河川課との協議、さらに国道382号と隣接するために、県の道路課との交差点協議が必要となってきます。そのため県との橋梁整備協議を先行して進めるため、平成25年度に測量及び概略設計、さらに地質調査を実施して、河川計画、橋梁断面を検討し、現在県の河川課及び道路課との協議を進めているところでございます。この橋梁は昭和47年度に災害関連工事で架設されましたが、その後河川法の基準も厳しい方向で改定されてきているため、県との協議において、その条件を解決するためには大変非常に困難な状況であります。今後、橋梁協議の解決をもって道路改良を含めた整備計画を作成し、計画的な整備を推進していきたいというふうには思っております。

認定こども園建設に伴う建設機械及び建設資材の比田勝中央橋通行及び搬入については、設計段階で鋼材による補強を検討をしています。大型車両については、補強を施行してから通行するとともに建設現場の車両出入り口には交通整理員を配置して、歩行者や通行車両の安全に配慮した計画をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、園舎建設にあたっての現在の幼稚園そして保育所との協議についてお答えさせていただきます。

本市で初めての公立での認定こども園でございますので、福祉部、こども未来課、上対馬振興部、北部建設事務所、教育委員会総務課、比田勝幼稚園の教諭、比田勝保育所の保育士、泉保育所の保育士、設計コンサルタントによって、専門部会を設置し、勤務する職員の意向が十分に反映される施設とするための協議を3回ほど行っております。

3点目の認定こども園開設後の現在の施設の跡利用についてのお話ございました。比田勝幼稚園につきましては借地でございますが、閉園で用途を廃止するときは、更地にして返すという契約内容でございますので、園舎の解体事業につきましては、振興計画に掲げているところでございます。

また、比田勝保育所、これも借地でありまして、その契約内容は契約解除の際、甲の施設した物件を撤去し、これを現状に回復するや否やは甲乙協議の上、処置するものとなっております。

市としましては、建物の老朽化が著しいことから、比田勝幼稚園と同様解体し、原状回復という方向で考えておりますが、今後契約の相手方である比田勝地区と協議を行いたいと思います。

なお、泉保育所については市有地でございます。公有地でございます。今後、地区の意見を伺いながら施設の利活用についての協議を行いたいと考えております。

次に、御質問の2点目の島おこし協働隊のお話がありました。この事業についての今までの経過というものを、御質問がございましたので答えさせていただきます。

平成23年度第1期生として5名の採用を行い、平成25年度5名が任期を終えられ、うち4名が島内に新たな組織、一般社団法人であったりNPO法人などを立ち上げ、引き続き島に残って地域づくりに貢献していただいているところでございます。

平成25年度には、第2期隊員として3名の採用を行い、任期は27年度までとなっております。26年度には、第3期隊員として3名の採用を行い、任期は平成28年度までとなっております。26年度現在6名の島おこし協働隊員に活動いただいているところでございます。現在、協働隊に活動いただいている事業としましては、6つの事業がございまして、生物多様性保全事業、有害鳥獣ビジネスコーディネーター事業、民間伝承保全事業、島の食材プロフェッショナル事業、島の森林再生チャレンジャー事業、島のタウンマネージャー事業でございます。

今後の事業展開でございますが、今申し上げました事業以外にも27年度、5名の新規隊員の募集を行うこととしており、12月1日から募集を開始しているところでございます。新規募集の5名、これは各部局及び関係団体からの強い要望と提案により、協働隊員の配置が望まれたものであり、域学連携教育コーディネーター、つしまミュージアム・プロモーター、対馬農協・島のもん魅力発信デザイナー、島の循環型農法推進プランナー、島の水産加工マネージャーと銘打って募集を行うものであります。

また、本年12月3日、総務省からこの制度の推進要綱の一部改正について通知がっております。その要綱では協力隊員の起業に要する経費について、起こすほうの起業でございますが、協力隊の最終年次または任期終了後翌年に起業するもの、1人当たり100万円を上限に特交措置を講じることができるように改正をされております。

このことにより、島おこし協働隊の定住に向けた起業支援を行うことで、さらに定住人口の拡大を図ることができるものと思います。市としましては、今回の要綱の一部改正を受け、協働隊の定住支援策、起業策の拡充を図り、地域づくりを担う人材の確保を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、市道佐保田線についてでございます。

この路線につきましては、総延長9キロ、未改良区間の車道幅員4メートルから5メートルの道路でございます。議員御指摘のとおり、確かに急カーブが多く幅員が狭い箇所においては、車両の通行に支障があり、早急な整備が必要な路線であることは認識をしております。

現在、本市の道路改良事業は、補助事業8路線、起債事業3路線の計11路線の改良事業を行

っております。市といたしましても、未整備区間の早期着工の必要性は十分認識しているところでございますが、そのためには継続事業の早期完成を図らなければなりません。しかしながら、ここ数年補助事業の採択率が要望額に対し40%前後を推移しております。このことから、関係機関へ予算確保に向け、積極的に働きかけを行っているところでございます。

本路線の今後の整備計画でございますけれども、田～小綱間については、平成10年度に着手し、平成23年度までに改良延長を2,120メートルのうち1,660メートルは完成済みでございます。未改良区間につきましては、県営田川河川改修工事との関係があり、平成24年度から休止している状況でございます。豊玉町管内における改良事業の新規路線として、議員御指摘の当該工区と仁位貝鮎線の仁位～嵯峨間を計画しているところでございますが、当該工区の佐保～小綱間につきましては、沿線集落に人家が密集しており、県道拡幅となれば、立ち退き等住民の協力が不可欠となりますので、集落を回避した別ルートを検討なども必要なのかなというふうにも思います。これらの問題に理解が得られれば、この2路線については現在整備中の路線完了後の最重要路線として考えております。

しかし、近年の予算確保状況等を考えますと、同時期に2路線の新規採択については、大変厳しい状況に陥っているというのが現状でございます。現時点では、仁位貝鮎線の仁位～嵯峨間をまずもって先行して着手をしたいというふうに思っております。

また、25年度から新規路線として、上対馬のほうの堂坂線と南部地区の尾浦浅藻線に着手しておりますこの2路線については、大変大型事業であり集中投資も必要と考えております。したがって、今後の整備計画については、国会議員、九州地方整備局の関係機関へ財源確保に向けた要望活動を積極的に行いながら、本庁関係部局、各振興部及び関係機関と優先順位等について十分検討してまいりたいと思っております。

次に、4点目の交通安全協会のことについて答弁をさせていただきます。

南北交通安全協会の合併につきましては、昨年8月28日に対馬北地区交通安全協会より運営補助金の増額陳情の際に、役員さん方と私、それと総務部長との協議の中で、事務局長さんから合併の方向性についてお話が出てきたと記憶をしております。

協議では、事務局長さんのほうから陳情の経緯が説明されました。合併については、平成21年度に南地区との統合を進めるために、特例的に市の補助金を増額していただいたが合併には至らなかったため、これまで南北それぞれで運営を行ってきた。しかし近年の会員数の大幅な減少により、協会運営が困難になっており、仮にこのまま会員減少が続けば運営費が不足して、対馬北部の交通安全対策が立ち行かなくなるため、運営補助金を増額してほしいとのお話でした。

市といたしましては、平成21年度に1度、合併協議を行ったことを踏まえ、組織の再編成、スリム化を図るため、再度、南地区協会との合併協議の場を設けてはいかかと提案をし、市

としましても協議の場の設定、日程調整について積極的に関与していくことといたしました。

こちらの市の提案を受け、北地区協会の役員の皆様から平成26年度を期限とし、南地区協会との合併に向けた協議を進めたいとの御意見をいただいたところです。その後合併協議の準備のため、平成25年9月から両地区の事務局長さんを市役所に来ていただいて、合併準備協議により両協会役員による合併検討委員会の開催準備を行いました。

昨年12月4日には、北地区協会により南地区協会会長宛てに公文書により合併推進の協力要請が行われ、本年4月28日に第1回の検討委員会が開催をされました。現在も合併に向け、両事務局長による調整が行われてきたところですが、12月に入って両協会で役員会が開催され、協会運営の方向性変換による合併見直しの御意見も出てきていると聞いております。

北地区交通安全協会では3日に役員会が開催され、県の交通安全協会との協議を踏まえ、合併を断念し会員数確保に努めつつ人件費等の経費を節減し、今後も単独での運営を行っていくとの意向を聞いたところです。なおこの意向は12月に予定されております合併検討委員会で提案され、合併についての結論が出される予定であるとも報告を受けておるところであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 4点ありますので、なかなか進まないんですが、1項目ずつちょっとまとめてみたいと思います。

先ほど市長が答弁をされましたように、国道からこども園まで中央橋、これは工事が始まるわけですからとてもじゃないが間に合わないわけで、補強するということであります。

それと地区、地域住民の方には御迷惑にならないように交通誘導員をおいて、工事にかかるということですから、まあまあそれはそのようでもいいかなというふうに思いますが、今後やっぱりさらなる園が開園した後は、道路をつくっていただいて、子供たちをスムーズに園まで運べる道路として、また駐車場も含めた道路整備を根本的に考えていただきたいというふうに思います。

それから2点目の園建設にあたり県との協議ということについてということで答弁がありました。3回ほど園に足を運んで協議を重ねたということですが、保護者向けあるいは園の先生向け、地域向けの委員会が何回となくなされておりますが、協議会がなされておりますが、私も4回目の協議会に参加をさせていただきました。このとき18名ぐらいの先生方、保護者、PTAの役員さん等々が集まられていろんな意見が活発に出されたところなんですが、1番気になるのが、そのときに来ておられました先生のほうから、園のほうに足を運んでいろいろな子供たちはここでこの場所はこうだから新しいときにはこうしてくださいよと言いたかったけど、それがなかったということで、ここに私は質問をしたわけですが、やはり終わったことを言っても始まりませんが、そういうことで先生方あるいは市民、行政も一緒になって考えていくのが本当の

ベターじゃないかなというふうに思いますので、大きな建設、先ほど市長が答弁なされましたように初めての試みの園ですから、ここら辺をきちんとしてもらいたかったなというふうには思っております。

それと、この園が開園した後の跡利用ということで3園ありますが、跡利用ということで、市長の答弁のとおりだろうというふうに思います。それが、妥当だろうというふうに思います。

あとは泉保育所については、先ほど言われた公の場所であるので、またまた後でというような考え方であろうというふうに思います。それはそれで地域の意見を聞きながら地域が利用できる施設ということであれば、地域のほうに戻していただきたい。戻していただきたいじゃなくて、地域で使っていただきたいというのが、そうですね、市長、そこら辺をちょっと1回。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどの答弁の趣旨は、今おっしゃられましたような趣旨で答弁させていただきます。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） そういうことで開園後には、その辺もきちんとしたものをつくり上げて、跡利用がスムーズに行く方向でやっていかなければという、我々も市民の1人として協力をしなければというふうに思っております。

2項目めの、島おこし協働隊でございますが、ほんとにすばらしいこの事業が組み立てられてやられました。ほとんど島民の皆様も島おこし協働隊という名前を聞いてだけでぴんと若者が浮かんでくるような、この事業じゃなかったらどうかというふうに思っております。

また、これからも続けていくということでありますので、私もこれは大賛成でございます。またきょうの最後の質問で同僚議員が質問いたしますので、あまりかかわりたく、あまり深くは入りたくないんですが、この島おこし協働隊でこの対馬の82キロの長い距離の中で1カ所だけじやなくして、2カ所、3カ所、中部、北部、南部というような形に分けて、振り分けての島おこし協働隊というのも私は試みていかなければいけないんじゃないか。

それとまた、基盤のある農業だけでなく、漁業関係にも少し島おこし協働隊を入れて勉強を深め、漁業青年者とのやはり勉強を一体となってやっていくのが本当じゃないかな、それで本当の予算が分配をされるんじゃないかなというふうにも思いますので、そこら辺も行政側は視野に入れられて、今後検討をしてもらいたいというふうに思います。

それと、この協働隊、空き家が非常に多くあります。その空き家を利用して、協働隊で空き家を埋めてもらって、そこで限界集落との縦横のつながりというものをもう1回復帰させてもらいたいというのが私の願いでございます。

あと25年度ですか、域学連携ということで、この島おこし協働隊と一緒にやった域学連携事

業が行われております。これもほんとにすばらしい事業だなというふうには思っておりますが、なかなか学生でありながら道路の交通便が悪いということで、学生ですから車が乗れないという面もありまして、ここもやはり便を要するためには場所をいろいろと選定をしていただいて、大学生が勉強されて、この島が全国的にアピールできるようにする方法も考えなければいけない、これは反省のほうに載っかりますので、第1次産業を後継する人がいない、これに対しては島内で第1次産業を学べる仕組みがあったほうがよい。子供たちは学校教育が忙しく、家業の手伝いができないので学校教育の中にも取り組んでもらいたいというのが大学生の意見でございます。

それと地域再生・離島の生き残り戦略としての域学連携において、経済を支える自給自足が大切、現場にあるものを生かす、実践が大事ということで活性化の源をはっきりさせて、この事業に取り組めばというふうにも載っております。

参加者の意見であります、参加者にとって対馬という地域への愛着というよりも地域住民や対馬に活躍するとんちゃん部隊、あるいは漁業壮青年部、島おこし協働隊、Iターン者などの交流によって生まれた人的なつながり、これは縦横のつながりですね、人的なつながりが対馬ファンを誕生させる印象であったというふうな反省もあっております。そこら辺からこの辺をやっぱりきちんとしたものを基盤を固めて、それからさらなる事業に展開をしていただきたいというふうに思います。

3点目の市道佐保田線の道路改良であります。先ほど市長が申されましたように、私もここ議員になる前に何カ月も工事を通っておりました。この道路は危ないところだなというふうには思っております、中部クリーンセンターがそこに建設をされた。これはその中部クリーンセンターまで運ぶこの運搬車の運転士さんたちの大変だなということで、改良の質問をしたわけですが、集落の中がほんとにこう入り乱れておって、交渉が難しいだろうなというふうには思います。

新しい路線が考えられるならば、新しい路線のほうで考えていただいて、早急に着手ができる計画を立てていただきたいというふうに思います。

4点目の交通安全協会についてであります、市長が申されましたように、ほんとに厳しい財政の中で補助金を使つての交通安全協会。私はこの税金の補助金の使い道というのも補助団体が多数あるわけですが、やはり市民の安心・安全を守るためのこの交通安全協会ではないかなと、いう点ではこの交通安全協会、南と北にあります、これでいいのかなという気もいたしております。

その中で、地域の中ではこの支部の皆さん方、大変啓蒙活動あるいは街頭キャンペーン、運転者講習会等とのいろんな活動されてる中で、特に北の場合には、支部には1円の活動費も払っていない状態であります。そうすることで、我々の北では横縦のつながりというものが見えてくるわけですが、やはり私たちはボランティアでいいですよ、市の金まで使つてのぼりを立てることも

ないですよということで、そういうような意見を聞いて、今取り組んでおられるという状況でございます。

それとまた北につきましては、賛助金をいただいております。各家庭300円、一口300円の賛助金をいただいております。これも運営がままならないから始めたわけでありましょうけど、なかなか集落によって私は車の免許を持ってない、私のとこは何世帯しか車に乗る人がいないという集落の中でいろんな意見が飛び交う中で、やはり我々としては運転者だけのための交通安全協会じゃありませんよと、横断歩道を渡る人、またはその子供たちの交通指導員そういうのも一緒になって活動してますので、そこら辺は御理解いただいて賛助金をいただきたいということでやっておりますが、なかなか難しいところが出てきたわけで、これも何とかしなければということではありますが、それにはどうしても補助金が絡んでくるわけで、そこら辺を今から精査しながら今後の交通安全協会の支障を来さないようにやっていくつもりでありましょうけど、なかなか難しいところありますので、またまた折には陳情に伺わせていただくというような話も聞いております。そういうことも含められて、今後検討を担当部署と検討しながら、市民の安心・安全、地域の安全を守るためにやっていきたいというふうな意見でございます。

そういうことで、南地区の免許所有者が現在1万3,897名ということで、会員数が9,730名、北地区が5,599名、会員数が3,415名というふうになっておりまして、心ある人たちがこうして会員になってくれてあるわけですが、まだまだこの完全に会員に100%の会員には至ってない。先ほど市長の答弁にありましたように、協会としても努力をしてこの会員をふやさなければいけないということも、両協会の役員さんも話されておりますので、そこら辺も今からいろいろな形で取り組みをする中で行政側からも知恵を借りたい。お互いに切磋琢磨しながらこの交通安全協会を2つ残していきたいというふうな考えでございますので、そこら辺も考慮していただいて、さらなる御厚誼に力を貸してほしいということです。

また県のほうの話がありました、県の交通安全協会としての基本方針というのがあります。警察署単位で設置されている各地区交通安全協会が1カ所になるというのは、地域における交通安全活動の基盤が弱まり、将来に禍根を残すことになる。また長崎においては、今後3年間で交通安全指導員4名の人員削減計画も浮上している状況であると。地域の交通安全の自主的な活動母体である地区交通安全協会の存続が、交通安全指導員設置の条件でもあると課するときに、対馬北交通安全協会の存続は極めて重要であるということが、県の協会の回答であります。

そういうことで、この交通指導員については県と市が両方負担をしてあるわけですが、交通指導員は皆さん方御存じのように、幼稚園、小学校あるいは歩行者等の講習等々に学校に出向いてやってるわけです。南に2人、北に2人、今のところ4名でございます。こういうのも失くしていいのかあってどうなんだろう。私はこれは、ほんとにあるべきじゃなかろうか、これがあつ

て今までの地域の安心・安全、地域の交通安全が守られてきたんじゃないかなというふうに思います。

今北地区では、死亡事故ゼロ看板が1,000日に達成しようとしております。この1,000日を目指して支部の皆さんで北部の全体で死亡事故1,000日を目指そうということで一生懸命取り組んでおるところであると聞いております。そういうことも鑑みながら、どうしても残していかなければいけないということで市長の心のうち、市長の考え方をこの交通安全協会について。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この南北の交通安全協会の問題につきましては、協会役員さん方もこの問題で、ずっと何年にもわたっていろいろお悩みになってる問題だというふうに思っております。私どものほうもこの問題について大変悩ましい問題だなというふうに思っています。

この問題が起こってから、私の個人、個人といいますか私の胸のうちを教えてくださいということでしたから、ほんとで交通安全行政っていうのは、どうするのが最もいい形なんだろうかということもずっと思うわけです。私どもがある意味交通安全協会のほうに専らお願いをする形で、今ずっと先ほどおっしゃられたように57年とか40何年とか、それぞれが運営をしてくださった。この形がベターなベストなのかというふうなことも1人考えておるところです。

最終的に12月中にそれぞれの合併協議の結論というのが出されるというふうに聞いております。先ほど申しましたように、交通安全行政というのがどうあったが1番いいのかということをお願いしながら、最終的に皆さんと結論を聞いて、また話し合いをさせていただいて、落ちつくところに落ちつかせていきたいというふうに思っております。申しわけございません。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） そういうふうになるだろうというふうに思いますが、今市長が答弁されました交通安全行政についてということですが、この安全協会がなくなれば、もちろん職員がかかわっていかねばいけないことが出てくると思うんです。そういうところと、あとは事務の問題と講習会の違反講習とか、その講習の問題が出てくるんです。そこら辺が職員でできるのかということも鑑みられるわけですが、やはり私はこの歴史ある交通安全協会が今北と南を事故から守ってきたんじゃないかなろうかという観点からは、まだまだもっともっと議論を深めて、よりよい方向に持っていかなければいけないというふうに思います。

南と北の考え方というのが違うのは当然だろうというふうに思うんですが、人口の差がありますから全然違うわけですが、南の交通安全協会に行けば運転免許証は1日で切りかえができる。それだけ何千万の機械を据えていますから、県のほうから県警のほうからその機械を据えてやっておりますから1日でできます。北のほうにはそれがありません。2週間かかります。そういうような状況から考えて、南まで行ける若い者はいいでしょうけど、高齢者になりますと、2時間か

けて免許の更新に行かなければいけない。

そういう利便性というのも考えて、人口減ですから少しは収縮もしなければいけないと思いますが、なくすのがどうかという、2つを1つにしてどうなのかというような危機感も出てくるので、もう少しこのことについてはいろいろ煮詰めて、いろいろ考えをまとめてやっていかなければならないというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをします。私の質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） これで、春田新一君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は2時からとします。

午後1時47分休憩

午後1時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 通告に従いまして、市政一般について質問を行います。

私は、9月定例会の折、林業の振興と林道網の整備という題で時間不足のため今回再質問をさせていただきます。

本年7月31日開催された、地域材供給者倍増協議会が対馬部会を設立するとの中で、現在3万80立米から9万500立米の約2.3倍の材積を見込む計画を樹立しております。これを約10年間でこれをこなすというふうな方向を資料に打ち出しております。しかしこの材積を搬出する林道の整備がまず不可欠であります。対馬の場合、長崎県と対馬市にその対応が求められることが予測されます。

しかし、この双方の市と県の役割分担と、そして市の財政対応の見通しについて非常に私は懸念するところがございます。このことについて市長の考え方をお尋ねしたいと存じます。

次にいづらはら病院跡利用についてお尋ねします。

9月定例会の折、具体的な計画について説明を受けたところでありますが、開院を予定する構想はいつ頃になるのか、現段階の考えで結構ですので御答弁をお願いします。

途中の課程についたり、内容については、今まで3人の方がこの問題を質問をしておられます関連で、省略しても結構でございます。重複するところは。

最後にツマアカスズメバチの被害と駆除対応についてお尋ねします。

日本ミツバチへの被害の実態の把握、状況、今後の対策についてお尋ねします。これもまた市長の行政報告の中で環境省の実施対応等も報告っております。ダブるところについては省略しても結構ですが、主なところだけでもお願いをいたします。

以上、この3点について市長の答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

9月定例会の折、バイオマス発電に絡む計画というものが協議会において話を進めるが、それについてどのように材を供給する体制を整えるのかというふうな御質問が9月議会にありました。その際に申し上げたのと同じようになりますが、林道を早急につくり出すということが大変不可能なことはそれに見合うだけをつくり出すというのは、すぐには不可能だというふうに、現実問題の話でございます。

そういう中、高性能機械とかそういうものもやりながら、導入しながらそれには対応をしておかねばならないのではないのでしょうかというふうな旨の答弁をさせていただいたというふうに記憶しております。

林道事業という今後の採択の状況とかいうもの、そして森林所有者と林道が一体であれば、物事の進捗は早いんですが、その森林所有者の方と仮に幹線である道路とか県道とか市道とかいろんな運び出せる道路っていいですか、現在の、そこのつなぎ込みの部分において、全く森林所有者がそこに関係する森林所有者がいらっしゃらない、全く別の方だとか、不在地主であるとか、いろんな問題がそこにあると、林道事業というのが右から左にどんどん進んでいく状況にないという意味において、9月議会においてそのような以上のような答弁をさせていただいたところでございます。

次に、2点目のいづはら病院の跡利用施設の問題で、開院予定はいつごろになるのかと現段階での考え方というのをお示ししてはどうかというお話でございます。

この跡利用の施設につきましては、皆様方とある意味心は一緒なんですけど、介護施設を含めた病院というものを、一体的な整備を私どもは強く求めているということでございます。そうなりますと、介護施設の関係等々考えますと、5月17日の統合病院への転院っていいですか、転院後即にできるという話は今でもしておりませんけれども、一定期間の空白期間は生じてますというふうに今までも説明をさせていただきました。

介護施設の問題というのが、新たな病院の開院との兼ね合いが一緒になって来るだろうと思っております。そういう意味において、私としましては、できるだけ早く事業がっていいですか、開院ができるように方策を講じてまいりたいと思っておりますが、今この時点において、いついつから開院をするという方向でということをお伝えできないと、現時点においては、というのが現実的な話でございます。

次に、ツマアカスズメバチのお話がありました。この対処の状況につきましては行政報告でお話をさせていただいておりますが、本市では10月までに89カ所のツマアカスズメバチの巣を確認し、59カ所の除去を行っております。

また、ことしの10月から環境省の直轄事業により、ツマアカスズメバチの防除及び営巣箇所の探索が行われており、環境省からの報告はまだあっておりませんが、相当数の巣の除去が環境省事業により行われております。

なお、このツマアカスズメバチを特定外来生物に指定するための手続も、環境省により進められており、本年度中に指定となる見込みと聞いております。この指定によりまして、ツマアカスズメバチを生きのまま移動をさせたり、飼育して野外に放つなど故意による悪質な行為が規制されるとともに、場合によっては処罰のこれは対象となります。

また、日本ミツバチへの被害実態の把握につきましては、現在のところ直接的にツマアカスズメバチが与える影響について検証がされておられませんので、被害実態としての把握はできておりませんが、市としましては今後ツマアカスズメバチが生態系全体に与える影響や更なる拡散を抑えるために、営巣情報の収集や初期段階での営巣除去への対応など、引き続き国や県と連携を図りながら対処してまいりますとともに、27年度につきましてもさらに環境省へ要望や提案を行い、この外来種でありますツマアカスズメバチ対策を強力に推し進めていただくようお願いをしておりますので、御理解と御協力をお願いを申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 順番は異なりますが、病院問題について先に触れてみたいと思います。

今回の議会で、5名の方がいづはら病院についてのいろいろな質問がっております。これは、来年5月の15日に統合病院へ全ての入院患者も移転し、そういうふうな中での時間的な緊迫がっております。その中で、今後どうなるであろうかと。きょうも重複しますが、県のほうへの協議を行い、そして県の医療審議会の審査過程の中で国の審査会そして厚労省への申請、そうなれば、最終的にうまくいけば認可があり、許可があり、施設の改修等が一部あるか知りませんが、その辺の中で書類的にまともに行った場合はそういうことになるでしょうが、この開院に予定する施設の改修ということは、作業としてございますか。このいづはら病院の施設の改修ということがございますか。それを1つお尋ねします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 施設の改修につきましては、当然ながら、今法人さんが考えてあります病院の部分につきまして、それから介護施設等の方向性と、まだ最終的な最終形まではいっておりませんが、その部分は、病院等の60床の問題につきましても、1階部分で十分に事足りるベッド数というふうなお話を聞いております。そういう中、改修ということは当然出てくるお話でございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今から話すことは市長として私は、何を根拠に発言するかというふうなお話をするようになるんですが、しばらく聞かれまして、想定する中で回答をいただきたい。そうではないということであればそれでも結構ですが、実は私この最近ですが、医療機関のある方とお話を、要件ございましたので、話をする中で、今後のいつはら病院の跡利用が、もし今年度の中で、うまく協議もしくは審議会をパスしなかった場合、どのようになるのかという話がありました。

その中で、将来的には今の方向で結構なんですけど、やろうとすることは、もし今年度に間に合わなかった場合のことを私は申し上げるわけです。全部ゼロということじゃなくて、今年度に間に合わなかった場合の市の対応、ここらについて恐らく市長は心づもりはなかったからそういう答弁は簡単にはできんでしょうけど、もし想定した中でどのようなことが考えられるか、これを酷とは思いますが、発言ができれば私は聞きたいと思うんですが、非常に難しいことではございますが、そういう発言がある方からございました。そのことにつきまして、できれば答弁をお願いしたいと思っております。今年度間に合わなかった場合、いわゆる平成26年度の審議会に通らずに、不十分ということで次に回された場合のその間の措置をどうするかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） たらればの話でございますが、そういう場合であった場合ですね。

○議員（15番 大浦 孝司君） はい、そうです。

○市長（財部 能成君） あった場合は、私は市民の思いというのをかなえるために、年2回ですか医療審議会は開かれてると思っております。それらに当然上げていくのが向こうの考え方、そして私どもの考え方、市民が考えてることをぶつけていくのが私の務めだと思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その審議会、年2回というふうなことでございますけども、私も1回かなと思ってたんですが、ただ当分の間その開院ができなかった場合の措置はどう思いますかというふうなことに限定して答弁を求めたいと思っております。最終的に開院が1年ずれた場合に、その間をどういつはら病院跡を利用していくかというふうな緊急の策は、市長はそういうになった場合、いかに思いますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この跡利用の方向性について、この2年ですか3年ですか、ここで答弁をさせていただいておりますが、5月17日に統合病院が開院することは最近決まったわけですが、以前から言っているのは、新たな病院が移ったとしても、改修とかいろんなことで時間を要するでしょうから、そこについてはある意味空白期間といいますか、というのは余儀なくさ

れますというふうな話はずっと言い続けてきてたと思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 確かに短期であれば私もそんなに問題なからうと思いますし、当然だと思います。ただ、1年とか2年とかいうふうなことになった場合に、やはり外来という行為は付近の住民の思いから、これだけはさせてもらいたいと、やらしていただきたいというふうな思いがあると思いますが、その辺で新規に医療機関が入ることは、不可能ではございますから、現長崎県病院企業団の話し合いがもしものときに、もしもだめになった場合に、市長、話し合いをするというふうなことが私は出てこうと思うんですが、そういう腹積もりはございますか。要は開院を新規にできない中で、継続して外来業務を存続するというふうなことを話し合うこと、こういうふうな問題は出てくると思うんですが、それを市長はどう捉えますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まず外来の話で今されましたが、このお話が出てから、それから統合病院の話ですつときたわけです。私どもは63床の足りなくなる、入院の患者はほんとでどうなるんだという話をずっと言ってきました。ここ最近、病院の方は入院患者の調整をされてるように決算書を見れば感じますが、そういう中で入院患者を若干抑えてる部分があるんだろうな、それは新しい病院に移り込んでいく際の措置としては、いたしかたない部分もあるんだろうと思います。1つ私この問題で欠落してるのが、今大浦議員がおっしゃられた外来機能とかいうことほんとでどうするのっていうふうには私どもも思って、皆様と同じように、市民の人たちも同じように、これを病院企業団はそこで物事をしない、介護施設だけでいいんだというふうな方向性を出されて物事は始まったわけです。

しかしそれではいかんではないかということが、このいつはら病院跡利用の話に当然なってきたわけでございますし、外来だけでも今の病院企業団のほうで当分の間やれないのかというお話だというふうに僕は解釈しました。ですね。ただしどっかの時点で改修ということをしなくてはいけないことは出てきます。入院、回復期のベッドを用意をしなくてはいけない。そして介護施設等をそこに入れ込まなくてはいけない。改修をしなくてはいけない。そういう時期っていうのは、どうしても空白期が出てくるんじゃないかというふうに思ってます。

その問題についても、ある意味医師会の皆様方との当然協力でやっていかななくてはけません。ただし医師会の先生方とも話す機会はたびたびありますが、やはり御高齢になってきてあるということで、なかなかつらいよという話は率直な意見が出ます。

空白期は、どうしても出てくるというふうに思ってます。その施設を利用する限りにおいては、工事をやらざるを得ない、やはり相当の騒音も出ます。そういうのが、そういう機能の中でうまくやっていけるのかどうかというところでの疑問は今あります。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今の件最後にしますが、準備期間の病院を休むということなら私もこの問題あえて出す気なかったんですが、場合によっては少し長期的にそのことが伸びるようなこと、わざわざ今の段階で3月じゃ遅い、12月の段階で、それをやはり意識しながら話し合いをするべきであろうというふうなことを進言があったものですから、あえてこの場で申し上げました。

これ、ある程度責任持ったお方の名前出せませんが、言葉でございますから、要は厳原地区のことを考えれば、外来対応はぜひやらないかんというふうなことで、そういうふうな十分心意気は持っておられました。

ですから、今市長が進めることを何も100%通せんぼするんじゃないで、なかなか物事が進まんやっただ場合の対応を考えとかないかんぞというふうなことでございますので、その分は理解してください。話の用意はお互いにしないかんというふうなことをお聞きしまして、きょうの場で発言せないかんということになりました。今の件は私は済めます。

それと先ほど市長の答弁で林業の振興と造林にかかる材の搬出が迫っております。それにかかる林道整備に多大の費用がかかるということで、なかなかことが進まない。しかし、伐期にきておる山々が待っております。それで、今対馬市が事業主体でこの林道をつくった場合の負担、国の50に対して県の10%、対馬市が39.1%ですか比率が。市長少しこの辺を検討していただけませんか。以前までは基金というふうな名称のもとに、残りの負担を100%基金で対応したのが、平成26年までその制度があったわけです。だから対馬林業公社もその制度を活用して林道も整備したわけですが、27年度からそれを打ち切りというふうなことになつとるそうです。ですから、非常にピンチに立っておるのがこの林道網の整備だというふうに私は聞いておりますが、来年から地方創生に対する予算も対応もやるというような方針も聞いております。ですから基金事業の復活、これを林業振興の中で再度唱え直して、地方自治体の負担がなくなるような動きを市長、先頭に立ってやってください。先ほどの答弁じゃ造林を今から活用しようとする大勢の皆様が失望しますよ。いかがでしょうか、私はそれに今から新しい運動と思うように出してほしいと思いますが、市長どうでしょう、私そういう今の答弁やったらがっかりしますよ、皆さんが。それは厳しい言葉かもしれませんがそう思います。いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 逆に林業公社の方々に、私ども相当の貸付金もあるわけですよ。林業っていうのが島にとって重要だということがわかった上で、今まで各旧町単位でも対馬市になっても貸付金を相当の金額をしてきております。これらを焦げつかさせようとかいう思いは当然ありませんけども、しかし公社自身も私どもだけに頼るのではなくて、公社自身も動き出しをす

る必要があるのではないかというふうに思います。

私も基金事業がなくなるっていう27年度から基金事業が使えないっていう話は聞いてはおります。しかし私どもだけにおんぶにだっこじゃいかんのじゃないか、全部頼り切るのではなくて、やはり公社も自分たちでやっていかななくてはいけないというところも見せていただかないといかんのではないかというのが、私の率直な感想です。私自身、一緒に動きましょうて言われりや幾らでも動きます。全て市がそれをやってくださいよ、全てお膳立てしてくださいよっていう話の状況では、公社も財務状況はそれではないと思うんです。一緒に動き出しながら、この問題についての解決を図るべきだというふうに私は思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） そのとおりだと私も思っております。林業公社は26年度5年度までですか、独自に林業専用道の造成工事はやっておるとやってきたというふうに報告は受けております。その財源が断たれた中で、県と市に方向を投げておるわけですが、今おっしゃるまじょうに、ワンフロア化したわけですから、長崎県林業、昔、部と言ってましたけども、その皆さんと対馬市と林業公社、森林組合、4者です、どうするかという話し合いをしょっちゅうしまして、その財源問題が方向づけがない限り私は無理と思っております。39%というのは、それは県費の1割は大きいわけですから、これをどうするか、どういう方向に持って行くかということは、4者は常に協議しないかんし、しかしこれは政治を動かさないかん問題であります。はっきり言いまして、この財源を国の政策を動かすということになります、今おっしゃるようなことをまとめるような方向でいきましょうや、全くそのとおりですよ。

しかし、技術的に資金的に対応するのは長崎県と対馬市が確かに先頭に立つことは事実です。その中で皆さんの工面をあるいは努力をひとつまとめようというようなことで取り組んでください。今のお話で結構です。そういうことをしてほしいということで今の件は終わりますよ、はい。

それから市長、もう1つあるんですが、人工林の総面積が1万9,690ヘクタール1万9,000です、これは山林の31%を占めとるそうでございます。そして今からそれを切ろうとする段階に入っております。そして下島のほうがこの面積がやや多ゆうございます。上のほうは6、4の4までいかんが4.5と5.5ぐらいですか、そういうふうな面積と思います。

それで、この材の積み出しは基本的には九州本土に行けば厳原港もしくは峰港湾、ここを使っで行っておりますが、最近に韓国への輸出があつております。行政報告の中で、韓国にその市場の調査、林産の価格の動向を材の動向を市のほうで調査するという報告で、私はこれは今からちようどそういう時代にかかるなど思っておりますし、ここでひとつ私の提案がございますが、峰港湾の状況というのは南東の風、北東の風、真東の風含みまして、非常に積み出しが海が荒れて困難ということは税関の方も言っていましたよ。

ここをひとつ考え変えまして、静かな場所で積み込むという積み出しをするということ、私は比田勝港の国内ターミナルの背後地を利用した木材をあそこに一部そういうしけの場合に対応するという意味で、比田勝港で木材の輸出の実績をたくさんつくる、最終的にはあそこで比田勝港が貿易港としての将来、認定、申請する大きな材として活用するという方針を私は立てるべきだと思うんです。対馬から韓国に持っていく品というのは、今から魚ではありません。木材です。県から資料をもらいました。韓国の市場のヒノキというのはぐんぐん上がっております。行政報告のとおり、将来伸びるような方向に私はなると思います。ひとつその中で、輸出産品として北の玄関口が将来貿易港になる素材としての扱いを峰港湾もいいですが、東の風をかわす場合に比田勝港で積み込む。そういうカウントをするような仕組みを今のうちに心がけていいんじゃないでしょうか。それを私は特に地元とそれから行政一体に考えてほしいと思います。いかがですか、市長の思いを。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 峰港湾の積み出しが難しいと大変北からの波が入り込んで、船も寄せづらいうふうなことは以前から聞いておりました。中村知事が島内を視察される際も、その場所は視察先に入ってなかったんですけども、私同乗してたもんですから、ある意味強引に東海岸で峰港湾のほうに曲がっていただいて、そこで説明をさせていただきました。

あの北側の防波堤をつくるとなると、結構な深さがあるもんですから事業費が相当かかるぞこれはというふうな説明がありました。その後国交省の港湾局上がりの審議官の方にお会いしまして、この話をさせていただきました。その方が実は港湾局のときにこの峰港湾の予算を配分をされた方だったもんですから、十分にその状況というのはわかってありました。その方にあなたが予算配分してくれた分がまともに使えませんか、冬場になると。どうかしてくださいというふうな話もさせていただきましたけども、難しいような、港湾の港湾局の予算自体がとてつもなく少なくなっている、今状況です。長崎対馬管内においては、たしか20パー割り込んだんじゃないかと思います。そういうふうな要望額に対して、状況です。大変困難だなという話がありました。

今大浦議員がおっしゃられるように、韓国に向けての輸出ということになると、やはり輸送コスト、距離、時間考えますと当然比田勝港というのが最もベストな輸出港だろうというふうに私も思います。

C I Qの問題、これが常につきまとうわけですが、先だって九州地方整備局の港湾担当の副局長さん、そしてまた後日局長さんとも長い時間話をさせていただく機会いただきましたけども、ビジットジャパンと港湾の予算とがリンクしていくような予算のあり方というのをお願いしたいと、そうじゃないと輸出もされないじゃないかというふうに、この機会を港湾局も逃したらいか

んのじゃないですかという話もさせていただきました。

その地方整備局長さんも来月の末に対馬に初めて地方整備局長が2日間入り込んで、現地を見ましよう、まさに皆様方が推し進めていただいております国境離道ということの現状を、どうハードをつくり込む、九州地方整備局は、お手伝いできるのかとかという視点で自分も入り込みますということで、今日程調整をしてるところです。いろんな形で今おっしゃられた問題等々についてきちんと2日間にわたってお伝えをしながら、全てそこで解決するという問題ではありませんけれども、そこが受け持つ分野において、1つずつでも形になっていくようにこちらは努めていきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その件についてはこれで終わります。

それと、最後にツマアカスズメバチ、このことについてある上のお方がてんでそのミツバチの蜂がおらんごとなってしまう、蜜も取れない格好で、この23年度から被害が出ておるというふうに本人は言っておられました。そして近辺の4地区の仲間の20名足らずの方の実績を私は数字で見ましたが、6割以上を超えた被害です、上のほうは。だから蜂の穴から蜂が逃げた、蜜がたまらないという非常に大きな被害になっております。それで、下のほうがどうかといえば、下はそんなに捕獲調査で実績が少のうございます。ところが下も蜜がたまらん、蜂が逃げたという話を私の町では聞きました。これは、ウィルス性の子出し病という物の言い方されておりましたが、それではなかろうかということで、少々原因が違うようですが、市のほうの農林部のほうは、蜂蜜の年間の採取量といいますか、これは把握されておりますか。何かあれば、もしありますか、ないですか。

多分、半分以上従来より蜜がとれておらないということじゃなかろうかというような話も聞いております。市長、この蜂蜜の将来の商品開発もしくはその位置づけというのは、どのように捉えておりますか、そこらをひとつお話聞かしていただきたいと思うんですが、特産品として将来像は。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 日本ミツバチがこの対馬の自然の中で採取してくる蜜っていうのが、多くの方たちから絶賛をされ、高い価格で取り引きをされております。どうかしてそのあたりの自然が破壊されないように、やはりしていくことによって、蜜自体もふえていく、本来であればふえていくというふうに思っていますし、限られた島の面積でございますので、爆発的にそれがふえるのかどうかというのは私も計算したこともございませんけれども、ほかの外来生物とか、また今おっしゃられたウィルスによるようなことで、この大切な日本ミツバチが減っていくというようなことのないような処置を、私どもは講じていきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 最後ですが、環境省が直接平成26年10月から直接予算充当を行い、今後もその対応をやってくということで報告が聞きましたが、担当部署でも結構ですが、その調査チーム、要はどこに巣がありますよ、これ山の中で広大な山の中で探すことに限界がございましょうが、そこらのことと、そして巣を叩き落とすと言いますか、除去することのスキームとかいうか、そこらあたりの構想というのをちょっとあればお聞かせいただけませんか、将来構想。というのが、短期決戦をやはり上のほうやらないと、これをぼつぼつやれば、いつまでたっても20年かかっても困るわけですから、できれば短期決戦型でこれは臨むのが私は兵法といえますか、そういうふうな戦略をつくらないかんと思うんですが、そこらあたりを環境省に要請、要望せんにやいかんじゃないですか、地元として。もしそういうふうな思いがあれば、担当部長でも結構ですがお答えください。なければ結構です。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 方法といたしまして、議員さん御存じのとおり物理的防除そして科学的防除という2種類の方法があるんですが、今のところ科学的防除のきちんとしたものについての知見っていいですか、確立されたものでございまして、相変わらずやっぱり物理的防除に頼るしかない、それで環境省といたしましては、来年度の平成27年度に向けて概算要求を現在されております。しかしながら、その具体的な組み立てと申しますか、議員さんがおっしゃられた具体的な組み立て内容については、まだ環境省のほうでも検討はされてないということで、環境省に照会したところ、今の時点ではそういうことでありまして、概算要求だけを現在行われてるということでございます。内容については、主にやっぱり物理的防除が中心のものだろうというふうに考えております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 少々遅いような展開が思われます。イノシシもそうですが、もう止まらんしなですもんね、増えていけば、なかなか止め切らん。なかなか難しい広大な山林の中でそれをやっしまえということもまた酷なことで。ただ上のほうが蔓延、下まで余計来とらんような調査報告です。できりゃあこのうちに今の状況を少しでも除去できるような方向で、担当部署と環境省は連携して対処していただきたい、このように思いまして一般質問を私終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は3時からとします。

午後2時44分休憩

午後2時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 清風会の船越洋一でございます。通告に従いまして、南部地域の振興策について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

1点目は、旧豆敷支所跡、これは住民センターを含みますが、南部地域の拠点として活用できないか。

2点目は、乱川上に離合場所の設置はできないか。

3点目は、空き家の活用策について。

4点目は、バス停に待合所の設置はできないかであります。

御承知のように対馬は、南北に82キロ、東西に18キロと日本列島の縮図のような島であります。

現在の島の構図を見てみますと、韓国からの観光客の増加に伴い、まず中心は城下町である厳原を拠点とした首都機能の充実を図っていると思われまます。宗家墓所、金石城跡、清水山城跡と3つに国指定史跡を中心に現在（仮称）観光交流センターの建設が着工し、来年4月にオープン予定であり、また県立資料館の建設の協議が進められており、また厳原市街地の大通りと川端通りを結ぶ横町線の計画、あるいは市街地の国道の改良等も進められております。旧厳原町時代からの懸案事項でありました佐須坂トンネルも平成28年春には開通予定であります。このトンネルの開通により、佐須地区の活性化に大きくつながると思われまます。

また美津島町では、新病院の建設も急ピッチで進められており、来年5月オープン予定であり、また大型店舗の進出も続いております。

一方、北の玄関口である比田勝地区でも、国内航路のターミナルも完成し、本年度は国際ターミナルの建設も始まっております。

南の玄関口厳原港と北の玄関口比田勝港は、国道382号線につながっており、国道、県道の改良工事も進められておりますが、まだまだ未改良のところも多々ありますが、順次計画はなされていると聞いております。

そこで、厳原以南のほうを見てみますと、県道、瀬浦厳原港線の改良も内山坂トンネルの開通により、利便性もだいぶよくなってまいりましたが、まだまだ未改良のところが多く、早急なる改良が望まれます。

このような状況の中で、南部地域の豆敷地区が取り残された地域のような感がいたしますが、市長はどう思われるかお聞きをしておきたいと思っております。豆敷地区は、昭和32、3年ごろは、3,000人近くの人口であったと聞いておりますが、現在では人口800人程度に減少し、所

帯数は4 1 6世帯、高齢者率は4 3%になっております。

しかしながらこの地域は、日本のルーツが秘められた地域であり、歴史、民俗、風習と他に類を見ない貴重な文化遺産の宝庫であります。このような地域を後世に継承していくのが我々の責務だと思っております。

そこで、1点目の旧豆殿支所跡、これは住民センターを含みますが、南部地域の拠点として位置づけ、地域内に残る文化、民俗、風習等の資料並び近年仏像の盗難等もあり、文化財の管理も徹底しなければならないと思っております。多久頭魂神社に保管されている国、県指定の文化財を展示できる資料館及び道の駅的な地場産品が販売できる施設としての活用ができないかお伺いをいたします。

また、地域内を観光するには、観光バスの乗り入れが不可欠だと思っておりますが、道路が狭く離合する場所が必要であり、乱川上に二、三カ所程度離合する場所の設置ができないか、これもお伺いをいたします。

次に、空き家の活用策であります。現在地域内には百数十軒の空き家が点在しておりますが、島おこし協働隊の活用はできないか、これもお伺いをいたします。

次に、バス停に待合所の設置はできないかあります。地域内には3カ所のバス停がありますが、3カ所とも待合所がなく、雨または冬場は特に高齢者の方々はつらい思いをしてバスを待っている状況であります。来年5月から病院も美津島まで行かなくてはならず、高齢者の方々に配慮をした待合所の設置ができないかお伺いをいたします。

以上4点、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 船越議員の御質問にお答えをいたします。

まず第1点目が教育委員会文化財の関係でございます。

旧豆殿支所跡を豆殿地区の文化財をまとめて展示する資料館として活用することについての御質問です。

御承知のように、豆殿地区は対馬の中でも特に多くの指定文化財を有している地区であります。主藤家住宅などの重要文化財が3件、国指定天然記念物である龍良山原始林、一部が盗難被害に遭った多久頭魂神社大蔵経など県指定文化財が3件、保床山古墳など市指定文化財が3件、さらに亀卜習俗と赤米行事が国選択の無形民俗文化財であり、まさに文化財の宝庫と言える地区であります。

文化財の保管場所については、当然所有者の意向が尊重されるべきであり、その承諾なしでは保管場所を変更することはできません。保管場所を決めるにあたっては、所有者や地区の事情、防犯や防災対策の状況、緊急時の体制等いろいろな面からの検討が必要であろうと考えます。

御提案のように、地元の文化財を地元で集中的に管理していくという方法も選択肢の1つであろうと思いますが、全体的な考え方として重要なものについては、既存の資料館や新たに計画中の博物館での活用等も含め、一括管理という方法の検討も必要ではないかと思っております。

ただ、御提案のあったように、旧豆殿支所の活用を考える上で、地域マネージャー制度に基づく地域づくり計画等により、例えば赤米行事に関するものや亀卜習俗に関するもの等、住民の皆さんで資料展示を検討するようであれば、できる限り協力をさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、所有者や地区の皆さんとの協議が重要であると考えております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 船越議員の質問に答えさせていただきます。

文化財をまとめて展示できる施設及び道の駅的なというふうなお話がありました。この道の駅的な、地場製品の販売ができる施設についてでございますけれども、現在旧豆殿小学校前の県道脇に、民間の方によって産直の駅と銘打って、出店運営がされ、地元でとれた野菜とかみかんとか果実類、さまざまな地場製品が販売をされております。

また、この豆殿地区では交流人口の拡大と人が集う活気ある集落づくりを目指すために、地場製品を取り扱う朝市開設の検討なども今なされているようでございます。議員御提案の地場産品直売所の設置については、地域の活性化、交流人口の拡大に大きく寄与するものであり、市としても支援をしなければならぬというふうに思っているところでございますが、現在既に動き出している、あるいは動き出そうとしている地域や民間の方々の方々の活動を見守りつつ、必要に応じて行政として支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、乱川に離合場所の設置はできないかと、大型バスの乗り入れがどうしても今後不可欠である、そのためにも離合する場所がないために、乗り入れが難しい状況になっておるのではないかというふうな御趣旨のお話でございました。

旧豆殿出張所跡を南部地域活性化の拠点として活用した場合、大型バスの乗り入れが予想され、大型バスの回転等が出張所跡の駐車場では狭いため、乱川部分のほうに張り出して離合場所を設置をし、大型バスの回転等が円滑に行えるようにするものと、そういう御趣旨だと理解をしております。

この場合の離合場所の設置につきましては、乱川左岸部分が主要地方道の道路護岸となっており、そういう関係上、振興局へ協議が必要であります。旧豆殿出張所の跡地利用が決定すればその利用形態に応じ、関係機関と調整をできる案件だというふうには思っております。

次に、次の御質問で空き家の問題がございました。確かに島内で997——24年度調べでございますが——空き家があると、豆殿地区にも40件あるというふうに調査結果は出ております。

この空き家対策というのが大変難しい問題ではございますが、今議員がおっしゃられました、

島おこし協働隊を活用してできないかという御趣旨が、ちょっとこちらのほうもどのような意味合いを人呼び込んで、どのような展開のお話なのかなというイメージがちょっと湧かなかったものですから、大変申しわけございませんが、席に着いたときに、はい、説明をしていただければと思います。それに応じて答えさせていただければと思います。

4点目のバス停の待合所の設置の問題でございます。

これにつきましては、1日4便2往復運行をこの豆酩地区内においてはされております。豆酩地区内のバス停につきましては、旧小学校前、旧豆酩出張所前、そして豆酩の3カ所ございまして、路線バス用の待合所は設置されていない状況であります。豆酩小学校前にスクールバスの待合所があり、路線バスの待合所としても兼用させていただいているところでございます。

市といたしましては、合併前に各町で整備された待合所につきましては、災害時等の緊急的な待合所の補修は行っておりますが、市営バス路線を除き新設につきましては、運行事業者としてのサービスの観点から、対馬交通のほうに設置していただくことを基本的な考えとして今思っております。

現在、市の地域公共交通の活性化協議会におきまして、バス路線等の再編計画というものを作成をし、島内における公共交通体系の見直しを行う予定でございます。この再編計画によりまして、バス路線の見直し等も行うこととしており、方向性ができた中で今おっしゃられましたバス待合所につきましては、対馬交通とも協議を、あらためて全体協議をさせていただきながら、市としてどう取り組んでいくのかということを考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

なお、この路線バスにつきましては、自由乗降区間というものの設定があります。逆に対馬においては禁止区間が少のうございますというか、豆酩地区においては、この自由乗降、路線に出て来た場合の路線の中に出て来た場合の自由乗降っていうのが可能であります。これらのことをしっかりと周知をしながら、利用者の方たちにとっての利便というものを高めていくようにしなければいけないと、改めて御質問を受けて感じておるところでございます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） この豆酩地区南部地域の振興策について私は2回目なんです。

1回目は、農道から多久頭魂神社の裏の農道から多久頭魂神社の横の道路の拡幅をやって、そして多久頭魂神社の前の駐車場をつかってそこに公衆トイレはできないかという質問をさせていただいた経緯がございます。その回答もまだまだ進捗状況はどうなってるかっていうのは返答いただいてませんので、どのようになってるかわかりませんが、要はそういうことの返答がくることによって、我々も次の展開というのを考えるわけですが、全く来ない中ですと次の展開をやっぱ

り考えんといかん。そうすると先ほど言いましたように、巖原から比田勝までは国道でつながってますから、ここはずっと栄えていくんです。巖原は特に今いろいろな事業やってます。ところが先ほど言いましたように、南部地域というのは、なんか取り残されたような感じがするんです。私はすごいする。そう思うんです。ですから、南部地域の振興策がどうしても考えてもらわなかんというなことで、今回の質問をさせていただくわけですが、やはりその南部地域を活性化するには、大型バスの乗り入れというのはこれは不可欠ですよ。この前のときも私もバスの乗り入れができるということ、多久頭魂神社の前に駐車場とめてそこに公衆トイレつくってやったらどうかという話もしました。ところが何の返答も来ません。なってくると、今度はまちの中にバスを持って行って、そこでそういう道の駅的なものもやりながら、地域のそのの産品も出してもらうて、そしてそこで活性化を図らないかんのじゃないかな、そういう発想に今回入ったわけです。

やはり先ほど市長の話では、県道沿いですから県との協議もいるでしょう。しかし考えてみますと、あそこに大型バスを入んことには豆殿は栄えません。地域の中が。今は観光バスが行きよるのは、美女塚を通過して尾崎山のほうに行くんです。そうすると、そこからこちらには来んわけですから、地域の中入って来んわけでしょ。そうすると地域が栄えません。だからそれをしようということで、私もいろいろ考えるんですが、この前の話もまだまだそこまで行ってませんので、今回は今旧住民センターあそこが空いてますよね。ですからそこを有効利用して先ほど教育長にもお話をしましたが、その中に資料館たるものをつくって、観光客もそこに来れば、多久頭魂神社の中にある国宝級の金庫あるいは県指定の大蔵経、そういうもんもそこで見れる、この地域というのはすごい地域やなというのが感じられると思うんです。そういう地域なはずなんです、豆殿っていうところは。教育長が先ほど説明してましたから言いませんが、そういうところの宝庫なんです。それをそういうふうなものがたくさんあるのに、活用しきらん、されてないというのが私は悔しい。何とかこれを活力を増すには、そういうことがいるでしょう。それには市長、私はそこを何とかバスが入るようにして、そこでひとつバスがとまって、そこでそこから皆さんが金剛院でも主藤家住宅でも行ける多久頭魂のほうも行ける、そこにもトイレがあります。そこでゆっくりしてください、その間に道の駅的なことでやってそこで産品を買っていただく。みかんもちょうど今から12月ですから、今からみかんがおいしくなりますよ。そういうもんもそこで出していただくということによって、その地域が変わっていくんじゃないですかということ、私は言いよる。

今先ほど言いました1点目、2点目はこれつながってますから、同じように私も質問していきますが、大体そういう発想で私も今市長並びに教育長にお願いしとるわけですから。私がこう、私だけかもわかりませんが、どうも南の南部地域というのは取り残されとるという感じが私はす

るんですが、市長はどう思いますか。私はそう思うんです。だからどんどん向こうは、ばんばん物を建っていくが、自分こちらのほうになってくると何もないよと、こうやってくださいというてもそれも通じません。これじゃね、やっぱり段々衰退していきます。

だから、1点目2点目はまとめて今話をしていますから、そこら辺のことで。教育長、今言われることは確かにその地域マネージャーもおりますから、地域マネージャーといろいろ話もせないかんでしょうが、要は今盗難事件が頻発していますね。こういうこと考えると、やはりそういうのをしっかりそういうところに納めて、今資料館、今度博物館のところに持って行ったらどうかというような話もありますが、私はその地域にその品物が今までずっとあった品物ですから、そこでなからんとだめ。そこにお客さんを呼び込んで来ないかん。博物館に呼んでくる資料はたくさんある。

ところがその地域にある宝をそこで見せんことにはお客さん来ません。もう1つ、大蔵経っていうのありますよね、県指定の。これは経典だと思いますが、あれは1年に1回ぐらい虫干しせないかんです。やっていますかね。今あそこの倉庫の中に入ってるんですが、倉庫の中に。あれも屋根をちょっとはぐられてましたけど、この前。しかしやっぱりそういうふうなテレビカメラがついとるから安心ですよとそういう問題じゃない。あれは、虫干しをして、虫がつかんように1年に1回ぐらいやらんといかん。そうせんと腐ってしもうたら、虫が食われてしもうたらどうにもならんようになる品なんです。そういうこともやっていますかと。よろしく答弁お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 豆殿における文化財っていう位置づけ、10を超える十二、三の文化財指定があので地区にまとまってあるという、まさに民俗学的な観点からいって宝庫なんだということは、もう以前からずっと言われ続けている。取り残されてるんじゃないかというふうに船越議員はおっしゃられました。逆に地域のほうからあれだけのおっきな集落です。やはり集落が一体となつての動き出しというの私は必要な時期になったんじゃないかなと思ってますし、こちらのほうからの動き出しとして、そういう地域マネージャーっていう制度を入れ込みながら、その一体感というのをつくっていくことをやっているつもりでございます。

その何回も話し合いはマネージャーもしてくれてると思います。地域の出身の人間ですから、地域の実情もわかった上でやっておりますけども、そういう中、どのように地域づくり計画つくりかということで素案的なものもちよつと見させてはいただきました、以前。

先ほど朝市の開設なんかを豆殿でやってみようじゃないかという話もあります。実は先週も都会のほうから女性だけのツアーが豆殿に入り込んで来る、そして先ほどおっしゃられた、あそこが持っているみかんというもののみかん狩りをみんながされる、女性陣がついていうものが幾らでもあるわけですよ。そういう中での十二、三ある文化財の説明の仕方とか、ただ単に見せるだ

けではなく自分たちの集落の今までのきた歴史っていいですか、ほかとの違いとかいう部分を伝えていく語り部みたいなのも育てていかないといけないし、若干違う豆殿弁です、豆殿弁でやはり話していくこともすごく大事だというふうに思っています。

そういうそのあたりのつくり込みっていうのをまさに地域づくり計画の中に入れ込んでいく、そして今おっしゃられたように、そのときに人が入って来てもらわんばいかんけども、どのように車駐車させるとか、どう離合させる、どう回転させようか、どこに人を集め込んで、そこにどう多くの豆殿の人たちが絡んでいくのかいうことをまさに今つくってもらおうとしよるところであります。

私きょう、船越議員のほうからこの南部地区における、おっきな意味の振興策ということの御提案受けたわけですが、私自身も感じるところは一緒なんですけども、今この話を議員さんがおっしゃってある話というのも、豆殿の人たちも聞いてあると思います。また、うちの地域マネージャーも聞いてると思います、どこかで。そういうのをどのようにその地域づくり計画の中に入れ込んでくるかということ、私どもは地区の皆様にもお願いをしたい、私どももそちらに誘導をしていくっていうことが、すごく大切な今時期なんだろうと思っております。

そういう意味において、船越議員がああ宝庫である豆殿っていうところでの提案をしていただいているというのは、豆殿地区民にとっては、大変ありがたい話なんではないかなというふうに思っておりますし、自分どももそのことに向かって、豆殿の人たちと一緒に支援をしていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 先ほど管理について大丈夫かというお話でしたが、いろいろな事情があって詳しい具体的なことは言えませんけれども、適正に管理されていると認識をしております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） まず教育長からいきましょかね。適正に管理してますか。大蔵経は年に1回虫干ししてますか。私はしてないと思う。それは適正って言わないんです。文化財をやはりそういうものを後世に残していこうっていうのは、教育委員会の文化財課っていうのは、後世にそういう虫がついてぼろぼろになったら後世には伝えられんわ。そうなる前にそういう管理というのはしっかりしとかなないと、文化財というのは。私はそう基本的にはそうだろうと思う。それは特に多久頭魂神社のところの大蔵経が入ってる小屋なんかっていうのは、夜なんか誰もおりません。昼でもそんな行かんわけですから。そういうところに置いとけば、例えテレビカメラをつけてますから大丈夫ですよと言うたものの、この前みたいな韓国人が来て、誰もおらんっていうことになると持って行こうと思えばすぐ持って行けますよ。テレビのあたりもペタンと何か張っとけば映らんわけですから。

だからそういうことする人は知恵がついとるんです。だから大丈夫、大丈夫っていうことじゃない。だからそういうことも含めて、やはりそういうところにせっかく住民センターも空いてますので、そういうところに展示をして、資料館的なものをつくって、しっかり管理したらどうかということを提言をしとるわけです。

それと市長、先ほど島づくり協働隊、それ一緒に言いますから。要はその空き家が今百何十軒か、この前数えてもろたらありました。まさに今、先ほど私言いましたように、800人ぐらいしかもうおらんようになった。そこ中で高齢者率は43%です。半分は高齢者なんです。そういうところに、地域で何かやるからもう市も応援しますよって言うたって馬力がないです。だからそういうところにそういう協働隊の人たちが入っていただいて、そして違う感覚で物事の発想を組み立てていただいて、それで活力を生み出していくとそういう指導もやっぱり必要だろうと思うんです。

例えば今までずっと豆殿の人たちがいろんなことを考えるけども、俺たちはやっぱりこれくらいのことしか考え切らんぞと、こうがいいじゃないとかああがいいじゃないとかそんな話ばかりで終わってしまうと。ところが、違う観点から今言うたような史跡文化財がそんだけたくさんあるとこであれば、都会から入って来た人は、こういうのに有効利用しないかんいう発想が違うと思うんです。そういうのを引き込んでくださいと、そういう人たちに。空き家がそんだけあるわけですから、それに伴って空き家対策のいろんなアイデアが出てくると思うんです。それをそういうふうな利用の仕方、使い方をしていってもらえませんかということですね。

もう1つ待合所の件なんですけど、この前私、旧巖原町の、美津島町は旧町時代に待合所をたいていつくってるんです。ところが巖原町はあまりつくってない。旧巖原町の尾浦からずっと回って安神までずっと回って来たんです。待合所があるかないか。回ってきました。そうするとおもしろいことがあるんです。尾浦、安神なし、久和が1カ所あります。内院は2カ所バス停ありますが、1カ所あります。浅藻は1カ所ですがあります。豆殿は3カ所ですがありません。それから瀬は2カ所ですが2カ所とも待合所があります。内山も2カ所ですが2カ所とも待合所はあります。久根浜もあります1カ所ですけど、1カ所。久根田舎も1カ所あります。上槻も1カ所あります。それから椎根も1カ所あります。ところが小茂田方面はずっとないんです。阿連に1カ所ある。ずっと私回ってきたんです。1日かかりませんでしたけど。

やはりこれぐらいに地域の人たちがこっだけ高齢者がふえてくると、先ほど市長は今度病院が新病院ができるんで、やっぱりバスの体系の今組み直して、いろんな体系を組み直そうとしよると思うんですが、やはり高齢者がふえてくると、今すぐで言ったってそこ行きよったってけまつれるかもわからん。バスはそこにとまってくれるからいいぞとて言うたって、はあバスが来よるけどあわてて来よったらけまつれるかわからん。やはり、豆殿にでも1カ所ぐらいいますよ。

どうですか。1カ所ぐらい、そりゃ交通会社にも補助金というのは出とるわけですから、市の権限がないわけじゃない。特に安全・安心して暮らせる島づくりをするのであれば、そういう年寄りにも高齢者の方にも優しい島づくりもせないかん。そういうところに配慮した気持ちも私はいると思う。どうでしょう。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、全旧巖原を回って来ましてっていう話でございました。今、場所をこうないところあるところの話聞いてて思ったんですが、もしかすると中学校の拠点校っていいですか、そういうところに来る集落っていいですか、にバス停が待合所が用意されてるのかなど。逆にその拠点地域がバス停が欠落したのかなというふうに、今こう話を聞いてて思いました。それは、今までのことでございます。決してそれだからいいっていうものではありませんが、先ほど言いましたように、自由乗降っていうことで、路線のところまで出てくれば乗れることは乗れるんですね、これは。皆さんが皆さん、その路線の近くに家があるわけではない。確かにそこまでは出て来ないといけない問題、もしくは他人のっていうか親戚とかあるかもしれないけれども、人様の家の軒先を借りるみたいなこともやはり落ちつかない部分もあろうかと思えます。そういう意味において、今3カ所、1カ所はスクールバスの待合所があります。3カ所がない状況でございます。どのような場所がほんとでいいのかっていうことと、今の元のセンターですね、センターの位置の使い方のお話もありました。建物の中の使い方と外の使い方あわせておっしゃられました。そのあたりも一緒にこれは、組み立てていかないとばらばらになってしまうも無駄になることも考えられます。

これ、このまま帰りまして、帰った後にマネージャーのほうに1回おろしてみます。今の言われた3点とかいうのをどのように組み立てていくか、今宿題を私は船越議員さんからもらいましたので、それについてはどういう形がいいかっていうことを、地域にも1回おろしてみたいと思いますのでどうかそれは先ほどの話ではありませんけれども、きちんと回答はしかるべきときに返したいと思いますので、御理解いただければと思います。（「いいですか、言わなくていい」「済みません、協働隊の話」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 協働隊のお話がありました。趣意書の中には空き家対策としての島おこし協働隊という表現になってる。空き家対策どのようにというふうなことがあったものですからお尋ねしたわけですが、趣旨はわかります。島おこし協働隊を募集をかける前に私ども部局、それぞれの部局のほうとかJAとかいろんな関係団体、公的団体のほうに一応おろして、どういうものがどういう使命をもった人が業務が求められているのかということこう拾い出ししてるんですけども、今の言われた部分については、地域とか地区のある意味問題っていうのを、地区まで

は正直言うて聞いてない状況でありました。全部におろしたとき大変なことが起こるっていうこともどっかであるのかもしれませんが、自分心の中に。

しかし、43%とかそういう数字まできてる地域、そして何十件も空き家が見受けられる、そしてたくさんの文化財とかいうものがある地域において、新しい知恵を入れることによって物事は変わるではないかという御提案を受けました。

今12月に入ってから募集はかけておりますけども、随時の募集も可能でありますので、今言われた部分について、組み立てを追加の組み立てっていいですか、それをちょっと内部でやる価値あることだというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） ぜひですね、市長そういう発想のもとにあそこにあれだけのものがあるわけですから、じっとほったとくわけにもいきませんよと。だから私の提言があるんですが、「掘り起こせ活力、よみがえれふるさと」という言葉があるんですが、これは死んだ吉見県議が残した言葉なんですけども、私もその言葉大好きで、これ私もずっと使ってるんですけども、まさにそのとおりでと思うんです。活力を掘り出してくる、そして昔のみたいなそういう地域によみがえれふるさというぐらいに、やはりそういう環境づくりはしていかないかん、私はそう思う。

もう1つは、今先ほど言いましたが、美女塚茶屋があります。ここは尾崎山に続いておりますが、雷神社のとこに道路がありますがここは車は小さい車しか通れませんよね。そうすると美女塚茶屋のほうに入っていくとバスはもう回って来ると思うとまた回って来ないかん。あそこから1本県道のほうに豆殿のほうに向けて道路1本通したらどうですか。そうすると美女塚茶屋通ってそのままずっと来れる。部落のほうに入って来れる。わかりますか。美女塚茶屋にはトイレもあります、休憩するところもあります。そうするとそこからその道路から尾崎山に行く道路から途中から山、低い山のところ狙って道路1本県道に出して来る。そうすると部落のほうに入って来ますよと、地域の中に入って来るだろう。そうするとあそこぐるっと回ってしまえる。そういうこともやっぱり考える必要があるんじゃないかなと思います。

先ほど島づくり協働隊のその方の話をしましたけど、やはり地域というのは地域マネージャーがいても、そこの古参の人たちとか長老の人たちとかそういう人たちとの話になると、お前は何かとと言われると、もうあんまり突っ込んで言いきらんごとなる、部落の人間ですからね。そうするとやっぱり違う血が入って来て、先ほど言うような、そういう血が入って来て、全体的にその地域のやつを全体的に見た中で提言をしていって、地域マネージャーと一緒にやっていく。そういう血は入れてかないかんと思う。そうせんとそこ変わりませんよ。なかなか変わるもんじゃない。そういうところに活用してほしい。言い出すときりがないんですけどね、まだまだ言いたいことたくさんあるんですけど、民宿っていうか民泊ありますよね。ああいうところも結構今人

気があって、都会からも来ていただいておりますよ。その人たちもやっぱり自分たちが車を運転してその人たちを連れて、ずっと対馬をずっと案内して回って、そして喜んで帰っていただいております、そういう状況もあるんです。だから、やろうと思えば、そういうこともそこででもできるでしょうし、対馬全島どこでもできると思うんですが、やはりそういうふうな発想も、若いそういう人たちに入ってきていただいて、違う感覚でその地域内を見ていただいて、そこの中でどうしたらこの地域がよくなっていくか、こういうアイデアをしっかりと出してもらうた中で、その地域の活性化を図っていく、振興策を図るということは、これは必要だろうと思う。だからぜひその点も含めて、考えてみてください。

それと先ほど言いました、乱川に離合場所の設置、これについてもぜひ検討してくださいよ。地域の中にバスを入れるようにしてください。そこをそうせんと、物事は先にずれません。部落の中にその地域の中に大型バスが入ってくれば、入るようになれば、物事は変わっていくんです。ところが組み立ててもらうて、その中で対応を考えましょうって言うたって、どちらが先かってこうなるんです。

だからできるところは行政がそうやってしっかりやった中でそしたら必ずついてきます。物事は開けていきますよ。そういうことも含めてしっかり担当部長も含めてしっかり市長も協議をしていただいて、南部地区の振興策については、るる私も言いましたけども、私が言いましたように何かちょっと取り残されたような感がするなって言うのは私だけかもわからんが、私はそんな感がするんで。だから絶対どうしてもここは北と真ん中と南とこれだけはしっかり繁栄させないかん、活性化させないかん、真ん中と北だけがよくなってもいいかん、南の端までも対馬というのはよくならんとだめなんです。そのだけの要素をみんな持つとるんですから。ぜひその点は取り組んでいただきたいと思います。最後に、今まで私もいろいろしゃべりましたけども、そこら辺のことで市長の意気込みをちょっとお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど民宿の話がありました。民宿の方も私そのツアーを見送りにジェットフォイルに行ったときも、見送りに行ったお客様は豆餠にたしか民宿に泊まれたと思っております。その方が次のお客様をジェットフォイルにお迎えに来てありました。このようにして豆餠の魅力とかいうのをわかって、伝えていってあると思います。発信を自らもされてると思います。そのあたりがどんどん広がっていけば、豆餠ってところの本来の価値っていうのがわかっていただけるはずだと思っておりますし、今の時期の豆餠みかんのすばらしさっていうのをたまたま一緒に来た王監督の娘さんの王理恵さんは、それこそ喜んで食べて持って帰ってありました。

こういうみかんっていうのが、佐世保の女性でしたけども、いやないと、県内にもこういう味

の味が濃くて、やはりいろんな視点とか観点を持った方たちを楽しませることができるだけ、何か深みとか広がりとかいうのを豆殿地区っていうのを私は持っていると思うんですね。そこを豆殿の皆様方も気づかないといけないし、先ほど御提案がありました、外の人方が入って来て、その部分を覚醒させるということも行政側の施策として必要なのだというふうにも感じた次第です。

乱川の上流の拡幅のお話がありました。一部何軒か、何軒ですか、家が道路際にはあります。それがすぐ可能なかどうかわかりませんが、少なくとも分遣所を豆殿に今消防署を設けさせていただいておりますけども、あの県道との分岐点っていいですか、あの部分についての道路については、一定の幅員をきちんととった広い幅員にあそこはしております。それをどのように上流側につないでいくかということの御提案があったものと受けとめて、行政がやれば必ずついてくるよって、今船越議員がおっしゃられましたが、なかなかそうもならない部分もありますから、そのあたりの方向性とかいうものを地域の方向性とかいうものをきちんと私どもも確認しながら、またこちら先ほどの協働隊の話じゃないですけども打ち込みながら、いっしょに走って行くというふうな体制を整えなくてはいけないと思いました。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 乱川の橋の離合場所の分ですね。これは今消防署ができたところ、拡幅しとるところにそれをつくれということじゃなしに、途中なんです、私が言うのは。（「道路」と呼ぶ者あり）道路、道路何というか豆殿の旧支所跡、ここを有効利用しようというわけですから、だからその右てにある川、これ個人の家にはずっと橋がかかっていますよ、あそこは。だからそこら辺で何か所かつくることによって変わりますよという、そこなんです。（発言する者あり）あそこじゃない。（発言する者あり）いやいやそれは雷神社は、家を立ち退きかけんと入らんでしょ。だから、私がさっき言ったのは、美女塚茶屋、美女塚ありますよね、あそこを過ぎた巖原のほうから行ったらこう下り坂になると思いますが、そこから山を突っ切って1本道路をつくったらどうですかというんだ、県道に向かって。あその山低い山やから。（発言する者あり）そこまでいかんけど。だから、そういうことも含めてその豆殿地区の振興策を考えていただきたいということなんです。だから市長、その地域を思えばやれんことでもやれるんです。ぜひそのつもりになって、豆殿地区の南部地区の振興策をしっかりと考えていただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで船越洋一君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） あすも定刻より引き続き市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後 3 時50分散会

平成26年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成26年12月12日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成26年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は2人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。3番、入江

有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。入江と申します。よろしくお願ひいたします。

一般質問に入ります前に、市の市政について、管理体制にちょっと不備がありましたことを発表させていただきます。

今、衆議院議員選挙の看板が張ってあるんですが、その看板が業者の仕様書には、ポスターの掲示板は全部新品に限るってということで仕様書に、業者に出てるんですが、その看板が古い看板の使い回しをしてあったんですよ。それで私は、選管のほうに何回か行きまして、そして、一応証拠写真も撮っていきまして、やっと動き出しましたけど、こういうのは業者の悪質なやり方だと思いますので、市としても看板ができ上がった時点で検査をすとかいうことをしていただかないと、不備のままの看板にビラ張ったんですよ、もう。

それから、私から指摘をされて、やりかえて、張りかえるということになったみたいですから、もうちょっと、給料をもらってるんですから、もうちょっと頑張ってくださいよ。

それともう一つ、新たに生じた土地に、埋立地に、平成15年の2月から製氷工場を、大船越なんですけど、製氷工場を建てて、11年もの間にわたって対馬市の土地を無断使用してるんですよ。

それで、一応漁民の人から忠告があって、私も行きまして、写真を写したりして、漁民の人からとか、漁協からとか、話を聞きましたら、建ててる本人が全然許可もなしに11年間にわたってしてたんですが、基盤整備課に6回ぐらい行きましたかね。そして、基盤整備課も一応現地まで行っているいろいろあれしたんですけど、やっぱり対馬市が11年間にわたって全然わからないまままで使用させてみたいなんです。だから、こういうことにならないように、もうちょっと管理体制をきちんとしてもらいたいと思います。

以上です。

一般質問に入ります。一般質問に入りますけど、病院問題は一応4人の議員さん方が一般質問されましたので、私は別の方向から質問させていただきたいと思います。

市長にお尋ねしたいんですが、1日目の協本議員の一般質問でも病院企業団と連携をとって話し合いをしながらやってますということを書いてあったんですが、何度も何度も、この4人の議員さんたちが質問される時に言われましたが、いつごろから企業団と話し合いをしてあったか、何回にわたって現在まで話をされたか答弁願います。

そして、私の一般質問で、3月、6月でも県のほうから何も来てないということを書いてあったんですが、12月19日に皆様のお手元に渡してありますが、12月19日に6項目にわたって県のほうから言ってきてるんですが、それも市長は全然来てないという返事だったんですけど、ち

やんと証拠を出してますので見てみてください。

もう一つ、社会福祉法人梅仁会についてなんですが、社会福祉法人でありながら、全国探してもないような恥ずかしい不祥事を起こした梅仁会に対して何の処分もしなかった、その上にグループホームの公募をした際に、10月4日の公募のときには、もう梅仁会に決定していたということで、その土地が24年の10月4日に選定会議をしたんですけど、6月には、もう建物をといて造成ができておったということなんです、この土地はどこの土地か市長はわからないと答えられましたが、前回のときに、わかってあると思いますので答弁願います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 入江議員さんの質問に答えさせていただきたいと思います。

何回、県のほうと交渉というか、やってるんかというお話がまず1点目にありました。（発言する者あり）病院企業団ですね、はい。（発言する者あり）はい。（発言する者あり）申しわけございません。いつからの始まりのことですか。いつからのことを。

○議員（3番 入江 有紀君） いつから交渉を始められた。

○市長（財部 能成君） 今年度については、まず私どもは職員のほうが行ってる、打ち合わせをしてるケースが三、四回あります。そして、私自身が企業長に会ったのも当然あります。そういうふうな回数でございます。今年度に限っての話でございます。申しわけございません。

○議員（3番 入江 有紀君） 一番最後は何。

○市長（財部 能成君） 最後ですか。11月の28日ですね、先月の。それは、11月28日というのは、あくまでも向こうの場に出向いての話です。当然、電話等のことは、それ以上にずっとあるわけでございますが、面談っていいですか、そういう形のは今言った回数でございます。

それと、もう病院企業団に、病院問題について申しわけございません、もう1点ありましたですね。すいません、ちょっと書き損じたんですけども、御質問が、病院企業団に関しての、申しわけありません。

○議員（3番 入江 有紀君） 病院企業団。

○市長（財部 能成君） 絡みの質問がもう1点あったと思ったんですが、すいません。

○議員（3番 入江 有紀君） 25年の12月19日、医療政策課のほうから6項目にわたって。

○市長（財部 能成君） あ、わかりました。

○議長（堀江 政武君） 市長、一応、答弁してからですよ、後ほど一答一問でやるようお願いいたします。

○市長（財部 能成君） すいません。12月19日で。

○議員（3番 入江 有紀君） 去年。

○市長（財部 能成君） 去年ですね。それについては、今後の手続論としてのこういう資料が今後必要になりますよというのを向こうがメールか何かでお示しをされたんだろうと思います。

私ども、前議長と行ったのは（発言する者あり）議会が終わっての2日後ぐらいだったと思いますので。

○議員（3番 入江 有紀君） 12月18日。

○市長（財部 能成君） だから、その恐らく前のときか、向こうが出された日がいつかはちょっと私もわかりません、正式な私どもに届いた日はわかりませんが、こういうものが今後のあれとしては必要な項目ですよというふうなことをお示しをされたのであって、私どもが議長と行ったときに、これこれをというペーパーをもらったわけでも、要望は出しましたけども、それに対するお返しというものはなかったということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 一応、答弁してください。

○市長（財部 能成君） 峰の杜の件、おっしゃいました。峰の杜についてのお話。ああ、所有者のお話ですね。申しわけございません。

通告外でございますので、私も今思い出しますが、所有者については、あ、今わかっているでして言われました。私は以前、峰の杜のことが、ここでおっしゃられたか、どっかで言われたと思いますが、その後はずっとどこのことを言っているのかを自分の中で、その場所について考えてみました。それについては、私、今おっしゃっている法人については、私のいとこが元理事長をしておるところでございますが、そのいとこから見ても、私から見ても、親戚の確かに土地のことなんだろうなあというふうに思って、後でその場所と自分の親戚のことを思い浮かべたところでございますが、その親戚も、もうこちらにはいないものですから、私どももそのことについて関与することもなくずっときているというのが事実でございます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 順番をちょっと狂わせて峰の杜のことからしたいんですが、24年の10月4日に選定会議っていうのを7会社でやったんですけど、そのときにじゃんけんかくじ引きで不公平にならないようにっていうことで意見が出まして、1時間半にもめてやったんですけど、市のほうとしては絶対じゃんけんとかくじ引きは絶対しないということで、もうそのままになったんですが、ところが、選定会議が24年12月4日にあったときは、その前の6月には、今、峰の杜が建った土地は造成がされて、建物が阿比留大工さんという方が建ててあったんですけど、その建物もといて、造成がされたので、近所の方が何ができるやろうかっていうことで梅仁会に質問したら、梅仁会が、あそこは私たちがグループホームをやりますと、それが、

もう7月だったんですよ。まだ選定会議が10月で。それで、入れてもらえんかどうかということで3人の方が申し込みをした。そしたら、いや、あのグループホームは動ける人しか入れませんから、おたくたちは入れられませんということで一応お断りされてるんですが、選定会議が終わる前に、そういう話が出て、あの市民の方がわかつたということ自体が、もうこれはおかしい、おかしい選定だと私は思うんです。

何もかもやっぱりこういう親戚主義のことをされたら、やっぱり市長はですね、みんな黙ってありますけど、ちょっとこういうことはやめたほうがいいと思います。

病院問題に入ります。病院企業団と今3回ないし4回、協議をされたということですが、私は27日の日に病院、長崎県まで行ってきて、安永部長にもお会いしてきたんですが、市が話し合いに来たのは10月だったんですよ、1回目。それで、全然病院企業団のほうには相談があつてなかったんです。だから3ないし4回というのほうですよ、これ。もうちゃんと安永部長から話を聞いてきてますので。

それで、11月の28日までに、この6項目を出さないといけないということで、10月3日に1回持っていったんですよ。9カ月後の、去年の12月に出しなさいという、この6項目の、この用紙が流れてきてるんですよ。それも出さずに、9カ月、10カ月後の9月3日に持っていったんですよ、県に。不備だから突き返された。今度はその次が10月28日に持っていったんですよ。その前の日の、私が10月27日に企業団にも医療政策課にも行って話をしたんです。

そして、9月3日に持っていった書類もまともじゃないで突き返され、10月28日に持っていった書類も突き返され、して、去年の12月から、この何で、この10月28日の突き返されるまで、何で書類を持っていかんやったかということですよ。

この医療法第30条4の第7項ですよ。この書類なんですけど、医療政策課にも尋ねてきたんですけど、これは12月19日に対馬市に流しておりますと、それで、早く出していただくようお願いはしてたんですが、9月3日に初めて持ってこられましたと、9カ月後のですね。

そして、11月の28日にまた突き返した書類を持ってきた、でも、その28日に持ってきたのも不備だった。それで、タイムリミットっていうのが11月の28日だったんですよ。これまでに間に合わないなら、来年の審議会には出せませんよということと言われて、11月28日にぎりぎりに持っていったんですよ、また。

それで、私もそれまともでしたかということを知ったんですけど、対馬なりの書類でしたという返答が県から返ってきたんですよ。だから、恐らく私はこれは1年もたっているいろいろ市としてもつくりきらんやった書類と思うんですよ、これ。確かに私たちも見てみたら、これ難しいんですよ。難しいから、これ、この書類が今度の28日にまともだったら県にお伺いを立てて、それ

から医療審議会に出しますよということですから、この書類が何で今になって出さないで、途中でずっとお伺い立てるように出したらどうだったんですか。

そして、病院企業団にもですけど、きのうのずっと一般質問を、こう二、三日、いづはら病院跡地の聞いてきましたけど、あそこの病院が5月に開院になって、外来はどうするんですか。外来ができないじゃないですか、しばらくの間は。その間でもですよ、安永部長は、市長さんから御相談は一切あっておりませんと言われたのが10月の27日です。私が行ったときです。

ただ、あそこの病院を何もないようにして明け渡してくださいというのが対馬市の意見ですから、私どもはそうせざるを得ませんと。それで、病院を残してもらいたいなら、もうちょっと前から企業団のほうに外来だけでも残してもらえんדרוךかというような、そういう相談を何でしてなかったんですか。お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その外来の問題につきましても、この対馬いづはら病院が別地に移ることについて、それから速やかに次の医療行為ができる施設にはなりませんと、一定期間の空白期間は余儀なくされますということは、この場でもずっと言ってきたと思います。

と申しますのも、病院企業団のほうは今外来の話とか言っておられますけども、当初基本計画をつくられた段階において、そこのところは完全に失念されてると私は思っております。病院企業団そのものが。

そこで私どもは、企業団のほうは、介護施設に専ら特化した方向をとということを打ち出されたわけですね。しかし、厳原地域の方々にとっては、医療施設というものが必要ではないかということの方向で私もケアミックスという方向を打ち出させていただいていたわけでございます。明らかに病院企業団の考えている方向と私どもの市民が思っている方向はかけ離れているということが大前提にあるかと思えます。そこが最初の（発言する者あり）部分だと思っております。

書類のやり取りについて、6項目の問題については、当然この病床をどのような病床にするのかとか、要するに、特例の対象となるような病床の種別とか理由とかいうところを組み立てていくためには、どういう病院が対馬の医療需要を考えたときに基幹病院を補完しながらやっていく病院はどうあるべきかということをもまず詰めないで、それがこれはつくり出せない、私どもだけでは、ということの御理解はいただきたいと思えます。

それと、病院企業団そのものが、診療報酬の改定がずっとあってきております、最近。それを受けて、どのような統合病院の病床の割り振りっていいですか、するのかということも確固たるものにまだでき上がってなくて、7月の時点だったと思いますが、その方向性が決められた。それを受けて補完する病院の形というものも詰めに再度していくということを行った結果、この協議といえますか、特例に基づく細部の話し合いというのがおくれたというふうに御理解をいた

できればと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 3ないし4回、話し合いをされたと言ってますけど、きのうの脇本議員のときにも言われたんですよ。病院企業団と連携をとってって言ってありますけど、病院企業団との連携は一切とってません。もうちゃんと安永部長からきちんと聞いてきてますので。

何でかという、新聞報道で和白が来るということはわかってあったんですよ。それで、私が行ったときが27日です、10月27日。そしたら、安永部長が言われるには、このように言われたんですよ。市長さんが、あの和白病院を持つてくるということは、私どもがどうこう言えません。それで、私どもとしては、新病院に赤字が出ないように一生懸命頑張るだけですよ、そのことだったんですよ。だから、市長が言われた3ないし4回はうそですよ、これ。うそじゃないですか。いつ、これ、安永部長がうそを言うんですか。市長と話し合いはしておりませんって言ってますよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 安永さんが入る会議と入らない会議というものも当然ございます。この福岡の池友会、和白さんですね。ここの問題については、発表を市民にここでまたさせていただいたわけですが、その前には当然企業長のほうにも話あります。しております。そして、さらに数カ月前にも、こういう法人と協議をしておりますということは企業長にも話には私が行って、恐らく1時間か1時間半だったか時間は覚えてませんが、長い時間にわたってさまざまな話し合いをさせていただいて、今に至っているということでもあります。

安永さんがうそをついてるとか、そういうことではなくて、向こうのほうの組織の中の問題でございまして、私はそこには言及は差し控えたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） もうですね、うそはつかないようにしましょう。やっぱり市民は和白来るといって一生懸命なんですよ。そして、区長会でも市長が言ってあるし、和白病院が来るようになりました。ありがとうございますって電話がかかってくるんですよ。でも、これ和白じゃなくて、子会社の巨樹の会じゃないですか。リハビリ、全国にリハビリ専門の病院じゃないですか、これは。和白じゃないから、和白病院っていうのじゃなくて、和白の子会社ということをおっしゃってくださいよ。市民は和白病院でもう信じてますから。

それと、今市長は病院企業団とやりましたと言われましたけど、してないんですよ。もういいですよ、もうそんなうそをつくようになつたら、もうちゃんと私は行って調べてきますから。だから、いつはら病院跡をどうにかして来年の5月に引っ越した後、外来でもできんやろうかっていうのは、市長としてはね、対馬の首長なんですから、市民のことを考えて外来だけでもお願

いしてですよ、病院企業団に。どうするんですか、あの32人の透析の人たちはどうするつもりですか。どんなに考えてありますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 透析の問題については、ここで前回もお話させていただきましたが、統合病院において一定のベッドを確保し、そして、今のいつはら病院の跡利用のほうにおいても、5つから10程度のベッドを用意をしていくということで、当然考えておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） それはわかりますけど、もうあそこですね、いつはら病院の跡地の器具類は全部持ち出すんですよ。だから空になるんですよ、あそこは。それをまた和白のその巨樹の会が来て、透析病棟までやれるんですか。私はそれが不思議でたまらんですよ。本当に言うことがもう。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 蒲池グループの巨樹の会のほうですね、そちらのほうとの協議の中で、この透析のベッド数についても当然話を進めておりますし、向こうの法人のほうも5つから10ぐらいの間でやっていきたいというふうなことはきちんと話をいただいております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そしたらですよ、来年引っ越してからその病院が来るまで何年かかるわけですけど、その間はどうしますか。透析だけの時間に4時間かかるんですよ。それに南部市民から、豆殿からですよ、来るのに、バス乗り継いで行くんですが、透析患者のことも考えてくださいよ。

だから、もうちょっとあそこをお願いして、もう今さら病院企業団には外来を残してくださいということは、もうお願いはできませんよ、今になって。もう言うてあることがあれです。もう市長さんが、ただもう空にして明け渡してくださいということですから、器具はみんな持って出ますということですから、それでもうちょっと早くからですよ、その病院ができてもすぐには来れないじゃないですか。だから外来でもですよ、次の病院が来るまででも、外来でも残してもらってということをお願いはできなかったんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 昨日でしたか、その問題について答弁をさせていただきましたが、外来、この問題については一定期間どうしても医療行為ができない期間が生まれてまいりますということはずっと言い続けてまいりました。

そして、物理的にそこに外来を設けた場合、次のケアミックスの施設を、施設といいますか、

入院に変更しなければいけない、改修をしなければいけない、もしくは2階、3階とかいうものをケアミックスの介護施設等にやり変えるに当たっての期間、その工事関係がありますから、そこで病院という性格上、どうしても5月の時点で外来が入ったとしても、どこかの時点でまた空白期間が生まれてしまうんです。そのことをまずもって私は以前からも、ここでもすぐには開院はできませんと、このやり方ということは説明はさせてきていただいたつもりでございます。

今おっしゃられるように、市民の皆様には今回の統合問題で多大なる迷惑をかけることはわかっております。しかし、次の医療需要といえますか、介護需要、そういうものにこたえていくためには、今この時期をどうかしてお互いで耐え忍んでいくしかないのではないかと、だから早期に組み立てをしていく必要があるというふうに今までもここでお話をさせてきていただいた次第です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） それともう一つ、病院企業団に行き話されたことが、非常に困っていることなんですけど、医師、看護師、薬剤師の確保が新病院の確保ができてないそうなんです。それで、入江議員さん、わかった人がおられたらお願いできませんかって悩んであるんですが、新病院もこんなして医師、看護師が不足しているんですが、あそこに巨樹の会が来て残した場合、医師、看護師の確保はどうするおつもりなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その問題については、蒲池グループの理事長さん、お医者様と話す中で、医者の確保、それから医療従事者のほかの看護師さん、リハビリ療法士等々の確保については、自分たちのほうで、法人の中で組み立てをしていく。そして、学校もお持ちですし、そういう中から用意をさせていただきますという言葉、発言をされておりますので、私はその方向でいっていただけるものと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ケアミックスをつくる、つくるとずっと言って、選挙公約でも言っていますが、ケアミックスをつくるには、介護施設のほうは特老か老健っていうことを言っているんですが、これは平成13年にもう長崎県ないんですよ、もう老健なんか。だから、もう許可が出ないんですよ。

だから、これも簡単にケアミックスってずっと言われてますけど、特老と老健をつくるにも、長崎県に枠がないとできんし、でまた、それを対馬市がもらってこんといかんとですよ、枠を。だから、ケアミックス、ケアミックスってずっと言ってこられましたけど、おかしいことを言う人になって、私はずっと思ってますよ。老健と特老はもう平成13年から全然枠がないんですよ、長崎県には。そのことはわかってあると思うんですけど、だから、こんなにケアミックスつくる

にしても非常に難しいし、これは何年かかかりますよ。何年かかかるのに、その何年間の間を透析とか外来の患者さんはどうするつもりなんですか、2年も3年も。

これよくしてから、今度の2月の医療審議会に通れば二、三年でできるかもわかりません。でも、今の状態ではタイムリミットの11月28日までに持っていったんですよ、書類を。その書類がもし不備な場合は、もう没になるんですよ。だから、タイムリミットまで何で置いとかんとかんやったかということですよ。早くそれタイムリミットになる前に何で書類を出さなかったんですか。出せない理由が何かあるんですか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 最初の質問ですが、13年から長崎県内においてはもうふやすことはできないんだという趣旨の発言がございました。恐らく入江議員さんは以前の参酌基準の37%でしたか、そのことでの枠の上に、こう上限があるということでおっしゃってあると思いますが、今のこの高齢者の伸びの中で、その参酌基準というのは私は撤廃をされたと、最近っていいですか、二、三年、三、四年前だったでしょうか、たしかされたということで私は理解をしております。

それと（発言する者あり）何で書類を持っていかなかったのかということについては、先ほど申しましたようなことが理由で、協議の始まりがおくれてしまう環境にあったということをお理解をいただきたいと。向こうは出せといいましても、医療政策課が出せと言いましても、私どもは基幹病院を、対馬における基幹病院を統合病院という位置づけの中で補完する病院、もしくはケアミックスというふうに組み立てをしてるわけでございますので、その基幹病院の病床の方向性っていうのが診療報酬の改定等にあわせて変わっていったために、これが私どもも後手後手に回っていくというふうな事情も御理解をいただきたいというふうな話でございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） この書類を見てみたら、本当にこれ対馬市で難しいんですよ。これ2番とか6番っていうのは、本当に難しい書類なんですよ。だから、これを一生懸命頑張って、厳原市民のことを考えるなら、早くこの書類を出して許可をとってもらいたかった。それを本当何か医療政策課に行ってから残念やったとは、突き返されて、何で突き返されるような書類を市が持っていくんですか。恥ずかしい。

今度また28日に持っていったのも、対馬市なりの書類ということはどういうことなんですか、もう。本当に私もう恥ずかしい、もう恥をかいてきましたよ。本当、何で早く持って行って、こんなタイムリミットぎりぎりになって。

それともう一つ言っておきますが、もう今度のこの書類がもし不備な場合、不備な場合、本当、市民の方には悪いですけど、和白病院じゃなくて、その巨樹の会が来るにしても、不備の場合は、

もうこれは国にお伺いを立てるにも出せない場合は、もう没になりますので、医療審議会にはもうかけられないんですよ。そしたら、今度のこの、幾ら和臼のその子会社が来るにしても、もうその許可がなからな来れないんですよ。だから私としては、もう歯がゆかったのは何で早くそのタイムリミットぎりぎりになるまで書類を持っていかんやったかというのが、もう腹が立ってたまらん、本当もうあれですもん、何で巖原市民のことを考えて、本当、透析患者をこの次の病院ができるまではどうするんですか。これ市長はどんな考えてあります。4時間の透析時間、後の往復時間を考えたらもう本当すごい時間がかかるんですが、これどんなに考えてありますか。外来はどうかしてから個人病院にこう通えばいいですけど、透析する人の身にもなってやってくださいよ。何か方法を考えてくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられた方々、特に巖原南部にお住まいの透析患者の方が、たしか六、七名いらっしゃったというふうに記憶をしております。それらの方々について、新たな病院が、新た、申しわけございません、統合病院、それからいづはら病院跡の新病院と区分けさせていただきますが、その新病院のができるまでの間については、空白期間がどうしても、これは当初から生じてしまうということは皆様方にも説明はさせてきていただいたところであります。だから、その期間をどうかして縮めていくことに対して私どもとしては努力をしていくことだと思っております。

今、言われるように、外来をそこだけでやっていくということになりますと、今の島外に入院をされておられる方たち、そして島外においてリハビリテーションというものを必要とする人たち、その方たちが対馬において二段階目の医療といいますか、それを受けることができなくなってしまう。それらをつくり込むことが対馬市民の医療にこたえていくことだというふうにも私は思っております。どうか、その点を対馬市民の皆様方に御理解をいただきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 透析患者だけでも、その新病院まで送迎とかいうわけいらないんですか。豆駝やなんかからバス乗り継いで行くということは、もう大変（発言する者あり）どんなにかできません。どうするんですか、2年も3年もかかるんですよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃってあることは、時間のロスの部分だと思いますが、時間のロスをどうかして私どもの行政のほうでそこを短縮するということは、現時点においては物理的に難しいことでございます。どうか御理解いただきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そしたら、新病院に移って後が何年かかるかわからんということ

もですけど、もうほとんど今月の20日までには県の結果が出ると思うんですが、それによって、もうだめな場合は、だめな場合はどういうふうにされるつもりですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） だめな場合というふうには思っておりません。市民の皆様が、少なくともあの地において医療と、そしてこの介護施設が不足している問題を解消していくケアミックスを選んでいただいているというふうには私は思っております。それらの実現に向けては、当然ずつとやっていくということが私の使命だと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） それはそうですよ、選挙のときのうたい文句がそれですから。だから、それはもう徹底的にやらんとだめですよ。作りきらんときはやめるって言うてあるんですから。

それと一つ、きのう、おとといの一般質問で聞いてたんですけど、市長の答弁の何かね、施設の入居者のことを患者さんって言われたんですけど、あれは言うておきますけど、患者さんじゃありませんので、市長、施設の入居者は（発言する者あり）施設の入居者のことを患者さんってきのう発言されたんですけど、市長、施設の入居者っていうのは利用者っていうことになりますので一言言うておきます。（発言する者あり）

そして、もう私が一言言いたかったのは、和白病院とかそういうのを発表するのがちょっと早かったんですよ。早かったんです。県の医療審議会が通ってからでもよかったんじゃないですか。発表するのが早いから、区長会でも発表しとるから、もうみんなが和白が来る、和白じゃないということも一応は発表しとかとだめでしょう。和白の子会社の巨樹の会ですよということをやつとかと、和白病院、和白病院になってますよ、みんな。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 全てが100%整ってから皆さんに御報告するやり方も当然あるかと思いますが、しかし、この場においても何度となく入江議員さんのほうからも、どこと交渉してるんだということは、たびたび私は問い詰められてきておったわけでございますし、市民の皆様方もやはりそこは一番どういう法人と最後の部分をしてるんだらうということは思いを持ってるのは、入江議員さんも市民の方も一緒だと思うんですよ。

物事の進め方として、それが正しかったのか、まあ、私は正しいと思ってやっていますが、入江議員さんは、いや、それは早過ぎたんじゃないのとおっしゃられる。それはもしかすると見解の相違だというふうには思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） とにかく医療審議会の結果、医療審議会に出す前の県のあの結果

が20日ぐらいには出るそうですので、その結果次第で国に出せるかどうかというのは決まら
らしいので、幾ら和音が来る、巨樹の会が来ると言うところで、それが通らないことには病院
はつくれないのですから、それで全部の市民にこのことをわかってもらっとかんと、あんまり期
待がすごいんですよ。だから、もし来れなかった場合はガクッときますから、とにかく20日の
結果を待ってから、本当、私なら発表すべきだったと思うんですけど、私が責めた、責めたとい
うことですから。（発言する者あり）

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時51分休憩

午前11時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 改めまして、皆様、大変お疲れさまでございました。会派つし
まの波田でございます。

質問に入る前に、お願いが1つあります。できますなら、今回の国政、衆議院選挙について、
我が対馬も国境新法制定がそこまで見えてきていると聞いております。マスコミなどの報道によ
りますと、投票率が悪いのではなかろうかという報道もあっております。そこで、我が対馬の本
気度を今までにない投票率でこたえるべくため、市長みずから市民へ呼びかけていただけないか
お願いをして一般質問に入りたいと思います。

平成26年も残すところわずかとなり、本年の議会もこれをもって最後の一般質問となりまし
た。新年度を迎えるに当たり、通告しておりました対馬市における人口流出の歯止め策、より強
固に進めていただくためにも、これまでと違った取り組みなど、市長の考え方をお伺いしたいと
思います。

今までにも同様の質疑もあっておりますので、私は市長の隠し玉的な施策でもありますなら、
あえてお尋ねさせていただきます。

人口流出対策での市長の考え方、方向性、先日よりお聞きし、若年女性から出生率向上、自然
増アップとでも言いますか、取り組みであるように私なり感じました。私は、将来のために今や
らなくてはならないことに着目したいことから、現実的な取り組みができないものなのか探っ
てみたいと思います。

次に、教育施設における安全対策とその取り組みについて、教育長にお伺いしたいと思います。各種学校の統廃合により、数が少なくなった教育施設へ訪問してみますと危険が潜んでいる箇所が見受けられます。

その中でも今回私は最も着目したいことは、対馬市が抱えている大きな問題の一つでもあります。イノシシと鹿の対策についての観点からお尋ねしたいと思います。

教育施設においての、特に学校のグラウンド関係であります。イノシシや鹿の突発的な侵入の防止策、例えば、施設全体に金網フェンスなどで囲むなど、万一の対策は万全なのかお尋ねいたします。

農作物を守り、住民の暮らしを守るため、国や県、そして本市を含め平成10年から現在に至るまで約16億円もの高額な事業費が投入されていることは、皆様が周知されているところではございます。農作物を守ることは大変重要なことであると認識はしておりますが、教育行政の観点から、子供を守ることが最も重要な課題ではないでしょうか。このような観点から、教育施設の安全対策をどのように進められているのか。

先ほど、申しますように、人口減少の歯止め策とあわせて2点について御答弁をお願いしたいと思います。また、教育長の答弁によっては市長にもお尋ねする場合がありますので、その際はよろしく御答弁をお願いしておきます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 波田議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の問題に入ります前に、国境離島特別措置法、対馬市議会、市民の皆様がこの一つの法律制定というものを待ち望んでいただいているという中で、今回の国政選挙における、その投票率という問題が大きく左右すると言っておかしくございますが、意気込みというのをやはり示していく、私自身が示していく必要があるのではないかというふうな投げかけでございました。

今、波田議員が言われたのと全く同じ気持ちでございます。私自身が強要するということはできかねますが、しかし、そういう状況下に今対馬があるということを市民の皆様が改めて感じていただければ大変こちらとしてはうれしい限りであります。

人口減少対策のことが通告されておりました。これについては、今後の進め方というのは先日の小島議員さんと全く同じことになろうかと思っておりますので割愛をさせていただきます。

また、それ以外に隠し玉とおっしゃられましたが、決してこの人口減少対策に隠し玉とかいうものはないと思っております。しかし、今までと同じことを同じようにやっても、恐らく急激に人口減少がとまるとかいうことにはならないのではないかと思っております。

皆さんが思っていることは、現状まず、とどまればまずは御の字だと、あわよくばそれが微増にでも振れば万々歳の御時世なのかなと思っております。

そういう中、この人口減少にはいろんな要因があります。自然減、社会減、それぞれが合わさって人口減少が加速化しているということですが、この社会減についてでございますが、やはり雇用の場というものをどのように確保するのか。しかし、雇用の場というのが、今までのような企業誘致とかいうものでは到底この隔絶された島においては難しいと。ならば、この島独自の雇用のあり方を見つけていかないといけない。農林水産の第一次産業という問題、それから、これに対しての所得が向上できるよう、もしくは経費が節減できるようにしていくことも私どもは考えなくてはならない。

また、ここから出るさまざまな品物の価格というのが、外においてきちんとした適正な価格で取引ができるような方向性を見出していかないとすることもすごく大事だと思っております。

しかし、そう言いながらも担い手が減っていつてはどうしようもありません。それらもしながら、担い手不足の解消ということについての施策も打ち込んでいかなくてはならない。

今回、小川議員さんのほうからも質問がありました。農業、水産業とか、そちらだけではないところでの担い手確保についてのことも打ち出していかないと、外に出ていった若者が戻ってこれない。もしくは、外に勉強に行った人たちがこちらで生かせないということになるかと思っております。

また、島の中の出身者だけではなくて、やはりこの島のよさをわかっていただいた方の移住っていいですか、そういうものを促進していくようなことも考えなくてはならないというふうに思っております。

そういう意味においては、先ほどの第一次産業の問題と、それから、仮にこの島の膨大な潜在能力の一つとして、やはりエネルギーの問題があろうかと思っております。そういうものをどのように産業に結びつけていくのかということもすごく大切な要素だと思っております。

ちなみに、ヨーロッパのほうでは、これは私も受け売りの部分ですけれども、ちっちゃな村において地域エネルギー会社なるものによって自立、さらには電力を売りさばいながら、人口が4,000人から2万7,000人にふえたというような村もございます。やはりそのようなことを組み立てをしていかなくてはならないのかなと思っております。

また、自然減の問題につきましては、子供の問題、子育て支援の問題とか、さらにはお母さんの仕事と、その育児の関係、これらについては国のほうで今組み立てを当然真剣にされてることでありますが、市として、市のこの島の産業とか就労環境とかいうのとマッチする地域のつくり込みというのをやっていかないといけないんだろうと思っております。

また、当然これらを進めていくためには、その地域のインフラというものもあわせてやっていかないといけない。また、人のつながりの部分、島内のつながり、そして島の外とのつながりの部分、そういうネットワークづくりというのもすごく重要なこととなりますし、それらのネット

ワークを通じて発信をどんどんしていくことが大事な時代だと思っております。それらのつくり込みによって、私は交流人口というものは当然ふえてくるものだというふうに思っております。国の施策もさることながら、自分たちの町のつくり込みっていうことをしっかりとやることが、そういう外からの人の入り込みがおのずとふえてくることになろうかと思っておりますので、市民の皆様のお力添えをいただきながら、人口減少をとめる、もしくは現状維持ができる、あわよくば微増に転じられるようなしまづくりというものをしっかりと見据えてやっていきたいものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 波田議員の御質問にお答えしたいと思います。

教育施設における安全対策についてということで通告いただいておりますので、安全対策全般に少し触れることとなりますが、いいでしょうか。

建物及びグラウンドについてお答えをいたします。

御承知のとおり、学校施設は児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は非常に重要であり、それぞれの学校では、学校安全管理マニュアル等を作成し、自然災害等に対しての危機管理に対応ができるようにしているところでございます。

校舎、体育館につきましては、地震防災対策特別措置法による公立学校施設の耐震化事業の補助金が平成27年度末までとなっており、まず地震による安全対策を最優先とし、耐震調査基準以下の校舎及び体育館の建物の耐震補強工事を平成23年度から来年度、平成27年度までの5年間で実施をしております。

グラウンドの整備につきましては、国の補助交付金等を活用し、順次整備していく方向で振興計画に計上をしているところでございます。

また、学校に設置されております遊具等につきましては、学校長を通じ、点検等を行っていただき、修繕の要望があるものについては予算措置を講じ、対応しているところでございます。

そのほか、想定される被害として、特に心配している環境整備として、学校グラウンドへの鹿、イノシシの侵入による獣害対策とダニの問題が学校からも寄せられております。また、山裾や道路のり面に隣接している箇所での岩、小石等の剥落が発生もしているところがあります。

教育委員会といたしましては、地震対策の耐震補強工事を最優先事業として取り組んでおり、獣害等に対する対策をどのようにすればよいか。有害鳥獣対策室など関係する部署との協議を持ちながら、今後とも検討をしていきたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、まず市長さんとのやり取りに入りますが、先ほどから人口流出のお話が、市長の見解も、私なりも説明はしましたけども、私が今回市長にお願いしたいのは、私なりの見解の話になりますが、先ほど市長が話されますように、雇用の場が一番大事であるということは市長も私と同じ意見かなと思うことから、この人口流出の原因が地域産業の低迷が生活権としての最低の維持がやれないから、対馬にとどまることができないという答えじゃないかなと思います。

そこで、市長のこれまでのいろいろな活動を拝見しますと、尽力されていることは私も理解しております。

私は一つに、対馬の再生は公共事業の発注がバロメーターではないかなと、このようなことを視点として考えております。

と申しますのが、我が長崎県でも、本市は他市に比べて予算規模も多額に計上されております。市長が常々お話されております国境離島の特殊性を生かして逆転の発想を肝に入れて公共事業の誘致とかしっかりやっていただくことが定住促進につながるのではないかなと、私なりに考えながら、市長の力量を拝見させてもらっております。

そういう中で、人づくり、企業づくりの観点から、私は市長にあえてお願いしたいんですが、この公共事業の参加基準について触れたいと思います。

提出していただいております結果通知を見ましても、かなりの発注があつてるようにも思いますが、この参加基準についてもう少し緩和措置がとられたとするならば、地元につかつかく仕事が、公共事業があるのに、そこに従事する人たちが残れる体制がとれるんじゃないかなと思うところが私の気づいたところでございます。

小さな企業を育てることは大変難しいかもしれませんが、過疎化が進む対馬において、この定住促進のためには公共事業を通しての人材、企業づくりが必須じゃないかなと、私なりに思うところもあります。

なぜこんな話をするかといいますと、近い将来、過去において公共事業が乱発とでもいいでしょうか、あり過ぎまして、日本が将来修繕大国になるのは目に見えております。そういった意味からしましても、我が対馬においても同じ現象になるのではないかなと危惧しているところもあります。

そのときに備えて、前々の準備が今必要じゃないかなと。人を育てることが、市長が市長としての目的と使命ではないでしょうか。こういったところから、今回は若干的を絞っての話になりましたけども、働く人がいない、若い人たちが定住してない、それは島で生活ができなから若い世代が出ていく。それに伴って、子供たちも一緒に流出するというような悪循環になっておると思うんですね。

そういった意味から、私が思うバロメーターが必ずしも正しいとは言いませんけども、もう少し基準を市長は緩くしていただいといますか、皆さんが参加できるような体制はないものなのか。その辺はいろいろの発注で難しいところもあるかもしれませんが、対馬は市長が決めればある程度のもは法を犯さない限りはやっていけるんじゃないかなと、これまでの市長さんのいろんな債務負担なりいろんなやってこらさったことを見ましても、やる気になった場合にはやれるところもあるんじゃないかなろうかというところを感じますので、そういった意味合いからも人材を残すためにいま一度考えていただきたいなと思いますので、何かありましたらよろしくお願ひします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 企業づくりが、また人づくりになっていくんではないかというお話でした。公共事業費の多寡がバロメーターにもなるんではないかというふうなお話でございます。社会インフラがあまりにもほかの地域と比べて遅々として進まない、それはこの対馬の地形とかいうのが要因で出てきますが、同じ100万円を投資をしても、仮に道路であれば、他地域であれば、仮に100メートル延びるところが対馬においては、同じ100万円を投資されても30メートルしか延びないというふうなところを私どもは、そのことの今までの積み重ねで社会インフラがおくれてしまっているというふうに思っております。

そういう意味においては、今公共事業費というふうなお話がありましたが、社会インフラの整備ということについては、せんだっても九州地方整備局において局長さんに1時間の話をさせていただきました。そのあたりのこともずっと言い続けております。

片や皆さんと一緒に取組んでおります国境離島の特別措置法というものがある意味で上がるならばですね、上がるならば、今後仮に10年とか20年の国の国境離島に対する方向性というのが見えたときに、この島でのつくり込みというもおのずと出てくると思います。はっきりと見えてくると思います。そうしますと、一度流出した若者たちとか、さまざまな方たちが今後島がこういう方向に行くんだなと、そういう中で落ち着いてここで時間、先が見えないことよりも、先が見えてくることによってUターンというものが起こってくるんじゃないかというふうなことも、この法律の含みの中には当然、狙いの中にはありますので、一緒になってやっていくことが、先ほどおっしゃいました公共事業費等にも当然それは波及してくることだろうと思っております。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） あのですね、市長、問題は先ほどからも話す中で新しい国境新法あたりができて、そうなってくるとIターン、Uターンとかある程度見えてくるんじゃないかなろうかという話は当然大枠ではわかります。

しかしながら、毎年毎年減る人口に対して、それが制定が確定するまで待ったとしてもちょっと遅いんじゃないかなという観点から、今やれることの話をしてるわけです。小さいことでもいい、今やれる話をしてるんです。

俗に言う協働隊か、共謀体かありますよね、市長さんの肝入りの。しかし、そういう方も島外からの知恵を入れるためにしてあるじゃないですか。しかし、入れるよりも出るほうが多いから、こういうふうには現状としては答えが出てくると思うんですよ。だから1人でもとどめるためにどうするのかということが大事になってくるんじゃないかな。喫緊っていいですかね、救急に急いでやらなくちゃいけないことが急務であると思うわけですよ。

一つの例で、公共事業の参加基準の話もしましたけども、これは一つの例であります。だから、一つのくりにのっかってということは十二分にわかっております。しかしながら、地元の生活権を脅かさないようにするためには、どうしても地元の人が地元に残って力を出すことが一番大事じゃないかなと思うところからお願いをしているわけでありまして。

だから、将来のことは、もうしっかり話を聞いておりますので理解はしますが、近々、市長、やらなくちゃいけないことを、いま一度見つめ直してもらえませんか。

それはきれいごととか決して言うつもりありません。でも、1人の人でも残すためにはどうするのか。先ほどの話でもありますように、今対馬市が定住人口促進よりも、流動人口を増強させるんだというような考え方にも聞こえるじゃないですか、そうなってくるとですね。しかし、地元は地元で守らないと、対馬は対馬島民で守らないといけないと思いますので、再度小さいことを何か一つやってくださいよ。定住促進につながる施策をよろしく申し上げますが、何かありませんかね、そこで。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、私のここで喫緊、そして短期的な何か良法はないのかというふうなことでありますが、大変申しわけございません、その特効薬となるものが既に私の中にあつたならば、もう既に私自身は恐らく打っているところでございます。手を打っているところでございますが、今それらに対してどのような、本当で、手の打ち込み方が未来へつながっていくのかということを、対策本部等を立ち上げて、県、国もそうですけども、市も立ち上げて動き出しをしようとしているところですし、片や創業支援会議等も、これは市民の皆様の動き出しを行政として支援をしていく、それは行政のみならず、銀行なんかも含めてやっていこうということで動き出しをしてるところであります。どうかそのあたりの部分につきまして、今の問題、そして中長期的な方向性の中で、このような施策が望ましいんじゃないかというふうな御提案を、また別の機会でも結構でございますけども、いただければ幸いです。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） はい、わかりました。考えがあるならば既にやっておるということで、そうですかというわけにはいきませんので、あえて定住促進につながるために、今まで以上に呼び込むことよりも出さないことが大事なんです。だからそのためにどうするかを、ともにまた考えたいなと思っておりますので、またお互い知恵があつたらやり取りをしたいなと思っております。

それでは、次に教育長との話になりますが、先ほど私の通告の内容も不透明過ぎて、いろいろどう答えたかわからないような話があるんじゃないかならうかと思いますが、今回、なぜ私が安全対策の全般について話をしたかといいますと、要は、教育現場でいろんな話はたくさんありますが、後で話しますけども、先日の評価を読ませていただきまして、決して悪いことは何も書いてないからですね、だから評価がよしと言われたところに対して、もう少し詰めさせてもらいたいと思っておりますので、よろしく願います。

といいますのも、きのうも、おとといですかね、小島さんから少し話があつておりましたけども、教育現場においては市長と教育長、しっかり連携はとれとるという明確な評価があつておりました。

そういう中で、また逆に市長は学校に行っていないと、意見交換の場が少ないという、また悪い話もあつてましたよね。ということは、要するに、対馬市のトップが教育現場のことは理解していないということを言われてあると同じことと思うんですよね。だから、そういったことを考えて、なぜ先ほど猪鹿の話をしたかといいますと、10何億円も使って、学校を今考える必要要らんじやないですか、もう突発的な事故のために完全に学校を包囲しております、金網フェンスなんかです。そういうことを完全にやってますという答えが欲しかったんですよ。

実は、たくさんまだまだ整備が必要なところはあるとわかっております。学校名は言いませんけど、ほとんどそういったものに関したら手薄かなという思いもあります。だから、これは教育長が予算があることです。なかなか明確な答えが言いづらいたと思いますから、ここはあえてもう一度最終章に聞きますから、そういった意味合いから、私なりに教育長にお願いをしたいのは、この対策にはお金がかかります。教育行政は限られたものだけでやっております。決算のときも言いましたが、いかにお金を使い切らず残していくかというような結果も出ておるようがありましたので、十分過ぎるだけのものをやっていたいただくためにも、あえてこの話をしながら、若干輪を広げて話をさせていただきたいと思えます。

今回、この評価を見ますと、先ほども言いますように、評価が高い部分を少し掘り下げさせてもらいたいと思えます。

といいますのが、さきの議会でも、この特別支援についての評価が、まずこの中からですよ、この中から先日いただきましたので、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーの支援員

の配置が細やかにされとるというような評価があっておりました。

しかしながら、確かにそういったことはできとるかもわかりません。しかしながら、対馬は、例えば上対馬、下対馬と言いましょかね、そういう子供たちが平等に本当に支援が受けられているのかということが今回取り上げたかったんですよ。

といいますのが、利用をする保護者の方から意見をいただいておりますので、ちょっとここで紹介したいと思います。せつかくのこの評価の報告書を否定するものではありませんよ。しかし、配備の整備はできております。しかしながら、十分な利用支援がとれてないという答えなんですよ。配備は確かにしたでしょう。しかしながら、中身はどうなのかということなんですよ。

対馬の状況を考えましても、移動距離が長いじゃないですか。だから、利用する保護者の方々、学校関係の方も意見を聞きますと、複数の専門員を置いていただきたいということが今回の私への話のようにありました。これもなぜ全体観の話かといいますと、教育委員会は精いっぱいやってるんですよ。やってるけども、利用する方々がまだ満足じゃないという答えが出たなら執行者に振るしかありませんので、予算をもう少しとっていただいて、教育行政といいますか、安全、完全に進めていただくために教育長、十分過ぎるだけの予算をいただいとるか、いただいてないか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今のは特別支援教育に絞ってのことでいいですかね。

特別支援教育については、私が現職でありました10年前、それ以前につきましては、特別支援学級を開設するについても県の審査等があっておりました。基準があっておりました。今では各学校で必要であるというふうに保護者との相談でなった場合には、例外はあるかもしれませんが、ほぼ開設ができてるという状況であります。

評価について十分であるということの内容ですけれども、それは対馬市が介助員、特別、やはりこう支援を要する子供がいる、だけど特別支援学級に入れるまではない、入るまではない、普通学級で支援をしてもらおうと助かるというところで、対馬市の予算で介助員を入れております。

それから、もう一つの問題が、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーについて御質問がありましたが、スクールソーシャルワーカーについては、これはただいまのところ県の事業でやっております。

県のほうには、先ほど議員言われましたように、対馬市の地形が縦に長くて1人ではなかなか移動時間もかかるし、無理があるということで、2名配置を要望をしております。要望をしておりますが、これも県の事業でありますので、実現するかどうかはまだ不透明ではありますけれども、そのスクールソーシャルワーカー1人配置に加えて、スクールカウンセラーを2名配置をいただいております。

現場の声を聞きますと、大変助かると、だけど、やはり地理的な問題もありますので、上と下にスクールソーシャルワーカー配置されればありがたいなという声は聞いてはおります。

そういうことで、十分であるということの中にはそういう事情があるということでお答えをさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） はい。わかりました。

教育長が今話されますように、県の事業という御発言もありましたけども、県の事業がいっばいなら、市の予算でも使っても満足いく支援をお願いしておきたいと思います。

先ほども市長へもお尋ねしたいなというお話もさせておりましたので、ちょっと触れさせてもらいたいと思います。

といいますのが、先ほども教育長との話のやり取りの中からも、やっぱり予算が絡むことになってくると思いますので、市長もその辺を理解していただきながら考えてもらえればありがたいかなど。

それで、私が今回市長に聞いたかったのは、この間の市報を読んでおりましたら、市報、地域づくり、島おこしのページに獣害から獣財へという、すごくわかりやすく、わかりづらい活字が目に入りましたので、ちょっと紹介したいと思います。

要するに、猪鹿の被害を被害と捉えず財源としていこうやというような内容やったと思うんです。そういう内容からしますと、この文書の中に事業費投入の割には一向に解決してないと、こうも書いてあるわけですよ。そうなりますと、これは市長はたしか目を通してあると思いますが、無駄なことをしてるのかなど思ったりもするわけですよ。決して無駄とは言いませんよ。しかし、私は市長がこういった活字を許可したということは、猪鹿の被害と共存共栄を図って、対馬しまづくりをしていこうという考えかなど思いましたので、ちょっと見解を聞かせてください。いいですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この獣害の問題については、当然ながら市民の皆さんが苦しんでるのは十分にわかっております。しかし、これを短期間でせん滅するとかいうことは物理的に不可能なことでございます。

そういう中、今獣財という、これを資源というふうな捉え方もしながら、その方向性で突き進んでいく、両方、両にらみでやっていく、ただ単にせん滅に向かってするだけではなくて、そのことも資源という捉え方も片やできますよというふうなことを今やっているということでございます。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 予算規模から見ますと、すぐできないという答えが数字を見ればわかりますが、私の見解では、有害対策は撲滅が第一と思ってます、撲滅がですね。しかし、そういう中でも今市長が述べられますような結果でしょう。しかしながら、そういった猪鹿が生活圏にあらわれるのが今日じゃないですか、そうやって本当に人身事故が多発するようになったときに、そんなことが言えるのかということなんです。被害に遭った人から考えますと、そういう言葉は聞きたくないじゃないですか。だから、そういう悠長な考えじゃなくて積極的に取り組んでもらいたい。

今、行政としてやらなくちゃいけないことはたくさんやってあると思うんですよ。ただ、こういう活字で出ますと、住民感情があまりよろしくないんじゃないかな。この内容を見ますとね、イノシシの災害、猪鹿だけが悪くないと書いてあるんですよ。餌を放置する人間が悪いと書いてあるんですから。誰が書いたかわかりませんがね。そういうことを考えたときに、やっぱり本当にお金がかかることには、先ほどの教育委員会の話ではありませんけれども、しっかりお金を使ってくださいよ。この問題と教育委員会への子供たちの安全対策を言いたかったからあえてこの話をさせてもらってます。

だから、本当で安全対策のためにですね、市長、お金が要るとするなら、必要枠だったとするならば、しっかり組んでいただきながら、今後対応してもらえればなあと、このように思っております。何とかみんなが安心して暮らせる島を、また学校現場をつくってもらえるようお願いしておきます。

それと、もう1点です。最後に、市長が我々議会がいろいろ提案、提議したものに対して、こういう一覧表で結果は中間発表なり、継続中なりという答えを出していただいています。これ非常に新しく新鮮さを感じます。というのが、やっぱりどうなっているのか、皆さん、20数人の議員さんがここでお話することがよく目に見えてこないじゃないですか。そういった中でもこういったものを出していただければ、一歩前進したかなと、すごい試みかなと思っております。

そういう中で、市長、せっかくやったら、私が前回もお船江とか豆殿の話もさせてもらいました。進捗状況も書いてあります。だから、市長、議員さんの提案に対したら全力で取り組んでおるんだということを最後に発表していただければ、私はこれで一般質問を終わりたいと思いますが、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議会のほうからさまざまな提案をいただいておりますが、やれる範囲しっかりやっていきたいと思っておりますし、財源見合いとの問題が当然ございます。そのあたりを見ながら、優先順位等も自分なりでもつけながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） ありがとうございます。

では、以上で終わらせてもらいます。

○議長（堀江 政武君） これで、波田政和君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 以上で予定の市政一般質問は全て終わりました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午前11時54分散会

議事日程(第5号)

平成26年12月19日 午前10時34分開議

- 日程第1 議案の撤回について
- 日程第2 議案第99号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第112号 観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第113号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第6 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
- 日程第7 陳情第6号 国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 議案第117号 財産取得契約の締結について
- 日程第9 発議第7号 盗難仏像の返還に関する意見書
- 追加日程第1 発議第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案の撤回について
- 日程第2 議案第99号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第112号 観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第113号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第6 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
- 日程第7 陳情第6号 国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 議案第117号 財産取得契約の締結について
- 日程第9 発議第7号 盗難仏像の返還に関する意見書

追加日程第1 発議第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め
る意見書

出席議員 (21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君

総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時34分開議

○議長（堀江 政武君） ただいまから、お手元に配付しております議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案の撤回について

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案の撤回について、議案第114号対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての撤回を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議案第114号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定につきましては、対馬市議会会議規則第19条第1項の規定によりまして、議案を撤回いたしたく御説明申し上げます。

初めに、議案の撤回という事態に至りましたことを深くおわび申し上げます。

指定管理者の指定につきましては、公募を行い指定管理者選定委員会にて指定管理者候補を選定していましたが、このたび候補者から辞退届が提出されましたので、撤回をお願いするもので

ございます。

指定管理者の指定に関する議案の撤回、ということを受くべく、重ねて深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないように、指定管理者選定において十分確認の上、議案を提出するよう注意してまいります。

以上でございますが、何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第114号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、撤回を許可することに決定しました。

日程第2. 議案第99号

日程第3. 議案第112号

日程第4. 議案第113号

○議長（堀江 政武君） 日程第2、議案第99号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から、日程第4、議案113号、体験であい塾匠の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

議案第99号は、各常任委員会に分割付託、議案第112号及び議案第113号は、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました議案第99号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、15款県支出金で緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金の追加、地籍調査事業補助金の減、16款財産収入で土地建物売払収入の追加、18款繰入金で減債基金繰入金、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金の追加、

20款諸収入で不納付源泉徴収所得税相当返還金の増、12款市債で過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債の追加が主な補正であります。

歳出については、2款総務費では、過疎地域自立促進特別事業基金積立金の追加、地方バス路線維持費補助金及び不納付源泉徴収所得税の増、地籍調査測量委託料の減であります。10款教育費は、スクールバス車庫建設工事の追加、比田勝認定こども園建設工事の追加、文化財保存整備事業補助金の追加、12款公債費で償還金元金の追加が主な補正であります。

審査の過程で出された主な意見を報告いたしますので、今後の市政に反映されますよう希望いたします。

地方バス路線維持費補助金は、高齢者の通院、学生の通学など日常生活における島内の移動手段として運行する乗り合いバス事業に係る経費のうち、国・県補助金以外の経費について補助するものでありますが、経費節減の観点から、路線によっては中型バスへの更新も検討すべきではないか、また、スクールバスの混乗可能な路線についても、利便性を考慮しながら検討していただきたい。さらに、来春の新病院開院に向けて交通体系が検討されていますが、利便性、乗車料金等総合的な検討をされるよう要望いたします。

以上、議案第99号につきましては、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 対馬市議会議長堀江政武様、厚生常任委員会委員長脇本啓喜。

委員会審査報告書。

平成26年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件のうち議案第99号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その審査の経過の概要と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

まず、市民生活部環境政策課に係る審査の経過を報告します。

環境政策課に係る歳出の主なものは、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、11節需用費の増額で、斎場「峰浄苑」玄関自動ドアの故障に伴う修繕料です。

2項清掃費、1目清掃総務費、11節需用費の増額は、海岸漂着物回収用フレキシブルコンテナバッグ（トン袋）購入のための消耗品費です。

13節委託料の減額は、海岸漂着物回収・運搬・処分委託料の減額です。

2目塵芥処理費、11節需用費の増額は、塵芥処理施設3施設の電気料の増額です。

3目し尿処理費では、し尿処理施設3施設の電気料増額補正額を医薬材料費の入札執行に伴う不用見込み額が上回り、11節需用費が減額となるものです。

質疑は、海岸漂着物発生抑制対策事業について集中しました。

委員からの、予算執行残を極力少なくするようとの指摘に対して、現在までに回収した漂着ごみの輸送費の入札後に、早急に事業再発注の可否、規模を判断し、執行残縮減に努める旨の答弁がありました。

また、当該事業は今年度までの事業であるが、来年度以降は、予算化される見込みはあるのか、国・県や地元国会議員等への陳情は行っているのか、との質問がありました。担当課長より、環境省では全国で30億円程度予定しているとの情報もあるが、年明けの通常国会まで不透明な状況であり、県と協調し、予算化いただけるよう取り組み中との答弁がありました。

ところで、前回、9月定例会厚生常任委員会の折、補正予算審議の中で、対馬クリーンセンター燃料費増額補正の要因の一つとして、当初予算編成時と比較して12円10銭も灯油価格が高騰したことにあり、担当課長からの説明があった。その際、委員より島外業者からの購入も今後は検討すべきではないか、との指摘があり、今回早速、調査結果報告の申し出があり、説明を受けました。調査時、対馬市内の灯油の店頭価格が131円60銭、福岡市が106円10銭であった。島内外の輸送コスト等を考慮すると、この程度の差額は、いたし方がないとする。福岡県の業者を指名入札に加えても、初期投資や運転資金を回収できないと思われる。また、雇用や税収の観点からも、対馬市としては、島内業者に限定したい旨の結論を示した。委員からは、市の示す方向性に反対意見はありませんでしたが、委員会として、島外との価格差の乖離については、注視することを怠ることがなきようとの意見を附しました。

続いて、福祉部に係る審査の経過を報告します。

まず、福祉課に係る補正は、歳出の3款民生費、1項1目社会福祉総務費です。そのうち、19節負担金、補助及び交付金の主なものは、「精神障害者地域活動支援センター きずな」が豊玉地区に新設されたものに伴う運営費補助金の増額です。

なお、「障害者地域活動支援センター」とは、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、一般の企業等に雇用されることが困難な方を、通所により利用させ、就労の機会を与えるとともに、生産活動、その他の活動を通じ、知識及び能力の向上を図るために必要な訓練等を行うことを目的とする施設です。なお、この施設を運営するNPO法人仁愛会は、長年、上県地区で「障害者地域活動支援センター さわやか」を運営してきた実績があり、事業運営に当たっては問題ないものと思われま。

20節扶助費は、地域生活支援事業の「日中一時支援事業給付費」と「育成医療費」の対象者の増加見込みに伴い追加計上するものです。

また、5目老人福祉費、20節扶助費のうち「高齢者生活支援給付費」は、市単独事業で、70歳以上のひとり暮らし等の高齢者への配食サービス、65歳以上で介護サービスを利用でき

ない高齢者が利用するデイサービス及びホームヘルパー派遣事業で利用者の増加に伴う追加です。

次に、こども未来課に係る歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金及び15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金につきましては、「安心こども基金事業補助金」から「保育緊急確保事業補助金」へ変更になる事業の予算組み替えによるもので、対象となる事業は、地域子育て支援拠点事業（次世代育成支援対策事業）、へき地保育事業・母子保健事業（乳児全戸訪問事業・養育支援訪問事業）、一時預かり事業です。

歳出の主なものは、3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の8節報償費、9節旅費で、小規模保育事業等研修会に係る経費を計上しています。今回は、小規模保育事業所の「保育補助者」に必要な研修を行うものです。

2目児童福祉総務費において、このたび、全ての市有遊具の状態を確認して、緊急に撤去が必要な遊具を抽出して、11節需用費の修繕料において「久田道児童遊園」の遊具の撤去費用や、「佐賀児童遊園」の壊れた遊具の撤去・修理費用などを計上しています。

また、13節委託料で地域子育て支援センター運営委託料を、15節工事請負費では、「比田勝認定こども園」建設工事請負費を追加計上しています。15節の増額要因は、建物の構造を鉄筋コンクリート造から木造へ変更し、地中熱利用とした点と、人件費、材料費の高騰が主なものです。

保護課関係の歳出については、3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2節給料、23節償還金、利子及び割引料「平成26年度生活保護費等国庫負担金」の交付額確定に伴う返還金及び「セーフティーネット支援対策等事業補助金」の交付額確定に伴う返還金が計上されています。

質疑の主なものを報告します。

委員から、老朽化し危険を伴う遊具の撤去は、早急に行う必要があるが、撤去遊具が設置されていた現地の周辺状況の調査を実施し、安全な公園等が不足している地域については、優先的に代替遊具の設置を行うよう指摘がなされました。担当課長より、周辺状況についても調査を行い、遊具設置の検討を図りたい旨の答弁がありました。

また、「比田勝認定こども園」建設については、当該施設職員の意見聴取等は丁寧に実施しているようだが、委員から、今回初めて園の全体図が示されたが、この段階では議会に対する報告でしかない、マルカゾツかではなく、議会の意見も反映できる段階での、早い段階での情報開示をするよう厳しい指摘がなされました。

最後に、保健部に係る審査の経過を報告します。

まず、保険課に係る歳入の20款5項4目1節雑入は、後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金として、150万円が、長崎県後期高齢者医療広域連合を通じて、国と県から補助されるも

のです。

長崎県では、医療費が県平均と比較して20ポイント以上低い、五島市、小値賀町、新上五島町に対し、平成20年度から、不均一保険料に対する経過措置として補助金が助成されていたが、時限立法であったため、経過措置は平成25年で終了しました。その不均一保険料の代替措置として、医療機関が少ない等、「医療資源が限られた地域の保健事業」（インフルエンザ予防接種）が新たに交付対象とされ、上記3自治体に加え、1人当たりの医療給付額が、県平均と比較して20ポイント以上低い対馬市にも助成されることとなったものです。

健康増進課に関する歳入、15款2項3目1節保健衛生費補助金は、本年度6月から市内3小学校で実施しているフッ化物洗口事業費です。

医療対策課に関する、4款1項1目保健衛生総務費、9節旅費は、対馬いづはら病院跡利用関係協議のための補正が計上されています。

保健部に関しては、特に報告すべき質疑はありませんでした。

なお、対馬市新型インフルエンザ対策等行動計画がまとまったとして、健康増進課より概要説明の申し出があり、その説明を受けました。今月25日に、新型インフルエンザ対策も含めた水際対策も対馬保健所等との協議が予定されているので、行動計画にそれも十分反映するよう指摘がなされました。

以上、本委員会に付託されました議案第99号について、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） おはようございます。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果を報告します。

平成26年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第99号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第112号、観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について、議案第113号、体験であい塾匠の指定管理者の指定についての3議案であります。

その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告します。

議案第99号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、本委員会に係る歳入では、14款国庫支出金において、尾浦漁港施設災害復旧事業負担金及び市道五根緒線道路災害復旧事業負担金の増額、阿連漁港ほか3港の漁港整備事業補助金の前倒し分の減額、久田日掛線ほか7路線の道路改良事業及び公営住宅等ストック総合改善設計委託料の社会資本整備総合交

付金事業の交付決定による減額、15款県支出金において、中山間地域等直接支払事業、機構集積支援事業の追加内示による増額、国の交付金事業の組み替えによる、野生鳥獣林業被害対策事業補助金の減額及び阿連漁港ほか3港の漁港整備事業補助金の前倒し分の減額、20款諸収入において、国の交付金事業の組み替えによる、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金追加による増額、21款市債において、阿連漁港ほか3港の漁港整備事業債の減額、社会資本整備総合交付金事業の交付決定による、道路改良事業債の減額、県営急傾斜地域崩壊対策事業並びに自然災害防止事業債の増額等が主な補正であります。

歳出については、6款農林水産業費で、経営転換、耕作者集積及び地域集積の機構集積協力金、新規取り組みの仁位地区ほか4集落の中山間地域等直接支払推進事業補助金、対馬和牛COWCOW支援事業委託料、林道ナムロ線開設工事、小茂田地区多目的コミュニティ施設建設工事、補助金の組み替えによる、有害鳥獣駆除事業補助金の追加が主な増額補正であります。

また、阿連漁港ほか9港が交付決定及び予算組み替え等により減額補正となっております。

7款商工費で、しま共通地域通貨発行事業委託料の追加、御岳、白嶽、龍良の3区域の生物圏保存地域調査・資料作成業務委託料の減額が主な補正であります。

8款土木費で、市道尾崎山線ほか17路線の維持補修工事の追加、急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加、比田勝港国際ターミナル建設工事の追加、なお比田勝港国際ターミナル建設工事は、平成27年度までの継続費補正となっております。

また、久田日掛線ほか5路線の測量調査・設計監理等委託料の交付決定及び久田日掛線の立木等補償費・建物等補償費、公営住宅等ストック総合改善設計委託料の交付決定による減額が主な補正であります。

11款災害復旧費で、平成26年10月13日の台風19号によって被災した、尾浦漁港災害復旧工事及び市道五根緒線道路災害復旧工事の追加が主な補正であります。

議案第112号、観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定につきましては、現在、厳原町今屋敷672番地1に建設中で、平成27年3月の完成を目指している「観光情報館ふれあい処つしま」の管理・運営を、一般社団法人対馬観光物産協会会長江口栄氏に指定管理者として指定するものであります。

指定管理者の選定方法につきましては、外部委員を含めた選定委員による選定委員会で審査がなされ、公募によらない候補者としての選定について、及び対馬観光物産協会が選定基準を満たしているかどうかについて、審査がなされました。

観光物産協会は、平成9年に設立、平成25年10月からは一般社団法人として法人化を行っており、公募によらない候補者の選定の観点からは、指定管理者の候補者として選定できるとされている公共的団体として位置づけることができること、また、協会が永年、市の観光行政及び

物産関連事業を補完してきた実績があることから、一般社団法人対馬観光物産協会を指定管理者として指定するものであります。なお、指定管理期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

なお、特産品展示コーナーでの地元産品の展示販売については、隣接する対馬市交流センター内の店舗を、設立当時に関係者が奔走し、誘致した経緯もあることから、極力、商品が競合しないよう、協議調整に努めていただくよう当委員会として強く要望いたします。

議案第113号、体験であい塾匠の指定管理者の指定につきましては、現在、「匠」運営協議会が管理、運営を行っておりますが、平成27年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため関係条例により公募を行った結果、1団体の申請があり、選定の結果、引き続き「匠」運営協議会を指定管理者として指定するものであります。なお、指定管理期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

本委員会に付託されました案件全般について、質疑、意見等が集中した点について、報告いたします。

1、指定管理している施設、例えば、体験であい塾「匠」での硯実習体験、あるいは対馬ふるさと伝承館での陶芸教室等において、管理、運営を指定管理者に任せている関係上、担当部署が「何も知りません、指定管理者に聞いてください」では困るので、市のほうも実態を把握してほしいとの意見がありました。

2、しま共通地域通貨発行事業は平成27年度が最終年度となるが、今後はどのように考えているのかとの質疑に対し、売り上げも順調であり消費アップ、観光客の増加傾向等に鑑み、対馬市だけの事業ではないので関係自治体等協議の上、協議会等を立ち上げ、継続するかどうかを議論していきたい旨の説明がありました。

3、舟志の森自然学校の運営を行ってきた、北対馬エコツーリズム協議会の職員の退職により、その後の運営を対馬市が行うが今後の展開はどのようになるのかとの質疑に対し、地区の住民の方々が復活に向けてすでに御尽力いただいております、協力して自然学校の存続に努力していきたい旨の説明がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第99号、議案第112号及び議案第113号の3議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査外ではありますが、福岡事務所とよりあい処つしまの家賃について説明がありましたので報告いたします。

よりあい処つしま（全スペース30坪）が完成後は、事務室（全スペース30坪の内7坪）に福岡事務所が入ることを想定していましたが、オープン後、事務室スペースが食材等の置き場と

なり、事務室として利用できないため、Dビル1階倉庫（102号室）21坪を福岡事務所として借りております。

よって、よりあい処つしまが全スペース30坪を利用していたが、不足するため、さらに、福岡事務所の一部をよりあい処つしまの倉庫として利用しております。

よりあい処つしまの家賃でございますが、1坪当たり3万5,000円の7坪、消費税を掛けますと月26万4,600円、これは対馬市が負担しております。

福岡事務所（102号室）の家賃、坪単価1万円でございますけど、1万円掛け21坪、消費税を乗じますと月22万6,800円、これは物産協会が負担をしております。

上記のとおり、対馬市が余分に借りることとなった、Dビル102号室の家賃については、対馬観光物産協会が負担することで合意した旨の説明がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会報告に対する質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 比田勝認定こども園の件についてですが、この件については、厚生常任委員会のほうにも付託はされていますが、幼稚園のほうに係ることですので、審議があったかどうかお聞かせください。

今年度開設しました巖原の久田幼稚園と巖原幼稚園を合併してできました幼稚園のほうには、通園バスのほうが準備されました。この認定こども園のほうには通園バスを準備する予定があるのかどうか、保育園部分と幼稚園部分がありますので、幼稚園単独のところとは違うといえ、幾つかの施設、幼稚園、保育園を統合して行うという面では同じような形だと思っておりますので、その点について、審議がなされたのか。

これについては、単に通園バスという考えだけではなく、今回、総務文教常任委員会の報告にもあったように、公共交通の整備という点からも、現在、通学バスについても特例で空いてる部分があれば、一般の方も乗車してもよいという形になっております。この通園バスを整備することによって、公共交通のあり方等もうまい方向に行くことも考えられます。

教育委員会だけの観点から見るのではなくて、全体のそういう交通機関の整備という観点からも考える必要があると思いますが、そういう点については、審議なされたのかどうかお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 脇本議員の質問に答えたいと思いますが、今回の私どもに付託された教育費は、認定こども園の建設に係る木造建設に変更したための増額予算を審議いたしま

して、通園バス等については、予算に上がってませんので検討はいたして、審査をいたしておりません。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） わかりました。

今回、初めて図面が出てきてまして、駐車場のことについても、ある程度判明したところでありますので、もし通園バスを購入するとしたらこの駐車場の形でいいのか、その位置等もいろいろと検討する必要があったかと思われま。

この点につきましては、教育委員会だけに限らず、しまづくり戦略本部等そのあたりでも十分もう一度、協議をしていただきたいということを要望します。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員会報告に対する質疑はありませんか。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 5ページのところで、児童遊園の遊具の撤去、それから撤去後の代替遊具の設置の状況、このことについて、具体的にはここに上がっているのは久田道児童遊園と佐賀の2カ所が上がっていますが、ほかにもそういう場所があることをお聞きしておりますけれども、老朽化していて取り除いた所、あるいは老朽化がひどい所、そういうリストが示されたかどうか、それから、代替を入れるということでの答弁も、検討しているということですが、何か所ぐらいそういう代替が必要な所があるか、そういうリストが示されたかどうかをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 小島議員の質問にお答えいたします。

ここに書いてありますとおり、緊急に撤去が必要な遊具としてこの2カ所が説明され、当初予算において、ほかの部分については計上したいということでありました。そのときにリストを提出していただくようになっておりますので、今回は提出いただいておりません。

以上です。

○議長（堀江 政武君） よろしゅうございますか。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） わかりました。

それで、担当部署のほうに、撤去した所、ほかにもあると思いますし、また調査が進んでると

いうことですから、その全体の状況を、できれば報告していただきたいと。そしてまた、代替遊具を設置希望が出ている所もあると思いますので、その状況についても報告していただければいいことで、一応、要望しておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 要望ですね。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第99号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから起立によって採決します。本件に対する各常任委員長の審査報告は可決であります。

これから起立によって採決します。本件に対する各常任委員長の審査報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号、観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、委員会の閉会中の継続審査については、日程第1の議案の撤回が許可されたことにより、審議の必要がなくなりました。したがって、日程第5を欠番とすることについてお諮りします。

日程第5は、欠番にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。日程第5は、欠番とすることに決定しました。

日程第6. 請願第3号

日程第7. 陳情第6号

○議長（堀江 政武君） 日程第6、請願第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願及び日程第7、陳情第6号、国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を一括議題とします。

請願第3号は厚生常任委員会に、また陳情第6号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 対馬市議会議長、堀江政武様、厚生常任委員会委員長、脇本啓喜。

委員会審査報告書、平成26年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、報告します。

当委員会は、請願の趣旨及び請願理由等をもとに、また、本請願に対する県内自治体の審査動向等も参考とし、慎重に審査を行いました。

まず、請願の趣旨及び請願事項は、配付資料にて御案内のところですが、改めてここに朗読します。

請願の趣旨。貴議会において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成について、衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し、別紙事項を内容とする意見書を提出いただくよう請願します。

請願事項。1、ウイルス性肝炎、肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

審査の経過。配付資料の請願理由によれば、当該疾病に関しては、身体障害者福祉法による支援対象となる医学上の認定基準をクリアするためのハードルが極めて高く、当該疾病患者に対す

る生活支援の実行性は不十分であり、患者の実態に配慮した基準の緩和、見直しを求めるという請願内容です。

委員からは、認定基準の緩和、見直しの程度によっては、国の医療費増加傾向に拍車をかけかねない。したがって、認定基準の緩和、見直しの程度は専門家に委ねるしかない。また、請願理由に示されている現在の当該疾病者数及び当該疾病による死亡者数についても、推定数であり明確なデータをもとにした数値かどうか、当委員会では数値の信憑性の判断に窮するところではある。

一方、請願理由からは正確な数値が判明しない事情もうかがえる。

議論の末、請願の趣旨及び請願理由に関しても、ある程度妥当であると思われるとして、まずは専門家による当該疾病患者の認定基準に関する再検討を促すことで、支援を受給すべき当該疾病の救済を図るべきであろうとの方向性で一致し、最終的には委員からの反対意見はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました請願第3号は、慎重に審査した結果、賛成多数により、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

平成26年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました、陳情第6号、国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本陳情の趣旨は、首相を国会解散に追い込んだのは、増税への国民の怒りである。もともと転嫁が困難な中小企業、小規模事業者は苦境に陥り、地域経済は疲弊に拍車がかかっている。よって、増税の先送り実施ではなく、増税中止を国に求める意見書の提出を求める陳情であります。

しかし、小規模事業者の厳しい経済環境は理解しますが、子育て支援、医療、介護等の社会保障制度の確立、また経済再生、財政支援や教育再生のためにはやむを得ない増税であります。

審査の結果、陳情第4号は、賛成少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告は終わりました。これから、2件の委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これから各案ごとに討論、採決を行います。

請願第3号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第6号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は不採択であります。したがって、陳情第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。本件は不採択とすることに決定しました。

16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 先ほどの委員長報告、一部訂正させていただきますが、後段のほうの審査の結果、陳情第4号と私は申しましたけれども、正解は陳情第6号が正解でございます。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 陳情第4号は、6号のことだそうであるということです、訂正をされましたので、お願いします。（発言する者あり）

暫時休憩します。再開は11時40分からとします。

午前11時28分休憩

午前11時39分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第8. 議案第117号

○議長（堀江 政武君） 日程第8、議案第117号、財産取得契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） ただいま議題となりました議案第117号、財産取得契約の締結について、仮称「上対馬・上県学校給食共同調理場厨房機器購入」は、教育委員会所管の議案ですので、提案理由とその内容について御説明いたします。

本案は、上対馬町比田勝中学校の敷地内に建設を進めています仮称「上対馬・上県学校給食共同調理場」新築工事に伴う厨房機器の財産取得の契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

去る12月2日、13社による指名競争入札を執行いたしました結果、住所、長崎県長崎市中里町1687番地4、氏名、株式会社中西製作所長崎営業所 所長鈴山誉氏が、5,600万円で落札しましたので、消費税相当額448万円を加算しました6,048万円で、同氏を相手方として厨房機器購入の仮契約を12月8日に締結しましたので、ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

学校給食への安全面、衛生面及び作業効率を高めるとともに、アレルギー調理室等を備えた食への安全を重視した施設内の厨房機器を購入しようとするものでございます。

なお、参考資料として厨房機器購入一覧表を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第117号、財産取得契約の締結については、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

議案第117号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 発議第7号

○議長（堀江 政武君） 日程第9、発議第7号、盗難仏像の返還に関する意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） ただいま議題となりました発議第7号、盗難仏像の返還に関する意見書は、韓国政府に対し、不法行為による仏像の早期返還と、仏像等文化財の窃盗を防止する措置を求めるよう、市議会として日本政府に対し強く要望する趣旨から、当意見書を採択したく、意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議第7号、平成26年12月19日、対馬市議会議長堀江政武様、提出者対馬市議会議員上野洋次郎、賛成者対馬市議会議員小宮教義。

盗難仏像の返還に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

盗難仏像の返還に関する意見書。

本年11月24日、対馬市指定有形文化財、梅林寺の誕生仏及び大般若経の盗難が発生し、対馬市厳原町の国際ターミナルで韓国人5人が窃盗容疑で逮捕され、辛うじて国外流出を食い止めることができました。

仏像盗難事件は、今回だけではない。平成24年10月8日に、国指定重要文化財、銅像如来立像及び長崎県指定有形文化財、観音寺の観世音菩薩座像の仏像2体が盗難にあった。翌年平成25年1月29日に韓国において発見され、韓国人の窃盗グループが逮捕された。この事件に係る裁判は結審したが、盗難から2年が経過した現在においても、仏像は返還されていない。特に、国指定重要文化財である銅像如来立像が返還されないことは、ユネスコ条約第3条により不法であることは明白である。

対馬は朝鮮半島に隣接し、古代から朝鮮半島と日本の文物交流のかけ橋としての役割を果たしてきた。対馬市は今後とも、誠信交隣の精神で、文化的・経済的交流を発展させる必要があり、韓国人による仏像窃盗事件で友好的交流が損なわれてはならない。

よって、日本国政府に下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記。1、引き続き韓国政府に対し、不法行為による仏像の早急なる返還を強く求めること。2、韓国政府に対し、韓国人による仏像等文化財の窃盗を防ぐ措置を講ずるよう強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年12月19日、長崎県対馬市議会、提出先内閣総理大臣、外務大臣、文部科学大臣。

以上のとおりでありますので、議員各位の御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。平成26年12月19日、対馬市議会議長堀江政武様、対馬市議会議員上野洋次郎。

よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しましたとおり、発議第8号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第8号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第8号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、発議第8号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 発議第8号、平成26年12月19日、対馬市議会議長堀江政武様、提出者対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者対馬市議会議員小川廣康、賛成者対馬市議会議員小田昭人。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

ただいま議題となりました発議第8号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は、ウイルス性肝炎患者に対し、医療費助成の拡充並びに身体障害者手帳認定基準の緩和を求めることに対して、市議会としてもその趣旨に同意できることから、同意書を採択したく、意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国におけるウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が350万人以上と推定されるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染患者給付金等の支給に関する特別措置法にも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。

特に肝硬変、肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も、身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手当）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの付帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。肝硬変、肝がん患者は、毎日多くの方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記。1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

平成26年12月19日、長崎県対馬市議会、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、

厚生労働大臣様。

以上のとおりでありますので、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

平成26年12月19日、対馬市議会議長堀江政武様、対馬市議会議員脇本啓喜。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 陳情案では、「障害者手帳」となっておりますけど、今、「障害者手当」というふうに読まれましたけど、どちらが正しいのか。「手当」でいくのか「手帳」でいくのか、答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 休憩します。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 済みません。今述べました後者のほう「手当」と書いてあるのは誤植で、「手帳」であります。申しわけありません。

○議長（堀江 政武君） 「手帳」に訂正願います。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。発議第8号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、12月9日から11日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げました議案につきまして御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上に向けまして適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

本定例会及び各常任委員会における議員皆様からの貴重な御意見につきましては、今後とも市政に反映させるべく、努力、取り組んでまいります。また、諸課題につきましては、議会への情報の発信と共有に努める所存ですので、御協力と御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に1件、御報告を申し上げます。御報告いたしますのは、今定例会初日に黒田議員からお尋ねがあった、太平洋クロマグロの資源管理についてです。この件について、12月15日、東京出張の折、水産庁増殖推進部に長谷部長を尋ね、市町村への情報提供を徹底するよう要望いたしました。

現在、対馬市が把握しております情報ですが、漁獲制限量につきましては、一昨日、17日ですが、平成27年1月から始まる漁獲制限の九州西部の上限が、785トンから749トンに修正されたと文書で連絡がありました。基礎となる水揚げデータに成魚が含まれていたことによる修正であります。また、本日19日、九州西部を構成する長崎、山口、福岡、熊本、鹿児島、沖縄の各県担当者会議が開催中で、749トンをどのように配分するかを協議されておりますが、結論をこの場で御報告するまでには至っておりません。

平成27年1月から始まる漁獲制限でありましたが、現時点で国、県からの情報提供が十分という状況ではありません。市といたしましては、情報提供を受け次第、漁協、漁業者の皆様へ、最新の情報を的確にお伝えしたいと考えております。以上、御報告でございました。

さて、新年の行事でございますが、1月3日に成人式、5日に消防出初式を予定しております。議員の皆様には新年早々お忙しいとは存じますが、御出席いただき、新成人また団員への激励を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝と、来る新年が皆様方にとって希望にあふれた飛躍の年となりますよう祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。ありが

とうございました。

○議長（堀江 政武君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に活かされることを期待いたします。

また、本市は今、基幹産業であります漁業においては、燃油の高騰、マグロの漁獲制限、磯焼け、巻き網等による資源枯渇問題など、危機的状況に直面しております。

また、これまでの若年層の島外流出、少子高齢化による過疎化等、人口減少の問題等々に加え、課題は山積をしております。議会、市長部局ともに、対馬市発展のため、さらなる活動を期待いたします。

さて、今年も残すところあとわずかとなりました。皆様方におかれましては、くれぐれも健康に留意され、輝かしい新年を迎えられますことを心より祈念し、閉会の挨拶とします。

会議を閉じます。平成26年第4回対馬市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 長 信義

署名議員 波田 政和